

平成23年度

**総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究
各国および国際社会の海洋政策の動向
報告書**

平成24年3月

海洋政策研究財団
(財団法人 シップ・アンド・オーシャン財団)

は し が き

海洋政策研究財団では、人類と海洋の共生の理念のもと、国連海洋法条約およびアジェンダ 21 に代表される新たな海洋秩序の枠組みの中で、わが国および国際社会が持続可能な発展を実現するため、総合的・統合的な観点から海洋および沿岸域にかかわる諸問題を調査分析し、広く社会に提言することを目的とした活動を展開しています。

その内容は、当財団が先駆的な取り組みをしている海洋および沿岸域の統合的な管理、排他的経済水域・大陸棚の持続可能な開発・利用・保全・管理、海洋の安全保障、海洋教育の推進、海上交通の安全、海洋汚染防止など多岐にわたっています。

さて、当財団では、平成 15 年度以降、ボートレースの交付金による日本財団の助成事業により各国の海洋政策を整理し、その先進的な取り組みを調査研究して参りました。平成 18 年度は、わが国における海洋基本法の制定の動きに合わせて、主要な海洋諸国の海洋および沿岸域に関する法制度および政策の枠組みについて、包括的に調査研究を行いました。平成 19 年度以降は、海洋基本法の成立を受けて進むわが国の総合的管理に寄与するために、様々な課題に取り組んできました。平成 19 年度と 20 年度は、英国とフランスを中心とする諸外国の先進的な海洋政策の取り組みについて調査研究を行いました。平成 21 年度は、当財団がオーストラリアで共催した海洋政策比較研究セミナー、英国における新たな法律の制定、フランスにおける海洋・沿岸域の総合管理に向けた取り組み、米国での大統領による海洋政策推進の動きなどを中心に調査研究を行いました。

本年度（23 年度）は、平成 22 年度に引き続き幅広い国々を取り上げ、米国、欧州連合（EU）、英国、フランス、ロシア、オーストラリア、中国、韓国における海洋政策の新しい動向と新たな法律の制定に関する調査研究を行いました。米国については、2010 年 7 月の省庁間タスク・フォース最終報告にはじまる一連の取り組み、2012 年 1 月に発表された「国家海洋政策実施計画（案）」などの情報を整理しました。また、今年度新たに報告された欧州連合の海洋政策発展支援規則や海洋戦略枠組み指令、英国の海洋政策ステートメントや市民参加ステートメント、中国の風力発電建設管理や海島管理に関する情報などを整理して、それぞれの国の最近の海洋政策の動向を総括しました。これらの重要な資料の和訳を巻末に掲載しました。

本報告書が、海洋および沿岸域の利用、開発、保全および管理に携わる行政機関、研究機関、民間企業、NPO、国民の皆様の活動に、少しでもお役に立てれば幸いです。

平成 24 年 3 月

海洋政策研究財団
会長 秋山昌廣

各国の海洋政策の調査研究

国際海洋グループ活動への参画・会議の開催

研究メンバー

寺島 紘 士	海洋政策研究財団	常務理事
市岡 卓	海洋政策研究財団	政策研究グループ グループ長
米山 茂	海洋政策研究財団	政策研究グループ グループ長代理
宮崎 信之	海洋政策研究財団	政策研究グループ 主任研究員
大川 光	海洋政策研究財団	企画グループ グループ長代理
酒井 英次	海洋政策研究財団	海技研究グループ 国際チーム長
遠藤 愛子	海洋政策研究財団	政策研究グループ 研究員
太田 絵里	同	上
大西 富士夫	同	上
瀬木 志央	同	上
黄 洗 姫	同	上
堀井 進吾	同	上
脇田 和美	同	上
ジョン・A・ドーラン	同	上
武井 良修	同	上
李 銀 姫	東海大学海洋学部	講師

目次（執筆者）

はしがき（秋山昌廣）

はじめに（寺島紘士）----- 1

第1部 各国の海洋政策と法制に関する研究

第1章 米国における海洋政策の動向（瀬木志央）-----	9
第2章 欧州連合における海洋政策の動向（大西富士夫）-----	15
第3章 英国における海洋政策の動向（遠藤愛子）-----	19
第4章 フランスにおける海洋政策の動向（堀井進吾）-----	31
第5章 ロシアにおける海洋政策の動向（大西富士夫）-----	43
第6章 オーストラリアにおける海洋政策の動向（瀬木志央）-----	47
第7章 中国における海洋政策の動向（李 銀姫）-----	53
第8章 韓国における海洋政策の動向（黄 洗姫）-----	63

第2部 国際社会における海洋問題の動き

第1章 PEMSEA（東アジア海域環境管理パートナーシップ）（脇田和美・市岡卓）--	89
第2章 OPINEAR（東アジア海洋政策研究機関ネットワーク）（市岡卓）-----	109
第3章 グローバル・オーシャン・フォーラム（瀬木志央）-----	115
第4章 海洋と海洋法に関する国連非公式協議プロセス第12会期（UNICPOLOS-12） （瀬木志央）-----	119
第5章 その他の国際会議への参加	
①「社会経済的側面を含む海洋環境の報告及びアセスメントに向けたレギュラー・ プロセス」に係るアドホック全体作業部会（瀬木志央）-----	125
②国際海洋法研究所（IOI）カナダ支部海洋管理トレーニングプログラム国際円卓 会議（酒井英次）-----	138
③国家管轄権外の地域における海洋生物多様性の保全と持続的利用の検討に関す るアドホック非公式作業部会（瀬木志央）-----	141
④国際会議「国家管轄を越えた北極海」（武井良修）-----	148
⑤サステイナブル・オーシャン・イニシアティブの開始とプログラム開発のための 会議（寺島紘士）-----	150
⑥東日本大震災復興支援シンポジウム（寺島紘士）-----	152
⑦第9回世界閉鎖性海域環境保全会議（EMECS9）（大川光）-----	154

- ⑧国連訓練調査研究所 (UNITAR) トレーニング・セッション (市岡卓) ---- 157
⑨世界海洋サミット (World Oceans Summit) (市岡卓) ----- 159

参考資料編 目次

資料 1. 欧州連合統合的海洋政策発展支援規則	167
資料 2. 欧州連合海洋戦略枠組み指令	189
資料 3. 英国海洋政策ステートメント	231
資料 4. 英国東部沿岸及び東部沖合海洋計画区域の市民参加ステートメント	299
資料 5. (中国)海上風力発電の建設管理に関する暫定方法	333
資料 6. (中国)海上風力発電の建設管理に関する実施細則	341
資料 7. 中国海洋監察中長期発展計画(2010年～2020年)の概要	347
資料 8. (中国)2010年海島管理公報	351
資料 9. (中国)2011年海島管理の要点	363
資料 10. 2010年中国海洋行政法律執行公報	367
資料 11. 各国および国際機関の海洋政策ウェブサイト集	379

はじめに

はじめに

国連海洋法条約の下で、海洋の法秩序の原則が「海洋の自由」から「海洋の管理」に転換し、沿岸国の海域の管理が大きく沖合に拡大してから早くも18年経った。国連海洋法条約は、領海幅の拡大、直線基線の採用などにより沿岸国の内水・領海を拡大しただけでなく、その外側に、沿岸国の主権的権利・管轄権がその資源・環境等に及ぶ広大な排他的経済水域・大陸棚の制度を設けるとともに、他方で海洋環境の保護を各国の義務とした。これにより沿岸国は、200カイリに及ぶ広大なその沿岸海域の資源等に主権的権利を有するだけでなく、その環境の保護にも責任を負うこととなった。これを受けて各国による、新たな海洋秩序の下での自国が管轄する海域の画定、沖合に拡大した自国の管轄海域の管理、資源の開発・利用や環境の保護・保全などの取組みが始まった。

しかし、広大な海洋に関する人間社会の科学的知見の蓄積はまだまだわずかであり、また、水で覆われて陸域とは異なる特性を持つ海洋空間で活動するための技術の開発も不十分である。加えて、いずれの国にとっても、今まで「海洋の自由」原則が支配していたこの広大な海洋空間をその環境保護等を含めて総合的に管理することは新たな課題である。

このため、各国は、1992年の国連環境開発会議（リオ地球サミット）で採択された行動計画『アジェンダ21』の「第17章 海洋、閉鎖性海域及び準閉鎖性海域を含むすべての海域及び沿岸域の保護及びこれらの生物資源の保護、合理的利用及び開発」などの海洋の総合的管理と持続可能な開発に関する国際的政策枠組みや他国の海洋管理に関する先進的な取り組み事例などを参考にしながら、それぞれの国が海洋やその資源に対していただく期待と関心を実行するために海洋政策の策定、海洋法制の制定、取り組み体制の整備に取り組んできた。

国連海洋法条約発効から20年近くの経った今、各国の海洋の管理の取り組みは大きく進展してきており、また、それに伴い各地で海域の管理をめぐって関係国間で対立や紛争も増加している。

さて、周囲を海に囲まれた海洋国であり、国連海洋法条約によって広大な排他的経済水域・大陸棚を管理することになったわが国は、条約発効当初は新海洋秩序への対応も緩慢であったが、ようやく2007年に海洋基本法を制定して本格的に海洋の総合的管理の取り組みを開始した。

海洋政策研究財団は、日本財団とともに、1990年代の後半から上述したような海洋をめぐる状況並びに新たな海洋秩序や海洋をめぐる国際的政策枠組みへのわが国の対応に関心を持ち、その対応の遅れを憂慮し、「総合的海洋政策の策定及び推進に関する調査研究」に取り組んできた。「各国および国際社会の海洋政策の調査研究」もそう

した取り組みの一環である。2005年に海洋政策研究財団が行った「海洋と日本：21世紀の海洋政策への提言」が、時の与党をはじめとする超党派の政治家、海洋関係各界の有識者等の賛同を得て、2007年の海洋基本法制定の直接のきっかけとなったのは、その成果の一例である。当財団の海洋政策研究の成果は、海洋基本法制定後の同法の基本的施策の具体化にも活かされている¹。

地球の表面の7割を占め、相互に密接な関連を有している海洋の問題は、全体として検討される必要がある。したがって、わが国が海洋の総合的管理と持続可能な開発を推進するにあたっては、同じく新しい海洋秩序に対応するために進められている各国や国際社会の具体的な取り組みが、それをそのままわが国で採用するか否かは別として、わが国の海洋政策の策定・実施の参考資料として大いに役立っている。また、このように他国の取組を自国の海洋政策の参考にしようとする姿勢は、世界各国も共有しているものである。近年では海洋基本法を制定して海洋の総合的管理に取り組んでいるわが国の取組に関心を持ち、これを先進的な参考事例として学ぼうとする動きも海外で盛んになってきている。そのような状況については、「平成22年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 各国及び国際社会の海洋政策の動向報告書」で詳しく紹介したのでそれを参照していただきたいが、平成23年度においても海外からの関心は強く、わが国の海洋政策に関する論文の提出を求められたり²、折に触れて、海洋政策担当者の来訪や日本の海洋政策に関する照会を受けたりしている。今後とも、各国や国際社会の海洋政策の取り組みについて調査研究を進めるだけでなく、わが国の海洋政策研究の成果を海外に発信していくことも重要である。

最近の各国における海洋政策の動きについてみると、広大な海洋空間の管理手法として注目を集めてきた海洋空間計画（又は海洋計画）の導入等の先進的な海洋政策の取組みがさらに進展を見せている。中でも、米国、欧州連合及び英国の最近の海洋政策の取組みは注目に値する。

米国は、2010年7月に省庁間海洋政策タスク・フォースの最終報告が公表され、国家海洋会議（NOC）が設置されるとともに沿岸・海洋空間計画（CMSP）の枠組みが明らかにされが、2011年以降もこれに基づき国家海洋政策実施に向けた取り組みが着々と進められ、2012年1月には「国家海洋政策実施計画（案）」が発表され、3月28日までパブリックコメントにかけられている。

欧州連合においても、2011年11月に「統合的海洋政策」を財政面から補強する「統合的海洋政策のさらなる発展を支援するプログラムの設立に関する欧州議会及び理事会の2011年11月30日のEU規則」が成立した。この規則は、法的拘束力を有し、海洋空

¹ 「排他的経済水域及び大陸棚の総合的な管理に関する法制の整備についての提言」2011.6 など

² Hiroshi Terashima (2012): Japan's Ocean Policymaking, Coastal Management, 40:2, 172-182 など

間計画やブルーエコノミーなどの新しい政策をいち早く取り入れているEU海洋政策における新たな法的枠組みとして注目されている。

英国では、2009年12月に「海洋及び沿岸アクセス法」が制定されたが、同法の下で、最初に海洋計画が策定されることになっている「東部沿岸および東部沖合海洋計画区域」の「市民参加ステートメント (Statement of Public Participation)」が2011年3月に策定された。これは、海洋計画の策定過程にどのように関係者を関与させるか、その内容を示す文書である。また、「海洋及び沿岸アクセス法」に基づき、2011年3月には「海洋計画」を準備するための枠組みである「海洋政策ステートメント (Marine Policy Statement)」が出された。「海洋及び沿岸アクセス法」の具体的取り組みの進展が注目される。

今年度の報告書の第1部では、これらのほか、フランス、ロシア、オーストラリア、中国、及び韓国の海洋政策の取り組みについて取り上げる。また、第2部では、PEMSEA (東アジア海域環境管理パートナーシップ)、OPINEAR (東アジア海洋政策研究機関ネットワーク)、グローバル・オーシャン・フォーラムその他の動きを取り上げ、国際社会における海洋の総合的管理と持続的な開発に関する取り組みを紹介する。さらに巻末に、海洋政策の研究の参考になる各国の資料の和訳を収録した。

本調査研究が、我が国及び世界の海洋政策の参考となり、海洋の総合的管理と持続可能な開発の推進に貢献することを期待したい。

平成 24 年 3 月

海 洋 政 策 研 究 財 団
常務理事 寺 島 紘 士

第1部

各国の海洋政策と法制に関する研究

第1章 米国における海洋政策の動向

2011年における米国の海洋政策の動向は、2010年7月に発表された省庁横断的海洋政策タスク・フォース（Interagency Ocean Policy Task Force: OPTF）の最終報告にしたがい、オバマ政権が掲げる国家海洋政策（National Ocean Policy: NOP）を前進させるための調整や計画作りが中心であった。以下では、近年の海洋政策の動向を整理したうえで、2011年の主たる動向を説明する。

1. 近年の海洋政策における動き

2009年6月12日付のオバマ大統領による大統領覚書により、海洋・沿岸域・五大湖と関連する省庁等の高官により構成される「省庁横断的海洋政策タスク・フォース」（以下、タスク・フォース）が設置された。国内の海洋・沿岸域・五大湖海洋への国家的スチュワードシップ（管理）を高め、海洋資源を長期的に保護しまた持続的に利用していくため、タスク・フォースは国家政策ならびに政策調整枠組みを勧告すること（90日以内）、また実効的な沿岸・海洋空間計画（Coastal and Marine Spatial Planning: CMSP）のための枠組みの勧告を行うこと（180日以内）が課された。タスク・フォースは、2009年9月に「中間報告書」¹を、そして同年12月には「実効的な沿岸・海洋空間計画に向けた暫定的枠組み」²を発表し、それぞれに対してパブリック・コメントを募集した。また、多様なステークホルダーの参加を促すため、タスク・フォースに代わり大統領府環境会議（Council on Environmental Quality: CEQ）が38回に渡る専門家会議を、そしてタスク・フォースも6回の地区市民集会を開催した。

タスク・フォースはこうして集められた数千ものパブリック・コメントや意見をもとに案の修正を行い、2010年7月に「最終報告」³を発表した。最終報告では、1）国家政策として、透明性が高く、科学に基づいた持続的で生産的な沿岸・海洋・五大湖の利用と管

¹ 正式名は「Interim Report of the Interagency Ocean Policy Task Force」
(http://www.whitehouse.gov/assets/documents/09_17_09_Interim_Report_of_Task_Force_FINALE2.pdf)

² 正式名は「Interim Framework for Effective Coastal and Marine Spatial Planning」
(<http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/microsites/091209-Interim-CMSP-Framework-Task-Force.pdf>)

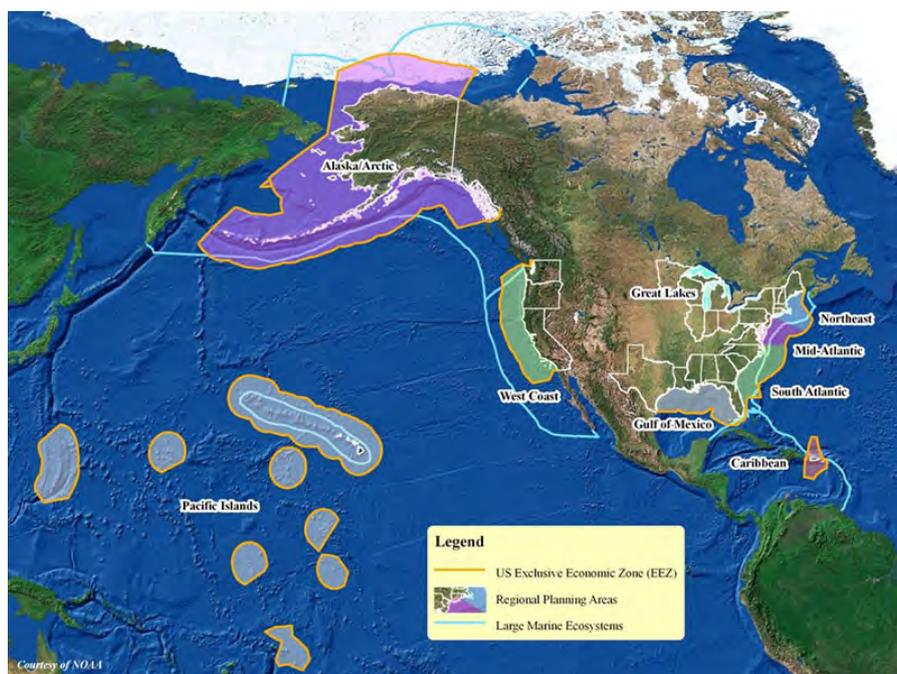
³ 正式名は「Final Recommendations of the Interagency Ocean Policy Task Force」
(http://www.whitehouse.gov/files/documents/OPTF_FinalRecs.pdf)

タスク・フォース最終報告の内容については、当財団発行の平成22年度「総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究各国および国際社会の海洋政策の動向報告書」及び同報告書参考資料編に詳しい記述があるので、こちらを参照されたい。

(<http://blog.canpan.info/oprf/archive/875>)

理の諸施策、2) こうした政策を実施するための政策調整の枠組みとして、国家海洋会議 (National Ocean Council: NOC) を中心とした関係機関との調整の枠組み、3) 国が戦略的に実施すべき9つの優先的目標⁴、4) CMSP を実効的なものにするための枠組み、についてそれぞれ章を設け具体的な提言を行なった。オバマ大統領は、2010年7月19日に「海洋、私たちの沿岸そして五大湖のスチュワードシップのための国家政策」⁵と題した大統領令13547に署名し、NOCの主導によってタスク・フォース最終報告の内容を実施していくことを命じた。

(参考) CMSP における Regional Planning Areas



(出典：米国大気海洋局、2012年)

2. 2011年の海洋政策の動向

(1) 国家海洋政策実施計画案の公表

NOCは、タスク・フォース最終報告に基づき9つの優先的目標に対するパブリック・コ

⁴ 具体的な目標事項は、1) 生態系管理、2) 沿岸・海洋空間計画、3) 意思決定への情報提供と理解の向上、4) 調整と支援、5) 気候変動及び海洋酸性化へのレジリエンスと適応、6) 地域生態系の保護と回復、7) 水質管理と土地の持続的可能な利用、8) 変化する北極海の状態、9) 海洋、沿岸及び五大湖の観測、マッピング及びインフラストラクチャーである。

⁵ 正式名は「Stewardship of the Ocean, Our Coasts, and the Great Lakes」

(<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/executive-order-stewardship-ocean-our-coasts-and-great-lakes>)

メントを2011年1月24日から4月29日まで募集し、その内容を踏まえさらに発展させた国家戦略の素案たる戦略的行動計画⁶を同年6月2日に発表した⁷。戦略的行動計画では、9つの目標事項の全てについて目標の概要と背景を示したうえで、幾つもの具体的計画案を示し、その理由、タイムフレーム、期待される成果、道筋、実施に伴うギャップや必要事項等が明らかにされた。また、NOCは戦略的行動計画に対する30日間のパブリック・コメント期間中である6月9日から7月1日の間、専門家グループを派遣して全国12カ所で公聴会を開催し広く意見を収集することで、行動計画の更なる研鑽を行った。これをもとに、NOCは、そのもとに置かれた州政府、地方自治政府、先住民政府の行政官から構成されるガバナンス調整委員会（Governance Coordinating Committee: GCC）や海洋分野に関わる様々な専門家等で構成される海洋調査諮問委員会⁸（Ocean Research Advisory Panel: ORAP）の意見を聞き、国家海洋政策実施計画⁹の作成にかかり、2012年1月12日にそのドラフト案が発表されるに至った。国家海洋政策実施計画（案）は、前述の戦略的行動計画のフォーマットをベースにはしているが、実施項目の表現が簡潔化された一方で実施に関わる関係機関を明示し、また背景のセクションでは大幅に情報量を増すことで計画の合理性を訴求するなど、読み手に配慮された構成になっている。例えば「生態系管理」の章では、まず生態系管理の一般概念について例を交えながら解りやすく解説した後、米国における重要性や合理性について説明している。その後、「科学情報に基づく生態系管理支援のための科学的枠組みの確立」などの、生態系管理を進めていく上での具体的な行動計画を4つ挙げ、それぞれに対して成果、関係機関、工程などについて端的に示している。

なお、戦略的行動計画に対するパブリック・コメント期間（6月～7月）には、200を超す個人や団体から400以上の意見が寄せられ、また期間中に開催された公聴会には合計1,000人以上が参加した。寄せられた850ほどの意見はNOCにより全てレビューされ、その多くは実施計画（案）に反映されたとしている¹⁰。実施計画（案）については、2012年3月28日までパブリック・コメントが受け付けられ、最終計画は2012年中に発表される予定である。

⁶ 正式名は「Strategic Action Plan」（<http://www.whitehouse.gov/administration/eop/oceans/sap>）

⁷ 2011年6月2日付けの大統領布告により、6月は全国海洋月間（National Ocean Month）と定められた。

⁸ 2006年から2011年までは海洋研究・資源諮問委員会（Ocean Research and Resources Advisory Panel: ORRAP）という名称であったが変更された。

⁹ 正式名は「Draft National Ocean Policy Implementation Plan」（http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/microsites/ceq/national_ocean_policy_draft_implementation_plan_01-12-12.pdf）

¹⁰ NOCのブログによる。（<http://www.whitehouse.gov/blog/2012/01/12/praise-national-ocean-policy-implementation-plan>）

(2) ocean.data.gov の開設

オバマ政権は、「開かれた政府」の実現の一環として、2009年3月に連邦政府の保有する利用価値の高い電子情報をパブリックへと公開することを目的とし、Data.govのウェブサイトを開設した。2012年2月の時点で、利用価値の高い未加工のデータセット、ツール、地理情報、あわせておよそ40万件が公開されている。

2011年12月6日、地域計画策定機関（Regional Planning Body: RPB）の地域沿岸・海洋空間計画（Regional Coastal and Marine Spatial Plan）の策定を支援するため、Data.gov上にocean.data.govが開設された。このサイトは、NOCに関わる15の省庁の協力のもとに運営されており、現段階では管轄区域、生息域、海洋保護区、海底地形等の情報（メタデータ含む）が公開されている。また、こうしたデータはCMPSの地域ごとにもカテゴリー分けされており、地域の海洋や管理組織に関する情報が一覧的に表示される仕様になっている。また、ユーザー間のデータ共有の促進や、サイトの改善要望を直接NOCへ伝えるための「フォーラム」ページも用意されている。

（参考）Data.gov上で開設された海洋関連データを提供するウェブサイト

The screenshot shows the ocean.data.gov website. At the top, it says "An Official Website of the United States Government" and "Thursday, March 15, 2012 | Text: A+ A- A | Share". The main header features the "DATA.GOV / OCEAN PROTOTYPE" logo and "Login | Sign Up" links. Below the header is a large banner with the text "WELCOME TO OUR COMMUNITY!" and "SPECIAL FEATURES AIS DATA FOR VESSEL TRAFFIC PATTERNS". A "VIEW MORE" button is visible. Below the banner is a navigation menu with "Home", "Data", "Tools", "Technical Guide", "Regional Planning", and "Forums". A search bar is also present. The main content area is divided into three columns: "Federal Data Resources", "Regional Planning Efforts and Resources", and "Forum: What Else Should We Be Doing?". Each column has a small image and a "Read More" button. At the bottom, there is a footer with links for "About", "FAQ", "Contact Info", "Data Policy", "Accessibility", "Privacy Policy", and "Sitemap".

(<http://www.data.gov/ocean>)

(3) 全国沿岸・海洋空間計画 (CMSP) ワークショップの開催

CMSP とは、現在及び将来に渡る海洋利用の視点に立ち、多様な生態系サービスの保全・向上や利用者間の調整に関して、社会がより良い政策を導き出せるようになるための空間計画策定プロセスである。タスク・フォース最終勧告書では、CMSP の実施は「9 つの優先項目」の一つとして挙げられ、海洋の健全な利用と管理のためには多様なステークホルダー参加のもと地域の状況に即した海洋空間計画が必要であることが示された。

タスク・フォース最終勧告書では、CMSP を進めるための具体的な工程表を示しており、NOC が連邦機関の代表者の協力のもと、国家海洋政策の実施促進に向けて全国的なワークショップを開催することを勧告している。これにしたがい、NOC は 2011 年 6 月 21 日から 23 日の間、ワシントン D.C.にて国家海洋政策と CMSP の枠組みに関するワークショップを開催した。本ワークショップには、500 人を超える連邦・州政府や部族・地域の代表者に加え、地域漁業管理委員会、先住民団体、市民グループ、その他ステークホルダーの代表者が全国から参加し、CMSP がいかにしてエネルギー開発、レクリエーション、漁業、海運、海洋保護区といった多様な海域利用の調整に役立つのか等について学ぶ機会を得た。NOC にとって、ステークホルダーの CMSP に対する理解向上は、今後開催が予定されている地域ごとの CMSP ワークショップをスムーズに進めるための重要なステップであると考えられている。なお、ワークショップ初日の内容はインターネット上での動画配信によって公開され、260 名を超える視聴者がインターネットを通して参加した。

3. まとめ

2011 年の米国における海洋政策の動向は、2012 年以降本格化することが予想される国家海洋政策の実施に向けての準備が中心であった。米国海洋政策の中心的役割を担う NOC は、タスク・フォース最終勧告書にて示された国家海洋政策における優先目標をどのように実現していくのか、という大きな課題について具体的な計画策定を進めた。また NOC は、ステークホルダーを集めたワークショップを開催して参加者の理解向上を促進した他、今後予定される地域ワークショップ開催に向けた課題整理や情報提供を行い、2012 年以降の CMSP の本格始動にむけて着々と準備を進めてきた。その一方で本年 11 月には大統領選挙が控えており、国家海洋政策を進めてきたオバマ大統領の再選の可能性は不透明な状況にある。そうした意味においても、2012 年は米国の海洋政策にとって極めて重要な年になりそうである。

第2章 欧州連合における海洋政策の動向

2011年の主たる動向は、欧州連合(EU)の海洋政策に新たな枠組みが追加されたことである。漁業分野を除いたEUにおける海洋政策の基本的枠組みには、拘束力のない政策的枠組みとしての「統合的海洋政策(IMP: an Integrated Maritime Policy)」¹、拘束力を有する法的枠組みとしての「海洋環境政策分野における共同体行動の枠組みを設立するための2008年6月17日の欧州議会および理事会の指令」(以下、「海洋戦略枠組み指令」と略記)²とがある³。2011年11月30日には、IMPを財政的に補強することを目的として「統合的海洋政策のさらなる発展を支援するプログラムの設立に関する欧州議会および理事会の2011年11月30日の規則」(以下、「IMP発展支援規則」と略記)⁴が成立した。IMP発展支援規則は、法的拘束力を有し、EU海洋政策における新たな法的枠組みとなったのである。

本章では、まず、2011年の動向として、IMP発展支援規則の概要について、成立背景、資金援助の目的と実施体制、意義という観点から考察する。その後、今後のEUの海洋政策の見通しについて述べる。

本報告書の参考資料編には、IMP発展支援規則の日本語訳を収録した。加えて、2011年の出来事ではないが、EU海洋政策の基本的枠組みとしての重要性に鑑みて、これまで本事業で取り上げられてこなかった海洋戦略枠組み指令についても日本語訳を収録した。併せて参照されたい。

1. IMP 発展支援規則の概要

(1) 設立背景

2009年10月15日付欧州連合の統合的海洋政策に関する委員会の進捗状況の報告書は、当該日付までのIMPの主な達成事項を簡潔に纏めたものである。1カ月後の11月16日に理事会が開催され、IMPの積極的推進のための財源確保の重要性が認識された。理事会は、委員会に対して、2011年発効を目途としてIMPの財源案を提示するよう勧告している。これを受けて、欧州委員会は、今後2年間(2011年から2013年まで)でおよそ50,000,000ユ

¹ *Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic Social Committee and the Committee of the Regions : An Integrated Maritime Policy for the European Union*, Brussels, 10.10.2007, COM(2007)574 final. IMPの概要は次の文献で紹介されている。中島明里「EU海洋政策」、『平成19年度各国および国際社会の海洋政策の動向』、海洋政策研究財団(2008年)、11-16頁。

² *Directive 2008/56/EC of the European Parliament and the Council of 17 June 2008 establishing a framework for community action in the field of marine environmental Policy*, 2008 O. J. (L164).

³ Juan L Suarez De Vivero, "Marine Policy: Europe and Beyond," *Willamamtte J. Int'L. & Dis.*, No.15 (2007) p.173.

⁴ *Regulation (EU) No 1255/2011 of the European Parliament and the Council of 30 November 2011 establishing a Program to support the further development of an Integrated Maritime Policy*, 2011 O. J. (L321).

一口を計上したいとの考えを欧州議会に説明し、欧州議会は、1年後の2010年10月21日に欧州委員会の方針を了承する議決を行っている⁵。IMPの独自財源の確保の背景には、結束基金、地域開発資金、欧州漁業基金といった既存のEU財源では、生態系アプローチに基づいた沿岸域の持続可能な発展というIMPの目標が必ずしも網羅されていないという事情がある⁶。具体的には、IMP発展支援規則によって設立される支援プログラムは、EU沿岸域の「共通情報共有環境(CISE: Common Information Sharing Environment)」や統合的な沿岸域監視システムの導入等に向けた財源として期待されている⁷。

(2) 資金援助の目的と実施体制

IMP発展支援規則は、支援プログラムを設立し、IMPの政策枠組みの下で実施される諸活動に資金的支援を行うものである。その支援の目的は、1)海上および沿岸の統合的管理の促進、2)「海洋空間計画(MSP: Maritime Spatial Planning)」、共通情報環境に代表される分野横断的な諸施策の発展への貢献、3)海洋戦略枠組み指令に定められた環境負荷のある持続可能な人間活動の概念をさらに明確化し、海洋の生物多様性といった海洋環境の保護および海洋沿岸資源の持続可能な利用を促進すること、4)IMPの下で実施されている環海戦略の支援、5)IMPの目的に資する対外協力および対外的調整の改善と強化、6)海事産業と沿岸域の持続可能な経済成長、雇用、イノベーション、新しい技術の支援である⁸。2011年1月から2013年12月31日までの多年度会計期間において、IMP発展支援規則によって設立される支援プログラムには、総額40,000,000ユーロが与えられており⁹、配分割合は、1)が4パーセント以上、2)が60パーセント以上、3)および4)が8パーセント以上、5)が1パーセント以上、6)が4パーセント以上となっている¹⁰。この配分割合からは、IMPにおいて海洋空間計画、情報共有といった分野が圧倒的に優先度の高いものとして認識されていることが判る。

支援の対象となる活動の形態には、1)教育、職業訓練および再雇用プログラム等の進行中の共同プログラム、2)伝達・普及活動およびデータベース等の作成管理、3)会議、セミナー、ワークショップ、利害関係者によるフォーラム、4)EU資金により実施されている地域プロジェクトに関する情報の集積、モニタリング、映像化、データベース化、公開、5)試験的プロジェクトの分野横断的手法に関連する活動が含まれる¹¹。こうした活動には、助成金、公共調達契約等の形態によって援助資金が提供されることとなっている¹²。

⁵ IMP 発展支援規則、前文、(3)～(5)。

⁶ 同上、同(8)。

⁷ 同上、同(15)。

⁸ 同上、第2条。より具体的な目的については、同第3条を参照。

⁹ 同上、第9条。

¹⁰ 同上、付属文書、「第2条(1)に掲げる支出分野に対する一般配分資金」。

¹¹ 同上、第4条。

¹² 同上、第5条。

IMP 発展支援規則によって設立される支援プログラムの責任機関は、欧州委員会である。欧州委員会には、EU の諸規則に則って、融資を受けた活動を監督する義務が課されている¹³。同時に、欧州委員会は、欧州議会と理事会に対して、融資プロジェクトについての説明責任を負っている¹⁴。

(3) IMP 発展支援規則の意義

現代の海洋法は「ポスト国連海洋法期(post-UNCLOS phase)」を迎えている。ヴィヴェロによれば、ポスト国連海洋法期とは、国際海洋法における発展途上国の利益の伸張に加えて、従来型の国家による立法の重要性が低下し、複雑なガバナンスの下で、新しい海洋政策と関連規範が次々と生み出され、社会的アクターや市場がその重要な担い手となっている時期である¹⁵。EU の海洋政策、とりわけ、IMP は、分野横断的であり、多様な海事産業のステークホルダーが IMP の発展にかかわっているマルチレベル・ガバナンスによって運営されている。また、海洋空間計画や、「ブルークロース(Blue Growth)」といった新しい価値を創出ないしはいち早く取り入れている。こういう意味から、IMP は、典型的なポスト国連海洋法期の海洋法であるといえる。

IMP のかかる「先進性」を財政面から補強しようというのが IMP 発展支援規則である。生態系アプローチの環境保護と海洋資源の利用という IMP の大きな目標において、その成否は、社会的アクターと市場原理をどこまで取り込めるのかといった問題にかかっていると見えるだろう。今回の IMP 発展支援規則がこの問題の解決に向けた起爆剤となれるのか、欧州委員会による今後の運用がその鍵を握っている。

2. 今後の EU 海洋政策の見通し

本章では、IMP発展支援規則の概要をみてきた。今後のEUの海洋政策の見通しとして、海洋空間計画と「環海戦略(Sea Basin Strategies)」において動きがあると思われる。海洋空間計画では、2010年12月17日に欧州委員会のコミュニケーション「EUにおける海洋空間計画—成果および将来の展開」が公表された¹⁶。その後、2011年内に海洋空間計画の影響評価の公表が予定されていたが、まだ公表されていない。よって、海洋空間計画の影響評価が近く発表される見込みである。影響評価の公表と直接係わらないが、2012年3月26日に「海洋空間計画へ向けた主張：持続可能な成長のための効率的資源管理(The case for Maritime Spatial Planning: Efficient Resource Management for Sustainable Growth)」と題するEU関係者によるハイレベル会議が予定されている¹⁷。同会議は、影響評価の公表と

¹³ 同上、第 14 条。

¹⁴ 同上、第 13 条。

¹⁵ Juan L Suarez De Vivero, “Marine Policy: Europe and Beyond,” *Willamamtte J. Int’L. & Dis.*, No.15 (2007) p.169.

¹⁶ 当財団の平成 22 年報告書（資料編）に日本語訳を掲載。

¹⁷ 会議アジェンダは、次のウェブサイトでご覧可能。<http://ec.europa.eu/maritimeaffairs/>

も関連して、海洋空間計画の今後の進展を見る上で、重要な会議になるであろう。

環海戦略では、IMPの環海戦略の対象となっている海洋の1つに北極海がある。近年、欧州委員会、欧州議会において、北極海に関連した研究、カンファレンス、発言等が活発化している。こうした状況から、来年度においても、北極海に絡んだ活発な動きが見込まれる。

第3章 英国における海洋政策の動向

英国では、2009年12月に、海洋に関する新しい枠組みとなる「海洋及び沿岸アクセス法 (Marine and Coastal Access Act)」が制定された。本法のもとで、2021年までに、10カ所の海洋計画区域ごとに「海洋計画 (Marine Plan)」の策定が目指されている。海洋計画の策定にあたってはその過程にどうやって関係者を関与させるか、その活動内容を段階的に示した文書である「市民参加ステートメント (Statement of Public Participation : SPP)」が策定されることになっている。計画策定は、10カ所の海洋計画区域のうち東部地区から策定を開始することになっており、2011年3月に、「東部沿岸及び東部沖合海洋計画区域における市民参加ステートメント (East Inshore and East Offshore marine plan areas Statement of Public Participation)」が、同地区の海洋計画策定に先駆けて策定された。また、「海洋及び沿岸アクセス法」第44条に基づき、2011年3月には、これら海洋計画の立案や、海洋環境に影響を及ぼす意思決定のための枠組みを提供する「海洋政策ステートメント (Marine Policy Statement : MPS)」が発行されている。本稿では、「海洋政策ステートメント」と、東部地区の「東部沿岸及び東部沖合海洋計画区域における市民参加ステートメント」の内容について紹介する。



1. 北東部沿岸
2. 北東部沖合
3. 東部沿岸
4. 東部沖合
5. 南東部沿岸
6. 南部沿岸
7. 南部沖合
8. 南西部沿岸
9. 南西部沖合
10. 北西部

図1 英国の海洋計画区域
資料) 海洋管理機関 HP

1. 主な出来事と今後の予定

2009年11月	「海洋及び沿岸アクセス法 (Marine and Coastal Access Act)」制定
2011年3月	「海洋政策ステートメント (Marine Policy Statement : MPS)」発行
〃	「東部沿岸及び東部沖合海洋計画区域における市民参加ステートメント (East Inshore and East Offshore marine plan areas Statement of Public Participation)」策定
2011年4月～	東部沿岸・東部沖合海洋計画の内容検討
2012年春～	東部沿岸・東部沖合海洋計画策定
2012年秋～	・東部沿岸・東部沖合海洋計画原案の提示期間 ・東部沿岸・東部沖合海洋計画案の見直し
2013年春～	独立機関による東部沿岸・東部沖合海洋計画案の調査
2013年秋	東部沿岸・東部沖合海洋計画の確定と公表
2013年秋～	東部沿岸・東部沖合海洋計画の実施、監視及び見直し

2. 海洋政策ステートメント

(1) 構成

2011年3月に発行された「海洋政策ステートメント (MPS)」は、「海洋及び沿岸アクセス法」第44条を根拠に定められる、海洋計画の策定および海洋環境に影響を及ぼす決定のための枠組みであり、3章で構成されている。第1章では、海洋計画策定のための役割、MPSと既存の計画策定の相互作用について明記されている。第2章では英国海域のビジョン、本ビジョンの達成に貢献するハイレベルアプローチ、意思決定のため一般原則の概要が説明されている。また、海洋計画策定に際し考慮すべき経済的、社会的及び環境的事項の枠組みについても明記されている。第3章では、海洋環境で発生する主な活動に関する政策目標が述べられている。

(2) 適用海域

適用範囲は、英国近傍の領海及び沖合海域（英国の排他的経済水域（排他的経済水域が有効となるまでは再生可能エネルギーゾーン）及び英国の大陸棚セクター）とされている¹。

¹ 海洋及び沿岸アクセス法第42条（3）及び（4）参照。

(3) 適用範囲

全ての公共機関²に対し、英国海域に影響を及ぼす認可又は執行決定を行う際、関連する検討の結果、別段に示唆のない限り、MPS に従うよう要求されている。同法では海洋計画においても、関連する検討の結果、別段に示唆のない限り、海洋計画分野で有効な MPS に適合しなければならない旨、要求されている。

(4) 目的

本ステートメントでは、第1に、持続可能な経済発展の促進、第2に、気候変動や海洋酸性化の原因の低減及びそれらの効果への適応を目的に、低炭素経済へ向けた英国の前進を可能にすること、第3に、健全で正常に機能する海洋生態系を促進し、海洋の生息地、種及び我が国の遺産を保護し、つまり持続可能な海洋環境の確保、第4に、局所の社会的・経済的課題に対処するための持続可能な海洋資源の活用を含め、海域が社会にもたらす便益に貢献することを目的としている。

また、海洋計画は、①様々な目標の統合と達成、②英国海域の利用需要と、その結果としての海域に対する圧力が今後も高まり続けることへの認識、③生態系アプローチの適用と、海域における需要の競合に対処、④様々な活動との共存、⑤陸上計画との統合等を考慮して進められる。

(5) MSP の役割と既存計画との統合

第1章では、今後、海洋計画区域ごとに10カ所の海洋計画を立案するうえで、MPSの役割と、既存計画とMPSの相互作用について記述されている。また、今後策定される海洋計画が地域横断的に調整立案され、既存の陸上計画とも併存し、相互作用するものでなければならないと明記されている。例えば、陸上計画及び開発計画文書には既に、沿岸及び河口域の政策が盛り込まれているが、海洋計画がこれら既存の政策に取って代わるものではなく、これらの補完を追求するものでなければならない。そのため、計画の立案及び決定に利用されるデータの一貫性・共有が重要となる。

特に、陸上及び海域で発生する活動は、陸上と海域双方の環境に影響を及ぼす可能性がある。沿岸と河口域は価値の高い環境であるだけでなく、社会的・経済的資産でもある。英国行政府は、河口域及び河口域内で発生する活動が、沿岸域の総合的管理（Integrated Coastal Zone Management : ICZM）³の原則に沿った統合的かつ全体論的な形で管理されることの確保に尽力すると述べている。

² 海底の80%を所有する王室公領（Crown Estate）を含む。

³ EU ICZM 勧告。 <http://ec.europa.eu/environment/iczm/home.htm> 参照。

(6) 英国海域のビジョン

第2章では英国海域のビジョン、本ビジョンの達成に貢献する海洋計画策定への意思決定のため一般原則の概要が説明されている。英国の海洋環境におけるビジョンは、「清浄、健全、安全、生産的、そして生物多様性に富んだ海洋及び海域」を目指すものである。2009年4月に発行された「英国のハイレベルな海洋目標 (the UK high level marine objectives)」(囲み記事参照)では、持続可能な海洋経済の達成、健全で公平な社会の実現、環境的限度内での生活、グッド・ガバナンスの促進、健全な科学の責任ある利用が目指され、英国の海洋環境におけるビジョンを達成させること、持続可能な開発原則を反映させることが述べられている。

囲み記事：英国のハイレベルな海洋目標

■持続可能な海洋経済の達成

- ・ 安全で収益性があり効率的な海洋ビジネスを支えるインフラストラクチャが整備される。
- ・ 全ての人々にとって持続可能な活動、繁栄、そして機会を現在と将来において最大化するよう、海洋環境とその資源が活用される。
- ・ 海洋ビジネスにおいては長期にわたる戦略的決定を下し、リスクを効果的に管理する。海洋ビジネスは競争力があり、効率的に運営される。
- ・ 海洋ビジネスは環境的限度を尊重し、社会的責任のある形で活動する。これが市場で精算される。

■強く、健全で公正な社会の確保

- ・ 人々が海洋環境の多様性、海景、自然遺産及び文化遺産、海洋資源を正しく理解し、責任を持って行動する。
- ・ 海洋環境の利用が社会全体に便益をもたらし、そして沿岸浸食や洪水のリスクに適応できる弾力性と団結力のある共同体に貢献するほか、身体的・精神的福利にも貢献する。
- ・ 沿岸、海域、海洋及びそれらの資源を安全に活用できる。
- ・ 海洋環境が、気候変動の軽減に重要な役割を果たす。
- ・ 沿岸、海域及び広範囲にわたるそれらの資源や資産の活用と享受を望む人々が平等にアクセスでき、また一部の島嶼や周辺域の共同体にとって、海域が重要な役割を果たすという認識が為されている。
- ・ 海洋環境の活用において、国際的な平和と安定の強化及び英国と英国の国益の防衛を含めた防衛上の優先事項を認識し、それらを統合する。

■環境的限度内での生活

- ・ 生物多様性が保護、保全され、また適宜回復され、損失が食い止められている。
- ・ 海洋及び沿岸域の自然な範囲全体にわたり健全な生息地が存在し、そこには強く、多様性のある生物共同体と、健全で弾力性と適応力のある海洋生態系の機能を支える能力がある。
- ・ 我が国の海洋が、代表的、希少、脆弱、貴重な種の存続可能な個体群の生息域となる。

■良い統治の促進

- 海洋環境に利害関係を持つ全ての人々が、それに伴う意思決定に意見を述べる。
- 海洋、陸域及び海域の管理機構が機敏に対応し、一体となって効果的に機能する（例：統合的沿岸域管理や河川流域管理計画を通じた機能）。
- 英国の海洋管理において、行政的、政治的又は国際的な境界があることから設けられている様々な管理体系を考慮に入れる。
- 海洋ビジネスが、明瞭で時宜に適い、バランスの取れた規制に従い、また適宜、計画主導型の規制に従う。
- 海洋環境の利用計画が適宜、空間的に策定され、また機構変動を考慮に入れると共に重要性に応じた海洋文化遺産の保護と管理の必要性を認識する生体系アプローチを基本に策定される。

■健全な科学を責任を持って利用すること

- 海洋環境に対する我々の理解が、新たな科学的及び社会経済的研究やデータ収集を通じて発展し続ける。
- 健全な証拠と監視が、効果的な海洋管理及び政策策定の裏付けとなる。
- 予防原則が一貫して、英国政府及び分権行政府の持続可能開発政策に従って適用される。

①ハイレベルな海洋計画策定アプローチ

海洋計画策定のプロセスでは、ハイレベルな海洋目標の実現に向けた、分野的・特定政策目標の達成と統合に貢献するようなアプローチが目指される。海洋計画の策定は、i) 英国及び EU 法制の下での要件、及び国際法の下での義務と整合的をもって実施されること、ii) ハイレベルな目標を実現し、持続可能開発の達成に貢献できるよう、海域に影響を及ぼす関連行政機関の政策目標を達成するように実施されること、iii) 関連プロジェクト、プログラム、計画、国家政策及び指針を考慮して実施されること、iv) 生態系アプローチを基本とすること、v) 参加型であり、また相談窓口、利害関係者、規制当局及び関連する専門家から提供されるデータが情報源となること、vii) 既存データの効果的な利用や適切な管理の調整等の下、進められる必要がある。

②ハイレベルな意思決定原則

海洋計画策定にかかる意思決定の原則として、執行又は認可の決定が英国海域に影響を及ぼす、又はその可能性がある場合、かかる決定は、例えば科学知識や技術など、関連する検討の結果、別段に示唆のない限り、関連する海洋政策文書に従って下されなければならないとする。考慮すべき原則として以下があげられる。

- 決定は個々の行政府における関連の海洋政策文書に記載の詳細な情報及び助言を基本とすること
- 決定は英国及びEUの法制の下での要件を満たし、かつ国際法の下での我々の義務と整合的な形で実施されること
- 関連の英国行政府における、海域に影響を及ぼす政策目標を全て考慮に入れる形で実施されること
- 関連する他のプロジェクト、プログラム、計画、国家政策³³及び指針を考慮に入れる形で実施されること

陸上計画策定当局及びその他の規制当局と適切に連携した上で、また適宜、法務等の顧問と協議の上で下されること

- 可能であれば、既存のデータを効果的に利用して合理化されること
- ハイレベルな目標において打ち出された通り、健全な科学を責任を持って活用する必要性を認識しつつ⁴、不確実性を勘案するリスクベースのアプローチを用いて下されること
- 以下を含め、特に重要な場所に対する如何なる潜在的影響にも敏感であること
 - 環境法制の下で保護される場所、又は文化遺産との関連で指定される場所
 - 社会的又は経済的重要性が特に高い場所
- 適切な適応・緩和措置の特定を確保するよう、個々の適用における気候変動の緩和と適応による潜在的影響を考慮すること
- 優良設計（利用可能な技術及び技術革新の最良な利用を含む）がもたらし得る便益を考慮すること
- 検討対象提案による潜在的影響に相応しい形で、法的義務に沿った適切な条件を含め、様々な開発段階で可能であれば、負の影響を回避し、次いでそれを緩和することに関心を向けること。代替的な場所の選定又は設計によって、負の影響を緩和しながら便益を保持できる場合、これも適宜、検討すべきであるとする。

③経済的、社会的及び環境的検討事項

海洋計画策定においては、計画実行による、経済社会的、環境的側面からの影響評価が必要となり、それぞれの分野において本章において詳細に検討されている。環境的検討事項として、海洋計画の策定において考慮に入れる必要のある国際レベル及び国家レベルの法規定が存在する。例えば、海洋戦略枠組指令（Marine Strategy Framework Directive : MSFD）（指令2008/56/EC）、水枠組指令（指令2000/60/EC）、生息地指令、野生鳥類指令などが挙げられる。

MSFDでは、英国の海洋及び沿岸域における良好な環境状態の達成に向けた法的枠組みが

⁴ 例えばイングランド及びウェールズにおける関連の国家政策綱領など。

定められている。同指令の狙いは、2020年までに良好な環境状態を達成するよう設計された管理措置を加盟諸国が導入することである。同指令では、人間活動の管理に向けた生態系アプローチの適用、これらの活動が良好な環境状態の達成と両立可能な水準に保たれるよう確保される。同指令の下、加盟諸国は自国の水域を対象に、以下の要素から成る海洋戦略を策定しなければならないことになっている。

- ・ 英国海域の利用、海洋環境の悪化に伴う負担の経済的、及び社会的分析を含む、英国海域の現在の状態の評価（2012年まで）。
- ・ 関連する目標及び指標の確立を含む英国水域における良好な環境状態の構成要素の特性評価（同じく2012年まで）。
- ・ 良好な環境状態へ向けた進歩を評価するための監視プログラムの策定（2014年まで）。
- ・ 2020年までに良好な環境状態を達成するための措置に関するプログラムの策定（2015年まで）及び実施（2016年まで）。

他に、詳細な経済的、社会的、及び環境的検討事項として、①海洋生態学と生物多様性、②空気質、③騒音、④生態学的及び化学的な水質及び資源、⑤海景、⑥歴史的環境、⑦気候変動の適応及び緩和、⑧沿岸の改変及び洪水等について、個々に検討が加えられている。

(7) 政策目標

海洋計画の策定は、以下、それぞれの政策目標の達成及び統合に貢献するものとされている。第3章では、それぞれの活動から生じ得る経済的及び社会的便益と潜在的悪影響について論じられている。

- ・ 保護海域
- ・ 防衛及び国家安全保障
- ・ エネルギー生産・インフラ開発
- ・ 港湾・海運
- ・ 海洋骨材
- ・ 海洋浚渫・処分
- ・ 電気通信ケーブル敷設
- ・ 漁業
- ・ 養殖
- ・ 水管理・下水処理・処分
- ・ 観光・レクリエーション

(8) まとめ

海洋政策ステートメントは、英国海域に影響を及ぼす海洋計画策定及び意思決定のための枠組みを提供するものである。本ステートメントでは、英国海域における行政機関のビ

ジョン、意思決定の一般原則、ビジョンの実現と持続可能開発の達成に貢献するハイレベルな海洋計画策定アプローチの概要が説明されている。また、検討を要する環境的、社会的、及び経済的事項が明記されている。さらに、海洋環境で発生する主な活動に関する政策目標も打ち出された。海洋計画はこれらの目標と歩調を合わせる共にそれらの実現に貢献する必要があり、また海洋計画当局及び意思決定者は、これらの活動に伴う圧力や影響を考慮する必要がある。

3. 東部沿岸及び東部沖合海洋計画区域における市民参加ステートメント

「市民参加ステートメント (SPP)」は、2009年の海洋及び沿岸アクセス法の下、海洋管理機関 (Marine Management Organization) により、その策定が義務付けられたものである。SPP は、海洋計画の策定前に作成される文書であり、本文書は、海洋計画策定に関心のある人の見解及び意見をどうやって実行するか、いつ実行するか、またどう取り入れるかについて、段階的に活動内容が示されている。具体的には、i) 関与の原則、ii) 海洋計画策定の背景、iii) 東部沿岸及び東部沖合計画区域、iv) 海洋計画策定の段階、v) 関与させる関係者、vi) 関係者との連携を実現する時期と方法、vii) 見直しと改定等について説明がなされている。

(1) 関与の原則

関与の原則については、以下のとおりである。

- ・意思決定プロセス及び地域特定の政策策定の早い段階で、市民参加を実現する
- ・効果的な連携方法を利用し、有意義な意見調査に十分な時間を費やして、適切な時期に関係者及び関係団体との連携を図る
- ・意見調査方法の効果は意見を募る相手及び問題によって異なるものであり、「万人向け」アプローチは有効でないことを認識し、柔軟性を重視する
- ・個人とその生活様式の多様性を尊重し、性別、年齢、人種、能力、性的指向、状況又は居住地に関係なく意見を述べる公平な機会を個人に与える
- ・連携の目的及び個人が自らを役立てられる方法を明確にし、同意された期間の中で個人の見解がどのように考慮されたかを人々に知らせる
- ・ウェブサイト上及び沿岸局のネットワーク上で資料を公開する
- ・平易な英語を使い、専門用語の使用を避ける方法で、人々にわかりやすく伝える

(2) 海洋計画策定の背景

英国周辺海域の混雑化が進み、海洋活動及び保護措置に向けた海洋空間の需要が競合するにつれて、英国海域を最も持続可能な方法で利用及び管理するための統合的戦略アプローチの適用が必要とみなされるようになってきた。そこで、海洋計画の策定は、許認可及び日常的管理等の既存措置を補完しながら実行する意図で策定されるべきであり、かつ、

特定水域に焦点を宛て、経済的、環境的及び社会的問題を検討し、あらゆる部門を包含し、ビジョン、目的及び政策を明確に設定した上で策定される。

(3) 東部沿岸及び東部沖合計画区域

海洋計画を作成する最初の区域は東部沿岸及び沖合水域である。東部計画区域には、北部 Flamborough Head から南部 Felixstowe に伸びる海岸線区域でおよそ 6000 平方キロメートルの英国東部水域を含む。また、東部沖合計画区域には 12 海里水域から領海線に至る合計約 49,000 平方キロメートルの水域が含まれ、オランダ、ベルギー及びフランスの一部は東部沖合計画区域と領海線を接している。

東部沿岸及び東部沖合区域が、英国最初の海洋計画策定区域として選定された理由は以下のとおりである。

- ・ 広範な海洋活動範囲、今後の持続可能な開発可能性及び国内経済へ貢献している
- ・ この水域の大規模な洋上風力エネルギー計画が、開発を控えたこの区域の利用競争の持続的管理に理想的機会を提供している
- ・ 貧困地域を含め、持続可能な開発における経済的自信の恩恵を受けるコミュニティが存在する
- ・ 東部沿岸及び東部沖合海洋計画は、沖合水域での海洋活動の段階的変化とそれが他の用途及び自然環境への圧力に与える影響から、持続可能な開発を最大限進めるものになる

(4) 海洋計画策定の段階

海洋計画策定の段階については、以下の図に示した。

東部沿岸及び東部沖合計画区域は、オランダ、ベルギー及びフランスの一部は東部沖合計画区域と領海線を接していることから、海洋計画立案に関する経験を共有し、計画立案期間を通じて計画区域の領海隣接国と連携する最善策を討議する意図で、オランダ、ベルギー、フランス及び米国の代表とのワークショップが開催されている。

(5) 関与させる関係者

関与させる関係者として、海洋計画は海洋計画区域に関心を持つすべての人々のためのものであるが、海洋計画の策定において重要な役割を果たす分野がいくつかある。具体的には、養殖業、国防及び国家安全保障、エネルギー生産及びインフラ開発、漁業、地元コミュニティ及び選出された構成員、地方自治体、海洋骨材、海洋保全、海洋浚渫及び投棄、港湾及び海運業、電気通信ケーブル配線、観光及びレクリエーション、下水処理・処分等の関係分野があげられる。また、以下に述べる利害関係者団体との連携は、海洋計画を作成する過程で重要な役割を果たす。

- ①沿岸域のパートナーシップおよびフォーラム
- ②海洋保全区域プロジェクト

- ③地方自治体及びその他の規制機関
- ④隣接国
- ⑤非政府組織
- ⑥業界代表団体
- ⑦一般市民、地域コミュニティ及び地域利益団体
- ⑧持続可能性評価協議機関
- ⑨法定パートナー及びその他の政府機関

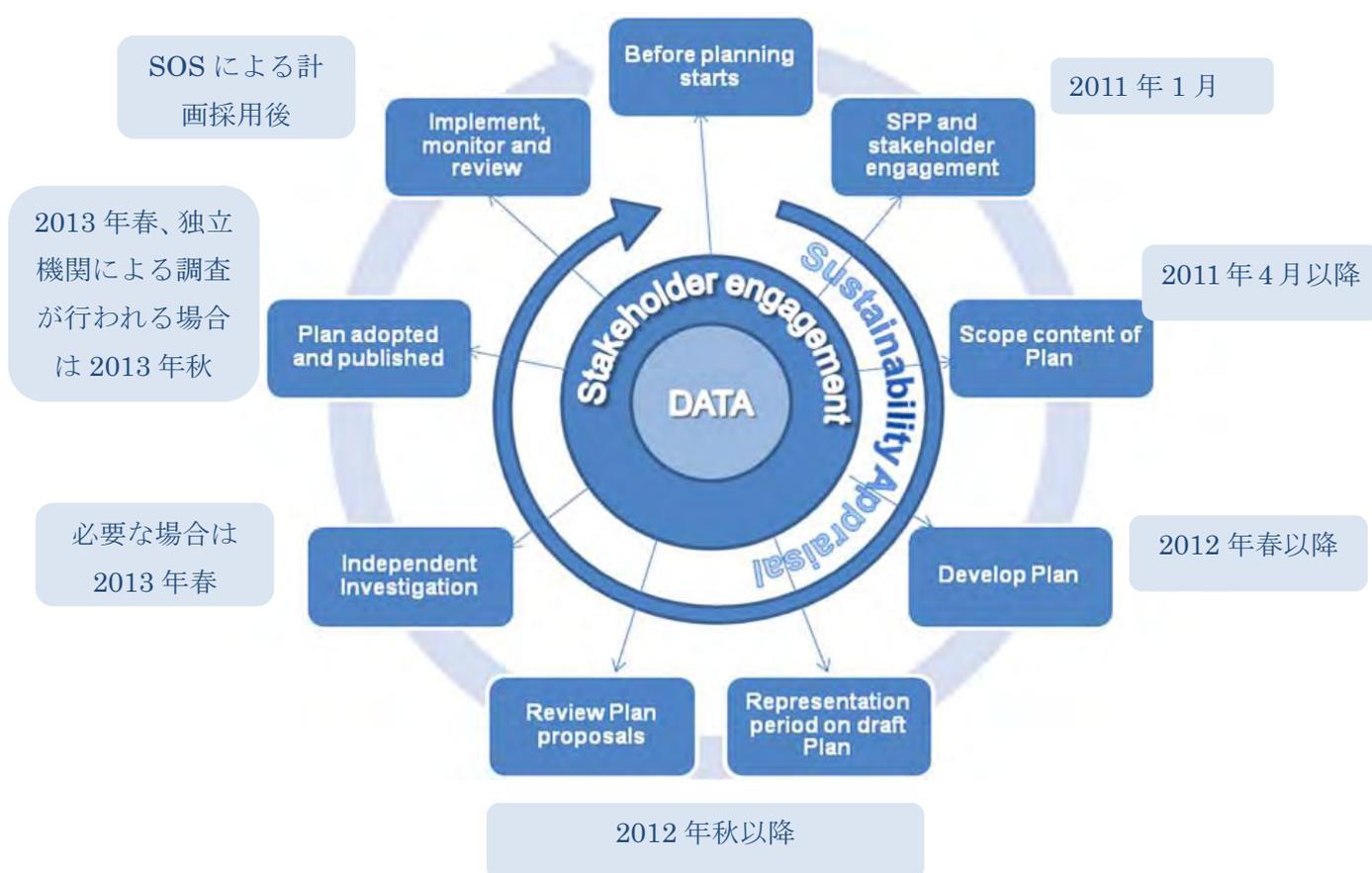


図2 海洋計画策定の段階と時期

資料) 東部沿岸及び東部沖合海洋計画区域における市民参加ステートメント

(6) 関係者との連携を実現する時期と方法

本市民参加ステートメントには、海洋計画策定の日程が記載され、計画立案プロセスの各段階における利害関係者との連携方法の概要が示されている(翻訳文書参照)。具体的には、①SPP及び利害関係者の参加、②海洋計画内容の検討、③海洋計画の策定、④計画案の公表、⑤協議の結果修正された海洋計画案の分析、⑥(必要な場合)独立した調査、⑦

海洋計画の採択と公表、⑧実施と見直し、等 8 段階において策定される。本過程において、利害関係者に進捗状況を伝えると共に、利害関係者からも海洋計画立案に情報が提供されるような連携関係が構築されるようになっており。今後はウェブサイトを通じて、計画立案プロセスの各段階の正確な時期を正式に公表し、利害関係者が海洋計画立案の次の段階及び開始時期について明確にわかるようにされる。海洋計画策定の進捗状況の概要は、電子ニュースレター、通常のニュースレター、電子メール、ウェブサイト更新及び新聞マスコミ報道で随時更新される予定である。

(7) 見直し改定

海洋計画の策定は始まったばかりで固定されたものではなく、絶えず変化する進化性を備えている。策定プロセスを通じて、海洋計画全体の目標を確実に達成することを目指し、利害関係者の見解と参加実績を反映させる意図で市民参加ステートメントに変更を加える可能性もある。市民参加ステートメントの大幅な改定には、主務大臣の承認が必要であり、改定された市民参加ステートメントが公表される場合は、利害関係者に公に通知される。

第4章 フランスにおける海洋政策の動向

フランスは、歴史的に大陸国家としてのアイデンティティが強く、自国の領有する海外の領土およびそこから発生する広大な管轄海域についてはあまり目を向けてこなかったと言われている。経済発展・雇用創出の場としての海洋の可能性が注目され、フランスの海洋政策が本格化したのは、サルコジ政権（2007年5月～）になってからのことである。

本章では、サルコジ政権下で推進されたフランスの海洋政策について紹介する¹。まず、基礎的情報として、フランスの地理情報、統治機構制度、行政区分について概観し（Ⅰ）、次に、主要な海洋政策担当機関について整理する（Ⅱ）。そのうえで最後に、サルコジ政権下での海洋政策について、政策指針の決定過程、具体的に実施された海洋政策の諸事例の順番に紹介する（Ⅲ）。

なお、本章で取り上げるフランスの法令（憲法、法典、法律、デクレ、アレテ）は、フランス政府の法令サイト²で入手可能なので、適宜参照されたい。また、法令の多くは時の経過とともに様々な改正を受けるが、そうした経緯を逐一説明することはしていない。特に断らない限り、本章で紹介する法令およびその文言は、2012年3月1日時点で有効なものである³。

Ⅰ. 地理情報、統治機構制度、行政区分⁴

1. 地理情報

フランス本土（France métropolitaine）は、ヨーロッパ西部に位置するヨーロッパ大陸フランス（France continentale）と地中海西部に位置するコルシカ島からなる。ヨーロッパ大陸フランスは、北西部で北海および英仏海峡に、西部で大西洋に、南東部で地中海にそれぞれ面している。

加えて、旧植民地のうち未独立または独立の意思がない地域が海外フランス（France d'outre-mer）として多数存在しており、それらは海外県（DOM, Département d'outre-mer）と

¹ フランスの海洋政策については当財団の過去の報告書で既に何度か扱っているが、ここでの記述は、各年度になされた具体的な政策の紹介が中心であった。今回は、フランスの地理や国制などの基礎的・背景的な情報も併せて紹介しておくことが読者の理解に資すると考え、例年よりも包括的な記述を行うこととした。

なお、本章の執筆にあたり、当財団の客員研究員として来日していたフランス海洋研究開発機構（IFREMER, L'Institut Français de Recherche pour l'Exploitation de la Mer）のイブ・エノック（Yves Hénocque）博士から、数々の助言および資料提供を受けた。記して感謝申し上げます。

² <http://www.legifrance.gouv.fr/>

³ 上述の法令サイトは、法令の改正過程について逐条レベルで簡単に跡付けることができる仕様になっており、非常に便利である。

⁴ 以下の記述については主として、滝沢正『フランス法』（第4版、三省堂、2010年）を参照した。

海外領土 (TOM, *Territoire d'outre-mer*) に区別される。海外県は、ギユイアンヌ (仏領ギアナ)、グワドループ、マルチニック、レユニオン、マイヨットの5つであり、地理的事情から特別な扱いを受けつつも原則として本土の県と同一の地位を持ち、フランス本土の法令がそのまま適用される (憲法 73 条)。海外領土としてはまず、仏領ポリネシ、ワリス・エ・フトゥナなど住民のいる海外地方公共団体 (*collectivité d'outre-mer*) が存在する。海外地方公共団体には高い独立性が認められており、フランス本土の法令は当然には適用されない (74 条)。また、ヌヴェルカレドニ (ニューカレドニア) については、独立運動などの歴史的経緯から、他の海外領土とは区別された特別な扱いがなされており (76 条、77 条)、独立するかフランスに留まるかを選択するための住民投票が 2014 年から 2019 年までの間に行われる予定である。その他、クリッパートン島などの無人島を領有するほか、南極大陸の一部 (アデリー領) についても領有権を主張している。

以上のような本土および海外の領土からもたらされる管轄海域は広大であり、フランスが管轄下に置く EEZ の広さは約 1100 万平方キロメートル (海外の領土から発生するものがそのうちの 97 パーセントを占める)⁵で、アメリカに次ぐ世界第 2 位である。

2. 統治機構制度

直接選挙により選出される共和国大統領が国家元首であると同時に執行権の長であり、1958 年の憲法改正 (第 5 共和制) 以降は、執行権優位の国制を維持している。立法府は、元老院 (*Sénat*) と国民議会 (*Assemblée Nationale*) からなる二院制を採用している。

フランスの行政機構は伝統的に中央集権的であったが、ミッテラン政権 (1981 年～1995 年) の下で「市町村、県、州の権利および自由に関する 1982 年 3 月 2 日の法律 (地方自治法)」⁶が成立して以降は地方分権化への転換が図られており、2003 年 3 月 28 日の憲法改正⁷によって、憲法 1 条に「その [=フランスの] 組織は分権化される」という文言が加えられるまでに至っている。

対外関係については、憲法上、自国が締結した条約⁸は国内法に優越する地位を与えられている (憲法 55 条)。また、フランスを含む EU 加盟国は、一定の政策分野についての権

⁵ ただしこれは、国際的には必ずしも承認されていない南極大陸内領土 (アデリー領) から発生する EEZ も含まれた数字である。

ちなみに、地中海については、地理的および歴史的経緯から、フランスを含む沿岸国は EEZ を宣言していない。フランスは、2009 年に地中海沿岸での EEZ を宣言する意図を表明したことがあるものの、現在のところその実現のための公的・具体的な動きは確認されていない。

⁶ Loi n° 82-213 du 2 mars 1982 relative aux droits et libertés des communes, des départements et des régions.

⁷ Loi constitutionnelle n° 2003-276 du 28 mars 2003 relative à l'organisation décentralisée de la République (1).

⁸ 海洋政策に関わるものとしては、例えば、国連海洋法条約 (1982 年)、海洋汚染防止条約 (1973 年) および同議定書 (1978 年) などの IMO 諸条約、ラムサール条約 (1971 年)、生物多様性条約 (1992 年) など。

限を EU に委譲しているが、その中には共通漁業政策（CFP, Common Fisheries Policy）の下での漁業資源保全が含まれており（EU 運営条約 3 条 1(d)）、当該分野についてはもはや各国独自の政策を実行することはできない。さらに、EU 条約のみならず EU が採択した第 2 次法（規則、指令、命令）⁹も加盟国に対して法的拘束力を有し（同条約 288 条）、EU 裁判所の判例法によれば、これら EU 法の効力は加盟国の憲法にさえも優越するとされる。

3. 陸域、海域の行政区分

国土全体の行政区分は、大きな単位から順番に、州（région、本土に 22、海外に 5）、県（département、本土に 96、海外に 5）、郡（arrondissement、全国で 324）、小郡（canton、全国で約 3800）、市町村（commune、全国で約 36500）となっており¹⁰、このうちで地方公共団体としても認められているのは、州、県、市町村の 3 種類である。

沿岸海域については、港湾・河口部分を除いた海岸線（低潮線）の外側は、原則として地方ではなく国の管轄である。行政上、3 つの海軍軍管区（la préfecture maritime）—①大西洋軍管区、②英仏海峡・北海軍管区、③地中海軍管区—に区分されており、それぞれの長たる海軍軍管区長官（le préfet maritime）が、当該海域の海洋政策について国家を代表する¹¹。

港湾は行政上、自治港（le port maritime autonome）、重要港（le grand port maritime）、地方港（le port maritime relevant des collectivités territoriales）に区分されており、前 2 者は国の管轄、後者は地方の管轄である（「運輸法典」¹²、L5311-1 条）¹³。

海外の領土については、前述の通り、原則として本土と同様の扱いを受ける海外県、高い独立性が認められる海外領土—住民のいる海外地方公共団体、特別な制度下にあるヌヴェルカレドニ、そしてその他の無人島や南極大陸内領土—に区分されている。

II. 主要な海洋政策担当機関

海洋に関する政策項目は多岐にわたり、それらを担当する行政機関の数もまた非常に多いため、全体的・体系的に整理することは容易ではない¹⁴。以下では、海洋政策を担当す

⁹ 海洋政策に関わるものとしては、例えば、野鳥指令（79/409/EEC、1979 年）、生息地指令（92/43/EEC、1992 年）、海洋戦略枠組指令（2008/56/EC、2008 年）など。

¹⁰ 海外の州と県とがともに 5 つとなっているが、これは、前述（I-1）の 5 つの海外県が、県であると同時に州と同一の地位をも付与されているからである。

¹¹ 海軍軍管区について、詳細は後述（II-5）。

¹² Code des transports.

¹³ 港湾について、詳細は後述（III-2-(1)）。

¹⁴ この点、2007 年 3 月 22 日のアレテ（Arrêté du 22 mars 2007 établissant la liste des missions en mer incombant à l'Etat dans les zones maritimes de la Manche-mer du Nord, de l'Atlantique, de la Méditerranée, des Antilles, de Guyane, du sud de l'océan Indien et dans les eaux bordant les Terres australes et antarctiques françaises）によって作成された、海洋政策分野およびその担当行政機関を整理した表がよくまとまっており便利であるが、既に 5 年が経過しておりや

る行政機関のうち主要なものについてのみ項目を設けて紹介し、他の機関についてはその文中および後述する海洋政策の具体例の中で適宜言及していくこととする。

1. 海洋関係閣僚委員会 (CIMER, le Comité Interministériel de la Mer)

CIMER については、1995 年 11 月 22 日のデクレ¹⁵に詳しく規定されている。

CIMER の任務は、国家の海洋政策を決定し、海洋におけるあらゆる分野の国家活動—とりわけ、海洋空間の利用、海域の保護、海洋資源の利用および持続可能な管理—の指針を定めることである。加えて、沿岸警備については、そこに含まれる活動について定義し、優先順位を定め、当該業務を担当する様々な機関の調整を行う¹⁶。さらに、海洋政策に関わる国際的および共同体 (EU) 的な立法案を承認することができる (1 条)。

CIMER の議長は首相が務め、海洋政策に関係のある多くの閣僚が参加する。事務局は、政府事務総局 (le secrétariat général du Gouvernement) に置かれる (2 条)。

2. 海洋総合事務局 (SGM, le Secrétariat Général de la Mer)

SGM についても同様に、1995 年 11 月 22 日のデクレに詳しく規定されている。

SGM は首相の権限の下に創設される。事務局長は閣議を経たデクレによって指名され、CIMER の会合に参加する (3 条)。

SGM の任務は、概略以下の通りである。①CIMER の討議の準備、そこでの決定の執行、海洋に関する国家政策の策定作業の促進および調整、②海洋政策に関する統制、評価、調査業務の執行 (海洋に関する種々の委員会への参加など)、③海洋における国家活動の調整 (海軍軍管区長官、海外領土の政府代表の活動の促進および調整など)、④沿岸警備政策の策定作業の促進および調整、⑤国際法、共同体法の発展を考慮して、海洋に関する文書の調査およびその必要な変更の提案がなされるよう確保する、⑥海洋政策および海洋に関する国家活動についての報告書を毎年作成し、首相に提出する (4 条)。

3. エコロジー・持続可能開発・運輸・住宅省 (MEDDTL, le Ministère de l'Écologie, du Développement durable, des Transports et du Logement)

前身である「エコロジー・エネルギー・持続可能開発・海洋省 (le Ministère de l'Écologie, de l'Énergie, du Développement durable et de la Mer)」との比較で、「海洋」という文言が消えて分かりにくくなっているが、MEDDTL は海洋問題を担当する主要官庁である。実際、同省の中央行政機構について規定した 2008 年 7 月 9 日のデクレ¹⁷を見ても、省内には「イン

や古くなっている点は注意が必要である。

¹⁵ Décret n° 95-1232 du 22 novembre 1995 relatif au comité interministériel de la mer et au secrétariat général de la mer.

¹⁶ 沿岸警備について、詳細は後述 (III-2-(4)-①)。

¹⁷ Décret n° 2008-680 du 9 juillet 2008 portant organisation de l'administration centrale du ministère de l'écologie, de l'énergie, du développement durable et de l'aménagement du territoire.

フラ・運輸・海洋局」が設置されている（1条）。

MEDDTL 大臣の権限は、2010年11月25日のデクレ¹⁸によって規定されており、それによれば、持続可能な開発、環境、気候、運輸分野などと並んで、海洋分野についての国家政策を準備し実施する権限を有する（ただし、漁業、海洋文化、造船分野は除かれる）。また、首相の委任の下、CIMERの議長を務めることができる（1条）。

その他、様々な官庁が海洋政策を担当していることは言うまでもない。例えば漁業については「農業・食料・漁業・農村地域・国土整備省（le Ministère de l'Agriculture, de l'Alimentation, de la Pêche, de la Ruralité et de l'Aménagement du territoire）」が、海上防衛、沿岸警備については「国防・退役軍人省（le Ministère de la Défense et des Anciens Combattants）」が、海外県・海外領土については「内務・海外県・海外領土・地方自治体・移民省（le Ministère de l'Intérieur, de l'Outre-mer, des Collectivités territoriales et de l'Immigration）」が、それぞれ所管している。

4. 州際海洋局（la direction interrégionale de la mer）

州際海洋局は、MEDDTLに属する中央の出先機関（le service déconcentré）であり、その組織および任務については、2010年2月11日のデクレ¹⁹によって規定されている。管轄海域は、以下の4つ—①英仏海峡東部から北海（本部：ルアーブル）、②大西洋北部から英仏海峡西部（本部：ナント）、③大西洋南部（本部：ボルドー）、④地中海（本部：マルセイユ）—に区分されている（1-I条）。また、MEDDTLに属しつつも、必要に応じて、農業・食料・漁業・農村地域・国土整備省の命令にも服する（1-II条）。

州際海洋局は、州の海洋担当部局を統合して創設される（2条）。その任務は、州知事および海軍軍管区長官の権限の下でなされ、具体的には、海洋における持続可能な開発、海洋資源管理、海洋活動の規制についての国家政策の指揮、および、海洋・沿岸域活動の規制についての（地方レベルも含めた）政策の調整などである（3-I-1条）。

州際海洋局長は、MEDDTL大臣、州知事、海軍軍管区長の権限の下で海洋政策を執行する。具体的には、海上標識、海洋情報の発信、海上人命救助、海上交通の監督、海上汚染事故対策、水先案内の監督、専門家教育などである（3-II条）。

その他、個々の州、県のレベルにおいても、海洋に関する国家政策が執行されることは言うまでもない。州知事、県知事の権限などの詳細に関しては、2004年4月29日のデクレ²⁰を参照されたい。

¹⁸ Décret n° 2010-1443 du 25 novembre 2010 relatif aux attributions du ministre de l'écologie, du développement durable, des transports et du logement.

¹⁹ Décret n° 2010-130 du 11 février 2010 relatif à l'organisation et aux missions des directions interrégionales de la mer.

²⁰ Décret n° 2004-374 du 29 avril 2004 relatif aux pouvoirs des préfets, à l'organisation et à l'action des services de l'Etat dans les régions et départements.

5. 海軍軍管区 (la préfecture maritime)

前述の通り、本土の沿岸海域のうち、港湾・河口部分を除いた海岸線（低潮線）の外側は、地方ではなく国の管轄である。海域ごとに、以下の3つの海軍軍管区—①大西洋軍管区（本部：ブレスト）、②英仏海峡・北海軍管区（本部：シェルブール）、③地中海軍管区（本部：トゥーロン）—に区分されており、それぞれの軍管区の長たる海軍軍管区長官 (le préfet maritime) は、当該海域の海洋政策について国家を代表する（「海洋における国家活動に関する2004年2月6日のデクレ」²¹、1条）。

海軍軍管区長官という役職の歴史は非常に古く、19世紀には既に存在していた。現在も海軍将官が就任すべきこととされているが（5条）、軍事部門・民生部門の両方の海洋政策を担うという意味で、非常にユニークな地位を有する。

海軍軍管区長官は管轄海域における一般警察権限を有し、海洋におけるあらゆる国家活動—とりわけ、防衛、秩序維持、人や財産の保護、環境保護、違法行為への対処活動の調整など—について法令を執行する（1条）。

ただし、沿岸域を基点とする一定の海上活動については、海岸線から沖合300メートルまでを限度として、当該沿岸域の市町村長 (la maire) が特別に警察権限を有する（「地方自治体一般法典」²²、L2213-23条）。

III. 海洋政策の近年の動向

1. 総論：サルコジ政権下での海洋政策の歩み

前述の通り、世界中に分布する海外県、海外領土からもたらされる広大な管轄海域を考えれば、フランスは世界有数の海洋国家と言っても差し支えない。しかし、歴史的にはむしろ大陸国家としてのアイデンティティが強く、海洋政策にもっと目を向けるべきであるという反省が提起されたのはごく最近、サルコジ政権（2007年5月～）になってからのことである²³。

以下では、サルコジ大統領の主導で推進された「環境グルネル」および「海洋グルネル」政策を軸に、フランスの海洋政策の全般的動向を紹介するが、多くの点は既に当財団の過去の報告書で紹介済み²⁴であるので、ここでは、ごく簡単な記述に留めることとする。

²¹ Décret n° 2004-112 du 6 février 2004 relatif à l'organisation de l'action de l'Etat en mer.

²² Code general des collectivités territoriales.

²³ 例えば、CIMER や SGM といった最高レベルの海洋政策決定機関は、組織自体は前述の通り1995年から存在していたものの、その活動実績は低調であった。CIMER について言えば、2009年12月8日の会合において「海洋国家戦略青書」という重要な政策文書を採用するのであるが（後述）、その前に会合が開かれたのは実に5年以上前の2004年2月16日のことであった。

²⁴ 各国および国際社会の海洋政策の動向に関する当財団の過去の報告書のうち、フランスを扱っているものは以下の通りである。

・20年度報告書「第1部第1章：フランスにおける海洋政策の動向—海洋および沿岸域の

(1) 環境グルネル (Grenelle de l'environnement)

サルコジ大統領は、環境と調和した経済発展、すなわち「持続可能な開発 (développement durable)」を実現するための政策の一環として、就任から間もなく「環境グルネル」政策を開始した。詳細な政策遂行過程については当財団の過去の報告書 (20 年度、第 1 部第 1 章) を参照されたいが、その要点は、多様な利害関係者 (中央政府、地方自治体、環境 NGO、雇用者、被雇用者の 5 グループ) を政策形成過程に関与させることで、当該政策の実効性および民主的正統性を高めることにあると言える²⁵。具体的な法令としては、2009 年 8 月 3 日の「環境グルネルの実施に関するプログラム法律 (グルネル実施法 1)」²⁶、2010 年 7 月 12 日の「環境のための国家の義務を定める法律 (グルネル実施法 2)」²⁷が制定され、海洋政策を含めた環境政策全般の推進のための基礎を提供している。

(2) 海洋グルネル (Grenelle de la mer)

上記の環境グルネルは、海洋分野に限定されない広範な分野の政策を扱うものであったが、海洋分野に特化して環境グルネルを補完するものとして、「海洋グルネル」政策の開始が 2009 年 2 月に宣言された。詳細な政策遂行過程については当財団の過去の報告書 (21 年度、第 1 部第 4 章) を参照されたいが、その成果物として、2009 年 7 月 10 日、15 日の最終会合において、137 のコミットメントを盛り込んだ政策提言文書「海洋グルネルコミットメント青書」²⁸が発表された。

(3) 海洋国家戦略青書 (Livre Bleu : Stratégie Nationale pour la Mer et les Océan)

「海洋グルネルコミットメント青書」発表の翌日 (2009 年 7 月 16 日)、サルコジ大統領は、ルアーブルにおいて海洋政策に関する講演²⁹を行い、同青書を土台として、年内にフランスの海洋戦略に関する青書を作成する旨を述べた。その後、SGM における戦略策定作

統合的管理と海洋保護区一」(執筆:遠藤愛子)、

- ・同「資料 1:「環境グルネル」会議第 12 実行委員会「海洋および沿岸域の統合的管理」報告書の和訳」、
- ・同「資料 2: グルネル実施法 II (案) 海洋に関する規定第 5 節の和訳」、
- ・21 年度報告書「第 1 部第 4 章: フランスにおける海洋政策の動向」(執筆: 武井良修)、
- ・22 年度報告書 (参考資料編)「資料 9: フランス環境グルネル実施法 (海洋関係規定)」。

²⁵ 「グルネル」の語源は、パリのグルネル通りにある労働省において締結された 1968 年の労使協定「グルネル協定」であり (当財団 20 年度報告書、第 1 部第 1 章、p.5)、そこでの交渉過程で見られた「多様な利害関係者の参加」という要素が「グルネル」という言葉に込められるようになった。

²⁶ Loi n° 2009-967 du 3 août 2009 de programmation relative à la mise en œuvre du Grenelle de l'environnement (1).

²⁷ Loi n° 2010-788 du 12 juillet 2010 portant engagement national pour l'environnement (1).

²⁸ Le Livre Bleu des engagements du Grenelle de la Mer (10 et 15 juillet 2009).

²⁹ Discours de M. Le Président de la République Sur la Politique Maritime de la France (Le Havre, 16 juillet 2009).

業、CIMER の採択を経て、12月8日、フィヨン首相によって「海洋国家戦略青書」³⁰が発表された。当該青書は、海洋グルネルコミットメント青書の内容をほぼ踏襲することによって、その民主的正統性を強化することに成功したと言える。

2. 各論：近年実施された海洋政策の具体例

海洋グルネルおよび海洋国家戦略青書を経て、2011年はそれらの政策指針を具体的な実施に移す年として位置づけられていた。2011年11月30日、MEDDTL大臣（当時）のナタリー・コシウスコ＝モリゼは、ダンケルクで行った講演³¹の中でこれまでに実施された海洋政策についての総括を行っており、その4つの柱として、(1) 経済開発、(2) 海洋知識、海洋教育、(3) 海洋空間の保護、(4) ガバナンス、を挙げている。以下では、それぞれの項目について、近年実施された主要な海洋政策を紹介する³²。

(1) 経済開発—港湾改革、洋上風力発電

① 港湾改革

長年の間、フランスの港湾は、ヨーロッパの港湾との競争に負け続けており、フランス行きの積荷を運ぶ貨物船の多くが、アントワープやロッテルダムの港に到着し、そこから陸路をとるなどしてきた。その原因の一つは港湾の非効率性であり、例えばサルコジ大統領は前述の講演において、非効率の一例として「これまで、港湾で積荷を垂直に上げ下ろしする業者は、積荷を水平方向に運搬する業者とは別でなければならなかった」旨を指摘している。

こうした問題を解決し、フランスの港湾の競争力を向上させるため、「2008年7月4日の港湾改革の法律」³³が成立した。さらに、前述の2009年8月3日の「グルネル実施法1」は、海上輸送（出発地または到着地がフランスの港であるもの）の市場規模を2015年までに倍増させることを目標に掲げている（11-III条）。

② 洋上風力発電

フランスは、2020年までに消費電力の23パーセントを再生可能エネルギーにすることを掲げており、洋上風力発電は、研究および実用化が比較的進んだものとして注目されている。

2011年7月には、洋上風力発電計画が立ち上げられ、発電施設の建設のための第1回の入札募集が行われたが、その規模は100億ユーロという前例のないものである。500機から600機の建設、設置、利用が計画されており、これは、全体目標（2020年までに1200

³⁰ Livre Bleu : Stratégie Nationale pour la Mer et les Océan (8 décembre 2009).

³¹ Discours de Nathalie Kosciusko-Morizet, Clôture des 7èmes éditions des assises de l'économie maritime et du littoral, «la mer une nouvelle frontière» (Dunkerque, 30 novembre 2011).

³² 以下の個別の政策分野についての最新の情報は、そのほとんどがMEDDTLのホームページ (<http://www.developpement-durable.gouv.fr/>) から入手可能なので、参照されたい。

³³ Loi n° 2008-660 du 4 juillet 2008 portant réforme portuaire (1).

機を設置し、6GWの発電力—全電力消費の3.5パーセント—を確保する)の半分にあたる。

第1回の入札のプロセスは、以下の10段階からなる。①入札募集(2011年7月)、②入札期限(2012年1月)、③落札者の発表(2012年4月)、④環境の脆弱性の研究、リスク除去(2012年4月～2013年10月)、⑤落札者の正式決定(2013年10月)、⑥環境影響評価(2012年4月～2014年4月)、⑦海域占有の許可申請(～2014年10月)、⑧海域占有の許可(～2015年4月)、⑨建設(2015年4月～)、⑩利用開始。

第2回の入札についても、2012年の春に向けて準備中である。

(2) 海洋知識、海洋教育—国立海洋高等学院

海洋分野における高等教育機関として、国立海洋高等学院(ENSM, École National Supérieure Maritime)が、2010年9月28日のデクレ³⁴によって創設された。同学院は、ルーブル、マルセイユ、ナント、サンマノに所在していた既存の4つの国立商船学校(école national de la marine marchande)を統合する形で設置されたもので、本部はパリである。

(3) 海洋空間の保護—海洋保護区、海洋自然公園

フランスでは、様々な種類の海洋保護区(aires marines protégées)が設定されているが、そのうちの主たるものは、「2006年4月14日の国立公園、海洋自然公園、地方自然公園に関する法律」³⁵によって規定されている(国立自然保護地域 réserve naturelle nationale、海洋自然公園 parc naturel marin、国立公園 parc national、Natura 2000サイトなど)。なお、海洋保護区全般に関するより詳しい情報については、同法律(18条)によって創設された海洋保護区局(AAMP, Agence des aires marines protégées)のホームページ³⁶および当財団の過去の報告書(20年度、第1部第1章)を参照されたい。

フランスは、自国管轄下にある海域の20パーセントを2020年までに海洋保護区にすること(そのうち半分の10パーセントは2012年まで)を掲げている。本土の沿岸海域については、Natura 2000サイトの存在もあって中間目標を既に達成(11パーセント)しているものの、フランスの管轄海域の97パーセントを占める海外県、海外領土についてはこれからである。

近年は、海洋自然公園の創設が活発に進められており、2012年2月には、4つ目のものとしてグロリューズ海洋自然公園³⁷が創設された。これは、海外のものとしては2010年に創設されたマイヨット海洋自然公園³⁸に続く2つ目である(他の2つは本土のもので、2007

³⁴ Décret n° 2010-1129 du 28 septembre 2010 portant création de l'École nationale supérieure maritime.

³⁵ Loi n° 2006-436 du 14 avril 2006 relative aux parcs nationaux, aux parcs naturels marins et aux parcs naturels régionaux (1).

³⁶ <http://www.aires-marines.fr/>

³⁷ Décret n° 2012-245 du 22 février 2012 portant création du parc naturel marin des Glorieuses.

³⁸ Décret n° 2010-72 du 18 janvier 2010 portant création du parc naturel marin de Mayotte.

年にイロワーズ海洋自然公園³⁹、2011年にリヨン海洋自然公園⁴⁰が創設されている)。マイヨット島およびグロリューズ諸島は共にインド洋、マダガスカル⁴⁰の北西沖合に位置しており、2つの海洋自然公園は隣接して設定されているが、それぞれの地域の固有性を考慮して、管理評議会 (le conseil de gestion) は別個に設置されている。その他、2012年のうちにさらに2つの海洋自然公園が創設予定である。

(4) ガバナンス—行政機関間の調整、利害関係者の政策形成過程への関与

フランスの海洋政策におけるガバナンス上の課題として重要なものは、多数存在する海洋政策を担当する行政機関間の調整と、多様な利害関係者の政策形成過程への関与の確保の2点である。本章でこれまで紹介してきた内容にもこれらの観点は含まれており、例えば後者については、グルネル政策が5つのグループ (中央政府、地方自治体、環境 NGO、雇用者、被雇用者) による討議を政策形成過程に組み込んでいることなどがその代表例として確認できる。

以下では、ガバナンスの観点から見て重要な近年の政策を紹介する。

①沿岸警備機能 (la fonction garde-côtes)

アメリカ (コーストガード) や日本 (海上保安庁) とは異なり、フランスには、沿岸警備を担当する単一の機関は存在せず、複数の機関—海軍、海上憲兵隊 (la gendarmerie maritime)、警察、税関などがそれぞれの業務を遂行する中で、全体として沿岸警備機能が果たされてきた。しかし、国家として一貫した沿岸警備活動の確保という観点から、それら複数の機関間での調整を行う必要性が指摘されていた。

こうした問題意識から、「2010年7月22日の沿岸警備に関するデクレ」⁴¹が制定され、CIMERの任務の中に、沿岸警備に含まれる活動について定義し、優先順位を定め、当該業務を担当する様々な機関間の調整を行うことが追加された (1条)。そこでの目的は、国家として一貫した沿岸警備活動の確保に加えて、当該活動の国際的な可視性 (la visibilité internationale) の向上ということでもあった。

さらに、2011年8月1日のデクレ⁴²によって、沿岸警備活動センター (CoFGC, Centre opérationnel de la fonction garde-côtes) が創設された。同センターはSGMの下に創設され (1条)、恒常的な海洋の監視、国際機関との情報交換、海洋汚染などの危険な事態の調査、沿岸警備に関する規定の見直しのための海洋問題の調査などを任務とする (2条)。

②海洋沿岸国民評議会 (CNML, Conseil national de la mer et des littoraux)

海洋問題に関する国家レベルの諮問機関として、まず沿岸国民評議会 (CNL, Conseil

³⁹ Décret n° 2007-1406 du 28 septembre 2007 portant création du Parc naturel marin d'Iroise.

⁴⁰ Décret n° 2011-1269 du 11 octobre 2011 portant création du parc naturel marin du golfe du Lion.

⁴¹ Décret n° 2010-834 du 22 juillet 2010 relatif à la fonction garde-côtes.

⁴² Décret n° 2011-919 du 1er août 2011 relatif au centre opérationnel de la fonction garde-côtes.

national du littoral) が「2005年2月23日の地方の開発に関する法律」⁴³によって創設され (235条)、その構成、運営については2005年11月18日のデクレ⁴⁴によって規定された。

その後、前述の2010年7月12日の「グルネル実施法2」によって、海洋沿岸国民評議会として改組され(168条)、その権限、構成、運営については2011年6月9日のデクレ⁴⁵によって規定されることとなった。議長は首相が務め、首相欠席時には海洋を所管するMEDDTL大臣が務める(1条)。メンバーは70人で、公選の議員(35人)、公設法人の代表(5人)、雇用の代表(9人)、被雇用の代表(7人)、環境団体の代表(9人)、専門家(5人)であり(3条)、多様な利害関係者を政策決定過程に関与させるという観点が反映された構成となっている。

③ファサード海洋評議会 (le conseil maritime de façade)

本土の沿岸域は、行政上「ファサード (façade)」という単位で4つに区分されており、これは前述の4つの州際海洋局の管轄区分と対応している。2011年9月27日のアレテ⁴⁶によって、それぞれの沿岸域の諮問機関としてファサード海洋評議会が創設された。議長は、それぞれの海域の海軍軍管区長官と、それぞれの地域の州際海洋局本部のある州の知事が共同で務める。具体的には、以下の通りである(1条、2条)。

1. 「英仏海峡東部—北海」ファサード：議長は、英仏海峡・北海軍管区長官と、オート・ノルマンディ州知事が共同で務める。
2. 「大西洋北部—英仏海峡西部」ファサード：議長は、大西洋軍管区長官と、ペイ・ド・ラ・ロワール州知事が共同で務める。
3. 「大西洋南部」ファサード：議長は、大西洋軍管区長官と、アキテーヌ州知事が共同で務める。
4. 「地中海」ファサード：議長は、地中海軍管区長官と、プロヴァンス・アルプ・コートダジュール州知事が共同で務める。

ファサード海洋評議会は、最大80人で構成されるものとされ、上記の長官・知事の共同のアレテによって指名される。国の代表、地方公共団体の代表、雇用の代表、被雇用の代表、環境団体の代表で構成されるが、いずれのグループも全体の35パーセントを超えてはならない。以上に加えて議長は、市民社会および学会を代表する人物を最大で10人まで指名することができる(3条)。ここでもやはり、多様な利害関係者を包摂するという観点が反映されている。

⁴³ Loi n° 2005-157 du 23 février 2005 relative au développement des territoires ruraux.

⁴⁴ Décret n° 2005-1426 du 18 novembre 2005 relatif à la composition et au fonctionnement du Conseil national du littoral.

⁴⁵ Décret n° 2011-637 du 9 juin 2011 relatif aux attributions, à la composition et au fonctionnement du Conseil national de la mer et des littoraux.

⁴⁶ Arrêté du 27 septembre 2011 relatif à la composition et au fonctionnement des conseils maritimes de façade.

3. 今後の展望

2012年も、前年に引き続き、既存の海洋政策指針（グルネル実施法、海洋国家戦略青書など）を具体的な実施に移す段階として位置付けられるものと思われる。本章で紹介した政策分野の他にも、例えばナタリー・コシウスコ＝モリゼ MEDDTL 大臣（当時）は前述の講演の中で、今後の展望について述べた際に、海事産業が経済発展・雇用創出の源泉であることを国民に啓蒙する必要性や、深海底資源の利用の重要性を指摘しており、今後の政策の推移が注目される。

なお、4月に迫った大統領選でサルコジが再選されなかった場合の影響など、若干の不確定要素が存在することには留意が必要である。例えば、東日本大震災の影響もあって、原子力発電所の扱いを中心としたエネルギー行政についてはフランス国内でも激しい議論があるが、大統領に選出される人物の方針によっては、洋上風力発電の分野などに何らかの影響が及ぶ可能性も考えられるであろう。

第5章 ロシアにおける海洋政策の動向

本章では、昨年 2010 年（平成 22 年度版報告書）に続き、ロシアの海洋政策の動向の概要を述べる。平成 22 年度版報告書（2010 年）では、「2030 年までのロシア連邦海洋活動発展戦略」（“Стратегия развития морской деятельности Российской Федерации до 2030 года”、以下「海洋活動発展戦略」と略記）が取り上げられた。また、港湾インフラに特化した発展戦略である「2030 年までのロシア連邦海洋港湾インフラ発展戦略」（“Стратегия развития морской портовой инфраструктуры России до 2030 года”、以下「港湾インフラ発展戦略」と略記）の立案に向けた動きがあることについても紹介された¹。

2011 年におけるロシア海洋政策の動向の焦点は、港湾インフラ発展戦略がロシア連邦政府によって承認されるか否かにあった。結論からいえば、2012 年 3 月現在、同戦略が承認されたとの公式発表は行われていない。しかし、承認にむけて、水面下での策定作業が進み、同戦略の「草案」は既に完成している。

本章では、2001 年の「2020 年までの期間におけるロシア連邦の海洋ドクトリン」（後出）の策定以降のロシア海洋政策の展開を概観したのち、2011 年における港湾インフラ発展戦略の立案に向けた動向と、これまでに明らかとなっている同戦略案の骨子について述べるものとする。最後に、今後の見通しとして、2012 年に見込まれる主要な動きについて纏めている。

1. ロシア海洋政策の概要

ロシア連邦政府は、国連海洋法条約（UNCLOS）の発効を受けて、海洋資源の利用を進めるため、海洋政策の策定に取り掛かった。2001 年 7 月に「2020 年までの期間におけるロシア連邦の海洋ドクトリン」（Морская доктрина Российской Федерации на период до 2020 года）がプーチン大統領によって署名された²。その後、同ドクトリンに基づいて、「ロシア連邦政府海洋協議会」（Морская коллегия при Правительстве Российской Федерации）が設置されている。同協議会は、海洋政策に関連する各機関の代表が名を連ねており、各機関の間の意志決定、協議、連絡調整の部署となっている。2010 年には、「平成 22 年度各国および国際社会の海洋政策の動向」の報告書で取り上げられたように、海洋活動発展戦略が採択されている。

海洋活動発展戦略では、海洋ドクトリンに定められた目標への到達度が低いとの認識に立って、克服すべき基本的な問題として次のような課題が示されていた。1) ロシア籍船のロシア貨物基地の利用不足、2) 国際輸送へのロシア商船の参加が不十分、3) 魚介類タ

¹ 畑野勇「ロシアにおける海洋政策の動向」、『平成 22 年度各国および国際社会の海洋政策の動向』（海洋政策研究財団、2011 年）、55-57 頁。海洋活動発展戦略の本文および付属文書 NO.1~4 は同報告書別冊の参考資料に掲載されている。

² 同ドクトリンについては、次の文献を参照。丹下博也「ロシアの海洋ドクトリンについて：北極海に着目して」、『北極海季報』第 10 号（2011 年）39-44 頁。

ンパク摂取量が基準値を下回ること、3) 埋蔵資源枯渇傾向・電力不足、4) 科学技術機関不足により資源開発・港湾インフラの整備が進んでいないこと、5) ロシア造船業界が国内外で市場を喪失していること、6) 軍事防衛が不十分であること、7) 海底資源商業化のペースに対する輸送インフラ開発が立ち遅れていること、8) 資源基地開拓に不可欠となる要衝での研究調査活動の縮小 9) 船舶航行の安全および海洋環境保全の対策強化、10) 海洋の合理的利用が行なわれていない、11) 海洋の人的汚染に対する近代的管理の不足、などである³。

冒頭で述べたように、かかる課題のうち、とりわけ、4)、7) の課題が港湾インフラに関連している。また、ソ連崩壊以降、弱体化している漁業、造船業、海運業の発展において港湾インフラ整備は必要不可欠である。こうした事情が、港湾インフラ発展戦略の策定に向けた動きの背景にあると考えられる。

2. ロシア海洋港湾インフラ発展戦略案の立案過程とその概要

(1) 立案過程の動向

港湾インフラ発展戦略案の立案は、2010年5月、ロシア連邦運輸省（Министр транспорта Российской Федерации）が同案策定を海洋河川交通庁（руководитель Росморречфлота）に委託して開始された。海洋河川交通庁は、ロシア国営企業ロスモルポルト（Росморпорт）に同案の作成を依頼し、ロスモルポルトは2011年7月1日に海洋河川交通庁に同案を答申している。ロスモルポルトは、2002年に運輸省によって港湾管理の改革を実施する国営単一企業として設立された会社である⁴。港湾インフラ発展戦略案の詳しい立案過程の経過（2011年12月21日時点）は下記のとおり⁵。

2010年

- ・ 5月、ロシア連邦運輸省が海洋河川交通庁に「ロシア海洋港湾インフラ開発戦略」のための作成作業部会立ち上げを委託。
- ・ 5月、海洋河川交通庁がロスモルポルトに同戦略の仕様書作成を指示。
- ・ 6月、ロスモルポルトは、戦略作成のための仕様書と工程表を作成。
- ・ 7月7日、ロスモルポルトは、仕様書に対する意見聴取のため、沿海州行政関係者、連邦政府関係者、業界団体関係者に質問票を送付。
- ・ 7月16日、ロスモルポルトに準備作業部会を設立。
- ・ 7月29日、ロスモルポルトは、同戦略の事業請負業者を公募。入札により、ロシア連邦政府国家経済アカデミー（Академия народного хозяйства при Правительстве

³ 畑野勇、同上、55-56頁。

⁴ 吉田進「ロシアの海洋、資源開発と海上輸送」、『海洋の安全保障』（日本国際問題研究所、2006年）107頁。

⁵ これらの過程は、主にロスモルポルトのプレスリリースに基づくものである。

<http://www.rosmorport.ru/>

РФ)に決まる。

- 11月17日、ロスモルポルト主催の意見交換会において、同戦略案のためのコンセプトが公表され、同意見交換会で戦略案が決議される。

2011年

- 4月14日サンクトペテルブルグ州庁舎でロスモルポルトが同戦略案について紹介。
- 7月1日、ロスモルポルトは、海洋河川交通庁に同戦略案の完成を報告。
- 11月5日に同案に対するパブリックコメントを実施。

(2) 概要

ロスモルポルトが海洋河川交通庁に提出した港湾インフラ発展戦略案は2011年9月8日の日付で公表されている⁶。同案の構成は、下記のとおりである。

I. ТЕКУЩАЯ СИТУАЦИЯ И ПЕРСПЕКТИВНЫЕ ПРОБЛЕМЫ, НА РЕШЕНИЕ КОТОРОЙ НАПРАВЛЕНА СТРАТЕГИЯ

II. МИРОВЫЕ ТОВАРНЫЕ РЫНКИ

III. ОСНОВНЫЕ ЦЕЛИ И ЗАДАЧИ СТРАТЕГИИ

IV. СТРАТЕГИЧЕСКИЕ НАПРАВЛЕНИЯ РАЗВИТИЯ МОРСКОЙ ПОРТОВОЙ ИИ

V. МЕХАНИЗМ РЕАЛИЗАЦИИ СТРАТЕГИИ

ПРИЛОЖЕНИЕ. ПРЕДЛАГАЕМЫЕ ЦЕЛЕВЫЕ ОРИЕНТИРЫ СТРАТЕГИИ ПРИЛОЖЕНИЕ

1. ПРОГНОЗ ГРУЗОВОЙ БАЗЫ ПРИЛОЖЕНИЕ

2. ДОПОЛНИТЕЛЬНЫЕ ТАБЛИЦЫ К РАЗДЕЛУ «МИРОВЫЕ ТОВАРНЫЕ РЫНКИ»

(以下、拙訳)

第1章 現在の状況および将来の問題を解決するための戦略的方向性

第2章 国際物流市場

第3章 戦略の基本的目標および問題

第4章 海洋港湾発展のための戦略的方向性

第5章 戦略遂行メカニズム

付録 提案された戦略目標

付録1 貨物予測

付録2 国際物流市場への補完的統計

3. 今後の見通し

2012年において、ロシア海洋政策で注目される動向は2つある。1つは、港湾インフラ発展戦略に対する大統領による署名である。ロシア大統領選挙が終了した後、新大統領によって同戦略が承認されるものと考えられる。第2に、ロシア連邦海洋ドクトリン

⁶ <http://www.rosmorport.ru/media/File/new2/Strategy2030.pdf> (as of 21.12.2012)

の改訂の動きである。2011年9月20日、サンクトペテルブルグで開かれた「ロシア連邦政府海事委員会」(Морской коллегии при правительстве Российской Федерации)の会合において、ロシア海軍総司令官のウラジミール・ビソツキー (Vysotsky, Vladimir) は、「2012年には、『2030年までの海洋ドクトリン』を立案する」との意向を明らかにしている⁷。この発言のとおり事態が推移すれば、2012年は、海洋ドクトリンが改訂される可能性が高い。海洋ドクトリンはロシア海洋政策のグランドデザインであることから、その改訂に向けた動きも非常に注目される。

なお、本章の執筆にあたり、ロシア語情報の収集および分析の上で海洋政策研究財団海技研究グループの高田祐子氏の協力を得た。

⁷ <http://pda.regnum.ru/news/1447097.html> (as of 21.12.2012)

第6章 オーストラリアにおける海洋政策の動向

オーストラリアでは、1998年に発表された「オーストラリアの海洋政策」(Australia's Ocean Policy: AOP)に基づき、海洋における生態系ベース管理の実施に向け、海洋生物地域計画(Marine Bioregional Planning: MBP)を進めている。本章では、同計画を中心に、2011年におけるオーストラリアの海洋政策の動向を概観する。

1. 海洋生物地域計画

(1) 海洋生物地域計画の概要

海洋生物地域計画(以下、MBP)とは、海域の生態系ベース管理の実施に向け、海洋環境を生物学的、社会的、地理的データ等の科学データに即して空間的に分類したうえで、適切な生態系や生物多様性の保護を図るため、海域の管理計画を策定するプロセスである¹。表1の通り、オーストラリアの海域は大規模海洋生態系(Large Marine Ecosystems: LMEs)をベースとした6つの海洋地域(marine regions)に分類され、それぞれの海洋地域では地形、海流、生態系等の特徴から更に細かな生物地域が区分されている。MBPにおける具体的な取り組み事項は、海域において優先的に保護すべき事項(conservation priorities)を明らかにし対応すること、そして連邦政府が実施している「海洋保護区の全国代表制」(National Representative System for Marine Protected Areas: NRSMPA)に加えるべき海洋保護区を選定することである。

MBPは環境保護及び生物多様性保護法(Environmental Protection and Biodiversity Conservation Act 1999: EPBC法)に法的根拠を持ち、MBPに関わるプロセスは持続可能性・環境・水・住居・コミュニティ省²(以下、環境省)の主導のもと実施されている。MBPのプロセスでは、まず、1998年以降蓄積が進んだ海洋に関する科学データ³をもとに、生物地域概要(bioregional profile)の作成が行われ、その上でNRSMPAに加えられるべき海洋保護区の候補地で更なる調査を要する海域(Area for Further Assessment: AFA)が示される。公表されたAFAに対してパブリック・コンサルテーションが行われた後、収集された意見を参考に海洋保護区候補地を最終的に絞り込み、その結果を連邦海洋保護区ネットワーク(Commonwealth Marine Reserves Network)提案書(案)にて示す。またこれと同時に、海洋環境保護のため優先的に保護されるべき生物や生息域等を示した海洋生物地域計画(案)(Draft Marine Bioregional Plan)も示される。提案書(案)及び計画(案)について

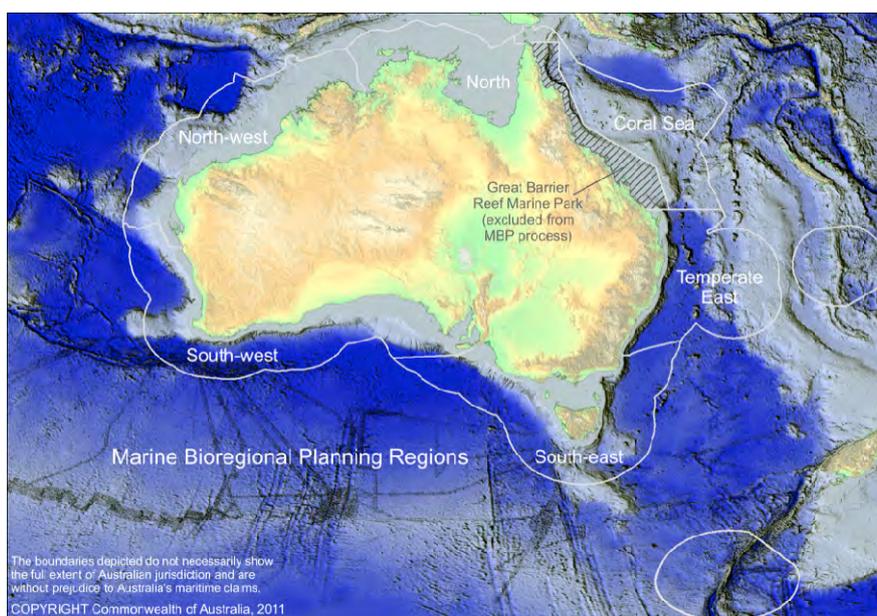
¹ オーストラリアの海洋生物地域に関する詳細については、当財団発行「平成22年度総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究各国および国際社会の海洋政策の動向報告書」を参照されたい(<http://blog.canpan.info/oprf/archive/875>)。

² 正式名称は Ministry for Sustainability, Environment, Water, Population and Communities。

³ Integrated Marine and Coastal Regionalisation of Australia (IMCRA version 4)

パブリック・コメント受付等のステークホルダーとの調整が行われ、その検討を踏まえた両者の最終文書が発表される（計画や提案書等の作成に関わるより具体的な過程については後述する）。

表 1. 海洋生物地域計画の海洋地域



（出典：オーストラリア連邦政府、2011年）

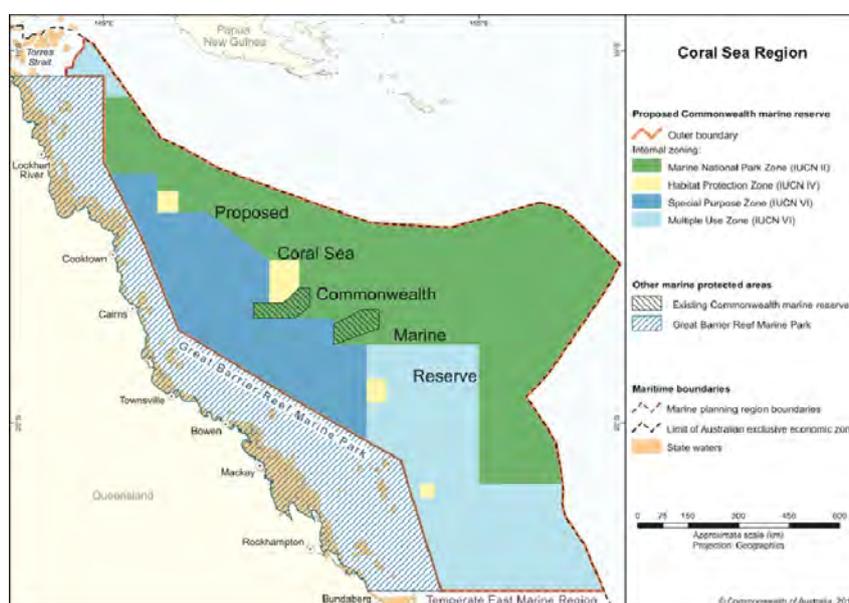
(2) MBP を巡る 2011 年の動き

これまで各海洋地域では生物地域概要及び AFA が発表されていたが、連邦海洋保護区ネットワーク提案書（案）と海洋生物地域計画（案）の発表は、当初の予定から大幅に遅れていた。しかし 2011 年に入ると、5 月 5 日に南西部海洋地域（South-west marine region）から、8 月 23 日に北部海洋地域（North marine region）と北西部海洋地域（North-west marine region）から、11 月 11 日に温帯東部海洋地域（Temperate East marine region）から、11 月 25 日には珊瑚海海洋地域（Coral Sea marine region）から、それぞれネットワーク提案書（案）及び生物地域計画（案）が発表された⁴。これらの文書には 90 日のパブリック・コンサルテーション期間が設けられ、パブリック・コメントの受け付けや地域の幅広いステークホルダーを招待したパブリック・フォーラム等が各地で開催された。現在は、MBP の全ての海洋地域にて、ネットワーク提案書と生物地域計画の最終版が策定されつつある。

⁴ 残る南東部海洋地域（South-east marine region）については、MBP の先行プログラムであった Regional Marine Planningのもと、2004 年に「南東部地域海洋計画」（South-east Regional Marine Plan）が、そして 2007 年に「南東部連邦海洋保護区ネットワーク」（South-east Commonwealth Marine Reserve Network）が発表されている。

こうした計画作りの中で特記すべきは、珊瑚海海洋地域における海洋保護区の設置提案についてである。表2の通り、珊瑚海海洋地域沿岸部の連邦海域の大半は、グレートバリアリーフ海洋公園法（Great Barrier Reef Marine Park Act: GBRMPA）により管理されており、MBPの対象となるのはGBRMPAの管理海域の外側のみである。これまでこの海域には、小規模な海洋保護区が数カ所設置されていたのみであったが、生物地域計画（案）は海域全域（およそ99万平方km、日本の国土面積の2.5倍超）を海洋保護区に指定するとしており、これが実現すると世界最大の海洋保護区が誕生することになる⁵。

表2 珊瑚海海洋地域におけるMPA設置提案図（上）とゾーニング・カテゴリー（下）



（出典：オーストラリア連邦政府、2011年）

オーストラリアにおける海洋保護区カテゴリーの概略

- Highly protected or 'no-take' Marine National Park Zones (IUCN Category II に相当) : 最も高い保護レベルの区域。船舶の航行や採捕活動を伴わない観光活動のみ許可。商業活動、採鉱、遊漁等は禁止。
- Habitat Protection Zones (IUCN Category IV に相当) : センシティブな生息域の保護・管理を行う区域。幅広い既存の人間活動の継続は認められるが、保護活動に大きな影響を与える活動は禁止される。
- Multiple Use Zones (IUCN Category VI に相当) : Habitat Protection Zone 同様、幅広い既

⁵ 当提案に対しては、広く賞賛の声が上がっている一方で、こうした一部の環境保護団体からは、サンゴ礁は珊瑚海以南にも広がっており珊瑚海のみを保護することは効果的でない、といった意見も出されている。また、漁業者からは海洋保護区の設置は漁業締め出しだという懸念も表明されている。（<http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-15889194>）

存の活動の継続は認められるが、幾つかの活動は制限される。

- Special Purpose Zones (IUCN Category VI に相当) : Multiple Use Zones と同様だが、追加的に商業漁業が制限される。

(3) 計画文書の概要

連邦海洋保護区ネットワーク提案書（案）及び海洋生物地域計画（案）に関する具体的な内容については、温帯東部海域を事例として、以下にて概観する。

① 連邦海洋保護区ネットワーク提案書（案）

提案書（案）では、まず提案書の概要、目的、海洋保護区選定の方法論、社会・経済面による検討の結果が示され、その後海洋地域内の生息域の特徴や、海洋保護区のゾーニング・カテゴリーに関して記述している。次に、提案された海洋保護区のそれぞれについて、海域マップとともに面積、水深、主な保護理由、既存利用形態、管理分類の詳細が示されている。最後に、今後の手続きとして海洋保護区の設置がもたらす社会・経済的影響についてさらなる情報収集を行うこと、またこうした意思決定に参加する方法について説明されている。

なお、連邦海洋保護区ネットワーク提案書（案）に関する具体的な行政手続きは以下のとおりである。まず、提案書（案）は、持続可能性・環境省により 90 日のパブリック・コンサルテーション（パブリック・コメント、公聴会等）に回され、寄せられた意見を反映させた最終提案書が作成される。これに基づき、連邦区域内の国立公園の設置・管理を管轄する国立公園監督局⁶（Director of National Parks）が海洋保護区設置の提案書を公表し、再び 60 日のパブリック・コンサルテーションを実施した後、海洋保護区設置を正式に決定する。海洋保護区の具体的な管理方法については、国立公園管理局より、環境省により作成された暫定的な管理案を土台とした管理計画提案書（案）を発表し、30 日以上のパブリック・コンサルテーション期間を経て管理計画（案）が作成される。その後、この管理計画（案）は再度 30 日以上のパブリック・コンサルテーションに回され、ようやく正式な管理計画が承認される。

② 海洋生物地域計画（案）

生物地域計画（案）では、まず第 1 章にて計画の法的根拠、適用範囲、目的、情報源、用語の定義といった計画に関わる一般事項が説明され、続く第 2 章では海洋地域の保護価値のあらましが示されている。ここでは、まず海底地形や海流の特徴が説明された後、海域の生物多様性や生態系保護において重要と考えられる生態系的特徴をもった海洋環境、保護が必要とされている生物種、自然環境や文化財の観点から保護されるべき海域が示されている。

第 3 章の前半部では、優先して保護されるべき事項及び、そのための戦略と行動計画が

⁶ 国立公園監督局は、EPBC 法により設置された機関である。業務運営は持続可能性・環境省内にあるオーストラリア公園局（Parks Australia）の支援を受けている。

具体的に示されている。温帯東部海洋地域の場合、優先して保護されるべきものとして、沿岸部に生息するイルカ、海鳥 21 種類の生息場所、ロード・ハウ海山群等 12 項目が挙げられている。例えば沿岸部に生息するイルカ（具体的にはシナウスイロイルカとミナミハンドウイルカ）の場合、生息環境の悪化、漁業やサメよけネットによる混獲、気候変動、船舶による石油漏洩、農薬汚染、海洋騒音等によりその生態が脅かされている（あるいは今後そうした可能性が生じる）としている。その上で、短期的なアプローチとして、州・連邦政府、研究機関、産業が調査、情報共有、モニタリングで協力することや、混獲削減が可能となるような管理方策を実施すること、また中期的なアプローチとして気候変動等により影響を受けやすい地域の更なる科学調査を行うこと等が示されている。

第 3 章の後半部では、優先保護事項にかかる戦略と行動指針が示されている。温帯東部海洋地域の場合、例えば、「漁業が生態系や生物多様性に与える影響に関する理解を向上するため、漁業管理機関や水産業との協力体制を強化する」という戦略では、短中期的目標（2～5 年以内）として、ウミガメやサメの混獲状況とその累積的影響に関する情報交換や科学調査にて、また漁業が海域の生態系的特徴に与える影響の調査について、産業と漁業管理機関とが協力し実施していくこと等が挙げられている。

2. 環境保護・生物多様性保全法（EPBC 法）改正の動き

同法は、オーストラリアの環境・生態系保護のあり方を定める環境法制の中心的な法律であり、前述どおり MBP に対して法的根拠を与える重要な法律である。1999 年に施行された EPBC 法では 10 年に一度の見直しを行うことが定められており、連邦政府は 2008 年よりそのプロセスに入っている。パブリック・コンサルテーションを経て、2009 年 10 月に第三者機関による EPBC 法のレビューの報告書がまとめられ、2011 年 8 月には、連邦政府による報告書「Australian Government Response to the Report of the Independent Review of the EPBC Act 1999」が発表された。報告書の内容は、これまで寄せられた意見を項目ごとに整理し、政府としての対応策を示したものである。同法の具体的な改正内容については現在検討段階にあることから、その内容のレビューについては法改正を待ちたい。

3. まとめ

2011 年は、各海洋地域から計画文書の原案が次々と発表され、MBP をめぐる取り組みが大きく前進した年であった。しかし、MBP における連邦海洋保護区ネットワーク策定にむけては、今後ステークホルダーとの本格的な交渉が控えており、その行方には様々な困難も予想される。主導する環境省が、他省庁や州政府と有機的な連携体制を築きつつ、海域の幅広い既存ユーザーとの間で、補償を含めた調整を慎重に進めることが出来るかが、成功への大きな鍵となろう。また、海洋生物地域計画案については、確認された多くの課題に対して列挙された対応策がやや具体性を欠く問題が見られる。最終的な計画により実効性を持たせるためには、課題に対する具体的な戦略と、より細かな実施に関するタイム・フレームを明示する必要がある。

第7章 中国における海洋政策の動向

中国における海洋政策の展開は、1950年代から1970年代半ば頃までの政策萌芽期、1970年代末から1990年代初め頃までの個別政策展開期、1990年代から現在までの総合的管理期に分けて見ることができる。とくに、1990年代から現在までの総合的管理期は、海洋総生産額が1990年の447億元から2010年の38,439億元へと、86倍ほどの飛躍的な成長を見せた時期であり¹⁾、「国連海洋法条約」の発効、中国の当該条約への批准、海洋産業の著しい成長などを背景に、総合的管理の視点で既存法律の改定や新たな法律の制定が行われた時期でもある。中でも2010年は、法制度の整備や計画の策定、海洋行政法律執行の強化など、海洋政策の面でさまざまな動きが見られた1年である。本章では、2010年における海洋法律・法規、計画の公布、海島の管理、海域の使用管理、海洋行政法律の執行などを中心に紹介する。

1. 法律・法規、計画の公布

2010年においては、「海上風力発電の建設管理に関する暫定方法」および「海上風力発電の建設管理に関する実施細則」²⁾、「中国海洋監察中長期計画（2010～2020）」などが主な動きとして挙げられる。以下、それぞれの法制度について概説する。

(1) 「海上風力発電の建設管理に関する暫定方法」について

① 背景

海上風力発電事業の建設管理を規範化し、海上風力発電の秩序ある開発を促進することを目的に、「中華人民共和国行政許可法」、「中華人民共和国海域使用管理法」、「企業投資事業審査に関する暫定方法」に基づき制定されている。本方法は、2010年8月に国家海洋局と国家エネルギー局から共同で公布されている。

② 主な内容

・管理機関

国家エネルギー主管部門は、全国海上風力発電建設を管理する。沿海各省（区、市）のエネルギー主管部門は国家エネルギー主管部門の指導の下に、その地区における海上風力発電建設を管理する。海上風力発電技術は、全国風力発電の建設技術に関する関連機関に委託し管理する。

・計画の策定

海上風力発電発展計画は、全国海上風力発電発展計画と沿海各省（区、市）の海上風力発電計画を含む。全国海上風力発電発展計画と沿海省（区、市）の海上風力発電発展計画は、全国再生可能エネルギー発展計画、全国・沿海各省（区、市）海洋機能区画、海洋経済発展計画と協調しなければならない。沿海各省（区、市）の海上風力発電計画は、全国海上風力発電発展計画に符合しなければならない。

・事業の授与と審査・許可

海上風力発電事業は、優先的に入札募集の方法をとって開発投資企業を選択する。入札

1. 国家海洋局 HP の統計データによる。1元=12.71円（2012年2月23日のレート）

2. 詳細は参考資料5の「海上風力発電の建設管理に関する暫定方法」、参照資料6の「海上風力発電の建設管理に関する実施細則」の全文訳文を参照されたい。

条件として、オングリッド電気価格（on-grid price）、事業方案、技術力と経營業績などがある。開発投資企業は、中国資本の企業あるいは中国資本が 50%以上の株券を持つ中国・外国の合弁企業である。

落札した投資企業または開発企業は、海上風力発電事業の前期作業基準に基づき事業方案を実行する。また、事業申請報告書を作成し、事業審査に必要な書類手続きを行い、入札募集人と事業特許権の協議を結ぶとともに、その地域における省レベルの送電網企業と電力系統接続及び売買に関する協議を結ぶ。事業所在地における省レベルのエネルギー主管部門は事業申請報告について初審を行い、国家エネルギー主管部門が審査・許可を行う。

・環境の保護

事業者は、「海洋環境保護法」、「海洋プロジェクト建設事業の海洋環境汚染防止に関する管理条例」及び関連技術基準に基づき、海上風力発電事業の環境影響報告書を作成し、国家海洋行政主管部門の許可を得なければならない。

③ 章別構成（10章38条）

第1章 総則

第2章 計画

第3章 事業の授与

第4章 事業の審査・許可

第5章 事業建設による海域使用

第6章 環境の保護

第7章 施工・竣工引渡し

第8章 運行情報

第9章 その他

第10章 附則

④「海上風力発電の建設管理に関する実施細則」について

本細則は、海上風力発電の建設業務をスムーズに推し進め、海上風力発電の秩序ある発展を促すため、「海上風力発電の建設管理に関する暫定方法」及び関連法律・法規に基づき制定されている。同じく、国家海洋局と国家エネルギー局が共同で公布し、2011年7月より実施されている。計21条の構成となっており、海上風力発電の建設管理に関する詳細な規定が盛り込まれている。

(2)「中国海洋監察中長期計画（2010～2020）」について

国家海洋局は、2010年9月に中国初の海洋監察発展計画—「中国海洋監察中長期発展計画」（以下「計画」と呼ぶ）を制定・発表し、中国海洋監察の今後10年（2010年～2020年）における発展目標と主要作業任務について統一計画を行った。中国海洋監察が創建期から全面発展の肝心な時期において、「計画」は中国海洋監察力の発展における全面的、系統的計画を行った。「計画」の公布・実施は、中国海洋監察が初めてマクロ面と戦略面

において、中国海洋監察事業 10 年発展のブループリントを描いたこととなる。

「計画」の発展目標は、確固たる政治思想、有能な業務能力、良好装備、准軍事化管理の海洋行政法律執行チームを育成し、權益保護の法律執行、行政法律執行の 2 つの機能を履行し、チーム、装備、技術保障 3 つの発展任務を実施するとともに、10 年の間で中国海洋監察を一流の海洋法律執行チームに創り上げることである。

「計画」では、2015 年までに、海洋監察チームの責任明確、行為規範、監督有効、保障有力な行政法律執行体制を整え、2020 年までに、監察管理の立体化、法律執行規範化、管理情報化、反応快速化の海洋法律執行管理体系を基本的に形成し、世界先進国の海洋法律執行力との距離を徐々に狭めることとしている。

「計画」は、2010 年～2010 年における 5 つの具体的発展目標を明らかにしている。すなわち、權益保護法律執行の発展目標、行政法律執行の発展目標、海洋監察チームの発展目標、法律執行装備の発展目標、技術保障の発展目標である。具体的に、權益保護の法律執行面では、排他的經濟水域及び大陸棚海域内において、連続的、包括的な巡航の法律執行を実現し、他国からの海上權益侵害事件への即急な対応力と現場処理力を高める。行政法律執行面では、中国の管轄海域内において、近海海域の海・陸・空のリアルタイムでの法律執行監視、違法行為の即急な調査・処分を実現し、海上災害性突発事件への応急処置能力を高める。海洋監察チームの発展面では、海洋監察法律執行の装備力を全面的に高め、各レベル海洋監察機構の近海における法律執行装備のニーズに応える。技術保障面では、海上法律執行の情報化、立体化、行動力迅速化、方策化学科を実現し、ハイテクによる海洋權益法律執行管理体系、海上突発事件への即急な対応体系、物証検査鑑定体系の 3 つの技術サポート体系を構築する。

「計画」では発展目標を実現するため、權益保護の法律執行、行政法律執行、制度建設と理論研究、チーム建設、法律執行装備、技術保障の各項目において、具体的な任務を細分化するとともに、4 つの実施措置を示した。すなわち、①中国海洋監察の発展計画を直ちに国家発展計画の中に盛り込むこと、②中国海洋監察チームは本計画に基づき、各項目の専門計画、区域計画を定め、中国海洋監察発展計画体系を形成すること、③マスコミ、媒体等を利用し、海洋監察の社会的影響力を拡大すること、④国際的交流と協力を推し進め、中国海洋監察事業の発展スピードを高めること、などである。

2. 海島の管理³⁾

(1) 海島の政策・法規

中国では 2010 年 3 月 1 日に「海島保護法」が正式に施行され、海島管理の新しいスタートとなった。「海島保護法」を徹底的に実施するため、国家海洋局は関連政策、制度と基準を策定し、より整った管理体系を作り上げている。

2010 年 6 月 7 日に、財政部、国家海洋局は「無人海島使用金徴収使用管理方法」を共同で発表し、無人海島使用金の最低価格制度と評価制度を確定するとともに、無人海島使用金

3.詳細については、参考資料 8 の「2010 年海島管理公報」を参照されたい。

の徴収、減免、使用、監督検査と法律責任を明らかにし、無人海島の有償制度を実行するための根拠を提供している。

また、無人海島開発利用の管理を規範化するため、「無人海島使用項目の審理業務に関する意見」を公布し、国家と省における無人海島開発利用の審査・許可業務のプロセスを明らかにしている。「無人海島使用項目の評価・審査業務に関する意見」、「無人海島使用項目の第1期専門家評価・審査委員会の設立に関する通知」を公表し、無人海島使用項目の評価・審査業務を規範化している。それと同時に、「無人海島開発利用の具体的方案の編制方法」の発表に関する通知、「無人海島使用の申請書等様式の発表に関する通知」、「無人海島海域使用の論証機関リストの公布に関する通知」を公表し、無人海島の申告資料に関する業務を規範化している。

ほかにも「無人海島使用权の登記方法」と「無人海島使用权証書の管理方法」を公表し、無人海島使用权の登記と証書の管理を規範化し、無人海島使用权者の合法的権利の保障を図っている。

沿海省、自治区、直轄市の海洋主管部門は、積極的に省レベルの海島保護政策法規の策定を進めている。例えば、福建省では「福建省無人海島使用金徴収使用管理方法」を公表しており、浙江省、福建省では無人海島使用項目の審査・許可委員会を設立し、「海島保護法」のより徹底的な実施に制度的保障を提供している。

表1 「海島保護法」の関連制度

No	類型	名称
1	開発と保護	「無人海島使用の論証機関リストの公布に関する通知」
2		「無人海島使用申請書等様式の発表に関する通知」
3		「無人海島使用項目の第1期専門家評価・審査委員会の設置に関する通知」
4		「海域海島沿岸の修復整備の実施に関する意見」
5		「無人海島開発利用の具体的方案の策定方法」
6		「第1期無人海島開発利用のリストの公布に関する通知」
7		「無人海島使用項目の評価・審査に関する意見」
8		「無人海島使用項目の審理業務に関する意見」
9		「無人海島海域使用の論証機関リストの公布に関する通知」
10	有償使用	「無人海島使用金徴収使用管理方法」
11	海島計画	「省レベル海島保護計画の策定管理方法」
12		「全国海島保護計画委員会及び専門家審査委員会の設置に関する通知」
13		「海島保護計画の策定技術機関推薦リストに関する通知」
14	登記管理	「無人海島使用权登記方法」
15		「無人海島使用权証書の管理方法」
16	名称管理	「海島名称管理方法」
17		「海島境界画定と数量統計方法」

(2) 海島保護計画

「全国海島保護計画」は、海島資源の保護と合理的利用を導くための綱領たるものであり、海島保護と利用活動に従事する根拠となる。中国における海島保護の現状と情勢を述べ、海島保護計画の指導思想、基本原則を明らかにするとともに、有人海島、無人海島と特殊用途の海島において分類、分区の保護を実行し、海島保護の十大重点工程を設立している。

計画では、国は数多くの調査研究、研究討論、意見収集などを展開し、20 数部に及ぶ海島保護計画関連の研究報告を作成するとともに、「全国海島保護計画」を編制し、国务院の審査・許可を申請するものとしている。

また、地方海島保護計画の指導のため、「省レベルにおける海島保護計画の策定管理方法」及び関連編制要求を発表し、省レベルの海島保護計画の主要内容、編制プロセスと審査・許可申請プロセス等を規範化し、「全国海島保護計画委員会及び専門家審査委員会の設置に関する通知」と「海島保護計画の策定技術機関推薦リストに関する通知」を発表している。現在、浙江、福建、広東と広西の4つのモデル地区において省レベルの海島保護計画が編制作業を完了しており、その他の沿海省（市）における海島保護計画の編制も始められている。

(3) 海島の利用管理

海洋経済の著しい発展は、無人海島の開発ブームを引き起こしており、巨大な市場ニーズが形成されている。このような状況のなか、無人海島の開発活動を正確に導き、規範化することは、海島を保護する最も重要な手段となっている。2010年10月20日、国家海洋局は「第1期無人海島開発利用のリストの公布に関する通知」を発表し、第1期無人海島開発利用のリスト（以下、「第1期リスト」）に関する組織、報告、審査・許可等に関する業務を始めた。現在、遼寧省、山東省、江蘇省、浙江省、福建省、広東省、広西壮族自治区と海南省の人民政府において、本省における第1期リストを批准している。

また、無人海島の有償使用制度を確実に実施するため、「無人海島使用金徴収使用管理方法」に基づき、無人海島使用金評価規定と無人海島使用測量規範の策定を行った。2010年下半期においては、河北省唐山市菩提島、山東省即墨市驴島において実地測量と評価を行うとともに、実際の評価と測量に基づき、発見された問題点の修正・改善を行っている。

(4) 2011年の管理要点

2011年における全国海島管理の全体構想は、科学的発展観を徹底的に実行し、海島の開発、建設、保護・管理を統一し、「海島保護法」を全面的実施するとともに、海島の計画、保護、無人海島使用管理の制度整備を中心に、海島の修復・保護、地名調査、監視観測システムの構築などを積極的に推進し、海島保護業務能力を高め、海島管理メカニズムを創造構築することである。詳しくは、下記の通りである。

① 政策研究を展開し、海島の新たな発展モデルを探索する

海島の経済社会発展を促進する政策研究を展開し、海島地区の基礎施設と社会事業建設

を推進する。海島と領海基点に所在する海島へのサポート体制を強化し、海島の住民が「以島為家（島を以て家とする）、守島为国（国のために島を守る）」することを鼓舞する。海島生態建設の実験基地と無人海島開発利用のモデル基地を建設する。

② 制度建設を加速し、海島法律体系を改善する

「海島保護法」体系を改善し、地方における海島立法過程を加速する。沿海の各省市では実際の状況に基づき、海島の制度整備を地方人民大会と政府立法計画に盛り込む。既存の地方法規と規範等について整理を行い、「海島保護法」及び国家海島政策の規定等に符合しないものの改正・廃止を行い、より完備された海島の開発、保護、管理制度体系を構築する。

③ 計画の策定を完成し、海島の開発保護を統一する

「全国海島保護計画」の審査・許可を積極的に推進し、浙江、福建、広東、広西等省（区）における海島保護計画のモデル事業を継続的に実行するとともに、その他の省市における海島保護計画の編制、審査・許可、記録等を全面的に展開する。沿海市県においても無人海島保護・利用計画を策定する。海島保護計画体系を構築・改善し、全国海島の開発と保護を統一する。

④ 地名調査を推進し、名称管理制度を構築する

国務院の部署と「全国海域海島の地名調査の実施方案」の要求に基づき、海島地名現場調査、海島名称標準化処理作業を加速し、海島名称標示の設置を展開する。海島の名称管理業務を強化し、海島の命名、改名、名称取り消しと名称登記作業を展開する。

⑤ 修復整備を実施し、海島生態環境を改善する

海島修復整備と保護計画を策定し、プロジェクトライブラリーの建設とプロジェクト申告業務を推進する。「海島の修復整備保護業務の強化に関する意見」を発表し、海島の修復整備技術ガイドラインを作成するとともに、海島の修復整備業務を指導・推進し、海島の修復整備保護の内容、監察管理、引渡し業務プロセスなどを規範化する。中央財政海域使用金が補助する海島修復整備保護事業の完成状況への監督検査を強化する。

⑥ 使用秩序を規範化し、海島の合理的利用を引導する

無人海島の使用申請の審査・許可、セリ・入札及び監察管理方法を制定し、無人海島使用測量、開発利用の具体方案、事業論証報告と使用金評価等の標準規範を編制する。第1期無人海島の開発利用リストを公布し、無人海島使用权の審査・許可、登記と権利確定証書発行業務を始め、海島資源の合理的開発利用を推進する。

⑦ 能力建設を強化し、海島管理レベルを高める

海島の監視観測システム建設を始め、航空のリモート・センシング、衛星のリモート・センシング、船舶巡航と島上陸調査を手段として、全国統一の海島データベースと監視観測体系を構築し、全国海島の動態監察管理を実現するとともに、国民に海島情報サービスを提供する。

⑧ 宣伝・トレーニングを展開し、良好な雰囲気を作る

「海島保護法」の実施一周年を契機に宣伝・普及活動を展開し、全社会の海島への関心、海島の保護、合理的な開発利用を引導する。海島業務のトレーニングを展開し、各レベル海島管理人員と技術者の管理能力と技術力を高める。海島業務中のクリーンな政治建設を強化し、公衆の意見を幅広く取り入れ、公衆の監督を自覚的に受け入れる。

3. 海域の使用管理

中国では2001年に「中国海域使用管理法」が制定され、翌年から施行されている。この法律は、一義的には中国が抱え込む今日的な海洋利用問題の解決を目指したものであるが、それはまた中国において本格的に海洋・沿岸域を管理する初の試みでもある。以下、施行されて8年目を迎える2010年の海域の使用管理状況について、海域使用权管理と海洋機能区画の面において紹介する。

(1) 海域使用权の管理

「中国海域使用管理法」の実施によって、有料かつ譲渡可能な海域使用权が創設され、その取得方式として許可だけではなく、セリ・入札方式が導入されている。すなわち、国有的な海域所有制のもとで、海域所有権と海域使用权を明確に分けたのである。企業・団体または個人が海域を使用する際には必ず法定な手続きに則って海域使用权を取得することが必要となっている。

2010年の状況を見ると、全国的に海域使用权が確定されている海域の面積が193,769ha(経営的事業190,345ha、公益的事業3,424ha)となっており、うち入札・セリにより海域使用权が確定された海域は6288.65haである。具体的に、各沿海省(自治区、直轄市)では表2が示す通り、遼寧省が105,470ha(経営的事業104,798ha、公益的事業672.46ha)でトップを占め、それに次いで江蘇省が35,657ha(経営的事業34,844ha、公益的事業813.9ha)、山東省が22,445ha(経営的事業22,168ha、公益的事業276.38ha)となっている。

表2 沿海省(区、市)における海域使用权の確定状況(2010年)

地 区	海域使用权が確定された海域面積 (ha)		
	合計	経営的事業	公益的事業
遼寧省	105,470	104,798	672
河北省	4,680	4,680	
天津市	2,150	2,150	
山東省	22,445	22,169	276
江蘇省	35,657	34,844	813
上海市	113	95	18
浙江省	4,873	4,190	683
福建省	6,537	6,264	273
広東省	6,763	6,203	560
広西広西チワン族自治区	2,164	2,080	84
海南省	1,339	1,295	44
省(区、市)管理海域以外	1,578	1,578	

資料：国家海洋局HP、<http://www.soa.gov.cn> による。

産業別には、漁業による海域使用权の確定面積が 161,492ha で全体の 83%、工業による海域使用面積が 18,096ha で全体の 9%、交通運輸による海域使用面積が 852ha で全体の 3.5%、海洋レジャーによる海域使用面積が 2303ha で全体の 1.1%、海底プロジェクトによる海域使用面積が 60ha で全体の 0.03%、海洋投棄の面積が 246ha で全体の 0.13%、土地造成プロジェクト用の面積が 2280ha で全体の 1.18%、特殊目的の海域使用面積が 905ha で全体の 0.47%、その他が 1533.86ha で全体の 0.8%という状況となっている。

(2) 海洋機能区画 (ゾーニング)

海洋機能区画制度の導入は、中国における海域使用管理の大きな特徴の一つとして挙げられる。海洋のもつ自然的・生態的・環境的機能を科学的に評価し、それに応じて海洋機能区画を行い、区分された海域用途に従って海域の使用方法を決定し、使用权を設定する。そこには、海域のもつ資源的価値や海域生産量を最大限に持続利用し、環境との調和を図ろうという環境保護思想を伺うことができる。

全国海洋機能区画は大きく 10 種類の大分類と 35 種類の中分類に分けられており、具体的に大分類には、①港湾航行運輸区、②漁業資源利用保護区、③鉱物資源利用区、④観光区、⑤海水資源利用区、⑥海洋エネルギー区、⑦プロジェクト区、⑧海洋保護区、⑨特殊利用区、⑩保留区などがある。区画数から見ると、漁業資源利用保護区は 1,888 ヶ所と最も多く、それに次いで港湾航行運輸区が 941 ヶ所、それから保留区が 451 ヶ所、プロジェクト区が 449 ヶ所、観光区が 452 ヶ所、海水資源利用区が 319 ヶ所のような順番となっている。

2010 年では、海洋機能区画の第 2 期となる「全国海洋機能区画 (2010~2020)」の編制作業を終えており、「省レベル海洋機能区画編制技術要求」を公布している。また、国务院の関連部門、沿海省 (自治区、直轄市) における海洋庁 (局)、及び関連研究機関からの 44 名の専門家からなる全国海洋機能区画専門家委員会が設立されている。

4. 海洋行政法律の執行⁴⁾

海洋行政法律の執行の面においては、海洋權益の保護、海域の使用管理、海洋環境の保護、海島の保護などの面でまとめてみる事ができる。

(1) 海洋權益保護の法律執行

2010 年において、中国海洋監察の各レベル海洋監察機関は、関連部門の指示と指導の下で中国の管轄海域における定期巡航法律執行を全面的に展開し、特定項目の權益保護法律執行を積極的に実施するとともに、関連部門との協調・協力を深めており、省レベルの海洋監察機関においても權益保護巡航力度を高め、海洋權益保護業務において大きな成果を得ている。2010 年では、海洋監察船舶 188 航回、航程 211428 海里、海洋監察飛行機 523 機回、航程 538480Km にわたって出動しており、中国の全海域をカバーしている。中国の管轄海域に進入した外国船舶 1303 隻回、飛行機 214 機回、その他の目標 43 回を監視してお

4.詳細については、参考資料 10 の「2010 年海洋行政法律執行公報」を参照されたい。

り、監視写真 57332 枚、動画資料 6921 分を撮影している。また、その他の違法行為 7 回を発見し、呼掛け 124 回を行っており、国家の海洋権益を保護している。

南シナ海の某海域における海洋調査作業の護衛行動を実施し、行動実施の中某外国の干渉船 228 隻回を遮り止め、その他の通過商船、漁船への警報 40 隻回を行い、調査作業の順調な実施を保障した。東シナ海の某油田の権益保護、南シナ海某海域の海上掘削作業の権益保護等の特定項目の行動を実施し、関連海洋作業のスムーズな進行を図っている。

上海万博期間、広州アジアゲーム期間の海底ケーブルの巡視保護行動を実施し、海底ケーブルの安全を保障しており、有人潜水器の深海調査の護衛を行っている。

(2) 海域使用管理の法律執行

2010 年において、中国海洋監察は海域使用秩序の規範化を目的に、沿岸海域における定期巡査と特定項目の法律執行行動を展開し、大型の違法埋立て行為と養殖海域使用行為を重点的に調査・処分している。それと同時に、「海盾 2010」という特定項目法律執行行動を継続して実施し、海域使用領域の重大案件の調査・処分を行っている。

また、無秩序な砂利採取を抑制するため、遼寧省、山東省、福建省、広東省等の地区において特定項目行動を展開し、違法砂利採取行為を法律に従い処罰を行っている。

海域使用管理の法律執行面では 2010 年において、検査した海域使用項目 29176 件、検査回数 72233 回、発見した違法行為 1836 件、処罰決定件数 826 件に及んでいる。

発見された違法行為の中には、主に海域の違法占用（84.2%、漁業、土地造成と工業などの海域使用を含む）、海域用途の無断変更及び規定に基づかない施設・構築部の取り除き作業などがある。

(3) 海洋環境保護の法律執行

2010 年では、海洋環境保護の法律執行を全面的に展開している。重大な海洋環境違法行為への監督検査を促進するため、「碧海 2010」という特定項目行動を実施し、海洋環境影響評価を行わずに建設工事を始めた海洋プロジェクト、無断海洋投棄、海洋自然保護区の核心区と緩衝区における生産経営施設の建設などの重大な海洋環境違法行為を調査・処分している。「渤海石油調査開発活動の定期巡航法律執行検査」を展開し、渤海石油調査開発活動の違法行為の巡査力度を重点的に強化している。

全国各レベルの海洋監察機関は、海洋プロジェクト建設事業の環境監督検査を 23633 回にわたって実施し、321 件の違法行為の発見、231 件の行政処罰を行っており、海洋投棄の監督検査を 8119 回にわたって実施し、184 件の違法行為の発見、145 件の行政処罰を行っている。また、海洋生態保護の監督検査を 3690 回にわたって実施し、294 件の違法行為の発見、166 件の行政処罰を行っている。

(4) 海島保護の法律執行

「中華人民共和国海島保護法」は3月1日に正式に実施されており、中国海洋監察は法律が賦与した職務を履行するため、基礎的業務を行うとともに、法律執行のモデル事業を展開している。北海、東シナ海海区及び遼寧、山東、福建、広東シナ海南等の地区において特定項目業務を実施し、区域内の海島の法律執行巡査を行うとともに、海島の現状調査と法律執行基礎情報の記録を作成している。

具体的には2010年において、海島保護の監督検査を8390回にわたって実施しており、検査項目が4137件、違法行為の発見数が30件となっている。

第8章 韓国における海洋政策の動向－総合的な沿岸管理の再策定と推進

2010年まで韓国は、沿岸管理法の全面的な見直しを行い、総合的な沿岸管理への体制作りを行った。さらに、海洋産業の競争力を強化する支援策を整備し、経済成長の拠点としての沿岸空間の開発及び管理を図っている。昨年までは沿岸管理法の全部改正や海洋環境管理法の一部改正などが行われ、長期的、且つ総合的な沿岸空間の使用及び管理計画の基盤を整えた。昨年の成果に基づいて、2011年は総合的な沿岸管理の長期計画の策定および管理基準の整備等が主に行われた。また、海洋保護や海運産業の育成を促進するための国際協力も活発な動きを見せた。本章では、2011年に行われた主な立法活動と、政策動向を紹介する。

I. 立法活動

2011年は海洋政策の根幹を見直す法制の改正は見られないが、海洋および沿岸管理のための規定整備と海運産業の発展を図る法律の改正が行われた。

1. 船員法全部改正案公布¹

(1) 背景

2006年度国際労働機構(ILO)で採択された船員の勤労及び生活基準を定めた「2006年海事労働協約」の国際発効と協約批准に備えて、国内施行に必要な船員の勤労泳ぎ生活基準等を既定する法案の策定を推進した。現行制度の運営上に現れた不備点を改善・補完するとともに、法文の分かりづらい用語を純化し一般国民の理解を高めることも意識された。

(2) 主要内容

今まで同法の適用から排除された総トン数が5トン未満の船舶においても、内海や港湾区域等の水域外の水域を運航する航海船は同法を適用するようにし、適用船舶の範囲を拡大した(案第3条第1項第1号)。船員勤労契約を変更する際には、船舶所有者は船員に船員勤労契約の内容を検討し諮問を求める機会を設けることを義務化した(案第27条第2項)。総トン数が500トン以上で国際航海に使われる航海船や、総トン数が500トン以上の航海船として他国内の港湾間を航海する船舶等は、国土海洋部長官から承認された海事労働適合宣言書と、同法により発給された海事労働適合証書を船内に提示することが義務付けられた。それとともに、海事労働適合証書の認証手続きおよび海事労働適合証書の発給手続き等を定めた(案第135条から第141条)。

1 ある法律の内容を全面的に改めようとする場合、二つの方式が考えられる。法令の全部を改正する「全部改正」方式と、既存の法令に代わる新しい法令を制定し、当法令の付則で既存法令の廃止を定める「廃止・制定」方式である。今回の船員法は全部改正方式で行われた。

(3) 推進日程

- ・立案：2009.4.13.
- ・国会提出:2009.11.16.
- ・国会本会議議決:2011.6.30.
- ・公布:2011.8.4.

2. 共有水面管理及び埋立に関する業務処理規定の施行

(1) 策定の背景

新しい共有水面の占有・使用の需要に応じてヨット係留場、太陽光発電施設、海上風力発電施設の占用料・使用料の算定基準を新設するなど、共有水面に対する法体系を整備し共有水面の乱開発を防止し不法使用を近接する等、共有水面の効率的、且つ体系的な管理を図るためである。「共有水面管理及び埋立に関する法律」および下位法令が統合・施行(2010.10.16.)されるにつれ、既存の共有水面管理及び埋立業務の処理規定を統合し制定・施行する。

(2) 主要内容

新しい需要に合わせたタイプ別の共有水面の占有・使用面積の算定基準を追加した(案第15条別表4)。また総事業費の内、建設利子の適用基準の明確化を図る一方(案第43条第5号)、共有水面の実態報告及び管理方案の規程を新設した(案第47条、第48条)。

(3) 推進日程

- ・業務処理規程(共有水面管理、埋立統合)整備計画の策定：2011.6
- ・関連部署及び地方自治体の意見聴取および反映：2011.6~7.
- ・総理室の規制審査完了：2011.8.19.
- ・業務処理規定案の方針決定：2011.9.1.
- ・管報掲載(告示)及び施行：2011.9.6.

3. 国家自然海岸管理目標(案)の確定、施行

国土海洋部は10月27日確定・告示された第2次沿岸統合管理計画(2011~2021)の核心的な課題の一つである「国家自然海岸管理目標(案)」を中央沿岸管理審議会の審議を経て確定し、11月11日からの施行を明らかにした。

(1) 背景

韓国の沿岸は過去40年間続いた先取り式の乱開発により、自然海岸の人工化が深刻な状況である。それゆえ生態系および自然景観の毀損が深化し、国民が利用できる沿岸の自然空間が縮小されてきた。したがって国土海洋部は、自然海岸の効果的な保全と沿岸環境の

機能向上のため、浜辺、海岸線、潮間帯を対象に自然海岸を総量として管理する「自然海岸管理目標制」を導入した。

(2) 主要内容

「国家自然海岸管理目標(安)」は、海岸線の調査が進行中である島嶼を除外した全ての対象地域を 5 年単位で管理する総量管理の計画システムであり、各の沿岸地方自治体は国家の自然海岸管理目標の範囲内で管轄区域の自然海岸に対する管理目標を設定することになる。国土海洋部は自然海岸管理目標の達成のために、各沿岸地方自治体は当該地域の自然海岸管理目標内で沿岸開発事業を推進し、管理目標を超える開発需要が発生した場合は、干潟復元等の自然海岸復元事業を行って管理する方針である。

4. 内陸物流および港湾後背地の活性化支援のための規制改善を推進

(1) 概要

国土海洋部は国家競争力強化委員会と共同で雇用創出及び企業の投資を促進するため、融合・新産業及び物流・輸送分野等の 6 個課題の規制改善を推進した。国土海洋部は規制改革を最優先課題と選定し、現在まで 896 件(2008.1～2011.6)の規制を整備してきた。それにもかかわらず、こうした努力が実際の投資拡大と雇用創出へ繋がるためには、より多くの規制改革が求められている。したがって国土海洋部は物流・港湾及び交通分野等、企業投資と雇用創出効果が大きいサービス会社の支社を中心に、各種の進入制限の緩和と、関連制度の先導的な整備に重点を置きながら、今回の規制改革課題を導出・推進する計画である。

(2) 具体的な推進法案

融合・新産業分野においては、ウィグ船の運航免許規制を緩和し、世界初で水面飛行船舶(ウィグ船)²が実用化できるように、内航乗客運送業の免許基準を緩和(船舶保有量を総トン 100 トンから 30 トン)すると同時に、安全運航のための対策も整備する方針である。

物流産業分野では、港湾後背地内にビジネス施設等の立地を許可する。港湾の後背地が夜間に空洞化する現象を防止し、居住企業の集積化による複合的な活用を図るため、住居とビジネス施設を許可する。

海上輸送産業分野において、内航乗客運送業の侵入制限を緩和する。免許基準を緩和し(輸送需要基準を 35% から 25%へ緩和)、新規事業者の進入活性化及び新技術・サービス保有企業の営業を促進する方針である。

2 ウィグ船、Wing in Ground : 水面上(150m 未満)を時速 150km 以上で走る水面飛行船舶

5. 「海洋汚染堆積物の調査および浄化・復元事業の範囲等に関する規定」の制定、告示

(1) 背景

国土海洋部は「海洋汚染堆積物の調査および浄化・復元事業の範囲等に関する規定」を制定、告示した。同規定は、2008 年以後推進している「海洋汚染堆積物の調査、または浄化・復元事業」を行う際、統一された手続きと基準の必要性が台頭したため、具体的な法的根拠を整備した結果である。

(2) 主要内容

第一、浄化・復元事業はその性格上、段階別の事業施行の手続きが必要であるため「港湾法」の港湾工事等の事業手続きを準用し妥当性調査→実施設計→施工→モニターリングに定めた。第二、浄化・復元事業の円滑な推進のため、海洋環境管理法が定める各海域管理庁(長官、地方港湾庁長、地方自治体長)別の役割を明確化した。第三、海洋環境管理法に堆積物の汚染度調査および事業施行の可否判断ができるよう、妥当性調査および事業推進の意思決定手続きを備えた。妥当性調査の関しては、実施の 2 年前から妥当性調査を海域管理庁に要求し、実施年の前の年度に国土海洋部による妥当性調査の状況分析および財源確保を行い、実施年度には国土海洋部による調査施行および推進方案の確定を行うよう定めた。第四、対象海域の堆積物の評価汚染度により評価を点数化し、汚染要因に基づき有害化学物質が富栄養化要因に区分し、浄化インデックスを算定するなど、浄化・復元の範囲を設定する基準を備えた。最後に、浄化・復元事業の効果を検証し、海洋汚染堆積物の収去による二次汚染および事業施行後の海洋環境変化を正確に把握・管理するためのモニターリング(調査項目、調査時期、調査結果の評価・活用等)の根拠を備えた。

今回策定された規定により、海洋汚染堆積物の浄化・復元事業が科学的な管理システム下に志向されると、予算の節減と事業の効率的な管理、対象海域の水質・生活環境の改善および生態系の回復が期待される。

6. 国家自然海岸管理目標(案)の確定、施行

国土海洋部は 10 月 27 日確定・告示された第 2 次沿岸統合管理計画(2011～2021)の核心課題中の一つである「国家自然海岸管理目標(案)」を中央沿岸管理審議会の審議を経て確定し、11 月 11 日からの施行を明らかにした。

(1) 背景

韓国の沿岸は過去 40 年間に実施されてきた先取り式の乱開発により、自然海岸の人工化が深刻であった。それゆえ生態系および自然景観の毀損が著しく、国民が利用できる沿岸の自然空間が縮小されてきた。国土海洋部は、自然海岸の効果的な保全と沿岸環境の機能向上のため、浜辺、海岸線、潮間帯を対象に自然海岸を総量として管理する「自然海岸管理目標制」を導入した。

(2) 主要内容

国家自然海岸管理目標は、海岸線の調査が進行中である島嶼を除外した全ての対象地域を5年単位で管理する総量管理の計画システムであり、各の沿岸地方自治体は国家の自然海岸管理目標の範囲内で管轄区域の自然海岸に対する管理目標を設定することになる。国土海洋部は自然海岸管理目標の達成のために、各沿岸地方自治体は当該地域の自然海岸管理目標内で沿岸開発事業を推進し、管理目標を超える開発需要が発生した場合は、干潟復元等の自然海岸復元事業を通じて管理する方針である。

II. 政策動向

1. 海洋・沿岸管理計画の総合的な長期計画の策定

(1) 第2次海洋水産発展基本計画の策定

① 背景

未来志向的な国家海洋計画の策定及び新しい海洋政策のビジョンが要求されていると同時に、21世紀の環境変化と新しいトレンドに能動的に対応する必要性が認識されるようになった。国土海洋部は、国家全体の新しい政策方向に応じ、海洋水産与件の変化を受け容れるための計画策定を行った。

② 計画の根拠および範囲

海洋水産発展基本法第6条の規程に基づき、2011年から2020年まで韓国の主権に至る領海及び管轄海域、さらにグローバル次元の海洋開発の先進基地としての概念を含み、必要時は沿岸地域も同計画の範囲と定める。

③ 計画の性格

同計画は海洋水産分野に対する国家総合計画である（但し、農漁業・農漁村及び食品産業基本法の改正により、同基本計画上「水産」分野を除外する）。海洋水産発展基本法に基づく法定計画として、今後の10年間、海洋関連の他国家計画と調和・連携を通じて効果的に推進するための政策を計画する予定である。これにより、同計画が実効性を確保した政府全体次元の国家計画として定着されることを図る。

④ 第2次海洋水産基本計画のビジョン及び推進戦略

同計画は、「2020海洋韓国ビジョン」を掲げ、世界をリードする先進海洋強国の実現を追求する。そのための3大目標として、持続可能な海洋環境の管理及び保全、新海洋産業の育成及び伝統海洋産業の高度化、新海洋秩序の能動的な受容による海洋領域の拡大を想定した。上記目標を達成するための5大推進戦略として、健康で安全な海洋利用管理の実現、新しい成長動力の創出のための海洋科学技術の開発、未来型のハイ・クオリティー海洋文化観光の育成、東アジアの経済浮上に従う海運港湾産業の先進化、海洋管轄権の強化及びグローバル次元の海洋領土の確保が挙げられた。

5大推進戦略に従う26個の重点課題が提示された。以下はその細部課題である。

＜5大推進戦略及び26個の重点課題＞

5大推進戦略	重点課題
1. 健康で安全な 海洋利用管理の実現	1-1 海洋汚染源の統合的な管理体制を定着 1-2 海洋生態系サービスの質的向上方案の備え 1-3 統合的な沿岸・海洋空間管理の基盤構築 1-4 沿岸地域における気候変化への適応・復旧体制の構築 1.5 海上安全管理体制の先進化及び先端化 1.6 海上安全分野の国際化
2. 新成長動力の創出のための 海洋科学技術の開発	2-1. 未来の海洋資源開発 2-2. 海洋産業の核心的技術の開発 2-3. グリーン成長のための海洋環境保全・探査分野の核心的技術の開発 2-4. 海洋科学の技術開発能力を強化
3. 未来型のハイ・クオリティー 海洋文化観光の育成	3-1. 多様な海洋レジャー活動の発掘および育成 3-2. 海洋観光資源の保全と利用 3-3. 海洋観光空間の助成と整備 3-4. 海洋観光政策の統合的な推進システムの構築 3-5. 海洋文化コンテンツの多様化
4. 東アジアの経済浮上に対応する 海運港湾産業の先進化	4-1. 世界海運市場の主導および国際協力の強化 4-2. 競争力のなる海運港湾の物流企業を育成 4-3. グリーン海運港湾の実現 4-4. 世界の最大のハブ港湾の構築 4-5. 親環境レジャー都市型の付加価値港湾の開発 4-6. 港湾の地方移管による港湾開発管理システムの構築 4-7. 港湾運営の効率化 4-8. 海事人力の養成
5. 海洋管轄権の強化およびグロー バル海洋領土の確保	5-1. 国際環境の変化に対応した海洋領土の管理能力の強化 5-2. 海洋領土の開拓によるグローバル海洋経営の強化 5-3. 南北韓の海洋協力強化のための基盤の助成

⑤ 推進体系および実現の環境を助成

同計画の円滑な推進のための整備も計画された。組織分野においては、統合海洋行政体系の強化を図り、総理室下の統合海洋政策協議体(案)の構成および運営が計画された。同時に、組織機能の民営化・地方化を拡大させ、政策の施行機能を再整備する方針である。人力養成分野では、海洋水産技術の開発、海洋産業、海洋文化・観光、国際海洋水産専門家等の養成する。また、投資財源を多様化し、新規投資財源を発掘することで安定的な財源を確保する。さらには海洋に対する国民意識を強化するため、教育、施設の広報を強化する計画である。

(2) 第2次沿岸統合管理計画(2011～2021)の確定・告示

国土海洋部は「第1次沿岸統合管理計画」(2000～2010)を評価し、沿岸災害等の新しい状況変化を反映した「第2次沿岸統合計画」(2011～2021)を中央沿岸管理審議会の審議を経て確定・告示した。同計画は生態系基盤の計画的な空間管理、気候変化及び災害への対応、公共性の強化等に注力し、重点推進課題の259個を今後10年の間、時期別に推進するための中長期の基本政策方向を示している。計画は2010年1月から2011年3月までの間、地域説明会、公聴会等での意見を反映して作成したうえ、専門家の諮問(2011年3月と5月)と関連機関および地方自治体との協議(2011年4月～5月)等を経て確定された。

同計画の核心的な推進政策は次の通りである。

① 沿岸空間の計画的な管理強化

自然海岸管理目標制の施行

・(現況および問題点) 先取り式の開発により自然海岸の人工化が分別なく進行され、生態系および自然景観が破壊される一方、過去40年間続いてきた沿岸開発により海岸の人工化が加速化している。韓国全体海岸線の13,509km(国立海洋調査院調べ, 2010)中で自然海岸の比率は70%に及ぶものの、島嶼を除外した陸地の自然海岸の比率は51%である。

・(推進方策) 国家・地域別で浜辺から潮間帯までの自然海岸を管理目標とし、5年単位で総量を管理する計画システムを導入し、管理目標を超過する開発需要が生じる際には復元事業を推進し許容値以内で管理して行く計画である。

沿岸海域用途制および海域適性評価制度の早期定着

・(現況および問題点) 沿岸海域用途を区分する客観的な評価基準が曖昧で、用途別の許可および行為制限指針が不在したため、地方自治体の権限が制限されるか、許可および制限の指針が任意的に運用されている。さらに別途の体系的な分析と評価過程がないため、用途指定の客観性がかけていた。

・(推進方策) 沿岸管理法の改正・施行(2010年3月)により、法的根拠を整ったとともに、機能区制度を新設し、全ての沿岸を4つの用途区、19の機能区と区分、管理する計画である。また、客観的な分析に基づく沿岸海域の用途指定および利用行為間の調整のための海域適性評価の実施と細部の管理規定を備える。

② 気候変化および自然災害への予防的対応

全国沿岸浸蝕モニターリングの拡大、実行

・(現況および問題点) 全国の主要沿岸 157 箇所を基本モニターリングした結果、59%に及ぶ 93 ケ所において浸蝕の恐れ、または深刻な浸蝕が見られた。これらは気象異変や人口構造物の分別のない設置等が主要原因であり、現在のモニターリング体系では全ての沿岸における変化と浸蝕現状を把握することが困難である。

・(推進方策) 海水浴場、海岸砂丘、干潟地域に対する浸蝕・堆積の実態および海岸線変化等に対するモニターリングを拡大・運営する計画である。2015 年までに 264 億ウォンを投入し、沿岸基本モニターリング(157→250 ケ所)、ビデオ撮影(26→120 ケ所)、精密調査(3→7 ケ所)等、総 377 ケ所に拡大・運営する。

災害に備えた沿岸緩衝区域制度の導入

・(現況および問題点) 気候変化および自然災害の増加に備えた事前予防的な空間管理政策の不在と防護施設による 2 次被害が相次いでいる。また気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change、IPCC)の 2007 報告によると、韓国海岸の海面上昇(2.5 mm/yr)が全世界平均を(1.8 mm/yr)を上回っている。

○(推進方策) 沿岸脆弱性の評価システムの構築および砂丘・干潟等の自然形成地を沿岸緩衝区域と指定し、必要な時には買入れができるように法的根拠を整備する。

③ 地域発展と連携した海洋生態系の保護

湿地保護地域、海洋保護区域の指定を拡大。

・(現況および問題点) 海洋生物の多様性および生態系の価値保護のための政策手段である保護区域の指定は、地域住民との軋轢により追加指定の限界がある。

・(推進方策) 科学的で体系的な海洋生態系調査、保護区域の指定過程における地域住民の認識増進および参加拡大、交渉および合意形成による管理体系を導入する一方、湿地保護地域および海洋保護区域を 2010 年現在の 14 ヶ所から 2020 年まで 30 ヶ所に拡大する。

沿岸・海洋生態観光の活性化等、立ち遅れた地域の発展と連携

・(現況および問題点) 生態観光は自然環境保全に対する関心が増加するとともに急速に成長している未来の新産業分野で、国内では体験型観光が増加している。しかし、順天湾湿地保護地域のような成功事例は一部にすぎ、中央機関の集中投資が行われる地域外での海洋生態観光は停滞している。

・(推進方策) 地域別の代表ブランドを育成、発掘する(例えば白翎島(ペクリョンド)はアザラシ、曾島(ズンド)では生態干潟等)。沿岸遊休地等を活用し、毎年 4~5 ヶ所の選定・集中投資を行う。海洋文化、観光、商業、業務、展示、住居等の多様なテーマを複合した大規模(30 万 m²以上)の複合機能休養地を造成する。

④ 付加価値創出型のグリーン沿岸整備事業の推進

親沿岸整備事業で沿岸価値の向上とグリーン空間の開発を推進

・(現況および問題点) 沿岸整備事業における人工の防護施設設置事業の比重が極めて高

く、(1次計画の95%)自然海岸及び景観の破壊等が地域発展を阻害すると指摘された。とりわけ、沿岸保全事業の場合、人工化を誘発する補強事業が大半であり、人工施設物の設置による周辺生態系及び地形変化をもたらしている。

・(推進方策) 単純浸蝕防止から「海洋観光復元・文化休養空間の開発・気候変化の対応」を同時に実現する多目的事業へ転換する。2019年まで全国沿岸整備対象の308ヶ所の中、34地区に9,100億ウォンを投入し、その内、代表事業の10地区に対しては、2015年まで国費3,400億ウォンを集中投資する。

生態親化的なハイブリッド(hybrid)型の沿岸整備実行

・(現況および問題点) 人工海岸の増加により、沿岸の景観としての価値や災害予防機能が低下し、長期的には生態復元事業の推進の限界が見られる。

・(推進方策) ハード・エンジニアリングは周辺地域の浸蝕、生息地の破壊などの2次環境被害を誘発する可能性があり、最近では自然防護林の造成、マングローブ、Geo-Tubeなどのソフト・エンジニアリングが注目されている。防波堤などの画一化されたハード・エンジニアリングとともに、環境に優しいソフト・エンジニアリングを並行する。

⑤ 共有水面の埋立に関する履歴管理および公共性の強化

不法埋立、埋立地の未活用を防止するための埋立履歴製の導入

・(現況および問題点) 沿岸で私益の追求を目的とした共有水面の不法埋立、または地価上昇のための埋立が行われている。さらに共有水面が土地と転換された後も、当初の目的通り活用されず、公共の接近および利用機会が制限されるケースもある。

・(推進方策) 沿岸管理情報システムを利用し不法埋立の履歴、埋立申請の明細、認・許可審査の結果等を最長10年間管理する計画である。

共有水面の独占的な私用化および利用に関する摩擦の防止

・(現況および問題点) 公益と私益の衝突、保全と開発の衝突など、沿岸地域で生じる軋轢の大半は埋立、または共有水面の長期的な使用のような独占的な私用化から起因する。

・(推進方策) 埋立地は原則的に国家所有とし、実需要者に賃貸する方式へと政策を転換する方案を考慮し、共有水面の公正な利用を図る。そのため埋立費用を賃貸費用へ換算し、該当期間を賃貸する一方、埋立地管理担当機構、または地方港湾庁による管理を計画している。

<参考資料1：第2次海洋水産発展基本計画の目次>

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景

第2節 計画策定の法的根拠および性格

1. 計画策定の法的根拠
2. 計画の範囲
3. 計画の性格

第3節 推進経緯

第4節 計画の基本枠

第2章 第1次沿岸統合管理計画の評価

第1節 評価対象および方向

第2節 第1次沿岸統合管理計画の推進実績評価

1. 第1次統合計画の構造および主要内容
2. 第1次統合計画の実績
3. 沿岸管理計画の策定および沿岸整備事業の推進
4. 沿岸管理支援の法定調査の拡大および地方条例の制定

第3節 第2次沿岸統合管理計画の策定における示唆点

1. 第1次統合計画の推進成果および限界
2. 第2次統合計画の策定への示唆

第3章 沿岸管理の与件および展望

第1節 沿岸の現況

1. 自然現況
2. 社会および経済現況

第2節 沿岸の問題点

第3節 沿岸管理の現況および展望

第4節 第2次沿岸統合管理計画の計画策定要素

第4章 沿岸統合管理の基本方向

第1節 計画の構造

1. 計画のビジョンおよび基本目標
2. 計画の推進体系

第2節 推進戦略1： 新沿岸管理制度の適用

1. 概要
2. 現況および問題点
3. 推進課題
4. 年次別の推進体系

第3節 推進戦略2： 生態系の健康性および沿岸景観の改善

1. 概要
2. 現況および問題点
3. 推進課題
4. 年次別の推進体系

第4節 推進戦略3： 気候変化および災害への対応強化

1. 概要
2. 現況および問題点
3. 推進課題
4. 年次別の推進体系

第5節 推進戦略4： 沿岸ガバナンスの構築

1. 概要
2. 現況および問題点
3. 推進課題
4. 年次別の推進体系

第6節 推進戦略5： 沿岸管理の実行力の強化

1. 概要
2. 現況および問題点
3. 推進課題
4. 年次別の推進体系

第5章 沿岸別の沿岸統合管理政策方向

第1節 仁川・京畿沿岸

1. 現況と状況
2. 懸案事項
3. ビジョンと基本目標
4. 推進事項
5. 推進体系

第2節 忠清南道沿岸

1. 現況と状況
2. 懸案事項
3. ビジョンと基本目標
4. 推進事項
5. 推進体系

第3節 全羅北道沿岸

1. 現況と状況
2. 懸案事項
3. ビジョンと基本目標
4. 推進事項
5. 推進体系

第4節 全羅南道沿岸

1. 現況と状況
2. 懸案事項
3. ビジョンと基本目標
4. 推進事項
5. 推進体系

第5節 慶尚南道沿岸

1. 現況と状況
2. 懸案事項
3. ビジョンと基本目標
4. 推進事項
5. 推進体系

第6節 釜山・蔚山沿岸

1. 現況と状況
2. 懸案事項
3. ビジョンと基本目標
4. 推進事項
5. 推進体系

第7節 江原・慶尚北道沿岸

1. 現況と状況
2. 懸案事項
3. ビジョンと基本目標
4. 推進事項
5. 推進体系

第8節 済州沿岸

1. 現況と状況
2. 懸案事項
3. ビジョンと基本目標
4. 推進事項
5. 推進体系

(3) 第4次海洋環境総合計画(2011~2020)の確定

① 背景

国土海洋部は2011年度第1次海洋水産発展委員会の審議(11月8日)を経て、第4次海洋環境総合計画(2011~2020)を確定した。海洋環境総合計画は「海洋環境管理法」により 10

年毎に策定する海洋環境分野の最高国家計画である。海洋環境保全の部門別計画を総括・調整・統合し、個別事業を体系的に推進するために国土海洋部、環境部、農林水産部、海洋警察庁が共同で策定する政府次元の総合政策計画である。

海洋環境管理法の改正(2011年6月15日、施行)により、同計画の策定周期が5年から10年と拡大した。これまでは「海洋汚染防止5ヵ年計画」(1996~2000)、「海洋環境保全総合計画」(2001~2005)、「第3次海洋環境管理総合計画」(2006~2010)を海洋環境政策の推進根拠として適用してきた。その間、気候変化への対応、国際環境規範の多角化等、国内外における海洋環境の状況が大きく変わり、海洋環境政策に対するニーズの増加に応えるように、政府の政策基調を反映した新しい海洋環境総合計画の必要性が提起されてきた。

② 経緯

国土海洋部は2009年計画立案に着手し、各分野の設問調査、専門家会議と環境部、農林水産食品部、海洋警察庁、海洋環境管理公団および研究機関等の多様な事業主体を対象として、今後10年間推進する事業の需要を把握した。そのうえ、関係機関との協議をへて第4次海洋環境総合計画が確定されたのである。

③ 目的

同計画はクリーンで安全な海洋環境を造成し、活気溢れる海へと保全・管理するための国家の基本方針である。これまでは海洋保護区域制度の導入と新規指定等、生態系基盤の海洋管理への導入が行われたが、今後は従来の成果に基づいて海洋保護区域の指定拡大と管理強化等を推進し、生態系基盤の海洋環境管理の定着することを目標とした。

また、有機物質の管理、油類および特定汚染海域の水質管理を超えて、栄養塩類、重金属等、管理対象と陸・沿岸・海洋を統合して管理できるように領域を拡大した。同計画は中央政府が主導する海洋環境政策から地域・民間参加型の海洋環境政策への転換を図るものであり、局地的・地域的な環境変化対応からグローバルな環境変化に対応できるような政策が含まれている。

④ 主要内容

主な推進内容は以下の通りである

- 沿岸へ流入する汚染物質および海洋ごみの管理を強化する等、陸から発生する汚染源の国家管理体系を確立する。
- 海洋事故の予防的な管理強化、油類および危険・有害物質による汚染対備・対応制度の整備、海洋汚染への対備・対応の科学化、船舶から起因する国際的な海洋環境規制に対する能動的な対応、漁場環境保全および環境危害性の低減等、海洋から発生する汚染への対応能力を向上させる。
- 海洋生態系の調査拡大、主要海洋生態系の保全および復元装置等、海洋生態系の健康性を維持・保全し、海洋環境・生態系に対する認識増進のための教育、広告を積極的に実行する。
- 温室ガスの低減、気候変化への対応基盤とキャパビリティの強化、国際協力の活性化

等により気候親和的な海洋環境管理を強化する。

－ 海洋環境法制度の体系的な整備、科学的な政策基盤の強化、海洋環境ガバナンスの活性化、海洋環境分野の民間専門人材の育成および国際海洋環境の協力等、海洋環境政策のインフラを拡充する。

⑤ 今後の計画

同計画に従い、海洋ごみの年間収去率を2010年の38%から2020年には60%まで、沿岸汚染総量管理制の管理地域を1ヶ所(馬山)から5ヶ所まで拡大するなど、汚染源の管理を強化する。海洋保護区域の指定を2010年4ヶ所から2020年10ヶ所、湿地保護地域(干潟)を10ヶ所(218.14k m²、全体干潟の8.8%)から20ヶ所(600k m²、全体干潟の25%)まで拡大するなど、海洋生態系の健康性を維持・保全する計画である。

そのため、計画期間中に5大分野の22個の重点課題、63個の細部事業の推進に総10兆9,363億ウォンを投資する計画である。その財源は環境部が凡そ7兆5千億ウォン(68.9%)、国土海洋部が弱2兆1千億ウォン(18.8%)、農林水産部が弱1兆2千億ウォン(10.7%)、海洋警察庁が弱1千億ウォン(1.1%)を投資する予定である。

<参考資料2: 第4次海洋環境総合計画の目次>

第1章 計画の意義

第1節 計画策定の背景および推進経緯

1. 策定の背景
2. 推進経緯

第2節 計画の性格

1. 法的根拠および期間
2. 計画の性格
3. 計画の位相
4. 計画の範囲

第2章 第3次海洋保全総合計画(2006～2010)の評価

第1節 総括

1. 予算分野
2. 主要指標別の目標脱達成度

第2節 分野別計画の成果と限界

1. 海洋生態系保全および管理
2. 陸上起因の汚染源の体系的な管理
3. 海洋環境改善および汚染源の予防的な管理
4. 海洋環境管理のインフラ強化および国際協力

第3章 現況と展望

第1節 現況

1. 一般現況
2. 利用現況

第2節 状況分析および展望

1. 国内状況
2. 国外状況

第4章 計画の基本方向

第1節 計画の基調

第2節 計画の目標

第3節 重点推進計画

第5章 分野別の推進計画

第1節 陸上起因の汚染源の国家管理体系の確立

1. 現況および問題点
2. 管理状況
3. 目標および推進戦略
4. 推進事業

第2節 海洋起因の汚染の対応能力を強化

1. 現況および問題点
2. 管理状況
3. 目標および推進戦略
4. 推進事業

第3節 海洋生態系の健康性維持・保全

1. 現況および問題点
2. 管理状況
3. 目標および推進戦略
4. 推進事業

第4節 気候に配慮した海洋環境管理の強化

1. 現況および問題点
2. 管理状況
3. 目標および推進戦略
4. 推進事業

第5節 海洋環境政策のインフラ強化

1. 現況および問題点
2. 管理状況
3. 目標および推進戦略
4. 推進事業

第6章 財源確保および推進計画

第1節 海洋環境の財源確保方案

1. 海洋環境管理のための安定的な財源確保
2. 海洋環境管理の財源確保推進方案

第2節 推進計画

1. 陸上起因の汚染源の国家管理体系を確立
2. 海洋起因の汚染の対応能力を強化
3. 海洋生態系の健康性の維持・保全
4. 気候に配慮した海洋環境管理の強化
5. 海洋環境政策のインフラ強化
6. 総合

2. 海洋および沿岸における広域開発・管理計画の整備

(1) 東・西海岸発展総合計画の決定

① 背景と目的

第4次国土総合計画修正計画(2011-2020)の策定に伴い、沿岸域における発展総合計画の立案が行われた。第4次国土総合計画修正計画は、超広域開発圏の基本構想を効率よく推進するため、発展戦略および具体的な実行法案の整備を目的とする。国土海洋部は、東・西・南海岸および内陸圏発展委員会の審議を経て西海岸圏発展装具計画を策定し、これを「東・西・南海岸および内陸圏発展特別法」第6条2項および同法施行令第5条1項に従い告示した。南海岸発展総合計画は、該当市・道(釜山、全羅南道、慶尙南道)が共同で立案し(2009.9)、関係部機関の協議を経て東西南海岸発展委員会の審議議決(2010.5.18)後に決定告示(2010.5.28)した。

② 東海岸圏発展総合計画の概要

同計画は、東海岸圏を新しい経済圏および産業・エネルギー・観光の拠点として助成し、国土の新しい成長軸として育成することを目的とする。2020年までを計画期間とし、東海岸圏の状況および地域潜在力を分析し、東海岸圏に相応しい地域の未来像を設定した推進戦略を提示した。東海岸の発展ビジョンをグリーン成長を先導するエネルギー・観光のブルーパワー・ベルトと掲げ、重点推進課題を選定、課題別の詳細事業計画を策定する方針である。計画の推進のために、2020年まで民資を含む総24.8兆ウォンを投入する。事業別

の具体的な財源分担・事業規模・推進時期等は開発事業の推進時に行う妥当性分析や関係機関協議等を経て決定する。告示文および総合計画の詳細内容は、国土海洋部のホームページ(<http://www.mltm.go.kr>)にて公開する。

③ 西海岸圏発展総合計画の概要

西海岸圏を新しい経済圏および国際ビジネス・物類・産業の拠点として助成し、国土の新しい成長軸へ育成することを図る。西海岸圏の与件および地域潜在力を分析し、西海岸圏に相応しい地域の未来像を設定し推進戦略を提示する予定である。西海岸の発展ビジョンは、還黄海経済圏を主導する知識・先端産業の融合・複合ベルトの助成であり、計画の推進のために、2020年まで民資を含む総25.2兆ウォンを投入する。事業別の具体的な財源分担・事業規模・推進時期等は、開発事業の推進時に行う妥当性分析や関係機関協議等を経て決定する。告示文および総合計画の詳細内容は、国土海洋部のホームページ(<http://www.mltm.go.kr>)にて公開する。

<参考資料3： 第4次国土総合計画修正計画(2011-2020)(案)>

同案の画定は、国土基本法上、5年毎に与件変化を反映し整備するようにした規定に従うものであり、第4次国土総合計画(2000-2020)の画定以降2005年末に1次修正を行った。現行の計画策定以後、グリーン成長、広域経済圏戦略等、新しい国家発展戦略が提示されており、4大河事業およびKTX(韓国新幹線)時代の本格化等の国道空間における重大な変化要因が起きたことにつれ、2020年国土ビジョンおよび国土管理のパラダイムを提示するためのものである。同計画に反映された核心政策方向は以下である。

① 広域化・特性化による地域居総力の強化

圏域別の先導・戦略産業の育成、広域インフラの拡充等により(5+2)広域経済圏の特性化発展を図ることで地域経済力の向上も期待される。朝鮮半島の地経学的な利点を活かし、東西南海岸権等を超広域開発権としてベルト化し、大陸と海洋へ進出する戦略的な成長軸として集中育成させる。同時に広域経済圏別で拠点都市圏を育成し、広域経済圏の発展を誘導する。さらに海洋資源の確保(北極海航路への参加、極地海洋資源の共同開発等)と海洋両道の管理(無人島嶼等)を強化し、海洋再生エネルギー産業の育成、海洋産業クラスタの助成等による海洋部門を戦略的に集中育成する方針である。

② その他の推進目標

- 低炭素・エネルギー節減型のグリーン国土の実現
- 気候変化・気象異変に対する先制的な防災能力を強化
- 新しくなった河川-山-海を連携するハイ・クオリティの国土創造
- 人口・社会構造の変化に対応した社会インフラの拡充
- 大陸と海洋を連結するグローバル拠点機能を強化
- 国土管理システムの先進化・効率化

(2) 海洋環境基準を全面再整備、先進国型の海洋環境基準を確立

① 推進背景

従来の海洋環境基準が国内海域の環境特性を反映できないと評価されてきたため、全面再整備した基準を策定した。海洋環境基準改正(案)に対する関係機関及び専門家等の意見聴取のためのヒヤリングを開催し(2011年6月17日)、6月末に最終告示を行った。

② 改正案の内容

化学的酸素要求量(COD)、総窒素(TN)、総リン(TP)等、測定項目別に個別適用していた従来の水質等級基準を改善し、全ての測定項目を総合的に考慮した統合水質等級基準を提示した。水質等級を現在の3等級から5等級に細分化するとともに、海域を5個海域(東海、大韓海峡、西南海域、西海中部、済州海域)と区分し、海域別の特性を考慮した基準を適用した。また、海洋の生物及び生態系の健康および多様性を確保するため、海水内の有害物質の基準を新設した。

③ 今後の展望

新しい海水水質基準を適用することで、海域別の汚染特徴に対する総合的な判断が可能になり、これに相応する対策や政策実行による効果的な海洋環境改善が期待される。新設された重金属基準の適用により、海洋生物及び生態系の保護のための海洋環境改善努力が一層強化されると評価された。国土海洋部は今回の海洋水質基準改正をはじめに、段階別に新しい海洋環境基準を設定・告示する方針である。2011年末まで海洋堆積物関連の環境基準を定め告示し、2013年には海洋生物関連基準を規定する計画である。

3. 自然災害に対応できる沿岸整備の推進

(1) アラミル・プロジェクト推進(港湾と都市背後圏の低地帯における津波浸水被害の防止計画)

① 背景

「アラ」は純粋な韓国語の海であり、「ミル」は竜の古い言葉であり、アラミルは海の守護神を意味する。アラミル・プロジェクトは台風や津波による港湾と都市背後圏の浸水被害を予防するための事業であり、既存の施設物の補強に加えて先端機能の防災施設を設置する災害脆弱地域の補強計画が策定された。地球温暖化等の気候変化により、海水面の上昇や台風被害が増加するなか、台風・津波等による浸水被害地域や今後被害が予想される港湾後背地の低地帯地域に特殊の津波防災施設を設置する同プロジェクトの推進が行われる。

② R&D事業の成果や気候変化データを適用した計画策定

今回の計画はR&D事業により算出した成果や台風による高潮、津波、海面上昇等の気候変化データを総合的に検討し、現地地形に適合する防災施設を提示し、防波堤の補強規模や設置位置の最適化したものである。韓国海洋研究院では2006~2010年の間、R&D事業により過去56年間(1951~2006年)韓国に上陸した201個の台風を再現し、港湾別の台風によ

る高潮を推算した。その結果、日本の西北海岸 5 地域(地震空白域の 3 地域と韓国東海岸に津波被害をもたらした 1983 年と 1993 年の地震発生地域 2 箇所)で M7.7~8.0 の地震が発生する状況を採択し、釜山港や東海岸の港湾に渡来する津波の高さを推算した。海水面上昇に関しては、2010 年 11 月国立海洋調査院が提示した「海水面変動の精密分析及び予測」の予測値に基づき、50 年後の韓国沿岸の海水面上昇地(西海岸 65mm、南海岸 100mm、東海岸 110mm、濟州島 285mm 等)を考慮した。さらに、地球温暖化の影響で年々大型化している台風を勘案し、2005 年から設計に基づく波高を再推算した結果、1998 年に適用した波高より南海岸は 2~3m、西海岸は 1m 程度が高くなったと推算された。

③ 浸水被害の予想地域における防災施設設置計画

総 54 個の港湾(貿易港 29、沿岸港 25)と後背都市圏を対象に浸水予想範囲を算定し、浸水範囲が軽微な 32 個地域を抜く 22 個港湾地域を防災施設が必要な港湾都市と選定した。22 個の港湾都市は、津波による浸水被害が予測される三陟(サンチョク)港と台風経路上に位置し被害事例が多い西海岸と南海岸の港湾である。都市が低地帯に形成され浸水被害が頻発する港湾都市圏には、港湾の立地及び排水条件等を分析してゲート(水門形式)、防災丘、防護壁等の多様な防災施設物を積極的に導入する計画である。22 の港湾地域に対する防災施設計画には 1 兆 1,886 億ウォンが所要される見込みで、2030 年まで完了する予定である。また、以前高潮等による浸水被害が頻繁であった 10 個港湾都市から 6,208 億ウォンを投資し、2020 年まで整備する計画である。老朽化が進む旧型防波堤が現在の強化された設置基準を満たさないため、全国港湾の 137 個の防波堤の安定性検査を行い、脆弱性が指摘された 71 個の防波堤を補強する 1 兆 3 千億ウォン規模の投資が予想される。今回国内最初に導入されるプッレプ・ゲート等の特殊防災施設物は、防災機能のみならず観光客を誘引するランドマーク施設に活用できるため、低地帯の浸水問題解決とともに地域経済活性化にも役立つことが期待できる。

4. 海洋および沿岸における調査・科学技術発展の推進

(1) 領海内の未登録の島および DMZ (北朝鮮接境の非武装地帯) 周辺の未復旧土地の地籍登録事業完了

1910 年代、日本による土地調査当時には測量技術や社会的、経済的状況等で地籍登録対象から外された土地に対する現地調査及び測量を GPS 測量、衛星映像等の新技術の導入にして行い、地籍公簿に登録する事業を行った。地籍登録する項目は (1)実登録の島が 1,223 筆 438 千 m^2 、(2)沿岸の登録土地 5,034 筆 7,943 千 m^2 、(3)DMZ 周辺土地 2,485 筆 263,719 千 m^2 で、合わせて 8,742 筆地 272,100 千 m^2 に及ぶ。国土海洋部は未登録島の登録事業と平行して島の実績面積、位置、境界が地籍図と異なる非正位置の島嶼 1,180 筆を GPS 測量、衛星映像資料に基づき正確に見直した。今回の 2010 年未登録島等の地籍登録事業は、国土地理情報院、国立海洋調査院、国防部、国家記録院等、関連機関が方湯した資料を活用して実施され、現在 58 個の市郡区で地籍公簿の登録手続きが行われている。未登録島及び沿岸

未登録土地は該当地方自治体の決定及び新規登録のため「地方自治法」及び「共有水面の管理及び埋立に関する法律」等による手続きを経て完了する。同事業による地籍登録事業により、国土面積は凡そ 272.1 km²増加し国土が拡張する効果があり、正確な国土通計も可能になった。また観光・レジャー産業の発達に伴う無人島嶼の利用・開発の需要増加と先端技術による海洋資源の開発と共に起こり得る国家間の領土紛争、地方自治体間の境界紛争、所有権紛争、管理主体が明確でないため乗じる乱開発等を予防する効果をもたらし、政府次元の管理に役立つと期待される。

(2) 韓国語海底地名の国際登録

国土海洋部所属の国立海洋調査院は、中国北京で開かれた第 24 次海底地名小委員会 (SCUFN、9 月 12 日～9 月 16 日)で韓国語の海底地名 4 件を国際地名集に登録した。今回登録された海底地名は、日本海地域の 2 件と南極科学基地建設地域である当南極 Terra Nova Bay 一帯の 2 件であり、南極の場合、韓国語の海底地名の登録は始めてである。韓国語の海底地名の国際登録は、2007 年 10 件が登録された以来本格化しはじめ、2011 年現在韓国の海域と太平洋等に 31 件の韓国語海底地名が国際登録された

(3) 陸地、海洋の高さ基準の再策定

国土海洋部は今まで陸地と海洋で異なっていた高位基準を相互連携する国家垂直基準の再策定を推進した。陸地は仁川湾の平均海面を基準とし、海洋においては地域別海岸の潮位変化を観測・分析した後、高さを決定すると定めた。アメリカ、イギリス等の先進国では既に陸地と海洋の高さ基準を連携して使っており、韓国では 2,008 年国土海洋部の発足時に測量関連の組織統合を契機に 2009 年から仁川、ボリョン地域でモデル事業を実施した後、年次的に全国沿岸地域を対象にして高さ基準の再策定を推進している。国土情報院が陸地の高さ基準(BM³)と海洋の高さ基準(TBM⁴)を直接水準測量方式で測量した結果、デブ島地域では 29.1cm、海南地域では-38.5cm まで差が発生(仁川平均海面基準)することを発見した。陸と海で異なっていた高さの違いを分析すると、沿岸地域の開発時、設計から施工までの間にあり得る試行錯誤の対する構造的な原因を解決することが出来る。また多様な分析過程を経て台風や津波等による海水氾濫、逆流現象に対する災害予防資料としても活用できると期待される。国土海洋部では、2012 年まで沿岸地域の 167 個地点に対する高さ測量結果を土台に、全海岸に対する垂直基準変換モデリング作業を完了させ、関係機関が沿岸地域管理の基礎資料として活用できるように提供する予定である。また、現在国土海洋部で推進中である空間情報のオープン・フラットフォームの構築が完成したら、高さ基準の再策定資料を国民が自由に利用することができる。

3 BM、Bench Mark : 国土地理情報院で管理する仁川湾基準の水準点。

4 TBM、Tidal Bench Mark : 国立海洋調査院で管理する地域別海上基準の基本水準点

(4) 海洋 R&D11 大課題の選定

未来国家の新成長の動力として潜在性が高い海洋 R&D 重点推進事業を選定したと発表した。事業の選定には該当分野の開発潜在性、全地球的な懸案である気候変化および海洋環境汚染への対応、未来グリーン新産業への創出寄与等が考慮された。国土海洋部は選ばれた課題に対する予算投資を拡大し、内実のある研究成果を導くようにするとともに、早期実用化にも積極的に関わる計画である。各分野の選定課題は以下の通りである。

① 海洋科学の基礎インフラ構築分野

- ・水中無線通信システムの開発

海洋資源の開発、水中無人化の戦闘体系(NCW, Network Centric Warfare)等に活用可能な水中長距離移動通信システムの開発を推進している。

- ・次世代の深海用無人潜水艇の開発

水中遊泳と海底歩行機能を利用し、沿岸および近海の環境と大洋の深海で精密探査と作業が可能な深海用無人潜水艇の技術開発を推進している。

- ・大型大洋科学調査船の建造

グリーン成長のための資源およびエネルギーの確保、全地球的な気候変化の解明、安全航路の確保等のため、大洋で海洋科学研究を行う先端大型海洋科学調査船(5千トン級)の建造を目標で推進中である。

- ・総合海洋科学基地の構築

朝鮮半島の先端海域へ海洋科学基地を構築し、海洋観測を体系的に行い、海洋気象漁場予報の的中率向上に必要なリアルタイムの海洋情報提供と海洋予報の実用化を推進している。

- ・南極第2基地構築

極地氷河、環境変化等、南極大陸での特性化した研究のため南極大陸内の環境親和的な新概念を適用した南極第2基地の建設を目標として推進せいでいる。

② 未来先端海洋科学技術分野

- ・海洋バイオエネルギー技術開発

化石エネルギーの枯渇によるエネルギー安全保障の不安と、温室ガスの削減義務等に対応して、海洋生物から経済性ある海洋バイオ燃料を抽出するための源泉技術の確保および大量生産体制の構築を推進中である。

- ・海洋溶存資源の抽出開発

陸上資源の枯渇および各国の資源武器化と原資材の価格上昇に備え、海水からリチウム、ウラン等の戦略資源を抽出する技術の開発を推進している。

- ・CO₂ 海洋中保存技術の開発

気候変化およびポスト京都議定書上の温室ガス削減要求に対応するため、発電所等の発生源で収集した大量のCO₂を海洋堆積層の中に環境を配慮した保存技術を開発している。

③ 海洋安全および環境技術分野

・次世代 VTS(u-VTS) の技術開発

新規デジタル解像通信(Digital VHF)のための端末／基地局連動の Testbed を構築し、次世代 VTS 核心アルゴリズムの開発および検証用の多重センサー開発等、次世代の融合試作品の開発を推進している、

・海洋生態系の有害生物の制御技術開発

海洋生態系の優雅生物(有毒フランクトンと有害性ビブリオ菌)の沿岸域への流入現況の把握および海洋生態系に及ぼす影響を研究し、これに対する対策策定を推進する。

・長期海洋生態系の研究

全地球的な気候変化と沿岸海洋生態系の長期的な変化を予測し、国家的次元の対策を模索している。

5. 国際協力の推進

(1) 第 11 次韓中海洋科学技術協力共同委員会の開催

国土海洋部は、9 月済州にて中国国家海洋局と「第 11 次韓中海洋科学技術協力共同委員会」(以下委員会)を開催した。委員会は「韓中海洋科学技術協力に関する了解覚書」(1994 年 10 月)により隔年、両国政府主観で開催されてきた。会議期間中には、海洋科学技術における協力の増進方策、両国間の協力分野の模索等を話し合った。今回の主な論議課題は、韓中海洋核安全のモニターリングおよび予測システムの構築協力、両国の砕氷研究船を利用した極地海域の共同探査、そして専門家の交流等であった。さらに、両国は韓中海洋科学協力センター(中国青島所在)を両国の海洋関連協力事業の中心として活用できる活性化方案に対して集中的に協議した。

(2) 韓国 - サウジアラビア、海運協定妥結

国土海洋部は 9 月 14 日—15 日ソウルで Al-Ohaly サウジアラビア交通グ交通担当次官と海運会談を開催し、海運協定を妥結・仮署名した。サウジアラビアは韓国の最大の原油供給国(2010 年 277 百万バレル、韓国元油輸入の 31%に相当)であり、4 大貿易国(2010 年 314 億ドル)である。さらに海上輸送量も 2010 年末基準で前年に比べて 33%に増加するなど、継続的な増加を見せているため、両国間海運協定を結ぶ必要性が台頭した。今回の協定妥結により、韓国の海運企業が所有、または傭船した第 3 国籍船舶の自由な輸送と共に、サウジ港湾内での内国民待遇も保障される。今後両国は「韓・サウジ間海運共同委員会」を設置、両国間の海運分野の友好関係を持続・強化する方針である。

(3) 第3回韓国・ワッデン海三ヶ国間干潟共同調査⁵

韓国干潟の効率的な研究とモニターリング技術の増進のため、ワッデン海三ヶ国(ドイツ、オランダ、デンマーク)干潟共同管理事務局(The Common Wadden Sea Secretariat, CWSS)と共同で全羅南道木浦と務安で「韓国・ワッデン海干潟共同調査」を行った。今回の共闘調査は2009年3月の国土海洋部・ワッデン海三ヶ国間の干潟保全了解覚書の締結による協力事業である。韓国の国土海洋部、全羅南道、国立木浦大学校が共同主催し、ワッデン海の干潟専門家と韓国の干潟専門家、関連機関等から凡そ150人が参加した。

<参考資料4：韓国・ワッデン海干潟共同調査の概要>

正式名称： 「第3回韓国・ワッデン海干潟共同調査及び干潟モニターリングの比較研究」
(英文タイトル： The 3rd Wadden Sea-Korea Joint Monitoring - A comparative analysis on Monitoring of Tidal Flats)

1) 目的

- 韓国・ワッデン海 3ヶ国間の共同ワークショップの開催による干潟保全のための科学技術分野の協力事業の基盤整備
- 韓国・ワッデン海 3ヶ国間が保有している干潟モニターリング及び管理経験とノーハウの共有を通じて各国研究者及び管理担当者らのケーパビリーティの強化

2) 主要日程

- 学術ワークショップ： 9.26～9.27
- 務安干潟共同調査：9.28～ 9.29
- サンプル分析およびパネルディスカッション：9.29
- 泰安(テアン)油流汚染被害地域の訪問：9.30

(4) 韓中船舶バラスト水管理実務会議の開催

国土海洋部は、2012年末発効予定である「バラスト水管理条約」(正式名称船舶のバラスト水および沈殿物の規制および管理のための国際条約、International Convention for the Control and Management of Ships' Ballast Water and Sediments)の施行に備えて、「韓中バラスト水管理実務会議」を開催した。国際海事機関(International Maritime Organization, IMO)が2004

5 過去の50年間、干拓等により膨大な干潟を喪失したことがあるワッデン海地域では、1982年該当地域の干潟保全のための3ヶ国共同声明に合意し、ワッデン海全域を自然保護区域に指定し、3ヶ国の共同管理システムにより持続的に干潟保全と復元を推進した結果、2009年にはUNESCO自然遺産に登録された。ワッデン海は滞在型の観光客が年1000万名に達し、観光収入で年間最大10兆ウォン、年間37,900名の雇用創出効果をもたらしている。

年制定した同条約は、船舶のバラスト水による沿岸生態系への外来種の流入を防ぐため、外国から入港する船舶が水深 200 メートル以上の航海上でバラスト水の交換を行う処理設備⁶を利用してバラスト水内の全ての生物を除去するように定めている。また、同条約では引接国家間には海洋環境への危害度評価による、バラスト水の処理を免除するか別途の交換水域を指定するようにしている。今回の実務会議では黄海上の両国間港湾水域に対する危害度評価の結果を共有し、バラスト水処理の免除手続き及び交換海域の指定に関して論議した。

(5) 「第 15 次日韓海事安全政策会議」の開催

日韓両国は日本神戸で「第 15 次日韓海事安全政策会議」を開催した。同会で両国は安全基準未達船舶に対する運航統制の強化、気候変化協約への対応等、国際海事機関（IMO）の懸案事項に対する相互協力方案を論議した。とりわけ今回の会議で日韓両国は、両国間の国際乗客船に対するバラスト水条約の適用を免除する方案を協議した。日韓海事安全政策会議は 1999 年から毎年開催され、昨年 の 14 次会議は韓国の済州で開かれた。

(6) 海洋調査技術、アジア・アフリカへ伝授

国立海洋調査院は、国際水路機関(International Hydrographic Organization、IHO)会員国の中アジア・アフリカの 11 カ国公務員 19 名を招聘し、海洋調査技術の研修を実施した。韓国国際協力団(KOICA)の支援で開催された今回の研修は、電子海図と航海安全、航空レーダーの測量、海洋災害への対応等、最新の海洋調査技術の紹介とマルチ・ビーム、水深水温塩分記録計等の先端観測装備の運用に対する教育と現場実習が行われた。

6 処理設備：バラスト水に含まれている有害水中生物を電気・物理・化学的な方法で死滅させる装備

第2部

国際社会における海洋問題の動き

第1章 PEMSEA：東アジア海域環境管理パートナーシップ (Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia)

1. PEMSEA の概要

PEMSEA (PEMSEA: Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia)は、1994年に地球環境ファシリティ (Global Environment Facility (GEF)) の地域プロジェクトとして発足した地域メカニズムで、沿岸域総合管理の枠組みを用い、東・東南アジアにおける沿岸域・海洋の開発と環境保全との調和を目指した「持続可能な開発」に取り組んでいる。国連開発計画 (UNDP) が実施機関、世界海事機関 (IMO) (1994-2007)、国連プロジェクトサービス (UNOPS) (2007-) が執行機関であり、日本は2002年から参加している。2011年2月現在、東・東南アジアの11カ国 (日本、カンボジア、中国、北朝鮮、インドネシア、ラオス、フィリピン、韓国、シンガポール、東ティモール、ベトナム) のパートナー国と、19の非政府パートナー団体が参加している。PEMSEAは条約等に基づく法的拘束力を伴う活動は行っておらず、目標、戦略等を共有し、各主体が可能なことを着実に実行していく「パートナーシップ」を基本理念として活動を実施してきている。

2009年11月、PEMSEA参加国のうち8カ国 (カンボジア、中国、北朝鮮、インドネシア、ラオス、フィリピン、韓国、東ティモール) の合意・署名により、PEMSEAが国際法人格を有する機関として認められ、これによりPEMSEAは、GEFの一地域プロジェクトから国際機関へと進化した。(署名文書のタイトルは Agreement Recognizing the International Legal Personality of the Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia. 合意文書全文：http://pemsea.org/pdf-documents/pemsea_legal_personality.pdf 参照。)

2. 第4回パートナーシップ会合の結果

(1) 趣旨

PEMSEAの運営方針は、各国政府・非政府パートナーが参加する「東アジア海域パートナーシップ会合」で決定されることとなっている。

第4回東アジア海域パートナーシップ会合 (以後、パートナーシップ会合と略す) では、昨年からの懸案事項であった執行委員会の構成と副議長の選出、SDS-SEA (東アジア海域の持続可能な開発戦略) の5ヵ年実施計画、地域協力機関としてのPEMSEAのガバナンスのあり方などが議論された。

(2) 開催地

韓国・釜山

(3) 日程

平成23年7月11日 (月) ~14日 (木)

(4) 出席者

出席者約 40 名、オブザーバー約 10 名、合計約 50 名が参加した。内訳は以下の通り。

- パートナーシップ会合（PC）議長：Chua Thia-Eng 博士
- 技術会合議長：寺島常務理事
- PEMSEA 事務局：事務局長 Raphael P.M. Lotilla 教授ほか
- PEMSEA パートナー（各国政府パートナー、非政府パートナー）
- オブザーバー（チャンウォン（昌原）市（EAS Congress 2010 開催市）、韓国海洋環境管理協力機構（KOEM））

(5) 議事概要

執行委員会の構成と副議長の選出、SDS-SEA（東アジア海域の持続可能な開発戦略）の 5 ヶ年実施計画、地域協力機関としての PEMSEA のガバナンスのあり方などが議論された。

(6) 会議の結果

決定事項及び主な議論については以下のとおり。

1) 議題 1：開会式

韓国国土海洋部海洋環境政策局長 Park 氏、釜山市国際協力担当副市長 Baek 大使、韓国海洋開発院（KMI）会長 Kim 氏より、歓迎の挨拶が行われた。Park 局長からは、韓国国土海洋部からの引き続いての PEMSEA への支援と、チャンウォン市で開催される EAS Congress 2012 への期待、および地域メカニズムとしての PEMSEA の重要性が強調された。Baek 大使からは、釜山市が海事都市として毎年 World Ocean Forum を開催していること、および 2012 年の Yeosu 国際万博開催の 2 点が強調され、関係者の同イベントへの参加が呼びかけられた。Kim 会長からは、沿岸域総合管理に関する政策、Twinning Arrangement を通じた水質汚濁負荷削減に関する総量規制の人材育成など、これまでの KMI の PEMSEA への貢献が紹介され、今後の継続的な協力と PEMSEA への期待が示された。

これに引き続き、PEMSEA 事務局長 Lotilla 教授より、今回のパートナーシップ会合開催をはじめとした、韓国国土海洋部および KMI の継続的な支援に対する感謝と、韓国海洋環境管理協力機構（KOEM）の今後の協力関係発展への期待が強調された。PC 議長 Dr. Chua からは、PEMSEA の成果レポート（2010-2011）に対する賛辞と、これらの成果を RIO+20 で国際的に発信していくことの重要性が強調された。

2) 議題 2：議題の承認

予定された議題の通り、承認された。

3) 議題3：前回以降の会議における懸案事項

第3回パートナーシップ会合、第8回執行委員会及び東アジア海域評価会議（EAS Stocktaking Meeting）における懸案事項について、今回の会議のどの部分で検討するかも含め、事務局長から紹介があり、これについて確認が行われた。

なお、東アジア海域評価会議の報告書について、今後 UNDP から最終版を配布することが確認された。

4) 議題4：パートナーシップ会合議長からの報告

第3回パートナーシップ会合以降に執行委員会として実施した PEMSEA としての取組みについて、パートナーシップ会合議長から報告があり、了承された。

5) 議題5：事務局長からの報告

配布された成果報告書（Accomplishment Report）に基づき、2010年（第3回パートナーシップ会合以降）から2011年に至る PEMSEA の活動成果について、事務局長から報告があり、検討の上、了承された。本報告書については、今後速やかに最終版を作成し、公表することとなった。

なお、事務局職員のうち International Staff (UNDP 職員として採用される者) について、最終候補者へのインタビュー実施後、すでに6ヶ月経過しており、採用手続に長い期間を要することについて、問題提起があり、改めて UNDP に対し、手続の迅速化を要求していくこととなった。

6) 議題6：執行委員会の副議長と次期議長選出のメカニズム

執行委員会の副議長と次期議長選出のメカニズムが下表の通り承認された。執行委員会の正式メンバーは事務局長1名、議長3名の計4名だが、副議長3名は委員会に参加する形態をとる。2011年に（本会合で）選出される副議長が2013年に議長となり、その時点で現在の議長3名（Dr. Chua、寺島常務、Dr. Lee）の任期は満了することとなった。

表 執行委員会の構成と次期議長選出のメカニズム

2011-2013	2013-2016	2016-2019
事務局長	事務局長	事務局長
議長3名 (現在の3議長)	議長3名 (2011年に選出された副議長 3名が議長として選出される)	議長3名 (2013年に選出された副議長 3名が議長として選出される)
副議長3名 (本会合にて選出)	副議長3名 (2013年に選出される)	副議長3名 (2016年に選出される)

7) 議題7：PC 副議長、技術会合副議長、政府間会合副議長の選出

実質的に合意されていた議題6のメカニズムにより、今年4月より候補者の推薦および候補者の絞り込みが各パートナーとの間で行われ、PC副議長にはシンガポール外務省のMary See-Cheng大使、政府間会合副議長にはフィリピン環境天然資源省のAna the 次官、技術会合副議長には韓国のChul-Hwan Koh教授が候補者として内定していた。3名の候補者が改めて、本会合で正式に副議長として選出された。引き続き就任式が行われ、See-Cheng大使以外の二人は宣誓を行った。

以後、技術会合に移行し、議題12まで技術会議議長である寺島常務が議事進行をおこなった。

8) 議題8：SDS-SEAの5ヵ年実施計画

PEMSEA事務局がGEF対象各国と共同で作成したSDS-SEAの5ヵ年実施計画案は、焦点をさらに絞る方向で事務局が執行委員会の指導を得ながら改良し、改良した計画を各国がレビューした後、執行委員会が承認することで了承された。

また、全てのGEF対象国が各国のSDS-SEAの5ヵ年実施計画を作成することが合意された。

なお、日本、韓国、シンガポールといった先進国が参加してSDS-SEAという共通目標を合意したことは、GEFなどのドナーに対し、発展途上国だけでなく、地域全体として取り組んでいることを示すことができる重要な点であることが指摘された。

日本からは、海洋基本法および海洋基本計画において沿岸域総合管理を推進することが求められており、将来的には、日本にもICMサイト（沿岸域総合管理に取り組む地方公共団体）ができることを期待しているとのコメントがあった。さらに、海洋基本計画の改定が2年後に予定されており、改定後にはその内容も情報提供したい旨が述べられた。

9) 議題9：PEMSEAの移行（transformation）

(a) PEMSEA Resource Facility（PRF／事務局）の再構築計画

PEMSEA Resource Facility（PRF／事務局）の再構築計画について、事務局長から、その目的、PRFの主要な役割、組織のあり方、人事構成（5名のコア・スタッフ（うち2名がインターナショナル・スタッフ）を置くことなど）、運営経費などを含め、説明があった。

意見交換の中で、再構築は海口パートナーシップ合意やPEMSEAの国際法人格に関する合意の枠内で行うこと、執行委員会はパートナーシップ会合に与えられた権限の範囲で作業を進めることなどが確認された。

効率的な体制とするために、様々な分野の専門家による外部のアドバイザー・グループを置くこと、プロジェクトの実施状況に応じた体制を取るなどが確認された。

事務局の体制強化のためには優秀なインターナショナル・コア・スタッフの採用が不可欠だが、提示された案では給与水準が低く、優秀な人材を集めにくいのではないかと懸念が示された。

議論の結果、原則として再構築計画の内容を了承すること、執行委員会は、事務局による本会合での議論を踏まえた検討に基づく最終版の作成、および事務局からパートナーへの最終版の回覧を監督すること、パートナーは意見があれば8月末までに提出すること、事務局は了承された計画を実施するとともに、実施状況についてパートナーシップ会合に報告することが了承された。

(b) PEMSEA の持続可能な資金調達計画

PEMSEA の持続可能な資金調達計画について、事務局から説明があった。現在の日本・中国・韓国3ヶ国による資金拠出(44万8千USD)だけでは、再構築が実現した後のコア・スタッフ5名体制を前提とした事務局経費(75万6千USD)がまかなえないこと、この差を埋めるためには、例えば、パートナーからの任意拠出を毎年15%ずつ増加するというような数字が示された。

本計画は、具体的な資金調達内容を含まず、枠組みだけを示すものであり、PEMSEA の活動を踏まえたコスト見積もり、目標としての具体的な数字などを含む実施計画を作成する必要があることが明らかにされた。

「毎年15%の任意拠出増加」については、総合計の額を示すだけであり、現時点では具体的な内訳について見通しがあるわけではないことが明らかにされた。

また、資金調達は、事務局のみの責任ではなく、パートナーも最大限協力すべきことも合意された。

議論の結果、パートナーは意見があれば8月末までに提出すること、執行委員会は、本会合での議論を踏まえて検討を加え、最終版を作成すること、事務局は、執行委員会で検討するための実施計画を策定すること、執行委員会は計画の策定・実施状況について2012年のパートナーシップ会合に報告することが了承された。

(c) PEMSEA の広報・コミュニケーション計画

PEMSEA の広報・コミュニケーション計画について、事務局から、その目的、戦略、行動計画などを含め、説明があった。

議論の結果、原則として広報・コミュニケーション計画の内容を了承すること、執行委員会は、本会合での議論を踏まえて検討を加え、最終版を作成することが了承された。

10) 議題 10 : PEMSEA コード、ガイドライン

(a) PSHEM コード (港湾の安全・健康・環境管理コード)

PEMSEA が長年にわたり開発、テストしてきた港湾の安全・健康・環境管理に関するチェック・ガイド (PSHEM コード) について、最終版確定に向けた状況が事務局から説明された。同コードはこれまでに Bangkok 港 (タイ)、Tanjung Pelapas 港 (マレーシア)、Laem Chagang 港 (タイ) でパイロットテストが行われ、5 名の外部専門家 (IMO、国際港湾協会、マレーシア交通省、タイ港湾局、ドイツ国際協力機構) のレビューを受けた。現在、レビュー・コメントに沿って修正した同コードを外部専門家に送り返し、さらなるコメントを待っている状況である。また、同コードが ISO 基準をもとに作成されたことを出版物に記載する旨、ISO から許可をもらったことが PEMSEA 事務局から補足された。

日本からは、将来、PEMSEA 事務局が同コードを用いて認証に関する収入を得ようとする場合、ISO からそれに対する別の許可が必要はらずであり、PEMSEA 事務局がチェックすることを要請した。同事務局からは、将来、その時期に来たら許可の必要性について確認することが回答された。

同コードを用いてどのように PEMSEA が収入を得るのか、具体的な計画は示されなかったため、今後、事務局が同コードに関する計画を示していくことが合意された。なお、同コードの内容については、さらなる外部専門家からのコメントがなければ、内容を確定して使用していくことが合意された。

(b) State of the Coast (SOC) ガイドブック

PEMSEA が開発し、複数の PEMSEA サイトで実施してきた State of the Coast (沿岸域に関する環境の状態、社会経済状況、ガバナンスの状況に関するデータ) ガイドブックについて、最終出版に向けた状況が事務局から説明された。同ガイドブックは複数のテストを経て改良されて現在に至っており、4 名の外部専門家 (Xiamen 大学 (中国)、コンサルタント (マレーシア)、サンゴ礁熱帯雨林研究所 (オーストラリア)、フィリピン大学海洋科学研究所 (フィリピン)) のレビューを受けた。現在、レビュー・コメントに沿って修正した同ガイドラインを外部専門家に送り返し、さらなるコメントを待っている状況である。

なお、タイトルについては様々な意見が出されたが、ICM を実施している地方公共団体をターゲットに開発、実施している現状をよりよく反映するため、Guidebook for State of the Coasts Reporting (for local governments implementing ICM) とすることが合意された。

ガイドブックは、外部専門家のさらなるコメントを待った上で内容を確定し、EASC2012 でガイドブックの出版記念会を行うことが合意された。また、EASC2012 までに完成が予定されているすべての PEMSEA の ICM サイトの SOC レポートを公開することが確認された。

11) 議題 11 : 東アジア海洋会議 2012 (EASC 2012)

韓国国土海洋部より、2012 年に韓国のチャンウォンで開催される東アジア海洋会議

2012 (EASC2012) に関し、開催地の概要、準備の進捗状況が以下の通り説明された。

- ・開催期間は、2012年7月9日～13日。
- ・チャンウォン市は、2010年7月に3つの市が合併して成立。人口は約100万人。
- ・市内のマサン湾は、流域の汚染負荷の総量管理を行っており、PEMSEA のパラレル・サイトである。
- ・国土海洋部では開催経費として130万USDを確保した(今年8月正式決定予定)が、全体では200万USDがかかると見込まれるため、他の機関やPEMSEA のパートナーからの支援をお願いしたい。
- ・今年10月に国レベルおよびチャンウォン市レベル双方でEASC運営委員会を設立する予定である。

PEMSEA 事務局からは、同会議のテーマやワークショップの内容に関し、以下の通り説明された。

- ・EASC2012 はヨス万博の開催期間中、相乗効果を狙ってヨス近隣のチャンウォン市で開催される。
- ・これまでの東アジア海洋会議は GEF プロジェクト資金が部分的に使用されていたが、EASC2012 では使用できない。そのため、不足分については従来通り、EASC2012 に参加する PEMSEA のパートナー国やパートナー団体、国際機関などからの支援が必要であり、よりいっそうの支援を期待している。
- ・EASC2012 のテーマとして「Building a Blue Economy: Strategy, Partnerships and Opportunities in the Seas of East Asia」を提案する。
- ・サブテーマとして、Nurturing the Coastal and Ocean Economies of the Seas of East Asia: Opportunities and Challenges、Research, Development and Demonstration of Blue Innovations and Applications、Securing the Natural Wealth: Progress and Achievements in Sustainable Development of the Seas of East Asia、Good Governance, Good Business、Meeting the Demand: Skills and Capacities to Build a Blue Economy が、また、展示テーマとして「Blue Technologies and Practices」が提案された。

PC 議長である Chua 博士からは、同会議での閣僚会議の重要性と、各国が早期に閣僚の日程を確保することの重要性がコメントされた。また、これまでに引き続き、若者の参加を促進していくことが期待された。

韓国国土海洋部からは、国内の民間企業に対して展示参加を呼びかけ、EASC2012 の成功に向け意欲的に取り組んでいく旨が表明された。

EASC2012 のテーマ、サブテーマに対するコメントと、ワークショップの共同開催に関する意志表明を2週間以内に PEMSEA 事務局へ送ることが合意された。

ヨス万博について

2012年5月12日から8月12日まで開催されるヨス万博について、博覧会実行委

員会によるイメージ・ビデオの上映に続き、博覧会実行委員会からのプレゼンテーションがあった。万博のテーマは「The Living Ocean and Coast」。同実行委員会から、関係者の積極的な参加を期待する旨が表明された。

また、UNEP/GPA からは、ヨス万博の国連関係機関の連絡窓口であり、国連関係機関に関連した参加等については、UNEP/GPA に連絡するよう要請された。

12) 議題 12 : PEMSEA の管理規則 (Rules of Governance/ROG) の承認

この議題以降は、政府間会合としての議論となった。政府間会合議長のリ・ハイチン氏 (中国国家海洋局) が欠席したため、PC 議長の Chua 氏が議長を代行した。

事務局長から、PEMSEA の管理規則 (Rules of Governance/ROG) について説明があった。ROG 本体とその別添 1~6 が配布されたが、別添 7~12 はまだ調整中とのことで、配布されなかった。

特に別添 4「PRF 事務局長の選任と任命に関する規則」に関し、事務局長を東アジア諸国の国民に限定するかどうかの議論に時間が割かれた。PEMSEA が東アジアの地域機関であること、東アジア文化への理解が必要であることなどから限定すべきとの意見と、限定する必要はないとの意見とがあったが、最終的には、「東アジアの国民に限定しないが、選考手続として、まず東アジア域内で選考を行い、適格者がいない場合は域外も対象に選考する」ことで合意された。

議論の結果、ROG 本体と別添 1~6 について、メンバーが今後提出する意見も反映させる前提で、了承すること 事務局が UNOPS やドナー機関等に求められる事項を反映させながら調達に関する規則を作成することが了承された。

13) 議題 13 : SDS-SEA 実施に関する GEF/UNDP プロジェクト

(a) プロジェクト中間評価

UNOPS の事情により実施が遅れていた中間評価は、今年 8 月に実施する予定である旨が欠席した UNOPS に代わり UNDP より報告された。PC 会議からは、UNOPS による評価実施の遅れはプロジェクト執行に悪影響を与えるため、今後、評価実施の遅れが生じないように、UNOPS に対して要求すること、および、UNOPS の業務執行に関する評価も要求することが合意された。

(b) GEF/世銀プロジェクトおよび GEF 中規模プロジェクトの準備状況

PEMSEA 事務局から、2 つのプロジェクト・プロポーザルを現在準備していること、およびその概要が以下の通り説明された。

- GEF/世銀プロジェクト「Platform for the Large Marine Ecosystem of the Seas of East Asia: Scaling up through Country Partnership (大規模海洋生態系のプラットフォーム : 各国のパートナーシップによるスケールアップ)」

予算 : 5 億 4,000~5,000 万ドル

期間：2012年から5年間

主なプログラム： 陸域からの汚濁負荷削減のための投資
漁業資源の枯渇に対処するための投資
調査研究およびマネジメント

・ GEF 中規模プロジェクト「Knowledge Sharing (ナレッジ・シェアリング)」

予算：4,500～5,000 万ドル

期間：2012年から5年間

内容をさらに精査し、今年11月に上記2つのプロジェクト・プロポーザルを提出することが了承された。GEFに認められれば、同プロジェクトは2012年の中頃から後半にかけて開始予定である。

(c) 実施計画と予算（2011～2013年）

当初36ヶ月間と予定されていた現在のGEF/UNDPプロジェクトが63ヶ月に延長されることに伴い、8万5千ドルのPESMEA事務局の人的費やオフィス維持費が、また、1万5千ドルの会議運営費（執行委員会、パートナーシップ会合）が不足することが事務局より説明された。前者については、事務局によるGEFプロジェクト運営費の見直しにより捻出したことが報告され、後者については、各国ができる範囲・形態で負担していく可能性を探ることで合意された。フィリピンは、現在PEMSEA事務局オフィスを無償で貸与しているが、電話代や必要な事務消耗品についても負担する可能性がないか検討することが約束された。また、今後、各国が2012年のPC会議等に参加するための必要経費を把握するため、PEMSEA事務局が概算見積もりを提供することが合意された。

事務局提案通り、GEF/UNDPプロジェクトの実施計画と予算（2011～2013年）が了承された。

14) 議題14：第4回閣僚会合（Ministerial Forum）

韓国国土海洋部から、閣僚会合の会場として、チャンウォン市郊外の見晴らしのよい小島に1,900万USDをかけて「Solar Park」を建設していることが紹介された。また、タイトルは未定だが閣僚による宣言を予定していること、宣言の作成については以下のようなスケジュールを考えていることについて説明があった。

- ・ 2011年8月 起草のためワーキンググループを設置
- ・ 2011年10月 最初の原案を作成
- ・ 2012年2～3月 最終案の合意

また、事務局から、宣言の目的は5ヶ年のSDS-SEA実施計画や「ブルー・エコノミー」の実現につながる中期のロードマップを採択することであること、閣僚会議に先立って政府会合を開催すること、閣僚会合は以下の3つの部分からなることについて提案があった。

- (閣僚会合の構成) 1) 東アジア海洋会議 2012 の成果についての報告
2) 閣僚会議本体 (各国の取組みの紹介や意見交換) と宣言の署名
3) 記者会見とヨス万博視察

宣言の必要性を改めて問う意見もあったが、最終的には、各国及び地域としての取組みに対し、新たな閣僚メンバーにコミットメントを求め、政治的意思を高めることが必要であるとの共通認識が形成され、宣言を行うことが合意された。

15) 議題 15 : その他

PEMSEA パートナー国の多くは UNEP/GPA 参加国でもあるため、本会合を利用して、UNEP/GPA から 3rd Intergovernmental Review of GPA (第 3 回政府間レビュー会議) の開催が案内された。同会議は 5 年ごとに開催されてきた第 3 回であり、2012 年 1 月 23 日から 27 日までフィリピン・マニラで開催されること、また、同会議の結果を RIO+20 へのインプットとすることが説明された。

16) 決定事項

事務局が整理したまとめについて、多少の語句修正をもって合意された。決定事項は上記の通り。

17) 閉会

PC 議長 Dr. Chua から、執行委員会の副議長が選出されたことにより、執行委員会がさらに充実したことを祝福し、さらなる PEMSEA 全体の活動の推進が期待された。また、韓国国土海洋部および関係機関のホストに対し感謝が表明され、来年の EASC2012 の成功への期待が表明された。また、技術会合議長である寺島常務からは、本会合の成果に対する祝福と、国際機関としての新しい PEMSEA をアピールするためにも、来年の閣僚級会合の重要性が強調された。また、会議参加者、開催国である韓国国土海洋部への謝辞が述べられた。さらに、PEMSEA 事務局長 Prof. Lotilla からも EC メンバー、PEMSEA パートナー、開催国である韓国、釜山市、韓国海洋研究院、ドナー機関への謝意が述べられた。最後に、開催国である韓国国土海洋部から、EC メンバー、PEMSEA 事務局、参加者への謝辞が述べられ、閉会となった。

18) Nakdong 川河口エコ・センターおよび展望台の現場視察 (7 月 12 日午後)

釜山市内にある、Nakdong 川河口エコ・センターおよび展望台を訪れ、沿岸生態系および沿岸地形に関する現場視察を行った。同施設はともに、こどもたちの環境学習に利用されており、その運営は NGO などに外部委託されている。Nakdong 川は、南北 525km にわ

たって流れる韓国の大河川である。

エコ・センターでは、Nakdong 川河口干潟を訪れる渡り鳥や多様な生物に関するビデオを観た後、施設内で詳しい展示と説明を受けた。

Nakdong 川河口展望台では、沿岸砂洲発達の様子、歴史的背景などの紹介を受けた。現在でも堆積が進行しており、将来的にはさらに沿岸砂洲が発達することが予想されている。一方、飲料水確保のため設置された河口堰により、十分な淡水が海に供給されておらず、これが海洋生態系にとっては問題となっていることについて、説明があった。

19) チャンウォン市、EASC2012 の会場予定地等の視察（7月14日）

2012年7月に第4回東アジア海洋会議（EASC2012）の開催が予定されるチャンウォン（昌原）市を訪問し、会場予定地等の視察を行った。

チャンウォン市は、2010年7月にチャンウォン・マサン（馬山）・チンヘ（鎭海）の3つの市が合併して成立した都市で、面積は743km²、人口は104万7千人。1970年代以降は造船、化学などの工業が発展し、人口の増加もあり、排水の影響によりマサン湾は韓国で最も汚染が進んだ湾と言われるに至ったが、その後、総汚染負荷量管理の手法を取り入れた規制を行うことにより、湾の環境回復に成功した。同市は、PEMSEA のパラレル・サイトともなっている。

視察では、まず EASC2012 のメイン会場となるチャンウォン・エキシビジョン・コンベンション・センター（CECO）を訪問し、説明を受けた。CECO は 7,800m²の展示場、8ヶ国語同時通訳可能な2,000人収容の大ホールなど充実した施設を有する。2008年にはラムサール条約締約国会議（3,000人が参加）を開催した実績もある。

Cho 副市長ほか地元関係者と昼食を兼ねた意見交換を行った後は、湿地が保全され環境学習にも活用されている Junam（注南）湿地、多様な利害関係者の参加により生態系の回復が図られた Bong-ahm（鳳岩）干潟を訪問し、地域における環境保全活動の実態について情報収集を行った。

(7) まとめ

PEMSEA は、2009年11月の第3回東アジア海洋会議（EASC2009）で国際法人格が認められ、国連のプロジェクトから地域協力機関への移行を進めてきている。事務局の再構築、持続可能な資金調達計画など PEMSEA の移行に向けての主要な課題については、昨年7月のパートナーシップ会合以降具体的な検討が行われてきたが、本会合でおおむね了承が得られ、今後の取組みの方向性について一層の具体化が図られた。

また、本会合では、新たな執行委員会副議長として、PEMSEA の活動内容や国際的な海洋政策の動向に熟知した3名が選出され、執行委員会がさらに強化され、その継続性も確保された。PEMSEA の持続可能な資金調達に関しては課題が残るものの、参加国、特に、GEF 対象国により示された PEMSEA への今後のさらなるコミットメントは、関係国が

PEMSEAにより利益を受けていることを裏付けるものであった。現在の GEF/UNDP プロジェクトが 2013 年に終了した後も、GEF/世銀プロジェクトおよび GEF 中規模プロジェクトが予定されている。それらが終了する 2017 年までには、PEMSEA 事務局がより具体的な収支計画を準備することが不可欠である。

釜山市内の現場視察の際、東ティモールおよびラオスの代表団が、Nakdong 川河口展望台の施設と環境教育教材の素晴らしさに感動し、「PEMSEA 参加国すべてが、最低ひとつはこのような沿岸生態系等に関する教育施設を持つべきだ」と熱心に語っていたのが印象的だった。PEMSEA は先進国と発展途上国、さらには政府だけでなく非政府パートナーも参加する枠組みを有しており、このような機会を通じ、発展途上国の意識啓発効果があることも再認識させられた。

2012 年の第 4 回東アジア海洋会議（EASC2012）に関する発表や現地視察（チャンウォン市）では、同会議の準備が中央・地方両方のレベルで着実に進められていることが分かり、韓国関係者が海洋政策分野で世界への発信を強化していることが強く感じられた。

2012 年 6 月には国連持続可能な開発会議（Rio+20）が開催されるが、韓国では、これに関連付け、ヨス万博及び第 4 回東アジア海洋会議（EASC2012）が開催される。当財団としても、Rio+20 において策定される今後 10 年の行動計画に海洋における持続可能な開発への取組みが盛り込まれることを目指す取組みの一環として、これらに積極的に参加していく必要がある。

3. 第 9 回執行委員会の結果

(1) 趣旨

執行委員会（Executive Committee：以下「EC」）は、パートナーシップ会合（PC）が開催されない間 PEMSEA 事務局（PRF）を指導・監督し、事務局の活動を支援する役割を担っている。

今回の執行委員会は、2009 年 11 月にフィリピン・マニラで開催された東アジア海洋会議 2009（以下「EASC2009」）で、PEMSEA の国際法人格取得が承認され、国連のプロジェクトから地域協力機関への「移行」（transformation）を開始したことを踏まえ、その後開催されたパートナーシップ会合等に引き続き、地域協力機関としての PEMSEA の今後の在り方等について検討することを目的として開催された。

なお、PEMSEA の運営方針はパートナーシップ会合で決定されることとなっており、今回の執行委員会において議論された PEMSEA のあり方は、次回（2012 年 4 月予定）の執行委員会を経て、2012 年 7 月に韓国・チャンウォン（昌原）で東アジア海洋会議 2012 に合わせ開催される次回パートナーシップ会合に諮られる。

(2) 開催地

フィリピン・マニラ（PEMSEA 事務局）

(3) 日程

平成 23 年 10 月 24 日（月）～25 日（火）

(4) 出席者

- ・パートナーシップ会合議長：Dr. Chua Thia-Eng（本会合の議長）
- ・技術会合議長：寺島常務理事
- ・PEMSEA 事務局長：Prof. Raphael P.M. Lotilla
- ・パートナーシップ会合副議長：Mary See-Cheng 大使（シンガポール外務省）
- ・技術会合副議長：Chul-Hwan Koh 教授（ソウル国立大学）
- ・政府間会合副議長：Ana the 次官（フィリピン環境天然資源省）

※政府間会合議長の Lee 氏（中国国家海洋局）は、業務の都合により欠席。

(5) 議事概要

PEMSEA の財務戦略とロードマップ、PEMSEA の移行（transformation）、第 4 回閣僚会合（閣僚宣言）、東アジア海洋会議 2012、PEMSEA のコード、ガイドラインと優良事例集等について議論が行われた。

(6) 会議の結果

主な議論の内容は以下のとおり。

1) 議題 1：開会

PRF・Lotilla 事務局長が挨拶を行い、「初めて副議長がそろり会合であり、十分に情報共有を図っていききたい」旨を述べた。

続いて、Chua 議長が挨拶を行い、主に以下のような趣旨を述べた。

- ・PEMSEA は、技術会合、政府間会合などいろいろな会合があり、政府・非政府の様々なメンバーが参加する点がユニーク。パートナーシップ会合（PC）が運営方針の決定機関であり、執行委員会の役割は、PC が開催されない間 PRF を指導・監督し、PRF の活動を支援することにある。
- ・SDS-SEA（東アジア海域の持続可能な開発戦略）は、政治的コミットメントを得た地域戦略で、国際条約のローカルレベルでの実施に貢献。
- ・PEMSEA は 1993 年に開始され、今年で 18 年目になる。課題を克服し、持続可能な取組みにしていく必要がある。

技術会合議長の寺島常務からは、以下のような趣旨を述べた。

- ・PEMSEA は、様々なメンバーが任意で参加し、貢献してきた点が特徴。

- ・ PEMSEA は、SDS-SEA を通じ、WSSD 実施計画の東アジア地域での実施を担ってきた。RIO+20 の開催・今後 10 年の行動計画の策定を来年 6 月に控えた今は、さらに新しい展開を図るにはいいタイミング。
- 各副議長もそれぞれ、挨拶を述べた。

2) 議題 2 : PEMSEA の財務戦略とロードマップ

PEMSEA の財務状況について、事務局から、以下のような説明があった。

- ・ 2011 年までの GEF プロジェクトは、2013 年 6 月までの延長が認められた。経費は 714,000USD を見込んでいるが、GEF から提供されるのはこのうち 503,000USD のみであり、不足する 211,000USD について、少ない職員でプロジェクトを実施するなどしてやりくりしていく必要がある。
- ・ 現在 PEMSEA は、GEF プロジェクトの執行機関である UNOPS に overhead charge (事務手数料) を取られているが、PEMSEA が GEF の「implementing agency」となる(※) ことにより、または、UNDP の「executing partner」となることにより、これを回避する方向で対応する。
※このためには、信用上の基準を満たし、GEF の認証を受けることが必要。
- ・ EC 会議及び PC 会議の開催経費を削減するため、PRF があるマニラでの開催とするほか、発展途上国であるメンバー国に参加経費の負担を極力求めていく必要がある。
- ・ 東アジア海洋会議 (EASC) については、過去 3 回の開催により 333,000USD の積立が生み出されている。EASC2012 についても、登録料等によるコスト回収を原則として開催する。
- ・ PEMSEA のファンドについては、①Regional Partnership Fund ②SDS-SEA Development Fund ③Special Trust Fund の 3 つがある。
- ・ ①Regional Partnership Fund は、UNDP が管理。日中韓 3 ヶ国の政府からの任意拠出はここに入る。事務局の運営経費 (国際スタッフ等の人件費等) に充てられる。今後、UNDP の事務経費を節約し、また、迅速な支出を可能にするためにも、PRF への直接の拠出に変えることを検討したい (中・韓は問題ないが、日本とは要調整)。
- ・ ②SDS-SEA Development Fund は、PRF が管理。コスト回収原則。EASC 関係の収支はここで管理。
- ・ ③Special Trust Fund は、PRF が管理。東チモール等からの拠出を受け、そうした国における特定のプロジェクトを実施する。
- ・ GEF に対し、SDS-SEA 実施の「スケールアップ」のためのフルサイズ・プロジェクト (Full-sized Project/100 万ドル以上のプロジェクト) を申請していく。
- ・ 政府・非政府メンバーからの任意拠出につなげるため、「サービス協定」の積極的活用を検討する。

説明を受けて、以下のような議論があった。

- ・ EC メンバーによる EC 参加経費の負担については、EC メンバーは自分の組織のために EC に参加するのではないため、PEMSEA 側の負担が原則であり、財政がひっ迫する一定期間のみの特例であることを明らかにすべき。
- ・ メンバー国政府からの任意拠出確保は重要。
- ・ 新しいプロジェクトを生み出していくことが必要。プラットフォーム的なものとして、例えば、①SDS-SEA の各国における実施 ②東シナ海 ③タイ湾 等を検討してはどうか。
- ・ サービス協定は、アイデアとしてはいいが、実際にやれるか。また、サービスと任意拠出とがうまく結びつくか。戦略的に取り組むべき。

事務局が全体像を整理し、改めて EC メンバーに情報提供することとなった(特に、2013 年までの資金フローについて)。

3) 議題 3.1 : PRF の再構築計画

以下のような議論があった。

- ・ 国連機関からの移行に伴い、事務局長は誰の指揮に服するのかきちんと整理を。
- ・ PRF スタッフの給与水準は、国連職員としての **benefit** がなくなれば実質的に国連より低くなる。当面は仕方ないが、人材を集めるため将来は改善すべき。

4) 議題 3.2 : PEMSEA の広報・コミュニケーション計画

以下のような議論があった。

- ・ 広報誌「Tropical Coast」は内容はいいが、あまり知られていない。メールニュースを頻繁に送るなど、普及の努力をすべき。
- ・ PEMSEA があまり表に出ていない。もっと PEMSEA が目立つようにすべき。PSHEM コードや SOC ガイドブック (8) 参照) など具体的な活動の成果を広めるべき。

5) 議題 3.3 : PEMSEA の管理規則 (Rules of Governance/ROG)

事務局から、UNOPS などの例を参考に案を作成した旨の説明があった。

また、国連の官僚主義を引き継がないよう、効率的な組織を目指すべきであり、他の国際機関も参考にするとよいとの意見があった。

日本からの字句修正案については、受け入れることとした。

次回の EC (来年 3 月?) までに整理し、次回の PC (7 月) で正式に採択することが確認された。

6) 議題 4.0 : 第 4 回閣僚会合 (閣僚宣言)

東アジア海洋会議 2012 (EASC2012) における閣僚宣言のアイデアが、以下のとおり事務局から示された。

- ①ブルー・エコノミー・アプローチの概念の紹介
- ②SDS-SEA の実施の進展
- ③SDS-SEA 実施計画の進捗の指標
- ④ブルー・エコノミーへの地域のプラットフォームとしての PEMSEA

これに対し、以下のような意見があった。

- ・ブルー・エコノミーは、必ずしも明確な定義はないが、再生可能エネルギーなどグリーン・テクノロジーの推進、生態系の保全などエコロジカルな文明、深海底の資源開発の技術などを含む概念。雇用創出など特に経済的な側面に着目する意味合いあり。
- ・ブルー・エコノミーは、要するに、すでに SDS-SEA で取り組んでいる「持続可能な開発」とイコールではないか。
- ・RIO+20 の議論では、海洋の問題に総合的に対応する観点から、アジェンダ 21 のように海洋の章を立てることが重要。ブルー・エコノミーを、海洋への注目を引いていくために、うまく使うべき。
- ・ブルー・エコノミーについては、我々が定義を作る必要はないが、ドライバーとしてうまく活用すべき。

議論の結果、基本コンセプトについては、「海洋に基礎を置くブルー・エコノミーのための生態系サービス維持の基盤として SDS-SEA を実施」ということで意見の一致を見た。

RIO+20 については、事務局から、参加のための予算がないので、これへの取組みは考えていない旨の説明があった。これに対し、RIO+20 でも PEMSEA をアピールするため、政策提言を提出するなどの取組みをすべきとのコメントがあった。

7) 議題 5.0 : 東アジア海洋会議 2012

2012 年 7 月 9 日～13 日に韓国・チャンウォン(昌原)で開催される旨の説明があった。

会議開催のための資金計画については、途上国から約 300 人の参加を見込んでいることから、これら参加者の参加経費への支援の可能性に懸念が示され、事務局と韓国政府とで早急に資金面の実現可能性をチェックすることとなった。

8) 議題 6.0 : PEMSEA のコード、ガイドラインと優良事例集

港湾の安全・健康・環境管理コード (PSHEM コード) 及び State of Coast (SOC) ガイドブックについて、議論が行われた。

事務局から、PSHEM コードについてはすでにチョンブリ (タイ)、ジョホール (マレーシア) 等の港湾で実施されており、2012 年 7 月のヨス万博で正式に発表が行われる旨、また、SOC ガイドブックについては、PEMSEA のサイトで実施中又は実施準備中であり、EASC の閣僚会議等で紹介される旨、説明があった。

これらについて、以下のような意見があった。

- ・ PEMSEA が持続可能な取組みになるために、PSHEM コードについては、民間コンサルタントと提携して認証を行うなど、うまくビジネスにつなげるべき。
- ・ SOC ガイドブックは、ICM 実施に関する初めてのローカルレベルでの評価ガイドライン（フェース・マークで誰にでも分かりやすく表示）。
- ・ SOC ガイドブックについても、認証制度など、地方政府が顧客となるビジネスプランをうまく考えるべき。
- ・ 日本語訳を作り、日本国内の関係者にも、SOC ガイドブックの周知を図ることを検討したい。

9) 議題 2.0 : PEMSEA の財務戦略とロードマップ（ロードマップについて）

中期（2014-16）のロードマップについて、以下のとおり、事務局から紹介があった。

① ビジネス界とのネットワーク構築

- ・ ワークショップ開催等により、ビジネス界と地方政府との連携を促進

② ICM 専門家の認証プログラム

- ・ 大学、研究機関等と連携し、プロジェクト提案を作成

③ 寄付のための基金

- ・ EASC2015 での基金立上げを目指す

これらについて、以下のようなコメントがあった。

① について

- ・ 企業に ICM の具体的な成果が見えるようにすべき。
- ・ ASEAN CRS ネットワークなどのグループとうまく提携すべき。

② について

- ・ トレーニングコース、モデルカリキュラム等について、PEMSEA による認証を目指すことが考えられる。

③ について

- ・ ①と関連付け、ICM の価値を見せて企業の関心を引くことが必要。

(7) まとめ

PEMSEA は国連のプロジェクトから地域協力機関への移行を進めている。PEMSEA が地域協力機関として存続していくために、安定的な資金確保を含め、そのシステム全体の早急な構築が求められている。

EC の構成メンバーについては、現行メンバーの 2 年後（2013 年）の改選に向け 7 月に選任された 3 名の副議長が、今回会で初めて実際に顔を合わせ、議論に参加した。特に、PC の議長である Chua 博士の後任含みで副議長に選任された See-Cheng 大使が積極的に発言し、PEMSEA の自立に向けた方向性の議論をリードしているのが印象的で、同大使が Chua

博士の強力なリーダーシップを継承していくであろうことが期待された。

今回の EC では、PEMSEA の財政状況についての包括的な情報が提供され、財政面の持続性や事務局体制のあり方に関する一層具体的な議論が行われ、PEMSEA の新体制への移行が進展しているとの印象を強くした。

PEMSEA は、東アジア海域の持続可能な開発に関し政府のみならず様々なステークホルダーも含めた関係者が協力する唯一の地域協力機関である。当財団は、このような PEMSEA の重要性に鑑み、これまで寺島常務が EC 会合にメンバーとして参画し、また、当財団が非政府パートナーとして PC 会合に参画するなど、その運営に協力してきている。

PEMSEA が地域協力機関への移行に向けた重要な転換期にある中、特に、2012 年 7 月には EASC2012 の開催が予定されていることから、当財団としては、さらに PEMSEA との連携を強化し、新しい体制への移行を支援するとともに、我が国政府その他の関係者の PEMSEA 及び EASC2012 への積極的な参画が実現するよう、関係者に対する情報提供等の支援を一層強力に行っていく必要がある。

4. 東アジア海洋会議 2012 に向けての動き

PEMSEA の主催により 3 年に一度開催されている国際会議である「東アジア海洋会議 (East Asian Seas Congress)」が、2012 年に以下の日時、場所、テーマで開催される。

- 開催日時：2012 年 7 月 9 日～13 日
- 開催場所：韓国・チャンウォン市
- テーマ：Sustainable Coastal and Ocean Development Towards a Blue Economy
(ブルー・エコノミーに向けた持続可能な沿岸海洋開発)

会議は大きく、1) 沿岸海洋問題に関する国際会議 (ワークショップ形式) : International Conference、2) ブース展示 : Exhibition (テーマ「Blue Innovation, Technologies and Practices」)、3) 第 3 回ユース・フォーラム (3rd Youth Forum)、4) 閣僚級会合 (Ministerial Forum) の 4 部分から構成される。平成 24 年 3 月現在の国際会議に関するテーマ構成は別表のとおりである。

会議には PEMSEA 参加国、パートナー団体だけでなく、世界各国から広く海洋や沿岸域に関する政府関係者、実務者、研究者等が参加予定である。

当財団は、国際会議の中で「Development and Implementation of National Ocean Policy with special Interest Institutional/Legal arrangements」(Subtheme 4) および「Consolidation and Replication of ICM」(Subtheme 3) (いずれも仮題) の 2 つのワークショップを、OPINEAR (Ocean Policy Institute Network in East Asian Region/東アジア海洋政策研究機関ネットワーク) の協力を得て企画・共催する予定である。

(別表) EAS Congress 2012 国際会議のテーマ (平成 24 年 3 月現在、変更の可能性あり)

Main Themes	Subthemes
<p>Sustainable Development-related Aspects</p>	<p>Subtheme 1: Nurturing the Sustainability of Coastal and Ocean Sectors Towards a Blue Economy</p> <p>Subtheme 2: Blue Innovations and their Applications</p> <p>Subtheme 3: Securing Ecosystem Services through Integrated Coastal and Ocean Management</p>
<p>Governance-related Aspects</p>	<p>Subtheme 4: Good Governance, Good Business</p> <p>Subtheme 5: Meeting Institutional and Individual Skills and Capacities to Build a Blue Economy</p>

第2章 OPINEAR（東アジア海洋政策研究機関ネットワーク）

1. 背景

東アジア海洋政策研究機関ネットワーク（Ocean Policy Institute Network in East Asia Region／通称「OPINEAR」）は、2008年2月に海洋政策研究財団が東アジア地域の海洋政策研究機関に呼びかけて東京で会合し、これに参加した東アジアの政策研究機関が設立した東アジアの政策研究機関のネットワークである。

2012年3月現在のメンバーは、以下の7機関である（COMIは2010年から参加。その他の6機関は、第1回会議開催時から参加）。

（OPINEARのメンバー）（アルファベット順）

- 中国海洋発展戦略研究所（China Institute for Marine Affairs／CIMA）
- 海洋沿岸域発展研究院（Coastal and Ocean Management Institute／COMI）
（中国・シャーマン大学）
- 東南アジア研究センター（Center for South East Asian Studies／CSEAS）（インドネシア）
- 韓国海洋水産開発院（Korea Maritime Institute／KMI）
- マレーシア海事研究所（Maritime Institute of Malaysia／MIMA）
- 海洋政策研究財団（Ocean Policy Research Foundation／OPRF）
- S・ラジャラトナム国際研究大学院（S. Rajaratnam School of International Studies／RSIS）
（シンガポール・ナンヤン工科大学）

本ネットワークは、地域内の海洋政策研究機関間で、東アジアにおける海洋と沿岸域管理の現状および今後の試みに関して情報交換と協力検討を促進することを主な目的としている。これまで以下のとおり4回にわたる会議が開催されている。ここでは、第4回会議を中心に OPINEAR の活動状況について紹介する。

（これまでの OPINEAR 会議の開催状況）

- 第1回 2008年2月28日～29日 日本・東京（OPRF がホスト）
- 第2回 2008年11月25日 マレーシア・クアラルンプール（MIMA がホスト）
- 第3回 2010年2月8日～9日 韓国・ソウル（KMI がホスト）
- 第4回 2011年11月24日～25日 シンガポール（RSIS がホスト）

2. 第4回会議の概要

(1) 日程

2011年11月24日～25日

(2) 開催地

シンガポール (Mandarin Orchard Hotel, Singapore)

(3) 主催

OPRF (コーディネーター・事務局)、RSIS 及び Center for International Law (CIL)
(ローカルホスト)

(4) 出席者 (別添の議長報告参照)

- ①メンバー機関 (COMI、CSEAS、KMI、MIMA、OPRF、RSIS) からの参加者
- ②Chua Thia-Eng 博士 (東アジア海域パートナーシップ会議議長 / Resource Person として参加)

③オブザーバー (シンガポール以外) :

- ・ PEMSEA (※)
- ・ ANCORS (Australian National Center for Ocean Resources and Security / ウーロンゴン大学・オーストラリア国立海洋資源安全保障研究所)

※Lotilla 事務局長が欠席したため、Chua 博士が代わって発表を行った。

④オブザーバー (シンガポールの関係機関) :

- ・ Center for International Law (CIL) , National University of Singapore
- ・ Maritime and Port Authority (MPA)
- ・ Ministry of Foreign Affairs
- ・ National Environment Agency
- ・ National Parks Board (NPB)
- ・ Singapore Maritime Institute (SMI)

(5) 主な議題

ネットワークとしての協力の進め方、東アジア海洋会議 2012 への対応等について議論を行った。

(6) 会議の内容

1) オープニング・セッション

- ・ RSIS 所長の Barry Desker 大使が歓迎の挨拶を述べ、この中で、このような「トラック 2」レベルでの対話の重要性について強調した。
- ・ OPRF 常務理事の寺島紘士が開会挨拶を行い、この中で、これまでの会議の主な成果について説明するとともに、今回の会議で OPINEAR を通じた具体的な協力の内容が固まることを希望する旨表明した。

- OPRF の寺島が議長、RSIS の Robert Beckman 氏及び CIL の Kwa Chong Guan 氏が副議長にそれぞれ選任された。
- 2) 運営に関する事項について
- 事務局が提案した議題案が採択された。また、事務局から第 3 回会議議長報告の紹介が行われた。
- 3) シンガポールの海洋・沿岸域ガバナンスに関する政策と関係機関
- シンガポールから参加した RSIS、CIL、SMI、NPB の各機関から、海洋・沿岸域ガバナンスに関するそれぞれの機関の活動等について発表があった。なお、このようにホスト機関所在国の多くの関係機関が参加し、情報共有・意見交換に参加したるのは、今回会議が初めてである。
- 4) メンバー機関における海洋政策の最近の進展
- 参加したメンバー機関から、海洋政策の最新の動き、各メンバー機関の活動、協力に関する提案について発表が行われた。各メンバーからの発表の内容は、以下のとおりである。
- ①CSEAS
- 南シナ海問題に積極的に関与している旨説明し、同問題の解決のためには、包括的な協力、関係者間の対話、信頼醸成措置が必要と述べた。
- ②COMI
- 「World Ocean Week in Xiamen」や、海洋・沿岸域環境管理の政策・科学的研究に関するワークショップの開催等の活動を行っている旨説明した。
- ③KMI
- 総合的海洋政策「Ocean Koare 21/OK21」の立案・実施に取り組むほか、研究報告書の出版、会議やセミナーの開催に取り組んでいる旨説明した。
- ④MIMA
- 南シナ海に関する会議の開催、様々な調査研究やトレーニングコースなど、活動内容について説明した。
 - 考えられる協力分野として、マラッカ海峡、南シナ海における協力、新たな海洋資源、航行安全と環境保全などを挙げた。
- ⑤OPRF
- 離島の管理、海洋エネルギー・鉱物資源開発のための法制など、日本の海洋政策の動きについて説明した。
 - 島と海の管理、沿岸域総合管理などに関する最近の調査研究活動について紹介した。
 - 知識・情報の共有、OPINEAR の活動の発信のため、毎年海洋政策に関するシンポジウム（又はワークショップ）を共同で開催することを提案した。トレーニングコースの開催についても提案した。

⑥PEMSEA

- ・ Lotilla 事務局長が欠席したため、Chua 博士が代わって発表を行った。コード、ガイドライン、優良事例集の作成などの活動、国際法人格の取得、東アジア海洋会議 2012 (EASC2012) の準備状況等について説明した。

5) 協力の内容に関する検討

- ・ シンポジウム (又はワークショップ) やトレーニングコースの共同開催という OPRF の提案について検討を行った。
- ・ OPRF からは、EASC2012 におけるワークショップ及び 2013 年のシンポジウムの開催経費を負担するとともに、2013 年のワークショップを東京でホストする用意があることを表明した。
- ・ メンバー機関からは、シンポジウム・ワークショップのテーマとして、沿岸域総合管理、海洋再生可能エネルギー、海事産業などが提案された。
- ・ OPRF からは、シンポジウムの聴衆は OPINEAR メンバーに限定されないこと、シンポジウムは OPINEAR がその活動成果を共同で発表する貴重な機会になりうることを付け加えた。
- ・ トレーニングコースについては、メンバーがすでに実施しているものと重複するのではないかとの懸念が複数のメンバーから示された。

6) 共通の関心分野の特定・メンバー機関間の考えられる協力

7) EASC2012 におけるワークショップの開催

※これらの議題について一括して議論を行った。

- ・ 事務局から、第 3 回会議の後で実施したメンバーの関心事項に関するアンケートの結果を紹介した。
- ・ OPRF からは、EASC2012 で開催するワークショップの原案を示すとともに、発表者の旅費などの開催経費を負担する用意があることを表明した。
- ・ KMI が、EASC2012 のホスト国の機関として、EASC2012 の開催案について紹介した。
- ・ メンバーは、毎年シンポジウム (ワークショップ) を開催することに基本的には賛成した。
- ・ EASC2012 におけるワークショップの考えられるテーマとして、沿岸域総合管理 (特に、都市の沿岸域管理)、海洋ガバナンス (南シナ海問題を含む)、海洋再生エネルギーが提案された。
- ・ Resource Person である Chua 博士が、EASC2012 におけるワークショップの開催案を作成し、事務局に提出して検討を求めることとなった。また、メンバーが同ワークショップの開催について意見を提出することも合意された。

8) OPINEAR のウェブサイトを通じた情報共有

- ・ 事務局からメンバーに対し、ウェブサイトを通じた情報共有のため、各国の海洋政策の最新の動きやメンバーの活動について情報提供を呼びかけた。

9) 新規メンバーの加入

- ・事務局から、ANCORS からオブザーバー参加の申し出があったことを伝えた。
ANCORS から、OPINEAR の目的に向けて協力したい旨の意思表示があり、ANCORS はオブザーバーとして認められた。

1 0) その他運営に関する事項

- ・OPRF の寺島常務理事から、2008 年の第 1 回会議で OPRF は最初の 3 年間コーディネーター・事務局としての役割を担うことになったが、メンバーから求めがあれば、引き続きコーディネーター・事務局を努める用意がある旨表明した。
- ・メンバーは、OPRF が今後 3 年間引き続きコーディネーター・事務局を努めることについて、全会一致で同意した。

1 1) 次回会合について

- ・COMI が第 5 回会合をホストする可能性について、議論があった。

1 2) 閉会

- ・CIL の Robert Beckman 所長、OPRF の寺島常務理事が閉会の挨拶を行った。

(7) まとめ

2008 年に東京で第 1 回が開催されて以来、今回で OPINEAR 会議は 4 回を数えることになる。第 1 回～第 2 回でネットワークの枠組を固めることができ、具体的な協力の内容について議論を行ってきた。韓国・ソウルで開催された第 3 回会議では、メンバー機関の関心を有する分野や、協力の方法について様々な提案があった。ここでの議論をフォローし、会議終了後もメンバーに対するアンケートを実施するなどして意見交換を続けたが、協力の内容に関する意見の集約には至らなかった。

今回会議では、当財団から、今後継続して行う活動として、OPINEAR によるシンポジウム（ワークショップ）の共同開催を提案し、メンバーの合意を得ることができた。今回の合意に基づき、OPINEAR は、2012 年 7 月には東アジア海洋会議 2012（EASC2012）においてワークショップを共同で開催する。また、2013 年には、東京でシンポジウムを開催することになる。これらワークショップ・シンポジウムは、各国の海洋政策の進んだ取組みに関する情報共有を通じ、東アジアにおける海洋政策の発展に貢献するとともに、OPINEAR の活動の国際社会への発信にもつながると考えられる。

当初 6 機関でスタートした OPINEAR は、今回から COMI が正式メンバーとして参加し、7 機関で構成されることとなった。また、オブザーバーとしては、最初から参加している PEMSEA のほか、今回から新たに ANCORS が参加することとなった。参加者の拡大は、一層幅広い視点からの活動の展開につながると考えられる。なお、今後、現在のメンバーの所在国 6 ヶ国以外の国からのメンバーの新規加入も視野に入れておく必要がある。

今回会議でさらにネットワークの拡充が図られ、また、今後の具体的な協力内容が明らかになったことにより、OPINEAR としての協力のさらなる進展が期待される。

第3章 グローバル・オーシャン・フォーラム

1. グローバル・オーシャン・フォーラムの概要

グローバル・オーシャン・フォーラムは、海洋・沿岸・島嶼における持続可能な開発の問題に取り組むことを目的とする国際的なフォーラムである。これまで「海洋・沿岸・島嶼に関するグローバル・フォーラム」として活動を行ってきたが、2011年に団体名を上記のように改称した（詳細は後述）。本フォーラムは2001年から活動を開始し、2002年8月のヨハネスブルグ・サミット（持続可能な開発に関する世界サミット:WSSD）において創設され、特に、海洋・沿岸・島嶼の問題に総合的に取り組み、国際的・地域的政策及び国内政策を改善するために、分野横断的な情報交換の場を提供することを目的とする。また、本フォーラムは、政府、国際機関、NGOから個人の資格で参加した者から構成される。活動内容としては、①情報発信（ニュースレターの発行など）、② WSSD 実施計画の実施支援（UNEP/GPA の支援等に基づく）、③WSSD の成果を実施するためのイベントの開催、④海洋・沿岸・島嶼に関する世界会議の開催等があげられる。海洋政策研究財団は発足当初から参加し、海洋・沿岸・島嶼に関する世界会議におけるワークショップの共催などグローバル・オーシャン・フォーラムの活動に積極的に貢献しているほか、寺島常務理事が政策諮問会議（Policy Advisory Board）の委員を務め運営面で協力している。

本章では、本年度ニューヨーク市にて開催されたミーティングにおける議論内容の概要について報告する。

2. 「Friends of the Ocean」の運営に関するミーティング

2011年6月20日（月）及び22日（水）、ニューヨーク市のUNDPビルにて、同フォーラムにより立ち上げられた「Friends of the Ocean」の運営方法に関するミーティングが開催された。本ミーティングは、同日に開催されていたUNICPOLOS-12に参加している加盟国、国際機関、NGOの代表者を対象とし、グローバル・オーシャン・フォーラムの活動に興味を抱く者が自由に参加できるようなインフォーマルな形式をとった。

Friends of the Oceanは本年6月8日の「世界海洋デー」に合わせてグローバル・オーシャン・フォーラムが立ち上げたグループである。このグループの目的は、1) Rio+20に参加する政府の支援、2) Rio+20に向けて多様な意見の結集点を探り、一つの大きな声にまとめていく、3) 政策評価、情報発信、コンサルテーション、オーシャン・デーを通して、Rio+20で海洋に関わる幅広いステークホルダーがそれぞれのニーズ、興味、課題などを発信するプラットフォームを提供する、4) ハイレベルな政治コミュニティと一般公衆の両方で、海洋と沿岸域に関わる持続的開発の課題について意識を高めることである。

本ミーティングの参加者の間で広く合意された事案としては、Rio+20 において海洋分野で大きな成果を上げるためには、まず 1992 年の Agenda 21 や 2002 年のヨハネスブルグ・サミット実施計画により示された海洋に関する項目の実施状況についての確なレビューを行う必要がある、ということである。その上で、実施状況に課題が残る項目については実施に向けた具体的方策を示す必要があることを確認した。また、参加者からは、その地理的特徴から固有の課題を抱える小島嶼開発途上国（SIDS）についても特別な注意を払い、合意された実施項目がすべからく実施されるようなメカニズムの構築の必要性も唱えられた。

また本ミーティングでは、Rio+20 にて海洋に関わる新たな課題（emerging issues）として「国家管轄権外の海域における生物多様性（biological diversity beyond areas of national jurisdiction: BBNJ）」について取り上げる重要性が議論された。参加者からは、Rio+20 を BBNJ に関する新たな管理体制の創設に向けた機会とすべきとの意見や、国連のもとで開催されている作業部会にのみ議論を委ねるべきとの意見など、それぞれの立場からの見解が表明され意見集約の難しさが浮き彫りとなった。一方、海洋ゴミ（marine debris）に関する問題についても国際社会が揃って認識する新たな課題であり、もし Rio+20 で当課題を取り上げることが出来るのであれば、実態ある成果を導き出せるのではないかと、といった足並みの揃う意見も出された。

さらに、Rio+20 で海洋に対して高い政治的関心を向けるため、政府高官を招いたサイド・イベントを企画することなども話し合われた。グローバル・オーシャン・フォーラム会長の Cicin-Sain 氏からは、海洋に関わる関係者が集い海洋問題を議論し、Rio+20 会議の成果に一定の影響を与えることを目指す「Ocean Day at Rio+20」会議の開催企画について説明があった。参加者からは多くの賛同意見が出された一方で、政府や NGO の関係者のみではなく、多様なステークホルダーを参加させることにも重点が置かれるべきである、との意見も出された。これに関連して、私企業や一般公衆にも海洋に関する関心を高めてもらうため、様々なアウトリーチ活動を行っていくことなども話し合われた。

3. グローバル・フォーラム戦略会議

2011 年 6 月 19 日（日）にニューヨークにて開催された。本会議は、グローバル・オーシャン・フォーラムの国際理事会（International Board of Directors）が 5 月に開いた戦略的計画会議の決定事項の報告と、策定される 10 年間の運営計画、Rio+20 に向けた取り組みについて協議することを目的とした。

まず、Cicin-Sain 氏より、戦略的計画会議にて議論されたグローバル・オーシャン・フォーラムの今後のミッションについて、人々が海洋や沿岸域のステュワード（管理者・後見者）としての役割を果たす「Blue Society」の実現を掲げることが決められた、と報告があった。

しかし、参加者からは **Blue Society** という言葉が「憂鬱（ブルー）な社会」というネガティブな語感を与えかねない点や、言葉からだけでは直感的に意味が分かりづらい点等が指摘された。また、今後の活動の方向性としては、活動範囲をより明確にし、取り組むべき重点分野を選定すること、また変化する外部環境に柔軟性に対応しながら幅広いステークホルダーとの連携を行う必要性が議論された。

今後グローバル・オーシャン・フォーラムが実施すべき項目としては、**Blue Society** 実現に向け、活動の中にプライベート・セクターをより積極的に巻き込んでいくこと、プログラムの「成功」や「インパクト」といった評価項目をよりシステマティックに行うこと、また活動のターゲット層を明確化すること等が話し合われた。

組織体制については、過日の戦略的計画会議にて、1) グローバル・オーシャン・フォーラムの事務局の名称をこれまでの「**International Coastal and Ocean Organization (ICO)**」から「**Global Ocean Forum**」へと変更したこと、2) **Global Oceans Forum Steering Committee** の名称を「**Policy Advisory Board**」へと変更し、共同議長を選出すること、3) **Global Oceans Conference** では **Policy Advisory Board** が3人の共同議長を任命すること、その内訳はグローバル・オーシャン・フォーラム会長、会議ホスト国の代表者、国連機関内の上級職員とすること、4) **Policy Advisory Board** に参加する政府や国連機関関係者は、その参加や発言を組織の代表として、もしくは個人の立場として行うのかを選択可能にすること、5) これまでにグローバル・オーシャン・フォーラムの共同議長を務めた人物を国際理事会のシニア・アドバイザーとして招聘することが決定された。

グローバル・オーシャン・フォーラムの運営費については、まず **Cicin-Sain** 氏より受け取っている助成金の大半はプログラムにて費やされており、事務局運営費には殆ど回っていないことが説明された後、参加者との間でビジネス開発計画や資金調達計画の必要性について話し合われた。

Rio+20 に向けた取り組みについては、**Cicin-Sain** 氏よりグローバル・オーシャン・フォーラム事務局にて **Agenda21** 及びヨハネスブルグ実施計画にて示された海洋関連の取り組み事項の実施状況のレビュー報告書を準備していることが説明された。その上で、**Cicin-Sain** 氏はこの分析を基に、ブラジル、モナコ、オーストラリア、アイスランド、バルバドス、モルジブ、ソロモン諸島、韓国、アメリカ、フランス、クロアチア、ナウルといった **Rio+20 Bureau** を務める国々や海洋問題への取り組みに積極的な姿勢を示す国々に対し、積極的にアプローチする必要性を唱えた。その後、参加者より **Rio+20** は国連システム中で海洋に対する取り組みを強化させる絶好の機会であること（例えば **UN-Oceans** の強化、国連事務総長室内に海洋専門官を置く）等の意見が出された。

第4章 海洋と海洋法に関する国連非公式協議プロセス第12会期 (UNICPOLOS-12)

1. UNICPOLOS の概要

海洋と海洋法に関する国連非公式プロセス (UNICPOLOS) とは、1999年11月24日の国連総会決議 A/RES/54/33 により導入された、海洋問題と海洋法について議論する非公式協議プロセスであり、これまで毎年開催されてきた。本協議プロセスは国連総会における海洋問題の評価の支援を目的とし、海洋と海洋法に関する事務総長報告をもとに協議を行い、新たな海洋問題や国際協力が必要な分野の特定を行う。協議の結果は議長が総会に提出する報告において、勧告として盛り込まれる。

2. UNICPOLOS-12 の議題

今回の UNICPOLOS の議題は、2012年6月に開催される国連持続可能な開発会議 (UNCSD、通称 Rio+20) に向けて、Agenda 21 やヨハネスブルグ・サミット実施計画についてレビューを行い、実施状況や新たな課題について検討することであった。共同議長はモーリシャス国連大使の Milan Jaya Nyamrajsingh Meetarbhan 氏とニュージーランド国連大使の Don MacKay 氏で、わが国からは外務省国際法局海洋室から事務官の他、ユトリヒト大学の武井良修氏 (海洋政策研究財団研究員も兼務) がパネリストとして出席しプレゼンテーションを行い、当財団からは会議の方向性に対するステートメントを発表した。会議全体では、89カ国の国及び15の国際機関、そして12の ECOSOC 資格を持つ NGO の代表が参加した。

3. 日程及び議題

UNICPOLOS-12 はニューヨークの国連本部にて 2011年6月20日 (月) から24日 (金) にかけて開催され、以下の議題が議論された。

(1) 全体会合 1

項目 1: 開会

項目 2: 議題の採択

項目 3: 意見交換

(2) パネル討議

第1パネル: 持続的開発と海洋法

第2パネル: 持続的開発関連のサミットにおける採択事項の実施状況とそのギャップ

第3パネル: 海洋の持続的開発と新たな課題・チャレンジ

第4パネル：リオ+20に向けて

(3) 全体会合2

項目4：部局間の協力と調整

項目5：UNICPOLOSにおける議題やパネリスト選定のプロセス

項目6：国連総会にて今後注目されるべき課題

項目7：会議の結果の検討

4. 会議の結果

会議の主な内容は以下の通りである。

(1) 全体会合（1 & 2）

会期初日の冒頭では、まず共同議長、Patricia O'Brien 法務担当事務次長及び Sha Zukang 経済・社会担当事務次長による開会の挨拶があり、その後加盟国や国際機関の代表からステートメントが読み上げられた。当財団からも瀬木志央研究員が総合的な海洋ガバナンスや小島嶼開発途上国（SIDS）への支援の重要性等についてステートメントを発表し、原稿及び財団パンフレットを配布した。

本会議の主要議題であった Agenda 21 やヨハネスブルグ・サミット実施計画の実施状況に関するレビューについては、加盟国による活発な議論がなされた。ここでは、1) 小島嶼開発途上国（SIDS）における持続的な海洋利用に向けた更なる支援、2) 国連総会による地域漁業管理機関（Regional Fisheries Management Organizations: RFMOs）の活動に関するレビュー、3) 特に発展途上国における科学や技術開発分野における更なるキャパシティ・ビルディングや IUU 漁業監視の強化、4) 食料確保という視点から見た持続的漁業への支援、5) 国家管轄権外の海域における生物多様性の保護や利用に向けた新たな制度づくりといった項目について話し合われた。

国連の部局間協力とその調整に関する議題では、まず UNDP の Andrew Hudson 氏が海洋に関わる国連専門機関のオーバーアーチング組織である UN-Oceans¹の概要について発表し

¹ Agenda21 の第 17 章（海洋の保護と生物資源の持続的利用について）を受け、1993 年に海洋を扱う国連専門機関の連携促進のため Sub-committee on Oceans and Coastal Areas of the Administrative Committee on Coordination (ACC SOCA)が設立された。その後、幾つかのレビュープロセスを経て更なる体制強化の必要性が唱えられ、2003 年に新たに UN-Oceans が創設された。事務局は UNDP が務めており、プレゼンターの Hudson 氏は UN-Oceans のコーディネーターも兼務している。また、UN-Oceans 副コーディネーターとして、本会議でも発表を行った UNEP の Alder 氏が名を連ねている。なお、UN-Oceans に参加する専門機関は、

た後、加盟国による討議に移った。ここでは、専門機関間における重複業務、主体的な活動を行うためのキャパシティ不足等といった現在の UN-Oceans が抱える諸課題について指摘がなされ、多くの加盟国よりその克服に向けた組織改革を早急に行うべきであるとの見解が示された。

UNICPOLOS における議題やパネリストの選定に関する議題では、加盟国より、1) 通常一年ごとにテーマが変更されることに対し、同じテーマについて 2 会期に渡り議論すること、2) パネリスト選定についてより早い時期に決定すること、また 3) テーマの選定にあたっては「持続的開発の三本柱（社会、経済、環境）」に沿って検討すること等が提案された。

国連総会にて今後注目されるべき課題については、共同議長によりまとめられた「Composite streamlined list of issues that could benefit from attention in the future work of the General Assembly on oceans and the law of the sea/Topics of focus list」という文書により加盟国へ示された。この文書では、今後の重要な議事テーマとして、1) 海洋保護区、2) 国際的取り決めの実施、3) 新たな海洋の利用方法、4) 科学技術データとキャパシティ・ビルディング、5) 生態系ベース・アプローチ、6) 食糧確保、7) 海洋生物資源の保護と管理、8) 国際協調と協力、9) 海洋環境保全、10) これまでの UNICPOLOS 会期で検討された課題（これまで検討された課題における取り組みの進捗状況のレビュー）、11) 生物多様性と遺伝子資源、12) 旗国の責任、13) 人権と労働者の権利、14) 海上警備、15) 海上の安全、16) 紛争解決、17) 防災、18) 海洋/海洋法の社会的側面、19) 気候変動と海洋、20) 海洋と持続的開発、及び 21) その他事項といった事柄が項目として示された。

会期最終日、これまでの議論の成果についてまとめるために、共同議長より「Co-Chairperson's Summary of Discussion」と、「Co-Chairs' Proposed Elements」が提出された。前者は、共同議長の責任のもとで会合中の議論をまとめた文書であり、正式な交渉プロセスを経た合意文書ではないことが確認されたが、その内容については加盟国間で一定の議論がなされた。特に、国の管轄を超える海域における生物多様性の利用と管理については、前回のアドホック作業部会にて合意された内容の解釈をめぐって（本課題に対して新たな実施協定を結ぶ方向性を目指すか否かについて）、G77+China 及び EU とアメリカ等の国々の間で意見が衝突する場面も見られた。一方、後者の文書については、UNCSD 事務局へと提出する正式な合意文書の素案として共同議長が用意したものである。この文書は今会期での議論をベースに作成されたため、共同議長は加盟国による「自然発生的な合意」が存在するものと期待感を表明していたが、加盟国間にはこうした合意は醸成されていなか

CBD、FAO、IAEA、ILO、IMO、ISA、UN-DESA、UN-DOALOS、UNDP、UNEP、UNESCO、UNESCO-IOC、UNIDO、UNWTO、WMO、World Bank である。

った。多くの加盟国からは、本会期中に Proposed Elements の内容に関する議論を行うための時間がないこと、また前述の Summary of Discussion の内容が包括的かつある程度正確に議論内容をカバーしている（前述通り、合意文書ではないものの、その内容は加盟国により一定の範囲内でレビューされた）ことから、Proposed Elements を正式な文書として採用しないよう要望があり、その旨合意された。結果、共同議長より非公式文書ながら Summary of Discussion を国連総会議長へと送付すること、また国連総会議長から本文書を UNCSD 事務局へと回付する要請を行うことが決定された。

(2) パネル討議

第1 パネル（持続的開発と海洋法）では、Brice Lalonde 氏（UNCSD）が Rio+20 におけるアジェンダについて、Cherdsak Virapat 氏（IOI）が海洋と持続的開発の関連性について発表した。

第2 パネル（持続的開発関連のサミットにおける採択事項の実施状況とギャップ）では、Luis Valdes 氏（UNESCO-IOC）が科学調査と政策立案に関するレビューについて、Philip Weaver 氏（HERMIONE）が深海底調査と海洋ガバナンスについて、Kriangsak Kittichaisaree 氏（在豪タイ大使館）がキャパシティ・ビルディングと技術移転に関するレビューについて、Sebastian Mathew 氏（漁業従事者支援における国際共同体）が漁業における社会的側面について、Babajide Alo 氏（ナイジェリア、ラゴス大学）が海洋汚染管理に関するレビューについて発表を行った。

第3 パネル（海洋の持続的開発と利用における新たな課題とチャレンジ）では、Ussif Rashid Sumaila 氏（ブリティッシュコロンビア大学）が気候変動による水産資源への影響について、武井良修氏（ユトレヒト大学）が総合的海洋管理について、Tullio Scovazzi 氏（ミラノ大学）が国の管轄を超えた海域における生物多様性の管理について、Jacqueline Alder 氏（UNEP）が海洋利用における新たな課題について発表を行った。

第4 パネル（リオ+20 に向けて）では、Biliana Cicin-Sain 氏（グローバル・オーシャン・フォーラム）がリオ+20 プロセスと海洋問題について、Maria Teresa Mesquita Pessoa 氏（ブラジル国連代表部）が貧困撲滅と社会的公正にもとった持続的成長について発表した。

(3) サイド・イベント

本会議の昼休みに4つのサイド・イベントが開催された。6月20日は、Pew Environmental Group とブラジル国連代表部の共催で地球サミットと海洋問題について、21日は国連海事海洋法課（DOALOS）が主催で Hamilton Shirely Amerasinghe フェローシップについて、22日 Deep Sea Conservation Coalition がリスボンで開かれたワークショップのレビューについて

て、23日は国際自然保護連合（IUCN）が海洋生物多様性保護についてワークショップを開催した。

5. まとめ

今回の会合は個別事項について交渉するのではなく、むしろ現在海洋が直面する様々な問題を俯瞰的に捉え、今後に向けた課題整理を行うことを目的としていた。会議では、国の管轄を超える海域における遺伝子資源の管理をめぐる加盟国間の意見相違が蒸し返されるなどの波乱も見られたが、「議論の場」としての UNICPOLOS の位置付け沿い議事は概ねスムーズに進行した。また、限られた会期中に広範な課題について建設的な議論がなされた結果、Rio+20 に向けたより具体的な方向性がより明確になったこと、またそれらが加盟国間で広く共有されたことについては多くの加盟国から称賛の声が上がるなど、本会議における議論が有意義であったことも伺えた。

本会合にて採用された Summary of Discussion は、Rio+20 で発表される成果文書の策定プロセスにも少なからず影響を与えることが予想される。本会議における議論が、持続的開発における今後 10 年の指針を示す文書にどのように反映されるのか、今後大きな注目が集まろう。

以上

第5章 その他の国際会議への参加

①「社会経済的側面を含む海洋環境の報告及びアセスメントに向けたレギュラー・プロセス」に係るアドホック全体作業部会

1. レギュラー・プロセスの概要

「社会経済的側面を含む海洋環境の報告及びアセスメントに向けたレギュラー・プロセス」¹（以下、レギュラー・プロセス）は、社会経済的側面をも含めた海洋環境に関する幅広い情報を世界規模で収集し評価することを目的とした国連の取り組みである。この取り組みは、2002年のヨハネスブルグ・サミットにて提唱され、2010年から実施に移されている。現在は初回サイクル（2010～2014年）²の2年目にあたり、成果物として公表される第1期世界海洋環境総合アセスメント報告書（以下、グローバル・アセスメント）の作成に向けた準備段階にある。

2. 会合の目的

レギュラー・プロセスのアドホック全体作業部会は、セント・ルシア国連大使 Donatus Keith St. Aimee 氏とカナダ水産海洋省の Renée Sauvé の共同議長のもと、2011年2月と6月の2回に渡って開催された。当初は2月の会合にて、①2014年に予定されるレギュラー・プロセス第1期サイクル完了日までに目標を達成するためのオプション、②2010年12月の国連総会で勧告された管理と審査を行う仕組みの創設、③信託基金の位置づけ、④次回国連総会への勧告内容に関する検討を完了する予定であった。しかし、加盟国間の調整

¹ 正式名称は、Regular Process for Global Reporting and Assessment of the State of the Marine Environment, Including Socio-Economic Aspects である。レギュラー・プロセスの意は「継続的に行われるアセスメント・プロセス」とされる。

² 初回サイクルは2つフェーズにより構成される。第1フェーズ（2010～2012年）はアセスメントの範囲や詳細な目的を絞り込むため、グローバル・アセスメントにて回答されるべき主要な「質問」を準備する。第2フェーズ（2013～2014年）では、今後継続されるアセスメントのベースラインとしてグローバル・アセスメントが執筆される。アセスメントは、適正なベースラインの確認、海洋アセスメント手法の国際的合意に基づいた標準化、海洋環境に対する人間活動による影響の適正な報告・モニタリングについて科学的情報を提供するとされる。

が難航し幾つかの重要な議題について最終的な合意形成がなされなかった。そのため、6月の再び会合を開催し、前回会合にて合意に至らなかった、あるいは十分な議論がなされなかった項目に加え、国連総会決議による新たな指示事項について検討を行った。

3. レギュラー・プロセスのこれまでの経緯

- 2002年8～9月のヨハネスブルグ・サミットにて、国連によるレギュラー・プロセスの実施が提唱され、成果文書である実施計画の中に盛り込まれた。レギュラー・プロセスの実施については、同年10月に開催された第57回国連総会にて承認された。
- 2003年から2004年にかけて、レギュラー・プロセスに関する実施手順が検討され、実施に向けた初段階として既存海洋環境アセスメントの評価（Assessment of Assessment: AoA）を行うことが提案された。
- 2005年11月には、第60回国連総会により AoA が正式に開始され、AoA に関わる専門家グループを監督するアドホック運営委員会が設置された。AoA には UNEP や UNESCO-IOC も参加した。
- レギュラー・プロセスを実施していく上での具体的事項の検討は、2008年12月に第63回国連総会により設立されたアドホック全体作業部会に委ねられることとなった。2009年8月の会合では、レギュラー・プロセスを実施するためのより具体的な手順や枠組みの検討の必要性が議論され、課題を話し合うための更なる協議の場の創設などが話し合われた。
- 第64回国連総会における決定に基づき2010年8月～9月に開催されたアドホック全体作業部会では、レギュラー・プロセス実施における特徴、制度設計、予算、第1期サイクルにおける目標と実施範囲、課題の設定、そして対象となるオーディエンスの選定などが話し合われ、出身地域の公平性に配慮し組織された専門家グループ（GoE）を設置することが提言として纏められた。
- 2010年12月の第65回国連総会では上記の提言が承認されたほか、次回作業部会で実施要項、管理や審査を行う仕組み等について検討を行うこと、専門家グループの設置、DOALOS へ事務局機能を付与すること、また IOC-UNESCO、UNEP、IMO、FAO といった国際機関による技術的・科学的サポートの受け入れることが勧告された。

4. 会議の結果

(1) 第1回アドホック全体作業部会

1) 日程及び議題

ニューヨークの国連本部にて、2011年2月14日(月)から18日(金)まで開催された。加盟国75カ国、15の国際機関、ECOSOC資格を持つ10のNGOの代表が参加し、以下の議題が議論された。

- ・ 項目1: 開会
- ・ 項目2: 議題の採択(アドホック全体作業部会による議題内容と検討順序)
- ・ 項目3: 作業方法
- ・ 項目4: 概評
- ・ 項目5: レギュラー・プロセス第一期サイクルの完了(2014年)に向けた選択
- ・ 項目6: 管理及び監視体制の検討(取り決め事項やその他関連事項)
- ・ 項目7: 第一期サイクル実施に向けた信託基金の位置づけ
- ・ 項目8: 第66回国連総会に対する勧告内容検討
- ・ 項目9: 勧告の採択
- ・ 項目10: その他事項
- ・ 項目11: 閉会

2) 議事概要

初日である2月14日は、共同議長及び国連事務局代表者からの開会挨拶、加盟国、国際機関の代表者からステートメントの発表が行われたのち、議題に関する協議が開始された。その後、午後にかけて専門家グループにより、タイムライン、執筆者及び執筆要綱、キャパシティ・ビルディング、最初の統合的評価にて回答すべき質問、加盟国や既存評価プロセスとの関わり合い、情報の扱い方、コミュニケーション戦略、アセスメント草案作成のスケジュールに関する発表を行った。ここで発表された内容については15日、16日、17日も引き続き議論された。

アセスメント報告書作成に関わる作業方法については、①本業務に集中できる専門家チームを結成する、②専門家グループの指導のもと、コンサルタントにデータ収集及び草案作成を依頼する、あるいは③外部の有償執筆者の活用も視野に入れつつボランティア専門家にも部分的にこうした作業を任せる、といった案が示された。専門家グループからは、グループメンバーだけでは時間的制約が厳しく、また海洋環境に関わる全分野を網羅できないこと等から③による作業実施が妥当であるという見解が示された。参加加盟国の多く

からはこの案に対し賛同の意見が出されたものの、こうした補助的な専門家はどのように選定されるべきか、またその役割をどの程度広げるか等について様々な議論がなされた。

これを受けた専門家グループは、新たな選定基準案を提出したものの、加盟国間の最終的な意見の集約には至らず今後の検討課題として持ち越された。一方、アセスメント報告書の作成に関わる執筆要綱についても議論がなされたが、ここでは加盟国間に大きな意見の乖離は見られなかった。しかし、前述の執筆者選定における課題に加え、報告書の章立て等の具体的内容についても加盟国より様々な意見が表明されたことから、報告書執筆に係る事項全般に関して今後も検討を行うことが確認された。

また、レギュラー・プロセスと加盟国や国際機関を有機的に結びつけるためのワークショップの開催については、レギュラー・プロセスの目的達成に関わる重要事項として具体的内容に渡って議論がなされた。ワークショップの目的は、①これまで地域機関や国が主体となり行われてきたアセスメントの整理と評価を行い、専門家グループとしてどのように活用するかを検討し、②専門家グループと他の専門家とのネットワーキングを強化し、③加盟国や国際機関のレギュラー・プロセスにおいて実施されるべき優先事項を明確にし、④グローバル・アセスメント実施にかかるキャパシティ・ビルディングの必要性についての検討し、それに対応することである。加盟国、国際機関、NGO が参加可能であるこうしたワークショップは国連のもとで開催されるとされ、ワークショップに関するガイドライン案についても会議中に素案が作成された。

また、本会合では、AoA 報告書にて示された、持続的かつ一貫してレギュラー・プロセスを進めるための管理と監視体制（MRM）についての議論が開始された。MRM は、レギュラー・プロセスに関わる実施方法と透明性・信頼性の担保、予算計画や専門家招聘の承認、各プログラムの対象先やその範囲、実施計画、進捗状況、コミュニケーション戦略等の妥当性の判断、最終報告書のレビューといった運営に関わる全般を管理・監督する役目を果たすことを目的とするとされた。しかし、本会合における議論の結果、MRM はさらなる機能を付与されたビューロー（bureau）³として設立されることが合意された。ビューローは、MRM の目的事項に加え、アドホック全体作業部会会合の合間（inter-sessional period）に、これまで同作業部会で決定された事項やガイダンスがしっかりと実施されることを管理する役割を果たすこととされた。ビューロー組織は、地理的公正性を鑑みた地域代表者で構成されるよう合意されたが、具体的な構成については加盟国の間で意見がまとまらなかった。提示された案としては、G77+China から、共同議長及び 18 の加盟国（アジア：5、

³ 本来であれば事務局と訳されるべきであろうが、レギュラー・プロセスの事務局を務める DOALOS との混同を避けるため、ここではビューローと表記する。

アフリカ：5、ラテン・アメリカ及びカリブ諸国：3、西ヨーロッパ及びその他：3、東ヨーロッパ：2) というものが出された。一方、その他の国からは、5 から 10 程度の加盟国によるより小規模なビューローの設立、加盟国の構成は各地域から平等に選出するという案や、少なくとも 1 人の共同議長と 5 の加盟国（上記すべての地域グループから 1 カ国づつ）で構成するといった案が出された。

また、信託基金の位置づけ等については、本会議の中で具体的内容に踏み込んだ検討は行われなかった。しかし、具体的金額は示されなかったものの、先般ニュージーランドからまとまった金額の支援があった旨、共同議長から会合の冒頭に説明があった。

最終日には、第 65 回国連総会に対する勧告をまとめるための作業が行われた。多くの議題で更なる検討を要することから調整作業は難航し、最終的な勧告が作成されたのは深夜に差し掛かっていた。勧告の内容については以下に示す。

「アドホック全体作業部会による第 65 回国連総会に対する勧告」

1. 専門家グループは、UN-Oceans の支援及びレギュラー・プロセス事務局との協議のもと、世界規模の海洋アセスメントに向けた基礎となる情報を管理するため、既存システムの活用方法について検討を行い、2011 年 5 月 30 日までにその結果をアドホック全体作業部会までに報告する。
2. レギュラー・プロセス事務局に対し、専門家グループのメンバー同士が、あるいは事務局とコミュニケーションをとりやすくするため、安全性の確保されたウェブサイトへのアクセス提供を継続することを要請する。
3. 国連事務局長に対し、専門家グループとの協議のうえ、重複作業を避けるため、またアドホック全体作業部会における検討事項の迅速な報告のため、レギュラー・プロセスにかかる伝達要件の適正な手段確立にむけた検討を行うことを要請する。
4. 初回の世界海洋アセスメント実施を達成するうえで、また参加各国がアセスメントに関わるキャパシティを高めるためにも、ワークショップは鍵となるメカニズムとして認識される必要がある。
5. ワークショップは、レギュラー・プロセス事務局との連携と専門家グループの支援により国連のもとで開催され、アドホック全体作業部会で採択されたキャパシティ・ビルディングを含む目的とガイドラインに従い運営される。
6. レギュラー・プロセス事務局に対し、専門家グループの補助のもと、初段階としてワークショップにむけた専門家の類別等のキャパシティ・ビルディングに対するアセスメントを行うことを要請する。

7. 初回の世界海洋アセスメントの準備にむけた専門家グループの作業を支援するため、地域グループを通して加盟国により指名された専門家の集積 (a pool of experts) を行う。
8. そのため、専門家グループは地理的範囲等を含んだ自らの専門領域に関する情報をリスト化し提出する。
9. 初回の統合的アセスメントにおける信頼性と正当性を担保させるため、アセスメント利用者が示される結果に関わるデータや情報などについては、確認することが可能となるよう配慮する。
10. 加盟国は国連事務局長に対し、国連システム内で適切なデータの取り扱いと情報管理計画 (information scheme) が促進されるよう要請する。
11. 専門家グループが提示した「一連の選択肢」の Annex C に記載されている、「初回の社会経済的側面を含む海洋環境の状態に関する世界規模の統合的アセスメントにおける概要案 (Possible Outline for the first Global Integrated Assessment of the State of the Marine Environment, Including Socio-economic Aspects)」、「専門家指名に関する選定基準案 (draft Criteria for the appointment of Experts)」、そして「ワークショップに関するガイドライン案 (draft Guideline for Workshops)」について、加盟国は 2011 年 4 月 30 日までに意見書を提出することができる。専門家グループは、次回アドホック全体作業部会会合での議論と承認にむけ、加盟国から提供された意見に基づき改訂されたそれぞれの原案を 2011 年 5 月 30 日までにレギュラー・プロセス事務局に対して提出する。
12. 次回アドホック全体作業部会会合では、専門家グループとの協議にもとづき、専門家グループの取り決め事項及び作業方法、またレギュラー・プロセス事務局により作成された加盟国とのコミュニケーションに関する規定案について検討する。
13. アドホック全体作業部会は出来るだけ早く再開する。

* 上記 勧告 の 原文 及び 関連 文書 は、 DOALOS の ウェブ サイト (<http://www.un.org/depts/los/>) からダウンロード可能である。

3) まとめ

国連総会に対する勧告を纏める作業が最終日の深夜まで行われたことから、本作業部会が円滑に進行しなかったことが窺えよう。本作業部会におけるレギュラー・プロセスの実施方法の議論においては、技術移転やキャパシティ・ビルディングなどのメリットを最

大限引き出すために影響力を強化したい G77+China と、カネと技術を供与するため一定のイニシアティブを保持したい EU やアメリカとの間に大きな溝が見られた。レギュラー・プロセスの実施項目に関わる具体的方法の検討においては、こうした溝が様々な議題における合意形成を阻む結果となった。その結果、当初予定されていた議事進行の予定は随時変更されることとなり、また議題に関しても項目によっては十分な検討がなされなかった。

発展途上国 vs.先進国という伝統的な対立構造とそれに伴う政治的駆け引きは、危機的状況にある海洋環境の世界的な保護に向けた取組みであるレギュラー・プロセスにおいて決して有益ではない。こうした状況から、いかにして実態的かつ効果的な海洋環境に対するアセスメント・報告体制を築きあげていくのか、今後とも本作業部会の動向に注視していく必要がある。

(2) 第2回アドホック全体作業部会

1) 日程及び議題

ニューヨークの国連本部にて、2011年6月27日(月)から28日(火)まで開催された。加盟国46カ国、15の国際機関、ECOSOC資格を持つ5のNGOの代表が参加し、以下の議題が議論された。

- ・ 項目1: 開会
- ・ 項目2: 議題
- ・ 項目3: 作業方法
- ・ 項目4: 下記文書の検討と採択
 - a) ワークショップのガイドライン原案
 - b) 専門家選任における選定基準案
 - c) グローバル・アセスメントのアウトライン案
- ・ 項目5: 会期間中にアドホック作業部会における決定事項を実施するビューローの設置の検討
- ・ 項目6: 専門家グループ (Group of Expert: GoE) の付託条項 (terms of reference) 及び作業方法と加盟国へのコミュニケーション支援に関する検討
- ・ 項目7: 国連決議 65/37 B (2011年4月4日付) 第2パラグラフ及び第6パラグラフにて示された下記項目についての検討
 - a) レギュラー・プロセスにおけるコミュニケーション要件を満たすための適切な方法についての報告
 - b) グローバル・アセスメントの基盤となる情報を管理するため、既存システムの活用方法についての報告

- ・ 項目 8： 国連決議 65/37 B 第 3 パラグラフにて示された下記項目についての検討
 - a) アセスメント実施にむけたキャパシティ・ビルディングに関する予備的な目録づくり
 - b) ワークショップにむけた専門家の研究領域別の目録づくり
- ・ 項目 9： 第 66 回国連総会への勧告採択
- ・ 項目 10： その他事項
- ・ 項目 11： 閉会

2) 議事概要

本会合は 2 日間というごく短い会期で開催されたものの、前回会議以降、事務局には専門家グループや加盟国から幾つものインプットが提供されており、これらをベースに集中的に議論することが求められていた。会議冒頭の共同議長の挨拶では、本プロセスはこれ以上の遅延が許されないこと、これまでの議論内容を踏まえて更なる合意形成を図る必要性が強調された。こうした切迫感も助けたのか、議題や作業方法等、加盟国からは何の意見も出されず採択され、また会議にあたっての各国のステートメント発表も省略された。

初日は、まず地域ワークショップのガイドライン原案について、事前に配布されていた文書を元に専門家グループの Simcock 氏及び Inniss 氏がプレゼンテーションを行った。ここでは、ワークショップの目的、数と場所、タイミング、ホスト国の役割、参加者、議長と事務局、事前の情報、ワークショップでの活動、成果等について説明がなされた。

その概要は以下のとおりである。まず「国連のもと」に開催されるワークショップは、参加者によるアセスメントのレビューと評価、参加者同士のネットワーキング、そしてキャパシティ・ビルディング等を行うことを目的としている。こうしたワークショップは 7 つに区切られた地域（北太平洋、南太平洋、東・南東アジア海域、北インド洋・アラビア海・紅海・アデン湾・ROPME/RECOFI エリア、南・西インド洋、北大西洋・バルト海・地中海・黒海、南大西洋・カリブ海⁴）で開催されるものとし、レギュラー・プロセス事務局の支援のもと地域に属す国がホストを務め、必要に応じ国際機関も協力する。また、レギュラー・プロセスのスケジュール上、こうしたワークショップは 2012 年 3 月までに開催されることが望ましい。加盟国、国際機関、地域機関、ECOSOC 資格を持つ NGO 等が参加す

⁴ 上記の海域区分の方法は、UNEP の Regional Seas Programme の考え方をベースにしているものと考えられる。ROPME とは Regional Organization for the Protection of Marine Environment（湾岸海洋環境保護機構）、RECOFI とは Regional Commission for Fisheries（地域漁業委員会）で、両者の関わる海域はアラビア湾、ペルシャ湾、オマーン湾を含む。

ことができ、地域より選出された専門家グループメンバー及び事務局（DOALOS）のうち、それぞれ少なくとも1人が参加する必要がある、地域外より選出された専門家グループメンバーも少なくとも1人は出席することが望ましい。参加者にはレギュラー・プロセスに関わるトラスト・ファンドから財政的な支援を行う。議長はホスト国が選出するが、地域選出の専門家グループメンバーを要職に就けることが望ましい。また、ワークショップでの議題はアドホック全体作業部会が示す項目に沿って選定し、データ統合に関わるキャパシティ・ビルディング活動についても取り組む。ワークショップの成果文書（summary of discussions）は議長（あるいは共同議長）により取りまとめられ、参加者によるレビューを経てから DOALOS への送付された後、DOALOS のウェブサイトにて公表される。

こうして示された原案に対し、加盟国からは、1) ワークショップの最大の目的は地域の海洋環境のレビューと評価であり、グローバル・レベルで行うレギュラー・プロセスにおいて極めて重要な位置づけにあること（EU 等）、2) ワークショップの運営方法についてはホスト国のキャパシティに合わせて柔軟に検討されるべきであること（インド、イラン、ブラジル等）、3) これに関連して開催に必要な高額な経費については、何らかの財政支援がなされること（ブラジル）、4) ワークショップでは対象となる海域に関わる加盟国の政策評価を含めないこと（EU）、等の意見が出された。また、G77+China 等の途上国からは、地域外からの参加者に対し強い懸念が示されたほか、参加する国際機関はあくまでも補助的な役割に徹するべきである等、他国による自国海域への干渉の可能性を極力排除したい思惑が示された。

また特記すべきは、専門家グループの Inmiss 氏により、本グローバル・アセスメントにてカバーするレビュー対象を何らかの理由で再考しなくてはならない場合、対象の幅（多岐に渡る項目）を削るのではなく、それぞれのレビュー内容の深さで妥協すべきだという見解が示されたことが挙げられよう。

続いて、プールされる専門家の選任について引き続き Simcock 氏から説明が行われた。概要としては、まず、広範な分野にまたがるグローバル・アセスメントを成し遂げるためには、様々な領域を専門とする専門家をプールするシステムを構築する必要がある。専門家グループメンバーによりチャプター原稿等が執筆出来ない場合、プールされた他の専門家に執筆を依頼することができ、また彼らに専門家グループメンバーにより書かれた原稿に対するコメントを求めることもできる。グローバル・アセスメントの原稿は、加盟国により指名されたピアレビュー・パネルにて査読を受ける。プールされる専門家の選定基準として、国際的に認知されており、国際的な取り組み協調的に参加でき、また独立性を保つことができることを満たす必要がある。また、こうした専門家の選定にあたっては、地域のバランスを鑑みた公正性に配慮する必要がある。説明後の討議では、EU より、島嶼国

の専門家による参加度合いが相対的に低い点が指摘され、この問題の解決に向けた検討を要請した。

この後、グローバル・アセスメントのアウトライン案について説明があった。本章では詳細な章立てについては割愛するが、加盟国からは事務局の資料配布が遅れたためにアウトライン案について熟考を行う時間が無かったことや、内容についても残された時間に比してあまりに広範囲な事柄を扱っていること等について批判的な意見が述べられた。効率的な議論のベースが醸成されていないと判断した共同議長は、討議を翌日に持ち越すこととし、初日の議事を終えた。

二日目は、まず情報管理について検討を行った。国連事務局 Office of Information and Communications Technology の担当者よりレギュラー・プロセスのウェブサイト案（一般用、加盟国用、データ作業を行う仮想オフィス用）等について説明があった。加盟国からは情報へのアクセス権限と安全性について質問がなされた。その後、再びプールされる専門家の選定及びワークショップのガイドラインに関する議論に戻り、文言の細かな調整等のスタイリッシュな点を詰める議論を継続した。一方で、トラスト・ファンドについては、G77+China より事務局運営費に充てることへの反対を表明し、また、本ファンドが先進国出身の専門家グループメンバーにも利用されるようであれば、途上国出身の専門家グループメンバーのみに向けた新たなファンドを創設することなどの提案を行った。これに対し、DOALOS からは現在ファンドは数千ドル程度しか残高がないため、GEF 等の助成機関への支援要請を行っていく必要があること等が述べられた。

付託条項については、準備されていたドラフトの内容について大きな意見の相違が存在しなかったためか、加盟国から2, 3のマイナーなコメントが出されたのみであった。

前回会合で設置が決まったビューローについては、担うべく役割と機能に関する詳細について議論が行われた。専門家グループによる本会合での新たな提案では、ビューローは1) 専門家グループの業務について管理すること、2) 専門家グループに対して補助的なアセスメントのアウトラインを準備する要請を出せること、3) プールされた専門家の選任を承認すること、4) 実施計画やスケジュール等の変更を承認できること、5) 専門家グループの要請に応じてトラスト・ファンドからの出費を要する案件について承認できること、6) 専門家グループにより提案された調整事項について承認できること、7) 本作業部会に対してグローバル・アセスメントの最終版を提出すること、8) 専門家グループに対して新たなタスクを課すことができること、の項目が提示された。討議では、文言のブラッシュアップと共に、ビューローを構成するメンバーについての詳細にも触れられた。G77+China からは、全ての地域⁵か

⁵ アフリカ、アジア、東欧、ラテン・アメリカ及びカリビアン、西欧及びその他という区分

ら3人ずつの計15名、エクアドルからはニューヨークに居住する各地域1人ずつの計5名、アメリカからは専門家グループの選定と同様に各地域から5名ずつといった案が出され、また本作業部会の共同議長のうち一人がビューローにも参加することも議論された。

その後、再びグローバル・アセスメントのドラフト構成案について検討された。規制管理 (regulatory management) に触れる部分については、多くの加盟国から本来のレギュラー・プロセスの目的 (社会経済側面を含めた海洋環境のグローバル・アセスメント) から逸れ、各国の海洋政策について評価を下してしまう危険性が拭えない、という懸念から批判的なコメントが出された。その上で、ニュージーランドからは、スケジュール通り、第一回目のグローバル・アセスメントを行うためには、あくまでも海洋環境に関する状況を科学的に記述することのみを行い、政策については一切触れないようすべきである意見が出された。こうした批判に対して、専門家グループの Simcock 氏からは、海洋環境のアセスメントを科学的に行うためには管理制度等の政策的側面を完全に切り離すことは困難である旨説明があった。こうした反駁に対して、EU、ブラジル、共同議長は再考するよう強く要請した。

この後、キャパシティ・ビルディングに関する予備的な目録づくりに関して議論が移ったが、さほどの議論もなく程なく合意され、再びアウトラインの議論へと戻った。ここでは、本会合でアウトラインに関して最終的な合意をする必要はなく、取り敢えず加盟国がある程度快適に感じられるようなアウトライン案で構わない、今後開催される地域ワークショップにおける議論等を踏まえながらアウトラインも柔軟に変更していく、また会期後に加盟国から更なるコメントを受け付け、そうした内容を反映させて共同議長レポートを作成する、ということで一応の決着を見た。

最後に、今会議の成果文書である国連総会への勧告文書ドラフトの検討に移った。この時、既に会期の時間を大幅に過ぎ、議場ではマイクの音すらない中で加盟国代表団が共同議長席の目の前に集まるといった大きな物理的制約のもと、加盟国間で活発な意見交換が継続された。以下には成果文書のあらましを示す。

「全体作業部会による第66回国連総会への勧告」

1. 全体作業部会は国連総会に対して、以下について採択するよう勧告する。
 - (a) Annex 1 に示す専門家選任に係る選定基準
 - (b) Annex 2 に示すワークショップ開催に係るガイドライン

で分けられている。

2. 全体作業部会は国連総会に対して、以下について考慮するよう勧告する。
 - (a) Annex 3 に示す付託条項案及び作業方法案
 - (b) Annex 4 に示すコミュニケーションと情報管理に関する報告書
 - (c) Annex 5 に示すキャパシティ・ビルディングに係る総覧（未だ作成初期段階のもの）とワークショップへ参画する専門家の専門領域の類型
3. 全体作業部会は Annex 6 に示す第 1 期グローバル・アセスメントのアウトライン案について検討し、次回会合にて最終合意することを目的に検討を継続することで合意した。
4. 全体作業部会は事務総長に対し、キャパシティ・ビルディングに関わる総覧を加盟国及び専門機関、国連関連のプログラムやファンド、その他関係する国際機関に周知し、また助成機関にもキャパシティ・ビルディングに関わる支援を要請する。
5. 全体作業部会は国連総会に対し、加盟国、国際金融機関、協力機関、国際機関、NGO、個人に向けて、レギュラー・プロセスを執り行うための財政的支援について要請することを勧告する。
6. 全体作業部会は会期の間作業を行うための「ビューロー」を創設することに合意した。
7. 全体作業部会は国連総会に対し、(a) ビューローは 15 加盟国（全ての地域から 3 カ国）で構成されること、(b) 少なくとも 1 人の共同議長と 5 人（全ての地域から少なくとも 1 人）の参加を定足数とすることを勧告する。
8. 全体作業部会は国連総会議長に対し、全体作業部会の共同議長を再任することを勧告する。これにより、共同議長は会期の間ビューローの活動に参加することが出来る。
9. 全体作業部会は、第 1 期レギュラー・プロセス・サイクルのスケジュールに合わせ、地域ワークショップが早急に開催されることを勧告する。
10. 全体作業部会は、当作業部会の次回会合を 2012 年の前半に開催することを勧告する。

* 上記勧告の原文及び関連文書は、DOALOS のウェブサイト (<http://www.un.org/depts/los/>) からダウンロード可能である。

3) まとめ

前回会合にて合意に至らなかった多くの項目について、本会合で引き続き議論を継続した訳だが、レギュラー・プロセスの前進に向けた加盟国の高いコミットメントにより、多

くの困難な課題は合意に達されるに至った。一方で、グローバル・アセスメント執筆において重要な役割を果たすとされたワークショップについては、開催スケジュール、ホスト国、会議フォーマットについて一切示されなかったこと、またアセスメント文書の構成内容等の詳細についても更なる検討を要するなど、幾つかの大きな課題も残された。

今回特に印象に残ったのは、本プロセスにおいては通常の「先進国対途上国」という構造に加え、専門家グループと加盟国全体の間には多くの意見の衝突が見られたことだ。アセスメント自体の科学的信頼性を担保するためには、科学的データに加え海域におけるある程度の政策分析が必要不可欠であるとする専門家グループの主張に対して、海域管理の責務を負う加盟国は一様に強い警戒感を示した。海洋資源の保護と利用を巡る議論では、科学と政策のインターフェイスの重要性がしばしば論じられるものの、グローバル・レベルにおける交渉の場では、上で見た通り、可能な限り他国の干渉を排除し利権を確保したい各国の政治的判断が議論の方向性に大きな影響を与える。その合理性と必然性から、一見容易とも思える科学と政策の適切な接合が、こと国際的な議論の場ではなかなか前には進まぬ実情を肌で感じた。

5. アドホック作業部会以降の動き

DOALOS によると、2011年9月13日から15日までチリ・サンティアゴにて地域ワークショップが開催された模様である。また、本年2月21日から23日には、東アジア・南東アジア地域の地域ワークショップが中国・三亜にて開催される予定である。こうしたワークショップの詳細については、ワークショップ報告書とともに本年4月に開催予定であるアドホック作業部会会合でも明らかにされると思われる。

②国際海洋研究所（IOI）カナダ支部 海洋管理トレーニングプログラム国際円卓会議

1. 概要

国際海洋研究所（International Ocean Institute : IOI）は Ocean Governance の実現を目的に 1972 年に設立された国際 NGO である。本部はマルタに置かれ、世界 22 カ所のオペレーションセンター、及び 7 カ所のフォーカルポイントを有する。IOI カナダは 1980 年にハリファックスにあるダルハウジー大学構内に設立された、IOI オペレーションセンターの中でも最も歴史を有する支部である。

IOI カナダでは設置翌年の 1981 年から主に発展途上国の実務者を対象にした Ocean Governance のトレーニングプログラムを実施しており今年で 31 回目を迎えた。過去 30 年間で 98 カ国 614 名の卒業生を輩出している。例年 5 月中旬から 7 月中旬までの 8 週間のスケジュールで実施され、2011 年は 5 月 18 日から 7 月 15 日の日程で開催された。

2. プログラムの構成

8 週間のトレーニングは内容に応じて以下の 10 のモジュールから構成されている。

- Module 1: オリエンテーション
- Module 2: 統合的海洋沿岸域管理
- Module 3: 海洋科学
- Module 4: 海洋法及び総合的海洋管理
- Module 5: 漁業及び養殖
- Module 6: コミュニケーションと交渉
- Module 7: エネルギー
- Module 8: 海洋安全保障
- Module 9: 海運
- Module 10: 国際円卓会議及び全体まとめ

各モジュールでは専門家による講義のほか、フィールドトリップやプレゼンテーション、またグループシミュレーションを取り入れて海洋管理に対する理解を深める工夫がなされている。主に前半の Module 1～5 は講義主体で構成され、後半の Module 6 以降はプレゼンテーションやグループワークなどの実践トレーニングが中心となっている。

3. 参加者

IOI トレーニングの参加者は各国政府の中堅の行政官や研究者、或いは教育機関の教官などが中心となっている。参加者は 12 カ国 15 名で以下のとおり。なおこれまでの実績は 98 カ国、614 名。今回、ケープベルデとマダガスカルの 2 カ国が新たに加わった。

アジア・太平洋：スリランカ、中国(4名)、フィジー、フィリピン
アフリカ：ケープベルデ、タンザニア、ベリーズ、マダガスカル
中南米：キューバ、スリナム、ドミニカ、トリニダードトバゴ

なお講師陣はカナダ国内のみならず米国や欧州の研究者や行政実務者等、また国際機関の高官など、総数約 90 名で担当する。

4. 国際円卓会議

(1) 日程：2011 年 7 月 13 日（水）、14 日（木）

(2) パネリスト：

Dr Awni Behnam (国際海洋研究所 所長)

Dr. Daniel Lane (オタワ大学 教授)

Dr Robert Rangeley (WWF-Canada 副所長)

Mr Hugh Williamson (ダルハウジー大学准教授)

秋山昌廣 (海洋政策研究財団会長)

酒井英次 (海洋政策研究財団国際チーム長)

(3) 内容

トレーニング参加者は 3 グループに分かれ、Module 1～9 で学んだ内容を基に海洋政策立案並びに国家間合意形成のシミュレーションを行い、その成果を国際円卓会議の場で発表する。国際円卓会議は 2 日間の日程で行われ、まず研修生各グループによる各国海洋政策レポートについての発表、続いてパネリストによる評価を受けながら、各国の海洋政策立案のプロセス並びに地域海の総合的管理の枠組みづくりについて理解を深める内容となっている。

また会議 2 日目の午前、海洋政策立案に関するケーススタディとして日本の海洋政策と海洋基本法について発表を行い、海洋に関する国際的な法的・政策的枠組みの説明、海洋政策研究財団の提言、海洋基本法研究会での取り組み「海洋政策大綱」の策定、海洋基本法の制定とその内容、海洋基本計画策定とその後の進展など一連のプロセスを紹介した。これまで IOI カナダのトレーニングプログラムでは、カナダの海洋政策を中心にした講義が行われてきたが、日本の海洋政策は新たなトピックとして好評をもって受け入れられ、終了後の質疑も活発に行なわれた。

5. 所感

トレーニング参加者の多くは各国政府の中堅の行政官や研究者であり、総じて日本の海洋政策への関心は高かった。一方で、日本の海洋政策に関する情報は未だ北米・中南米地域では少ないとの指摘もあり、こうした場を通じた情報発信の展開も検討の必要があろう。また中国を始めアジア各国などの行政機関から毎年参加者があることを考えると、日本からの参加者がいないのは残念である。IOIの8週間トレーニングは海洋全般の幅広い内容がモジュール化され内容も凝縮されていることから、行政官など長期の業務離脱が難しい職種向けの短期研修コースとして最適であり、その利用については検討の余地があろう。

③ 国家管轄権外の地域における海洋生物多様性の保全と持続的利用の検討に関するアドホック非公式作業部会

1. 本会合の概要

国家管轄外における海洋生物多様性保全のアドホック非公式作業部会¹は、国連総会決議 59/24 (2005 年) のパラグラフ 73 及び国連総会決議 60/37 (2006 年) のパラグラフ 79 及び 80 項にしたがい、2006 年以降定期的に開催されている。本会合では、国家管轄外の海域 (area beyond national jurisdiction: 以下、ABNJ) における生物多様性の保全と持続的利用にむけた国際的協調にもとづいた管理のあり方について、様々な角度から検討することを目的とする。

2. 会合の目的

国連総会決議 65/37 (2010 年) の勧告により開催された今回の第 4 回会合では、ABNJ における海洋遺伝子資源、海洋保護区 (MPA)、環境影響評価に関する法的制度の整備について焦点が当てられ検討が行われた。

3. 日程及び議題

ニューヨークの国連本部にて、2011 年 5 月 31 日 (火) から 6 月 3 日 (金) まで開催された。73 の加盟国及び 19 の国際機関、11 の ECOSOC 資格を持つ NGO の代表が参加し、以下の議題が検討された。

- 項目 1 : 開会
- 項目 2 : 議題採択
- 項目 3 : 作業方法
- 項目 4 : 一般演説
- 項目 5 : 国連及び他国際機関の活動を含む、ABNJ における海洋生物多様性の保全と持続的利用に関する科学、技術、経済、法律、環境、社会経済等側面についての検討する
- 項目 6 : ABNJ における海洋生物多様性の保全と持続的利用に向けた国際協力や協調を促進するための可能なオプションやアプローチについて、必要に応じ提示する

¹ 本会合の正式名称は、‘The Ad Hoc Open-ended Informal Working Group to study issues relating to the conservation and sustainable use of marine biological diversity beyond areas of national jurisdiction’である。

- 項目 7： 国連加盟国がさらに検討を進めるために必要となる背景的調査に関する問題について明らかにする
- 項目 8： 国連総会への勧告の検討
- 項目 9： その他事項
- 項目 10： 閉会

4. 本会合の背景

科学技術の進展により、ABNJ の深海底に存在する海山、熱水噴出口、冷水性サンゴ礁といたった場所に豊かな生物多様性が存在することが分かってきた。しかし、こうした資源を巡り活発化する人間活動については十分規制がなされておらず、それらに対する影響が懸念されている。1994 年 11 月に発効した UNCLOS では、海洋に関わる全ての活動に関する法的枠組を定めることが期待されているものの、海洋生物多様性については明確な言及がなされておらず、その対応が課題となっている²。

一方、生物多様性の保全や持続的利用に向けた取り組みは、UNCLOS 発効に先立ち 1993 年 12 月に発効した生物多様性条約 (CBD) により第一歩が踏み出された。CBD は生物多様性の保護、持続的利用、そして遺伝子資源の利用から生じた利益の公正かつ衡平な配分について促進することを目的としており、これまで締約国会議でも継続的な議論がなされてきた。特に昨年 10 月に名古屋で開催された第 10 回締約国会議 (COP10) により採択された名古屋議定書では、2020 年までに生態系サービスや生物多様性において重要である海洋・沿岸域を含む全海域の 10%を海洋保護区 (MPA) とすること、ABNJ においても生態系ベース・アプローチを適応するため、国家ないしは国際機関が CBD の「生態学的あるいは生物学的に重要な地域」(Ecologically or Biologically Significant Areas: EBSAs) という評価基準を用い適切な管理促進をはかることなどが採択された。また締約国会議は作業部会に対して、ABNJ における生物多様性の保全と持続的利用に関する国際協力と協調の促進を要請するとともに、これまでの議論を具体的な行動へ移すよう促した。

5. 本会合の経緯

国連総会において国家管轄外の海域における海洋生物多様性 (biodiversity beyond national

² ABNJ における生物多様性の扱いについては、国際海底機構 (ISA) や共有財産に関する条項が適用されると考えることも出来るという意見もあるが、専門家からは UNCLOS が制定された時点で上記事項については想定されていなかったことから、慎重な検討が提起されている。

jurisdiction、以下は BBNJ) について正式に議論が開始されたのは、2002 年³に開催された第 57 回国連総会である。国連総会決議では関係する国際機関に対し、UNCLOS の枠組みのもとで BBNJ における海山等固有の特徴を有す海域の生物多様性が抱えるリスクについて、科学に基づいた統合的管理の実施に向けた方策を早急に検討するよう勧告した (Res. 57/141)。また、翌 2003 年の第 58 回国連総会でも引き続き同課題が議論され、総会決議では関係する国際・地域機関に対し、BBNJ に対する予防的措置の適用、脆弱な海洋生態系に対する脅威とリスク、またこれらに対する科学的な取り組み方法について調査するよう促した (Res. 58/240)。こうした流れを受け、2004 年の第 59 回国連総会で採決された総会決議では、加盟国や国際機関に対し国際法に基づき、海洋生物多様性や生態系に対する悪影響を与える破壊的行為の排除について早急に措置を講ずることを要求した。また、「国家管轄外の地域における海洋生物多様性の保全と持続的利用の検討に関するアドホック非公式作業部会」を設置することが決定された (Res.59/24)。

これを受け、2006 年 2 月に第 1 回作業部会が開催され、加盟国は組織間調整、違法・無規制・無報告 (IUU) 漁業及び破壊的漁業への取り組みに向けた短期的方策の必要性、海洋遺伝子資源 (marine genetic resources: MGRs)、海洋生態系に関する海洋科学調査による悪影響の防止、公海上での MPA 設置促進について意見を交わした。ここでの議論は共同議長によりまとめられ、「海事・海洋法に関する事務総長報告書」の添付文書として国連総会へ提出された。

第 2 回作業部会は 2008 年 4 月から 5 月にかけて開催された。議論された内容は、国連総会で検討されるべき事項を示した共同議長の声明としてまとめられ、国連総会へ提出された。ここでは、既存の合意事項のより効果的な実施と履行、協調と協力の強化、海洋管理に向けた効果的な環境影響評価ツールの開発、エリア・ベースト・マネジメント・ツール (MPA 等) の開発、海洋遺伝子資源の保護と持続的利用へ取り組むための実用的方法及び海洋調査の継続と向上等について触れられた。

第 3 回作業部会は 2010 年 2 月に開催された。ここでは、以下について「パッケージ」として国連総会へ勧告することが合意された。その内容とは、1) 海事・海洋法に関する国連事務総長報告書に ABNJ において計画されている活動について、環境影響評価に関する情報を含めること、2) 累積的影響の評価の検討等、ABNJ における環境影響評価の更なる科学的、技術的進展の重要性を認識すること、3) 保護により利益をもたらす海域の確認

³ 同年 9 月に開催された持続的開発に関する地球サミット (WSSD、ヨハネスブルグ・サミット) では、ABNJ を含む海洋や沿岸域における生物生産性や生物多様性の維持、破壊的漁業の排斥、代表的 MPA ネットワークの創設 (2012 年まで) の必要性が唱えられた。

と選定のための共通の手法開発に向けた加盟国と国際機関の連携を進めること、4) 同海域における海洋遺伝子資源に関する議論を進展させること、5) 国連総会に更なる勧告を行うため 2011 年に再び作業部会を開催すること、である。

これまでの作業部会による勧告を受けて、国連総会 (Res. 65/37) は加盟国に対し、自国管轄権内の海域において既に計画された活動に対する環境影響評価プロセスの更なる進展、汚染物質等により海洋環境を著しく悪化させぬための方策、また汚染事象が発生した際の対応措置策の検討と改善について検討を促した。それと同時に、海洋生物多様性に関するリスク管理と、これに影響を及ぼすであろう破壊的活動に対する取り組みを改善することを要請した。また、本総会は 2011 年に作業部会を再び開催することを要請し、次回会合では海洋遺伝子資源、海洋保護区、環境影響評価プロセスについて重点を置き議論する必要性を強調した。

6. 会議の結果

初日である 5 月 31 日 (火) は、開会に際して共同議長及び国連事務局代表者による挨拶が行われたのち、14 カ国の代表団よりステートメントが発表された。多くの加盟国が BBNJ の課題について遅々として具体的方策の検討が進まない現状に警鐘を鳴らし、「現状維持という選択肢は無い」という認識を示したと同時に、本会合における議論の行方に大きな期待感を表明した⁴。一方、ステートメントの発表では、人的・財政的制約の多い途上国各国が、新たな管理制度のもとで BBNJ に関連する利益共有 (benefit sharing) と技術移転 (technology transfer) の促進を主張したのに対し、アメリカ等は BBNJ への自由な活動の保障、新たな管理体制作りに対する不要論や慎重論を唱えるなど、議題に対する各国の思惑の違いと温度差が際立った。

午後のセッションでは、国際海底機構 (International Seabed Authority : ISA)、世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Organization: WIPO)、CBD 事務局、IUCN の代表者が、BBNJ に関連するそれぞれの専門分野からプレゼンテーションを行った。

この後に行われたセッションでは、インターセッション期間を含めた前回会合以降の協議の場で、どれほど各国間 (特に G77+China&EU とアメリカを中心とした先進国グループ) の意見調整が進展したのかについて確認が行われた。この時点で、本会合の本会議内では管理制度のあり方について合意形成がなされるのが困難であると見込まれたため、共同議

⁴ 加盟国代表団や参加 NGO 代表者によると、前回会議以降、本作業部会にむけて加盟国グループ間で頻繁な非公式協議が行われた、本作業部会では G77+China と EU が現状打開のため協力して具体的な管理体制作りに関する提案を行う、という情報が事前に流れていた。

長は共同議長の補佐役により運営される「Friends of Co-chairs Group」の中で各国が意見調整を継続するものとした。なお、Friends of Co-chairs Groupにおける会合は加盟国のみ参加可能であり、国際機関やNGOは傍聴することも許されなかった。

6月1日(水)、加盟国はBBMJの管理における選択肢やアプローチについて意見交換を継続し、カナダやEU等の先進諸国より新たな制度づくりの必要性が訴えられた。また、MPAについてはOSPAR事務局より、世界初の公海上のMPAが2011年4月から施行されたことが報告され、ノルウェー、カナダ等からはこうしたMPA設置に向け、地域機関や既存のイニシアティブを活用することの重要性が主張された。さらに、EU、IUNC等からCBD COP-7で定められた2012年を期限とするMPAネットワークに関する目標(世界の海の10%をMPAネットワークに組み込む)に対する各国の取り組み強化、MPA設置に関する国際的ガイドラインや法的枠組みの制定の必要性が強調された。また、環境影響評価についても、各国から地域レベルでの統合的かつクロス・セクターな意思決定機関の設置やガイドラインの必要性について論じられた。

午後のセッションでは、アプローチや選択肢の具体的内容について議論が継続された。EUからは、UNCLOSのもとでABMJにおける資源保護や管理における一般原則や、MPA設置プロセス、環境影響評価、情報共有、利益共有のあり方について定める実施協定の策定に向けた具体的手続きを進めるべきだ、との意見が出され、さらにG77+Chinaからはこれらを「パッケージ」として同時並行で進展させることが訴えられた。これに対し、アメリカは加盟国や国際機関によるケース・バイ・ケースの取り組みを進め、海洋遺伝子資源についてはその保護や科学調査のガイドラインの検討や、トレーニングの提供といったキャパシティ・ビルディングに焦点を当て検討すべきであると主張し、EUやG77+Chinaを牽制した。カナダや日本はアメリカに同調的な立場を取り、現時点で性急なる議論と交渉が進むことに懸念を示し、同じくロシア、アイスランド等も実施協定策定に反対の立場を取った。オーストラリアは、本作業部会のインターセッション期間で中心的議題について更なる討議を重ねることを提案した。

こうした活発な意見交換の後、Friends of Co-chairs Groupは再び非公式な打ち合わせを開始し、国連総会への勧告案の内容が話し合われた。

6月2日(木)は、BBMJに関し更なる調査研究が必要な事項についての検討について意見交換がなされた。EUは、これ以上の調査研究は不必要だと説いた一方、中国、ロシアなどは更なる検討の必要性を訴えた。また、本作業部会での議論を円滑に進めるため、オーストラリア、ニュージーランド、アイスランドは本事項を含め、何が加盟国間の合意形成の障害になっているのかについてインターセッション期間中にワークショップを開催し議論することを提案した。

この後、本会議や Friends of Co-chairs Group で建設的な議論の進展がないと判断した共同議長は、再び裁量で議論の場を更に少人数な加盟国代表の有志グループである Small Group of Friends に移すこととし、当日の本会議を終了した。Small Group of Friends も国際機関及び NGO の参加は認めなかった。

6月3日（金）、本会議の冒頭、共同議長より Small Group of Friends による議論は進展しているものの、最終的な合意には至っていない旨が報告された。その後、勧告のドラフト案が配布され、加盟国は制度作りの方法の扱い方を中心に討議した。G77+China は、UNCLOS のもとで実施協定を策定する「可能性」について明記を求めたのに対し、アメリカは実施協定という一つの方法による解決案に絞ることに反対し、ロシア、カナダもそれに同調した。また、アメリカは MPA や環境影響評価を「環境保護の手段」として限定することや、利益共有を特段取り上げることも懸念を表明した。これらの論点について本会議での意見集約は難しいと判断した共同議長は、再び Small Group of Friends を招集し議論の場を移し午前のセッションは終了した。

午後のセッションは午後6時に開始され、Small Group of Friends により最終的にまとめられた国連総会への勧告ドラフトが配布された上で、ただちに共同議長により採択された。勧告内容については以下の通りである。

- (1) 国連総会は、国家管轄外の生物多様性の保護と持続的利用に向けた法的枠組みが、ギャップや改善策を確認することで、これらの課題に対して効果的に取り組めることを保障する目的で、既存の文書 (instrument) を通して、あるいは UNCLOS のもとで策定される考え得る多国間合意を含む方法により、そのプロセスを開始する。
- (2) このプロセスは、特に海洋遺伝子資源やその利益共有のあり方、MPA を含んだエリア・ベースト・マネジメント・ツールの手法、環境影響評価、キャパシティ・ビルディング、また海洋技術移転といった国家管轄外の海域における生物多様性の保護と持続的利用に関わる項目について取り組む。
- (3) このプロセスは、以下を通して行われる：
 - 1) 既存の作業部会、及び
 - 2) 作業部会での重要な課題について、理解を深め、問題点を明らかにすることを目的としたセッション間のワークショップ。
- (4) 事務総長に対し、国際機関の協力のもと、国家管轄外の海域における生物多様性に関する既存の手段について一覧表を用意することを要請する。

- (5) 作業部会の付託内容について適切なレビューを実施し、必要とあらばこうした勧告事項の遂行にむけた付託内容へ改定する。
- (6) 事務総長に対し、第 67 回国連総会に対して勧告を行うため、2012 年に再び本作業部会を開催し、作業部会のもと全ての課題について協議することを要請する。

6. まとめ

これまで議論ばかりが先行し、具体的な解決策の検討が先延ばしになってきた本作業部会の状況を憂慮した G77+China や EU は、ABNJ における主要な問題に関する管理制度の枠組み作りを含む具体策を進展させるべく本会合に臨んだ。一方、既存の法的枠組みの中で規則等の実施強化することで、自国に不利となりかねない新たな管理枠組みの創設を避けたいアメリカ等は、性急な議論を牽制し問題解決の先延ばしを試みた。

作業部会初日に会場で漂っていた事態打開に向けた期待感と高揚感は、議事が進むにつれて埋まらぬ溝に対する危機感と焦燥感へと変わっていった。本来国際機関や ECOSOC 資格を持つ NGO に対しオープンにされるべき加盟国間の交渉が、長時間にわたり少数の加盟国代表団により閉じられた扉の中で行われたことも、本議題がいかに各国の国益に深く関わるセンシティブな議題であるかを物語っている。

上記で見たように本作業部会の成果として国連総会へ提出される報告書の作成過程においては、ABNJ における様々な課題に対して今後どのような管理体制の枠組みで検討していくのか、またその管理体制のもとで MPA、環境影響評価、利益共有等のあり方について「パッケージ」として同時並行的に取り組むのか否か、について加盟国間の調整が難航した。結果、合意文書ではこうした事項に関する断定的な表現が避けられたため、当初多くの加盟国間で目論まれていたような大きな前進には繋がらなかった。一方で、将来的な道筋の可能性を明示することができたことは大きな成果と言えよう。事実、EU や G77+China 等の代表団の間では本作業部会での成果に高い評価が下された一方、アメリカの代表団からは、本勧告はこれまで同様検討を継続する以上のものではないという認識も示されている。各国間に見られるこうした評価の乖離は、取り組みが今後どのように具体化されるのかを極めて不透明なものにする。本年は Rio+20 が開催されるが、BBNJ に関する課題がいかに取り上げられるのか、また各国がどのような姿勢で望むのかに大きな注目が集まる。

以上

④国際会議「国家管轄を越えた北極海」

1. 会議の趣旨

国の管轄権を超える北極海（北極海の公海及び深海底部分）における機会と挑戦について探求することを目的として、北極海問題に関する専門家を招聘し、現在及び将来の人間による利用とガバナンスの問題に焦点をあてて検討を行うためのワークショップを開催した。

2. 開催地

アラスカ州フェアバンクス（米国）

3. 日程

2011年7月24日～27日

4. 会議の主催者

米国・アラスカ大学（フェアバンクス） およびカナダ・ダルハウジー大学

5. 会議の概要

(1) 全体の概要

本ワークショップには約 60 人の専門家が参加し、3 つのワーキング・グループ（WG）ごとの会合を中心に密度の濃い議論が行われた。WG(A)は生物資源・科学調査、WG(B)は海洋航行・安全保障、WG(C)は深海底・延伸大陸棚をテーマとして議論を行った。また、3 名の参加者がそれぞれの WG の間を行き来することにより、各 WG の議論に関連性を持たせようとの試みがなされた。それぞれの WG には各分野の専門家が多く参加し、充実した議論になっていた。WG(A)には環境 NGO・科学者・漁業担当の省庁からの参加者、WG(B)は海運・造船・軍関係者、WG(C)は国際法学者が多く参加したという印象を受けた。それぞれの WG では重要論点の抽出、既存のガバナンス枠組みの分析、今後の課題の検討、将来の展開および変化をもたらす要因といったテーマについて順次議論を行った。全体会合では各 WG からの報告が行われ、他の WG でどのような議論が行われているか理解することができた。

会議最終日には、各 WG を横断するような重要課題の抽出が試みられたものの、各参加者の見解は大きく分かれた。主催者側で議論の整理を行いそれぞれの WG での議論および全体会合での議論についての報告書を出すとのことである。

(2) ワーキング・グループ（A） 議論要旨

漁業・海洋科学調査に関連する様々なトピックが重要論点として言及され、これらを中心に検討が行われた。なかでも「生態学的及び生物学的に重要又は脆弱な海域の特

定」が本 WG における（漁業・科学調査共通の）最重要課題として挙げられた。もっとも、この課題については公海・深海底だけに必要なのではなく、北極海全般に当てはまるとの指摘も多く見られた。これまで、この種の取り組みは沿岸 200 カイリ以内に集中しており、北極海中央部ではそもそもそのような判断をするための情報自体が欠けているとのことである。

漁業の文脈で、北極海中央部における商業漁業の一時禁止も提案された。この点については多少見解の相違があり、議論をしていく中で、「十分な科学的情報が得られるまで」といったような限定をした上でこのような公海漁業一時禁止に言及するべきであるというように見解は収斂していった。なお、北極海の大西洋側については国際海洋探査委員会（ICES）が漁業資源についての情報収集・分析を行っており情報は不足していないという見解も見られた。

科学調査の文脈で、2007-2008 年の国際極年（IPY）関連の締めくくりのイベントである国際会議（2012 年 4 月にモントリオールで開催予定）において北極中央部における科学調査の問題への関心を高めるべくカナダ・米国の北極調査委員会が協力していくことが課題として挙げられた。

今後の「展開」の予測が行われ、参加者が重要な現象を列挙した(例：気候変動、海氷のさらなる融解、生態系の変化、魚種資源の北上)。また、前述の IPY 関連の会議に向けた準備についてもさまざまな提案が行われた。

6. まとめ

共通の課題として、ワークショップのテーマである「国の管轄権を超える北極海海域」の問題にどのように焦点を絞っていくかという点に、どの WG も苦慮していたようであった。「国の管轄権を超える北極海海域」とは、各国の排他的経済水域（EEZ）の外側の「公海」部分および各国の大陸棚の外側の「深海底」部分を指すわけだが、このような法的定義が国際法の専門家以外の参加者にはあまりなじみがないことや、公海の法制度と深海底の法制度が地理的に重複することによる法制度の複雑性などもあり、一貫してこのテーマに絞って議論を行っていくのは容易ではない。そのため WG 会合を受けて行われた全体会合での質問では、「それは公海・深海底に特有の問題なのか？」「その深海底の問題は北極海に特有なのか？」といった質問が多く見受けられた。報告者の参加した WG (A)もややもすれば EEZ・大陸棚内での問題に議論が飛ぶことも多く（例：海洋科学調査についての沿岸国の許可の問題）、国の管轄下の海域とその外側の海域のリンクを強調する見解が多くみられ、外側の海域独自の問題についての議論はあまり見られなかった。

最後のまとめの作業での議論はかなり錯綜していた。今後、各国の専門家によるこのような会議における議論の蓄積を通じ、北極海の中の国の管轄権を超える部分について将来どのようなガバナンス制度が適当であるかに関し、合意形成が図られていくことであろう。今後も、同種の国際会議への参加を通じ、さらなる調査研究を行っていく必要がある。

⑤ サステイナブル・オーシャン・イニシアティブの開始とプログラム開発のための会議

1. 会議の趣旨

2010年10月に名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（CBD/COP10）で決定された海洋・沿岸域の生物多様性の保全戦略の効果的な実施を図るための「サステイナブル・オーシャン・イニシアティブ（SOI）」の具体的な内容について議論することを目的とする。

2. 開催地

石川県金沢市（金沢市文化ホール）

3. 日程

2011年8月2日（火）～4日（木）

4. 会議の主催者

環境省、生物多様性条約事務局、国連大学高等研究所いしかわ・かなざわオペレーティング・ユニット

5. 会議の主な出席者等

- ・環境省・森本審議官（開会挨拶）
- ・国連大学高等研究所・Govindan Parayil 所長（開会挨拶）
- ・生物多様性条約事務局長・Ahmed Djoghlaif 大使（ビデオメッセージ）
- ・東アジアパートナーシップ会議議長・Chua 博士（基調講演）
- ・前千葉県知事・堂本暁子氏（基調講演）
- ・海洋政策研究財団・寺島常務理事（基調講演）

6. 会議の結果（主な議論の内容）

CBD/COP10の成果や今後の課題について、生物多様性事務局、環境省、水産庁等から発表があった。

愛知ターゲットを達成するための取組みについては、各国の専門家から発表があったが、我が国の松田治氏（広島大学名誉教授）からは、里海について発表を行った。

SOIのプログラム開発に関しては、愛知ターゲットの目標6（持続可能な漁業における生物多様性）、目標11（海洋沿岸保護区）の二つのグループに分かれ、SOIの長期目標、範囲と方法、短期の優先事項、実施のパートナー・協力者等について議論を行い、最後に全体会合でとりまとめを行った。

当財団の寺島常務理事は、8月2日の午前中に「持続可能な海洋ガバナンスと海洋生物多様性保全」と題して基調講演を行い、海洋の総合的管理（ガバナンス）のためには世界・地域・国・地方がそれぞれのレベルで協調・協力して取り組む必要があること、CBD/COP10の「愛知ターゲット」の目標達成に向けた具体的取組みが必要であることなどを強調し、今後のSOIの取組みの発展に期待する旨を述べた。

7. まとめ

本会議は、CBD/COP10のフォローアップとして、海洋生物多様性の保全に関する新たなプログラム「SOI（サステイナブル・オーシャン・イニシアティブ）」のプログラムを開発することを目的として開催されたもので、国内外の政府、国際機関、関係機関等から約40名が参加した。会議でとりまとめられたプログラムは、SOIの今後の活動の方向性を示す段階のものであるが、今後のより詳細なプログラム開発の出発点として十分な具体性を持っているものである。

海洋基本法は、基本理念の一つとして、「海洋に関する施策の推進は、海洋に関する国際的な秩序の形成及び発展のために先導的な役割を担うことを旨として、国際的協調の下に行われなければならない」旨をうたっている。SOIは、我が国で開催されたCBD/COP10が契機となり、我が国が拠出した「Japan Biodiversity Fund」の支援を受けて国際プログラムとして発展しようとしている。まさに、我が国が海洋の分野で国際的に先導的な役割を担おうとしているモデル的なケースといえる。

我が国で生まれたSOIのプログラムが、幅広い関係者の参画を得て実施され、海洋生物多様性の保全に貢献していくことが期待される。

⑥ 東日本大震災復興支援シンポジウム

1. 会議の趣旨

東日本大震災により里海・里地・里山が被災したことを受けて、被災前からあった少子高齢化、後継者不足等による担い手不足等の課題への対応とともに、生物多様性、地域文化等の重要性を踏まえつつ、里山・里地・里海の連関を通じた地域再生の可能性について議論し、地域による復興への取組みに寄与することを目的とする。

2. 開催地

国連大学本部（東京都渋谷区）

3. 日程

2011年8月5日（金）

4. 会議の主催者

SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ事務局（IPSI）

サステイナブル・オーシャン・イニシアティブ（SOI）（注）

（環境省・農林水産省が後援）

（注）海洋生物多様性の保全のために設立されたイニシアティブ（本章⑤参照）

5. 会議の主な出席者等

- ・国連大学高等研究所／IPSI・竹本和彦氏
- ・環境省・渡邊自然環境局長（開会挨拶）
- ・生物多様性条約事務局長・Ahmed Djoghlaif 大使（ビデオメッセージ）
- ・前 UNESCO-IOI 事務局長・Patricio Bernal 氏
- ・東アジアパートナーシップ会議議長・ChuaThia-Eng 博士
- ・海洋政策研究財団・寺島常務理事

6. 会議の結果（主な議論の内容）

議論は、パネル1「里海・水産漁業の視点から」とパネル2「里地/里山・農林業の視点から」との二つのパネルに分けて行われた。

当財団の寺島常務理事は、パネル1にパネリストとして参加し、地域が主体的に取り組む沿岸域総合管理の考え方や、沿岸域総合管理の取組みが津波で被災した沿岸域、特に、平成の大合併で広域化した市町村の周辺部の各沿岸域の復興に有効と考えられることなどについて発言を行った。

7. まとめ

本シンポジウムは、NPO 法人「森は海の恋人」副理事長の畠山信氏、岩手県遠野市で有機農業のユニークな展開を行う多田克彦氏、前 UNESCO-IOI 事務局長の Patricio Bernal 氏、東アジアパートナーシップ会議議長の Chua Thia-Eng 博士など、国内外から多彩な参加者を招き開催された。会場には海外からの参加者も数多く見られ、国連大学の主催らしい国際的な広がりを持ったイベントであった。

本シンポジウムの主催者の一つである「サステイナブル・オーシャン・イニシアティブ (SOI)」は、海洋生物多様性保全を目的として設立されたイニシアティブで、その具体的なプログラムについては、本シンポジウムに先立って 8 月 2 日～4 日に石川県金沢市で開催された会議で検討が行われている (本章⑤参照)。本シンポジウムについても、SOI の取組みとして、生物多様性条約関連の会合等を通じて国際的に発信が行われることとなっている。

⑦第9回世界閉鎖性海域環境保全会議（EMECS9）

1. 会議の趣旨

世界閉鎖性海域環境保全会議（Conference on the Environmental Management of Enclosed Coastal Seas/EMECS（エメックス））は、閉鎖性海域の環境問題を総合的に解決するために、国際的・学際的な連携をはかることを目的とし、研究者、行政官、企業、市民などが幅広く参加する国際会議である。1990年に第1回会議が神戸で開催され、その後2～3年おきに世界各地で開催されており、今回は9回目の開催となる。

今回の開催テーマは、「Ensuring Accountability and Effective Communication for Successful Integrated Management of Enclosed Coastal Seas（閉鎖性海域の統合的管理を実現するための説明責任と効果的な情報共有の確保）」であった。

2. 開催地

ボルチモア（米国・メリーランド州）

3. 日程

2011年8月28日～31日

4. 会議の主催者

国際エメックスセンター

5. 会議の主な出席者等

井戸敏三兵庫県知事（国際エメックスセンター理事長）、米国環境保護庁のボブ・パーシアセペ副長官が参加。全体では25ヶ国から約300名が参加（うち日本からの参加は約100名）。

6. 会議の結果（主な議論の内容）

(1) 全体セッション

1) 基調講演

ペルーのカジェタノ・エレディア大学環境持続可能性センターのパトリシア・マフルフ・センター長から「地球上で最大の漁場を持続可能なものとするための探求」と題し基調講演があった。

(2) 特別セッション

閉鎖性海域の環境を取り巻く最近の大きな課題について、特別セッションが開催された。

1) ハザードプレナリー

2010年4月にメキシコ湾で起こった原油流出事故と2011年3月に日本の東北地方の沿岸で起こった地震と津波の状況と対応について、情報交換と教訓や課題の討議が行われた。

2) チェサピーク湾プレナリー

人口増や気候変動等に伴う生態系変化などの問題が深刻化しているチェサピーク湾の環境修復と新しい解決策の追求に焦点をあてて報告と討論が行われた。

3) 気候変動パネルディスカッション

UNEPによって構築された気候変動適応ネットワークの情報を提供し、沿岸域における脆弱性、自然の再生力、持続可能性、適応策等について事例報告と討論が行われた。

4) 里海セッション

セッションは、3つのパートで構成され、パート1では日本とアジアから、これまでの国際会議等における里海の枠組みや日本国政府の里海創生に関する支援措置についての説明、三重県の英虞湾やインドネシアでの事例報告等があった。

パート2では、西欧諸国から見た里海をテーマに、チェサピーク湾や地中海・黒海等における取組事例や生物多様性の保全に対する里海の役割等の報告があった。

パート3では、パート1及び2を受けて座長による総括が行われた。

5) APNセッション

タイ湾と渤海湾からそれぞれ巨大都市であるタイのバンコクと中国の天津に焦点を当てて、沿岸域の脆弱性とリスク管理等に関する発表と討論が行われた。

6) 青少年環境教育交流セッション (SSP)

「地域密着型の環境教育」をテーマとし、学生や教育者等が参加するだけでなく研究者等の環境教育に関連した分科会も統合したプログラムとして開催された。

(3) 分科会

分科会のテーマは、持続可能性、説明責任、パートナーシップ、市民、基礎科学、資金調達等をキーワードとしたものであり、ボルチモア・ハーバー・セッションやアメリカ陸軍工兵隊セッションも分科会の一部として開催された。

(4) ポスター発表

ポスター発表は、13件の参加があった。5名のポスター選考委員により審査を行い、次のポスターを優秀賞として選んだ。

- ・高橋紗央里 山陽女子高等学校 (日本)

テーマ：「瀬戸内海の海底ごみ問題の解決に向けての取組」

- ・東崎克彦 尼崎小田高等学校 (日本)

テーマ：「よみがえれ！尼崎の青い海 大阪湾再生の取組」

7. まとめ

EMECS は、20 年以上にわたり続いている大規模な国際会議であり、一貫して閉鎖性海域の環境改善の問題を取り扱ってきている。

今回会議で採択された「ボルチモア宣言」は、「我々の目標はいかに沿岸海域の生産性と生物多様性を最大化し維持していくかにある」と述べている。このような目標を達成するには、開催テーマにもうたわれているように、閉鎖性海域の統合的な管理を実現することが不可欠である。

今回は、三重県志摩市が事例報告を行ったが、当財団は、これまで取り組んできた「海の健康診断」や「沿岸域の総合的管理モデルに関する調査研究」のプロジェクトから、閉鎖性海域を含む沿岸域の総合的管理に関する貴重な経験や知識を蓄積してきている。当財団としては、今後ともこのような会議に積極的に参画し、経験や知識を国際社会と共有し、国際社会の取組みに貢献していく必要がある。

⑧国連訓練調査研究所（UNITAR） トレーニング・セッション

1. 概要

2011年10月18日から21日までの4日間、国連調査訓練研究所（United Nations Institute for Training and Research／UNITAR／ユニタール）広島事務所は、東京大学において、東京大学海洋アライアンスの協力を得て、トレーニング・セッション「Sea and Human Security（海洋と人間の安全保障）」を開催した。

本研修は、アジア太平洋諸国において海洋に関連する分野の政策立案に関わる人材相互間の意見交換を促進し、政策課題や対応策についての検討を深めることをねらいとしている。2004年から実施されており、今回は第8回に当たる。今回は、東日本大震災の発生を踏まえ、「津波と自然環境：効果的な計画のための教訓」をテーマとして実施された。

2009年までのセッションはユニタール広島事務所の所在する広島市において実施されていたが、2010年以降は東京で実施されている。

アジア・太平洋諸国からの研修生8名のほか、各国の在日大使館から13名の職員が参加した。日本からは、東京大学の大学院生7名が参加した。

2. 海洋政策研究財団による協力

当財団は、毎年継続して本研修に協力してきている。

今回は、寺島常務が3日目（10月20日）に「津波と海洋政策」をテーマに、津波による被害状況、復興に向けての課題と海洋政策との関連について講義を行った。講義の後、参加者からの質疑に応える中で意見交換を行った。

意見交換の中では、復興の中での今後の津波災害からの防護のあり方、地震による沿岸の土地の沈下・水没への対応等に関する活発な質疑応答が行われ、本テーマに関する参加者の関心の強さが感じられた。また、当財団の位置づけや役割に関する質問があり、民間のシンクタンクでありながら政策提言やその実現に取り組んでいることについて説明を行った。

3. 今後の方向性

- (1) 例年、本研修には、アジア太平洋諸国から多くの研修生が参加するが、その多くは、海洋・水産・環境等の分野の政府機関の局長・部長級の職員や大学教授級の研究者であり、海洋に関する幅広い分野のハイレベルの参加者が集まっている。全体的に参加者の知識レベル・モラルは高く、熱心に研修に取り組んでいる。
- (2) 本研修のテーマである「海洋と人間の安全保障」は、総合的なアプローチによる海洋・沿岸域の管理を通じ、広い意味での平和で安全な人間生活を実現させようという理念であり、また、本研修では、この理念を具体化させるための取組みを「ヒロシマ・イニシ

アティブ」と呼んでいる。これはまさに、総合的海洋・沿岸域政策の推進に関する調査研究を大きな活動の柱とする当財団の活動と目的を共有するものであり、さらに、当財団が2004年にとりまとめた東京提言「海を護る」の理念を具現化させるものでもある。

このような観点から、当財団として本研修に参加し、「海洋と人間の安全保障」の理念や「ヒロシマ・イニシアティブ」の進め方について幅広い関係者と意見交換を行い、当財団の研究活動の参考にするとともに、同イニシアティブの推進に貢献していくことは、非常に有意義であると考えられる。

- (3) 本研修には各国の海洋政策をリードしていくハイレベルの人材が多く参加していることから、当財団の参加は、そうした人材と交流を深め、ひいては各国の海洋政策関係機関との関係強化につながる可能性がある。

さらに、本研修を主催するユニタール広島事務所は、日本国内に所在する数少ない国連機関であるが、本研修の実施を通じて海洋政策に係る国際的な普及・教育活動を積極的に行っている。本研修はすでに8年目を迎えているが、昨年からは東京に場所を移し、また、在東京の外交官も招いて開催する形となった。今年度は、新しい試みとして、東京大学構内で、東京大学海洋アライアンスと連携して実施している。

当財団としては、ユニタール広島事務所の今後の活動の方向性に注目しつつ、新しいユニタールの活動に対する協力について積極的に検討していくことが必要である。

⑨ 世界海洋サミット (World Oceans Summit)

1. 会議の趣旨

世界海洋サミット (World Oceans Summit) は、国際的に出版活動を展開する英国の出版社「エコノミスト (The Economist)」が「ナショナル・ジェオグラフィック (National Geographic)」と協力して開催されたもので、グーグル (Google) その他の企業、団体等がスポンサーとなっている。本行事は、経済活動の拡大が海洋に重大な影響を及ぼすことを認識し、どのように海洋を持続可能な形で管理していくべきか、また、産業界その他の利害関係者はそのためにどのように取り組んでいくべきかを検討することを目的として開催された。

2. 開催地

シンガポール (Capella Singapore)

3. 日程

2012年2月22日(水)～24日(金)

4. 会議の主な出席者等

- ・エコノミスト編集主幹：John Micklethwait (本会議の議長)
- ・シンガポール副首相：Teo Chee Hean
- ・英国・チャールズ皇太子 (ビデオ・メッセージ)
- ・アイスランド大統領：Ólafur Ragnar Grímsson
- ・キリバス大統領：Anote Tong
- ・シンガポール外務省・無任所大使：Tommy Koh
- ・フィリピン環境天然資源大臣：Ramon Jesus Paje
- ・世界銀行総裁：Robert Zoellick
- ・米国海洋大気庁長官・Jane Lubchenco (米国からインターネット経由で参加)
- ・IOC/UNESCO 事務局長：Wendy Watson-Wright
- ・Conservation International (CI) , CEO and Chairman：Peter Seligmann
- ・World Ocean Council, Executive Director：Paul Holthus

5. 会議の結果 (主な議論の内容)

(1) 議長挨拶

本会議の議長であるエコノミスト編集主幹・John Micklethwait 氏より、本会議の趣旨、意義、エコノミストの役割等の説明を含め、挨拶があった。

(2) 開会

シンガポール副首相の Teo Chee Hean 氏より、会議の開催に当たっての挨拶があった。同氏は、世界の海の憲法としての国連海洋法条約（UNCLOS）の意義、その中で示されている人類共通の財産（common heritage of mankind）としての海の位置づけ、人間の活動による海への影響への懸念、様々な海洋問題への取組みの必要性、シンガポールの海洋問題への取組み等について述べた。

(3) 英国皇太子のビデオ・メッセージ

英国・チャールズ皇太子より、海洋の状況に対する懸念を表し、課題解決に向けてのこの会議の役割に期待する旨のビデオ・メッセージが寄せられた。

(4) 開会基調演説

アイスランド大統領・Ólafur Ragnar Grímsson 氏が、英国との漁業問題に関する交渉の経緯を中心に、国際法の視点も含め、海洋問題への認識に関して述べた。

(5) 問題を抱える海：海洋と海洋経済（Troubled seas: Oceans and the oceans economy）

①海洋の状況（The state of the oceans）

- ・陸上からの栄養塩の管理の必要性、化学物質による海洋汚染の問題、気候変動への対応の問題、海洋生態系保全の必要性、生態系の経済価値やその保全の必要性等についてパネリストから発表があった。
- ・これらを受け、海洋の役割（気候の安定化、生物・非生物資源の供給、観光資源としての役割）とその経済的価値、現在海洋が瀕している危機等について意見交換が行われた。

②なぜ海洋の価値を評価するのか？（Why value the oceans?）

- ・まず、海洋の経済的重要性の評価の必要性、評価の手法等について問題提起がなされ、次に、検討すべき具体的な問題として、漁業資源の枯渇、海洋の酸性化、沿岸生態系の悪化、北極海に関わる問題、サンゴ礁の保全等が例示された。
- ・これらを受け、海洋生態系・生物多様性の経済的価値をどのように評価するか、また、これをどのように政策に反映させていくかについて、意見交換が行われた。定量的な評価の困難さ、海洋の保全についての文化的・精神的な価値（特に、先住民社会においての）や、政治家に働きかけていくための世論喚起の進め方についても、議論があった。

③海洋環境保全への取組みの紹介

- ・オーストラリア・グレートバリアリーフの海中から、インターネット経由で海洋環境保全への取組みの紹介があった。

(6) 幅広い海洋問題の議論（A broader oceans dialogue）

①経済成長と海洋環境の保全は調和できるか？（Economic growth and oceans conservation—Are they reconcilable?）

- ・キリバス大統領の Aote Tong 氏が、基調演説の中で、キリバスにおける海洋の重

要性(国庫の40%が漁業ライセンスによる収入、漁業は国民の生計に関わる産業、気候変動による海面上昇のため国土水没の危機等)や、フェニックス海洋保護区の設置、Pacific Oceanscape(注:太平洋島嶼国全体としてのビジョン)の推進など海洋管理への取組みについて述べた。

- ・小島嶼途上国が海洋管理に果たす役割の重要性等について、環境NGO等から意見発表があった。
- ・これらを受け、経済活動と海洋環境の保全との調和の問題について、主として理念的な面から議論が行われた。

②ブルービジネス・ブルーエコノミー (Blue business, blue economy)

- ・マースク、ニュージーランドの水産会社、ティファニー等の企業の代表者から、それぞれの産業における環境保全への取組みについて発表があった。これらを受け、持続可能な漁業活動の必要性、違法漁業対策の進め方(消費者の意識改革も含めた対策)、企業の長期を見据えた行動が資本市場で評価されるような仕組みづくり、企業によるCSRを促す方策(企業活動の透明化等)等、具体的な企業の行動を変えていくための方策について議論が行われた。

(7) 海洋のガバナンスは危機に瀕しているか? (Oceans governance in crisis?)

①誰が海洋を管理するのか (Who should rule the waves?)

- ・生態系として一体である海洋の問題を統合して捉えることを可能にしたUNCLOSの意義、UNCLOSを受け地域漁業管理機関を通じて行われる漁業管理の枠組みの問題点、公海における鉱物・エネルギー資源開発と生態系に基づく保全対策とのバランスの問題、南シナ海における紛争が同地域の海洋管理に及ぼす問題等について議論が行われた。

②北極は希望の灯台か? (The Arctic? – Beacon of hope?)

- ・北極海の氷の減少に伴い、海運、漁業、観光、エネルギー資源開発等への関心が急速に高まっている一方で、脆弱な生態系の保全が課題になっていることが問題提起された。これを受けて、厳しい自然条件を踏まえた石油流出対策の必要性、生態系に基づく環境管理の必要性、地域漁業管理機関(RFMO)のような漁業管理体制構築の必要性、特に氷に覆われた公海部分(科学的知見が不十分)への慎重な対応の必要性等について議論が行われた。

(8) 国際的な協力とリーダーシップ (Global co-operation and leadership)

米国海洋大気庁長官のJane Lubchenco氏が米国からインターネット経由で参加し、違法漁業や海洋の酸性化に対する懸念を表すとともに、様々な要素が相互に関連する海洋における生態系に基づく包括的な管理の必要性を訴えた。また、米国における

IOC/UNESCO事務局長のWendy Watson-Wright氏は、世界的な海洋環境評価の重要性を訴え、そのための国際的取組みである「アセスメント・オブ・アセスメント」や「レギュラー・プロセス」について紹介した。

これらの発表を受けて、海洋管理に関する国際的な協力とリーダーシップの必要性について議論が行われた。

(9) 生物多様性：脅威と機会 (Biodiversity: Threats and opportunities)

①食糧の供給源—海洋は解決につながるか？

(Feeding the world—are oceans the solution?)

- ・漁業、特に養殖が海洋環境に与える影響について議論が行われた。また、漁業に対する政府の助成が過剰な漁業につながっていることが指摘され、これへの懸念が示されたが、政治的な問題であり解決は容易ではないとの議論もあった。こうした漁業に関わる問題を特定することをねらいとした議論が行われた。

②漁業に関する新しい解決策 (New solutions for fishing)

- ・漁業に関わる問題への解決策に関し、科学的な知見に基づく管理、国際的な協調行動・パートナーシップの必要性が強調された。また、持続可能な漁業による水産物を消費者が選択できる仕組みの普及についても議論があった。水産業界関係者からは、海洋の状況について経験・知識を有する漁業者をテーブルに付け、様々な解決策を模索していくことが必要であると述べた。漁業者や水産業界関係者の行動が海洋の保全という目的に沿ったものになるようなメカニズムの必要性についても議論が行われた。

③経済的に実行可能な海洋の保全 (Making marine protection economically viable)

- ・持続可能な漁業を実現するための有力な手法として、MPA (海洋保護区) の設定促進に関する議論が行われた。
- ・陸上では 15%が保護の対象になっているのに対し、海洋ではわずか 1%しか保護されていないこと、生物多様性に関する愛知ターゲット (2010 年) では、海洋の 10%における MPA 設置が目標とされていることが確認された。
- ・MPA は生物の増加につながり、雇用創出・収入増加に寄与するものでありメリットが大きいため、その効果について理解を普及させること、適切な支援策を講じることなどが必要であるとの議論があった。
- ・観光事業者による地域社会との対話による MPA 設置の取組事例についても紹介があった。

(10) 世銀総裁による基調演説

世銀総裁の Robert Zoellick 氏から、様々な定量的指標を挙げ、海洋の世界経済における重要性や、海洋が過剰漁業や気候変化により危機に瀕していることが述べられた。

同総裁は、演説の中で、健康で持続可能な海洋を実現するため、新たに 3 億ドルを拠出し、協動的資金と合わせて 5 年間で 15 億ドルの資金を提供し、各国政府、NGO、国際機関、民間部門等からなる「国際的な海洋におけるパートナーシップ」を支援することを表明した。

(11) 海洋汚染と海洋ゴミの問題 (The problem of pollution and marine debris)

陸上での人間活動による海洋の汚染、特に、化学物質による汚染や海洋ゴミの問題を中心に議論が行われた。企業・消費者双方に対する意識喚起の必要性、リサイクルを促進するための望ましいメカニズムのあり方などが話題になった。

(12) 解決に向けて

以下の 5 つのワーキング・グループに分かれ、課題解決の具体的方策について議論を行った。

①企業の社会的責任 (Corporate responsibility: Taking custodianship of the oceans)

②ブルー・カーボンと海洋に関する資金メカニズム

(From REDD to Blue? Blue carbon and financing mechanisms for the oceans)

③漁業に関する新たな解決策 (New solutions for fishing)

④気候変化と沿岸における適応 (Climate change and coastal adaptation: Turning risks into opportunities)

⑤海洋観測 (Oceans observations: Seeding a more urgent science agenda)

当財団からの参加者は、ワーキング・グループ①・②・④に分かれて参加した。

(13) 各ワーキング・グループからの報告

各ワーキング・グループのリーダーから、議論の成果について報告があった。

(14) 閉会挨拶

本会議の議長であるエコノミスト編集主幹・John Micklethwait 氏より、閉会の挨拶があった。

6. まとめ

本会議への当財団の参加は、当財団の寺島常務理事がエコノミスト側からの要請によって国際顧問委員会 (Global Advisory Board) のメンバーとなり、会議の企画内容について助言を行ってきたことがきっかけとなり実現したものである。

本会議は、世界各国から約 300 名が参加し、英国の皇太子がメッセージを寄せ、アイスランド・キリバスの大統領、フィリピン環境天然資源大臣、米国 NOAA 長官、世銀総裁、IOC/UNESCO 事務局長など、政府、国際機関等のハイレベルの代表者が一同に会し議論に参加する大規模な会議となった。

本会議は民間の出版社であるエコノミストが主催したものであるが、このように世界の重要人物が参加し、海洋の持続可能な管理について議論する会議が実現したことは、国際社会における海洋問題への関心の高まりを強く感じさせるものであった。

発表者はパワーポイントを用いずに口頭で手短にそれぞれの主張を行い、これを受けて、エコノミストの関係者がモデレーターとなり、発表者や会場の参加者と対話しながら議論を引き出していくという方法が取られた。このことにより、一方的な発表の連続に終わることなく、十分な議論の時間が取られ、テーマごとの議論が深められた。モデレーターは

非常にテンポ良く、また、手際良く、議論をとりまとめていた。

議論のテーマは、持続可能な海洋の管理のための方策、そのための産業界の取組みのあり方が中心であった。総合的な海洋管理のあり方、そのための国際的な制度のあり方についても議論が行われたが、時間が短いこともあり、やや消化不良気味のように感じた。参加者の関心もあつてか、漁業管理の問題に多くの時間が割かれ、総合的な海洋・沿岸域管理に関する議論が全体の中では少なかったのは残念であった。

今回の会議は、まずは第 1 回目の企画ということであったが、今後引き続きシリーズ的に開催されていく見込みである。

当財団は、これまでこうしたメディアが主催する会議に参加したことはあまりなかったが、今回におけるエコノミストのような企画力・動員力・発信力のある国際的な有力メディアの主催する会議に参画し、企画への協力、プレゼンによる発信、政策提言へのインプット、ネットワーキングなどの機会として戦略的に活用していくことも有益であり、今後大いに検討してよいのではないかと考えた次第である。

参考資料

海洋に関する法案および政策文書

資料 1 (海洋政策研究財団 訳) *

欧州連合統合的海洋政策発展支援規則

* 翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。

法案(英語版)

Volume 54 (2011年12月5日)

内容

I 規則

★ 欧州議会及び理事会は、将来の統合的海洋政策を支援するプログラムを設立する 2011年11月30日付「理事会規則 (EU) No 1255/2011」⁽¹⁾を適用する。

⁽¹⁾欧州経済領域関連文書

原則として一定期間有効の日常の農業管理関連の活動は、見出しを細字としている。
その他の活動の見出しはすべて、前にアスタリスクを付し、太字としている。

I
(法案)
規則

欧州議会及び理事会は、将来の統合的海洋政策を支援するプログラムとして 2011 年 11 月 30 日付「理事会規則 (EU) No 1255/2011」を適用する。

(欧州経済領域関連文書)

欧州議会及び理事会は、欧州共同体の機能に関する条約に関し、特に第 43(2)、91(1)、100(2)、173(3)条、第 175 及び 188 条、並びに第 192(1)、194(2)を検討し、

理事会からの提案を検討し

その草案を各国議会に伝えた後

欧州経済社会評議会の意見⁽¹⁾を検討し

地域委員会の意見を検討⁽²⁾し

通常⁽³⁾の立法手続きに基づき

以下の通り合意した。

(1) 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会評議会及び地域委員会に対する 2007 年 10 月 10 日付統合的海洋政策に関するコミュニケーション(欧州委員会のコミュニケーション)に基づき、欧州連合の統合的海洋政策(IMP)は、海洋、海域、沿岸、島域及び遠隔地域、その他海洋関連分野の統合性、協調性、一貫性、透明性及び持続可能性が保証される政策決定の促進及び実施を主たる目的とする。

(2) 欧州委員会のコミュニケーションに伴う行動計画は、欧州連合の新たな IMP 実施の第一段階として欧州委員会が提案する多数の計画を定める。

(3) 2009 年 10 月 15 日付欧州連合の統合的海洋政策に関する欧州委員会の進捗状況の報告書は、当該日付までの IMP の主な達成事項を簡潔にまとめたものである。

(4) 2009年11月16日付統合的海洋政策の結論において、閣僚理事会は、IMPのさらなる発展及び実施のために資金援助の重要性に注目し、欧州委員会に対し既定の予算の範囲内において2011年までの発効を視野に入れた統合的海洋政策の財源についての必要案を提示するよう勧めている。

(5) 欧州議会は2010年10月21日付統合的海洋政策(IMP)に関する決議、進捗状況及び新たな試みの評価において、政策、管理、持続可能性、監視の分野において事前のプロジェクトを立ち上げるために、今後2年にわたり50,000,000ユーロの資金援助を行うという欧州委員会の決定を支持した。

(6) 本規則におけるIMPに対する融資枠は、現在、景気後退局面にあること及び、このプログラムがIMPの実施に特化した最初の実施プログラムであることの双方を考慮したものである。

(1) OJ C 107, 6.4.2011, p. 64.

(2) OJ C 104, 2.4.2011, p. 47.

(3) 2011年11月17日付欧州議会の立場(官報未発行)及び2011年11月24日付閣僚理事会の決定

(7) 欧州連合は、2008年5月20日付欧州議会の決議に基づくIMPの実施及び促進のため、並びに欧州委員会のコミュニケーションに定められ、2009年11月16日付進捗報告書において確認され、同日の結論において閣僚理事会が支持した欧州連合の統合的海洋政策⁽¹⁾の実施及び促進並びに全般的な目的の追究のために継続的な資金援助が必要である。

(8) IMPの優先事項及び目標は、結束基金、地域開発資金、欧州漁業基金、研究、技術開発及び宣伝活動のための第七次研究枠組計画、加盟前支援制度、欧州近隣諸国政策等、既定の欧州連合の制度において完全に網羅されていない。したがって、IMPのさらなる発展を支援するプログラム(以下「プログラム」)の策定が必要である。

(9) 近く行われる2013年以降の多年度予算枠の交渉とは別に、IMPの目的の促進及び達成に向けた十分な資金の提供が必要である資金が必要である。ただし、当該資金は他の政策または島、遠隔地等、欧州連合の沿岸地域の持続可能な開発を充当すべき資金を減じることにより提供されるものであってはならない。そのため2013年以降の概要予算枠にIMPを含むことが不可欠と考えられている。なお、必要に応じて、2013以降のプログラムの延長の場合においては、当該延長期間の資金提供に関する法案の策定も必要になるとと思われる。

(10) IMP に対する資金援助による海事開発は、経済的、社会的、及び地域的な結束に重要な影響が及ぶものである。

(11) 欧州連合の資金援助は、IMP の戦略目的の促進を目指した計画の準備作業を支援する方向で計画すべきであり、それらの計画の累積的な影響、並びに、生態系アプローチに基づき、沿岸、島及び遠隔地の持続可能なブルーエコノミーによる経済成長、雇用、改革、競争、及び IMP の国際的側面の促進に対し、しかるべき注意を払うべきである。

(12) IMP の戦略目的に全レベルにおける統合的海洋管理は（欧州各国の海の個別の必要性に応じた統合的・環海戦略の策定及び実施、沿岸関連のデータ及び情報の共有を含む既定の政策と制度の相乗効果及び調和の向上を目指す統合的政策決定の分野横断的な措置の追加策定、統合的海洋管理スキームの利害関係者の密接な関わり合い、海洋及び沿岸資源の保護及び持続可能な利用、並びに欧州連合 海洋戦略枠組み指令⁽²⁾における人間活動の持続可能性及び海洋及び沿岸の環境及び生物多様性のための境界の策定を含む）海洋戦略枠組み指令⁽³⁾ 及び IMP の環境面の柱になるものである。

(13) プログラムは欧州連合の他の政策と連携するものであり、沿岸関係、特に構造的な基金、汎欧州交通網、共通の漁業政策、観光事業、環境及び気候の変化、研究・開発及びエネルギー政策に関する枠組計画を網羅するものであることが重要である。

(14) プログラムの多様な側面の首尾一貫性を保つため、一般目的を定める必要がある。また全ての一般目的について、詳細な運用目的も規定すべきである。それぞれの一般目的に対する資金の分配について、2011～13 年までは付属書に示されている。この分配金により各目的に対する総合的な資金配分の額を、全般的な融資の枠を超えない範囲で柔軟に増減することができる。

(15) 欧州連合の資金援助は、EU 沿岸域の共通的情報環境(CISE)確立に向けたロードマップを考慮し、統合的な沿岸域監視に関する 2010 年 10 月 21 日付欧州議会決議及び 2009 年 11 月 17 日付閣僚理事会の結論に合致した統合的な沿岸域監視システムの策定を支援できる方向で行うべきである。したがって、この専用の資金は、分散的な情報交換システム、すなわちソフトウェアを含む手段の開発に限定し、もっぱら監視システム間の相互関係の強化のために提供すべきである。プログラムは、分散的な沿岸域監視システムに関する他のプロジェクトの結果も踏まえて検討しなければならない。

(16)プログラムの実施は、受益国の開発目的に有益であり、関連する欧州連合の政策及びアキ・コミュニテールの目的及び優先順位並びに関連する国際条約を含み欧州連合の他の協力制度と一致するものでなければならない。

(1) OJ C 279 E, 19.11.2009, p. 30.

(2) 2008年6月17日付欧州議会及び閣僚理事会指令 2008/56/EC、海洋環境政策分野における EU の 活動のフレームワークの構築（海洋戦略枠組み指令）（OJ L 164, 25.6.2008, p. 19）

(3) 2000年10月23日付欧州議会及び閣僚理事会指令 2000/60/EC、水政策分野における EU の 活動のフレームワークの構築（OJ L 327, 22.12.2000, p. 1）

(17) プログラムは、欧州連合及び加盟国が利用可能な現在及び将来の財政制度と国及び地域レベルにおいて相互補完性及び首尾一貫性を保ち、国及び地方のプロジェクトの優先順位及び進展を考慮し、海洋、海域及び沿岸の保護及び持続可能な利用を促進し、加盟国とその沿岸、島及び遠隔地の相互の効果的な協力関係の構築に有益なものとする。

(18) プログラムにおいて想定される活動は、関連分野の政策に関わる欧州連合の法行為の一貫性を保ち、重複を排除するため、他の欧州連合の活動と相互補完的なものでなければならない。

(19) また、欧州連合の資金援助の手段の計画、利用資格、水準、その提供条件及びプログラムの全体予算の決定を管理する規則の制定も必要である。

(20) プログラムは 2002 年 6 月 25 日付欧州連合規則（Euratom）1605/2002 欧州共同体の一般予算に適用される財務規則⁽¹⁾（「財務規則」）及び 2002 年 12 月 23 日付欧州委員会規則（EC, Euratom）No 2342/2002 に基づき、理事会規則（EC, Euratom）No 1605/2002 欧州共同体の一般予算⁽²⁾に適用可能な財務規則の実施に関する詳細な規則を定めるべきである。

(21) この規則は多年度プログラムの融資枠を定めるものであり、歳出権限について、年次予算手続きの期間において、2006 年 5 月 17 日付欧州議会、閣僚理事会及び欧州委員会の財政予算の規律及び健全な財務管理⁽³⁾に関する共同声明のポイント 37 の意味の範囲内で優先して適用される。

(22) 本規則の実施を監視する欧州委員会を支援する目的において、監視、調査及び評価のための資金提供を行うことも可能である。

(23)プログラムの実施のために定める年間の作業プログラムにおいては、欧州委員会が欧州議会及び閣僚理事会の 2011 年 2 月 16 日付規則(EU) No 182/2011 に基づき採択を行い、欧州委員会の実施権限の行使⁽⁴⁾を加盟国がコントロールするメカニズムについて規定及び一般原則を定めるべきである。

(24) 本規則に基づき資金提供された活動について、欧州連合の利益を確保するため、1995 年 12 月 18 日の欧州共同体の利益の保護を定める閣僚理事会規則 (Euratom) No2988/95⁽⁵⁾、1996 年 11 月 11 日の詐欺その他不正行為から利益を守るために EC が行う抜き打ち検査等の検査について定めた閣僚理事会規則 (Euratom) No 2185/96⁽⁶⁾、1999 年 5 月 25 日の欧州不正対策局 (OLAF)が行う調査について欧州議会及び閣僚理事会が定めた規則 (EC) No 1073/1999⁽⁷⁾ を適用すべきである。

(25)欧州連合の資金提供を確実に有効なものとするため、本規則に基づき資金提供を行った活動については、定期的な評価を実施すべきである。

(26)プログラムの文脈内において想定される活動は、追加の法的根拠を求められるものはないと理解されている。

(27)本規則の目的について、加盟国が単独の活動では十分に達成できない場合において、プログラムに基づき資金提供された活動の規模及び影響を鑑み、EU レベルで達成する方が適切と判断される場合、欧州連合は条約第 5 条に定められた補完性の原則に適合する施策を講ずることができる。また同 5 条に定められた手段相応性の原則に従い、本規則はこれら目的の達成に必要な事柄を超えるものではない。

本規則は以下の通り採択された：

第 1 条

主題

本規則は欧州連合の統合的海洋政策（「プログラム」）のさらなる発展及び実施を促進することを目的とした方策を支援するためのプログラムを定める。

統合的海洋政策（「IMP」）は、特に EU の沿岸、島、遠隔地及び海事産業について、明解な海事政策及び関係する国際協力を通じた持続可能な発展、経済成長及び社会的結束に最も効果的かつ協調的な一貫性のある政策決定を支援するものである。

プログラムは海域及び海洋の持続可能な利用及び科学情報の普及を支援する。

- (1) OJ L 248, 16.9.2002, p. 1.
- (2) OJ L 357, 31.12.2002, p. 1.
- (3) OJ C 139, 14.6.2006, p. 1.
- (4) OJ L 55, 28.2.2011, p. 13.
- (5) OJ L 312, 23.12.1995, p. 1.
- (6) OJ L 292, 15.11.1996, p. 2.
- (7) OJ L 136, 31.5.1999, p. 1.

第2条

一般目的

プログラムは一般目的として以下を定める：

(a) 海上及び沿岸の統合的な管理の発展及び実施を支援する。

(b) 分野横断的な手段、すなわち、海洋空間計画、共通的情報環境(CISE)及び EU 地域内及び境界の海洋、海域及び沿岸地域の海事情報の充実化により相乗効果を高め、海又は沿岸関係の政策を支援する。とりわけ経済発展、雇用、環境保護、研究、海上の安全、エネルギー及び環境にやさしい海事技術の開発の分野において、既存の手段及び戦略を考慮しながら検討を行う。

(c) 海洋の生物多様性といった海洋環境の保護および海洋沿岸資源の持続可能な利用を促進することと、2008/56/EC に定める海洋戦略枠組み指令に定められた環境負荷のある持続可能な人間活動の概念をさらに明確化にしていくことを支援する。

(d) 環海戦略の策定と実施を支援する。

(e) IMP の目的について、国際的なフォーラム内での話し合いを進め、外部の協力及び協調体制を改善し強化する。この目的において、第三国に対し国連の海洋条約(UNCLOS)の批准及び施行を促す。

(f) 海事セクター及び沿岸、島、遠隔地における持続可能な経済成長、雇用、イノベーション、新しいエネルギー技術を支援する。

第3条 運用目的

1. 第2条(a)に定める目的の範囲内において、プログラムは：

(a) 加盟国及び EU 地域の統合的海洋管理計画の策定、導入又は実施を促進する活動を支援する。

(b) 公共機関、地域・地方の自治体、産業、研究関係者、市民、市民社会団体、社会的パートナー等、分野横断的な協力体制及びネットワークの構築を勧める。

(c) 公共機関、民間部門及び一般市民の認知の向上及び意識の強化につながる海事に対する統合的なアプローチである。

2. 第2条(b)（分野横断的な手法）に定める目的の範囲内において、プログラムは次に定める事項の策定を支援する：

(a) EU 沿岸域の共通的情報環境の構築。すべての情報利用者のコミュニティーを連結し分野及び国境を超えた監視情報の交換を促進するものとして、統合的海洋監視の原則に基づき、海洋空間の安全性及び持続可能性の強化のために、EU 沿岸域の共通的情報環境を構築する。当該監視及び効果から鑑み、改善が必要な場合は、適宜、各分野の政策策定を検討する。

(b) 海洋空間計画及び統合的な沿岸域管理。ともに海域及び沿岸地域の持続可能な開発に重要な手段であり、また、生態系に基づく管理の目的及び海陸関係の開発に有益である。また、例えば、再生可能エネルギーの創出と養殖を結びつける等の実験的な方策の開発において加盟国の協力体制を促進するものでもある。

(c) 包括的で一般に利用可能かつ有益な海事に関するデータ及び情報ベースの構築。様々な利用者グループ間における既存データの共有、再利用及び普及の促進をはかり、それによりデータベースの重複を避ける；この目的において、既存の EU 及び加盟国のプログラム INSPIRE⁽¹⁾ 及び GMES⁽²⁾等の利用を最適な状態にする。

3. 第2条(c)（海洋環境の保護）に定める目的の範囲内において：

(a) 海域及び沿岸環境の保護及び維持、また汚染防止の観点から、ゴミ等の廃棄物の防止及び削減を支援する。

(b) 健康、生物多様性、並びに海域及び沿岸の生態系の回復に貢献する。

(1) 欧州空間基盤情報整備指令-2007年5月14日、欧州議会及び閣僚理事会による欧州空間基盤情報整備について定める指令(INSPIRE) 2007/2/EC(OJ L 108, 25.4.2007, p. 1).

(2) 地球環境モニタリングシステム-2010年9月22日付欧州議会及び閣僚理事会地球環境モニタリングシステム(GMES)及びその初回実施期間(2011～2013年)に関する規則(EU No 911/2010。(OJ L 276, 20.10.2010, p. 1)

(c) 人間活動の管理及び予防原則を実施する加盟国その他関係者間の協調体制を促進する。

(d) 方策及び基準の策定を促進する。

(e) 海洋、沿岸及び島の環境に影響する気候の変化に対し、特に、その被害を最も受けやすい地域について集中的に、その影響の緩和または適応につながる活動を促進する。

(f) 現在の生態系の状態を評価する目的の研究に対する戦略的アプローチを支援し、地域及び国レベルの生態系に基づく管理及び計画の基盤を提供する。

4. 第2条(d) (環海戦略) に定める目的の範囲内において、本プログラムは：

(a) 統合的な環海戦略の策定及び実施を支援する。全ての環海地域に通用する均衡アプローチ並びに海及び海底の盆地帯の特異性を考慮し、必要に応じて、特に各国間における情報及び体験の交換体制がすでに確立している場合において運営されている多国籍機構が存在する場合、関係するマクロ地域戦略を検討する。

(b) 国、地域及びEUレベルの相乗効果の創出、情報の共有(方策及び基準等)並びに海事政策(管理及び地方海域及び沿岸域に影響する管理及び分野政策等)、最良実施例の交換を促進する。

5. 第2条(e) (国際的側面) に定める目的の範囲内において、本プログラムは：

(a) EU加盟国と海を共有する 第三国の領海において第三国及び関係者との統合的なアプロ

一チに基づき加盟国と密接な協力体制を築き、UNCLOS の批准及び施行等の継続的取り組みを奨励する。

(b) 第三国との対話を促し、UNCLOS 及び UNCLOS に基づく既定の国際条約を検討する。

(c) 既定の戦略を補完する最良実施例の交換を促し、小地域レベルにおける地域戦略の策定を検討する。

この運用目的は、国及び地域の開発戦略の目的を考慮し、欧州連合の協力手段との一致のもとに達成される。

6. 第 2 条(f) (成長、雇用及び改革) に定める目的の範囲内において、本プログラムは：

(a) 海産業、沿岸及び島地域の成長及び雇用創出に向けた戦略を促進する

(b) 海事関係の職業の訓練、教育及び就職の機会を奨励する。

(c) 環境にやさしい技術、海洋の再生可能なエネルギー源、環境にやさしい海上輸送及び短距離海上輸送を促進する。

(d) 沿岸、海洋及び島の観光事業の発展を促進する。

第 4 条 適格な活動

本プログラムは、次の種類の行動に対し、第 2 条及び 3 条に定める目的に基づき、資金援助を行うことができる：

(a) 試験プロジェクト等のプロジェクト、学習、研究及び教育、職業訓練及び再雇用プログラム等の進行中の共同プログラム

(b) 公共の情報及び最良実施事例の共有、意識の向上、広報活動及びイベント等の関係する伝達及び普及活動、並びにウェブサイトその他ソーシャルネットワーク及びデータベース関連の作成及び管理

(c) 会議、セミナー、ワークショップ及び利害関係者のフォーラム

(d) 欧州連合が出資した地域プロジェクトに関する十分な量に達する情報、優良事例、データベースの集積、モニタリング及び映像化、並びにその民間の利用の確立。なお以上の目的の一つ又は複数のために設立された事務局を通じ、データ収集及び加工に関し共通の統一基準の採用を勧める可能性もある。

(e) 試験プロジェクト等の横断的な手段に関連する活動

第 5 条

資金的な介入の種類

1. 欧州連合の資金援助においては次の法的措置を講じることができる。

(a) 助成金；一活動あたりの欧州連合の協調融資の最大 80%までとする。

(b) 公共調達契約

(c) 共同研究センターとの行政協定

2. 本プログラムに基づく活動助成金及び運営交付金の双方が供与される場合もある。金融規則に別途定めのない限り、助成金又は公共調達契約の受益者は、公募要請又は入札要請の後に選定される。

第 6 条

受益者

1. 本プログラムに基づく資金援助は、優先的なものとして、自然人又は法人に対し、加盟国のいずれかの私[公]法又は EU の法に準拠して行われる。

2. プログラムは、第三国、欧州連合の加盟国と海を共有する第三国の関係者、及び第 2 条及び 3 条に定める一般目的又は運用目的の一つ又は複数を達成する国際的な組織又は機関においても有益なものである。

3. 手続きの参加資格は、該当する公募要請又は入札要請において規定される。

第7条 実施の原則

1. 本プログラムに基づく資金援助を受けた活動は他の欧州連合の融資制度を受ける資格がないものとする。プログラムの活動は他の欧州連合の制度との相乗効果及び相互補完性を高め、関係分野の政策の実施を補完するものでなければならない。
2. 欧州委員会は、本プログラムに基づく資金援助の要請者及びその援助の受益者に対し活動の資金使途について包括的な情報提示を要請する。本プログラムから資金援助を受けた場合、その対象範囲について、他の EU 資金を利用することはできない。
3. 本プログラムが支援する活動は、2010 年及び 2050 年の欧州連合の目標及び政策に対応するものである。本プログラムは全ての加盟国、海事分野、及び沿岸、島、遠隔地の利益となり、また欧州の付加価値を創出するものである。各地の海の活動資金については、地域間のバランスに充分注意しなければならない。
4. 本プログラムが支援する活動は、加盟国、EU 地域、利害関係者、市民 市民社会組織及び社会的パートナーの間の対話、協力及び協調を強化し、かつ、完全な透明性を保証するものとする。
5. 本プログラムが支援する活動は、相乗効果の創出、情報の共有、方策、基準、最良実施例の交換を促進するものとする。
6. グッドガバナンス（良い統治）及び透明な意思決定プロセスの原則は、本プログラムに適用されている。本プログラムは欧州連合の国及び地域レベルにおける関係分野の全政策の透明性及びグッドガバナンスの向上を意図したものである。

第8条 実施手順

1. 欧州委員会は、本プログラムの実施にあたり EU の資金援助に関する規則を遵守するものとする。
2. 第2条及び3条に定める目的に基づく本プログラムの実施に際し、欧州委員会は、第14条(2)に言及される手順に基づく作業プログラムを採用する。

第9条

予算資金

1. 本プログラム実施の融資枠は、2011年1月1日から2013年12月31日までの期間において40,000,000ユーロとする。
2. 本プログラムに充当される予算資金は、EUの年間一般予算の歳出金に組み込まれるものとする。年間の充当額は融資枠の限度内において予算当局が認めるものとする。
3. 第2条に定める一般目的の配分額については、付属書に記載されている。

第10条

技術援助

1. 本規則に基づき適格な活動を効果的かつ効率的に実施し、その目的を達成するために直接必要な準備作業、監視、管理、監査又は評価に関連する全費用は第9条に定める融資枠の1%に満たない可能性もある。
2. 第一項に言及した活動経費には、特に、研修、専門家の会議、情報ツール及びネットワークその他技術的、科学的及び行政的な援助及び専門知識に関する費用等、本規則の施行のために欧州委員会が必要と認めた活動経費が含まれる可能性がある。

第11条

監視

1. 資金援助の各受益者は、欧州委員会に対し、本プログラムに基づく融資を受けた場合、その作業過程において技術及び資金に関する報告書を提出しなければならない。なお最終の報告書は各プロジェクトの終了から3カ月以内に提出するものとする。
2. 欧州会計監査院が欧州連合の機能に関する条約(TFEU)第287条に定める適格な国の監査機関と連携して行う監査又はTFEU第322条(1)(b)に基づき実行された検査の妨げとならない範囲において、欧州委員会の職員その他関係者は、本プログラムに基づく融資を受けたプロジェクトその他対策について立ち入り検査を行うものとする。とりわけ本プログラムの目的及び活動資格について本規則第2条、3条及び4条の規定が遵守されていることを確認する。

3. 本規則の実施の結果として締結される契約及び協定においては、特に、委員又は監査委員会が権限を与えた代理人による監督及び資金管理について定め、かつ、必要に応じて、現地においても会計監査院が監査を行う旨を定めるものとする。
4. 資金援助の各受益者は、欧州委員会に対し、プロジェクトの支出の全関係書類を、その最後の支出日から5年間継続して提供するものとする。
5. 報告書及び第1項及び2項で言及した見本検査の結果に基づき、欧州委員会は、必要に応じて、当初認められた資金援助の割り当て額又は条件及び支払スケジュールの調整を行う。
6. 欧州委員会は本プログラムに基づく融資を行った活動が適切に実行され、他分野の政策及び制度に基づく方策と合致し、本規則及び金融規則を遵守したものであることを確認する。

第12条

欧州連合の経済利益の保護

1. 欧州委員会は、本プログラムに基づく融資を行った活動が実施された場合、欧州連合の経済利益を守るために次の点を確認する：
 - (a) 詐欺、欺瞞その他不正行為に対する防御策の適用
 - (b) 効果的な検査
 - (c) 不当な支払額の回収
 - (d) 不正行為が発覚した場合の、その抑止につながる相応の効果的な罰則の適用
2. 第1項の目的において、欧州委員会は、規則(EC, Euratom) No 2988/95、規則(Euratom, EC) No 2185/96 及び規則 Regulation (EC) No 1073/1999 を遵守するものとする。
3. 本規則又は個別の決定もしくは契約・協定等が遵守されていない等の不正な行為が発覚した場合、あるいは欧州委員会の承認を得ずに、その性質又は実施条件に矛盾する変更が行われたことが判明した場合、欧州委員会は活動に充当される融資を、削減、停止又は回収するものとする。

4. 期限等が遵守されていない場合又は活動の進捗状況から見て充当された融資の一部しか正当化されない場合、欧州委員会は受益者に対し、指定期間内において、その実態報告の提出を求める。欧州委員会は、受益者から満足な解答が得られない場合、残りの融資を打ち切り、すでに支払われた額については返金を要求する。

5. 不当な支払い額については、いかなる場合も欧州委員会に返済するものとする。当該返済は、金融規則において定められた条件に基づく適切な期間内に行われない場合、その金額に対して利子が課されるものとする。

6. この第 12 条の目的において、「不正」とは、欧州連合の法規定に抵触する行為、又は経済担当者が EU の一般予算又は EU が管理する予算に影響力を持っているか、又はその可能性がある場合において、不当な支出項目に充当することにより、それらに被害が及ぶことが予想される場合、その経済担当者の作為又は不作為による契約義務違反行為のすべてをいう。

第 13 条

報告、評価及び期間

1. 欧州委員会は欧州議会及び閣僚理事会に対し、その作業に関する情報を規則に従い速やかに提供するものとする。

2. 欧州委員会は、欧州議会及び閣僚理事会に対し次のものを提出する：

(a) 2012 年 12 月 31 日までの進捗状況の報告書：当該報告書には、欧州連合の政策に対する本プログラムの影響についての評価も記載する。

(b) 2014 年 12 月 31 日までの事後評価の報告書

3. 必要な場合、欧州委員会は、2013 年以降の本プログラムの延長及び妥当な融資枠を定めた法律案を提出する。

第 14 条
委員手続き

1. 欧州委員会は委員により補佐されるものとする。委員とは規則(EU) No 182/2011 の意味の範囲内における委員をいう。
2. 本項が言及される場合、規則(EU) No 182/2011 第 5 条が適用される。

第 15 条
効力発生

本規則は、EU 官報 (Official Journal of the European Union) で公布された日の翌日から発効する。

本規則は、全体として拘束力を有し、すべての加盟国において直接適用される

2011 年 11 月 30 日 ブリュッセルにて作成

欧州議会 議長 J. BUZEK

欧州連合理事会 議長 J. VINCENT-ROSTOWSKI

付属書

第2条(1)に掲げる支出分野に対する一般配分資金

一般目的(第2条)	
(a) 統合的な海洋及び沿岸管理、並びにIMPの認知の向上に関する計画策定及び実施	最低 4%
(b) 横断的手段の策定	最低 60%
(c) 海洋環境の保護及び海洋及び沿岸の資源の持続可能な利用	最低 8%
(d) 環海戦略の策定及び実施	最低 8%
(e) IMPの国際的局面における外部協力及び調整	最大 1%
(f) 持続可能な経済成長、雇用、確信及び新技術	最低 4%

欧州議会及び閣僚理事会による共同声明

欧州議会及び閣僚理事会は、2013年以降も欧州委員会の提案に基づき委任行為を提供することになる可能性を排除しない。

欧州議会、閣僚理事会及び欧州委員会による共同声明

第 X 条に基づき、IMP のさらなる発展を支援する本プログラムの実施を目的とした融資額は 40,000,000 ユーロとする。この融資額の内訳は、2011 年予算から概要予算枠第二項目 (heading 2) の利用可能なマージンを要求せず引き出された 23,140,000 ユーロ、2012 年予算の見直しの期間において、予算案に組み込まれ、閣僚理事会が承諾した 16,660,000 ユーロ、さらに 2013 年予算に組み込まれた 200 000 ユーロである。

最後に、2011 年予算は、本プログラムに対する歳出品目の表を作成し、該当予算を準備金に組み込むものに修正することになるだろう。すでに採択された 2012 年及び 2013 年の予算についても、それぞれ本プログラムの予算を含めなければならないと思われる。

2011 年購読料（付加価値税を含まず、通常運送費を含む）

EU 官報：L + C シリーズ紙版のみ	EU 22 言語	年間 1100 ユーロ
EU 官報：L + C シリーズ紙版+ 年間 DVD	EU 22 言語	年間 1200 ユーロ
EU 官報：L シリーズ紙版のみ	EU 22 言語	年間 770 ユーロ
EU 官報：L + C シリーズ紙版+ 月間 DVD (累積)	EU 22 言語	年間 400 ユーロ
EU 官報特別号 (S シリーズ) 公共事業契約の入札手順：DVD (週刊) 多言語	EU23 言語	年間 300 ユーロ
EU 官報：C シリーズ—競争入札	言語；入札者による	年間 50 ユーロ

EU 官報は EU 公用語で発行されており、現在 22 言語で購読できる。なお同官報はふたつのシリーズ L (法令) 及び C (情報・通知) で構成されている。

個別購読の場合は各言語版を指定して申し込まなければならない。

2005 年 7 月 18 日付官報 L 156 において発布された理事会規則(EC) No 920/2005 に基づき、EU 機関は当面の間アイルランド語での記述および同言語による発行の義務を負わない。したがって官報のアイルランド版は別途販売されている。

なお特別号 (S シリーズ；公共事業契約の入札手順) は EU 全公用語(23 言語)を網羅し多言語の DVD も一組提供されている。

官報購読者は、同官報の様々な付属文書を請求できる。当該付属文書の発行に関する情報は EU 官報に織り込まれる通知による。

販売及び購読

多様な価格体系の定期刊行物の購読は、EU 販売代理店へお申し込みください。利用可能な販売代理店のリストはウェブサイト

(http://publications.europa.eu/others/agents/index_en.htm) に掲載されています。

EUR-Lex (<http://eur-lex.europa.eu>)は、European Union legislation へ直接アクセス可能です(無料)。EU 官報並びに条約、法令、判例法及び準備活動に関する質問についても当ウェブサイトにてお伺いいたします。

EU について、さらに詳しい情報は <http://europa.eu> をご覧ください。

資料2 (海洋政策研究財団 訳) *

欧州連合海洋戦略枠組み指令

* 翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。

指令

海洋環境政策分野における共同体行動の枠組みを設立する 2008年6月17日の欧州議会および欧州理事会の指令 2008/56/EC (海洋戦略枠組み指令)

(EEA 関連内容)

欧州議会および理事会は、

欧州委員会を規定している条約の、特に第 175 条 (1)を考慮し、

欧州委員会の提案を考慮し、

欧州経済社会委員会⁽¹⁾の意見を考慮し、

当該地域委員会⁽²⁾の意見を考慮し、

本条約⁽³⁾の第 251 条に規定する手続きに従って行動し、

すなわち、

- (1) 欧州連合加盟国の統治権および管轄権に基づく海域には、アゾレス諸島、マデイラ諸島、カナリー諸島周辺の海域を含む、地中海、バルト海、黒海および北東大西洋の海域が含まれる。
- (2) 天然海洋資源に対するプレッシャーおよび海洋生態学的サービスに対する要求が大きすぎる場合が頻繁にあること、かつ、当該作用の発生如何によらず、欧州委員会が海域への影響を縮減する必要があることは明らかである。
- (3) 海洋環境は、生物多様性の維持と、汚れない健全で生産的な、多様且つダイナミックな海洋の提供を究極の目標として保護・保全し、実行可能な場合には回復しなければ

⁽¹⁾ OJ C 185, 18.8.2006, p.20。

⁽²⁾ OJ C 206, 29.8.2006, p.5。

⁽³⁾ 2006年11月14日の欧州議会の意見 (OJ C 314 E, 21.12.2006, p.86)、2007年7月23日の理事会の共通の立場 (OJ C 242 E, 16.10.2007, p.11) および 2007年12月11日の欧州議会の立場 (官報ではまだ公表されていない)、2008年5月14日の理事会決議。

ばならない貴重な遺産である。これに関して、本指令は、特に、特定の関連政策分野に環境の検討を盛り込むことを推進し、欧州連合に対し、今後の海事政策の環境的礎を提供しなければならない。

- (4) 第6回共同体環境行動プログラム⁽⁴⁾に規定する2002年7月22日の欧州議会と欧州理事会の決議第1600/2002/ECに準拠し、持続可能な海洋の利用の推進と海洋生態系の保全という全体目標を掲げて、海洋環境の保護および保全に関する主題戦略が策定されている。
- (5) 主題戦略の策定と実施では、海洋生態系の保全を目的としなければならない。このアプローチには保護地域を含める必要があり、海洋環境に影響を及ぼす全ての人間の活動について検討しなければならない。
- (6) 自然生息地と野生生物の保全に関する1992年5月21日の理事会指令92/43/EEC⁽⁵⁾（以下、「生息地指令」という）、野生の鳥の保全に関する1979年4月2日の理事会指令79/409/EEC⁽⁶⁾（以下、「鳥類指令」という）および欧州委員会または関係加盟国が当事者である国際合意または地域合意に基づきすでに目的としている、あるいは目的とする予定の海域を含む海洋保護地域の確定は、本指令に基づく良好な環境状況の実現に大きく寄与するものである。
- (7) 本指令に基づく当該保護地域の確定は、持続可能な発展に関する世界サミットおよび生物多様性に関する条約で計画し、理事会決議93/626/EEC⁽¹⁾で承認された公約の実現に向けての重要なステップであり、当該地域の一貫した代表的ネットワークの創生に寄与するものである。
- (8) 人間の活動管理への生態系を基盤としたアプローチを適用することで、また、海洋商品・サービスの持続可能な利用を可能にすることで、共同体の海洋環境における良好な環境状況を実現または維持し、当該環境状況の保護と保全を継続し、さらなる悪化を回避することを優先しなければならない。
- (9) こうした目標を達成するために、透明で首尾一貫した法定枠組みが必要となる。この枠組みは、異なる政策間での整合性確保に役立つものでなければならず、かつ、共通

⁽⁴⁾ OJ L 242, 10.9.2002, p.1.

⁽⁵⁾ OJ L 206, 22.7.1992, p.7. 指令2006/105/EC (OJ L 363, 20.12.2006, p.368) により最終修正された指令。

⁽⁶⁾ OJ L 103, 25.4.1979, p.1. 指令2006/105/EC により最終修正された指令。

⁽¹⁾ OJ L 309, 13.12.1993, p.1.

漁業政策（Common Fisheries Policy）、共通農業政策、その他の関連共同体政策への環境上の懸念事項の導入を推進するものでなければならない。法定枠組みは、活動に係る全枠組みを提供し、取るべき行動と他の共同体法および国際合意に基づく行動とを調整することができ、一致させることができ、適切に統合することができるものでなければならない。

- (10) 共同体の海洋環境を構成するさまざまな海洋地域または準地域（subregions）の多様な状況、問題、ニーズについては、異なる特定の解決策が必要である。当該多様性は、海洋戦略準備の全段階で考慮しなければならないが、海洋地域または準地域レベルで共同体の海洋環境の良好な環境状況を実現するには、特に、対策の準備、計画、実行段階でこれを考慮しなければならない。
- (11) したがって、各加盟国は、自国海域に固有である一方で、当該海洋地域または準地域の全展望を反映する自国海域に係る海洋戦略を策定する必要がある。海洋戦略は、結果的に、良好な環境状況を実現または維持することを目的とした対策プログラムの実施に至らなければならない。しかし、海洋環境に重大なリスクがない場合または海洋環境へのリスクを考慮すると過度のコストがかかる場合には、加盟国に対し特定の措置を講じてはならない旨を要請する必要がある。但し、措置を講じてはならないという決定の正当な根拠が示されている場合とする。
- (12) 海底と底土を含む沿岸水域は海洋環境の不可欠部分であるため、海洋環境の環境状況の特定側面が未だ検討されていない場合には、不必要な重複を回避する一方で相補性を確保することを目的として、水域政策分野の共同体活動に関する枠組みを規定する2000年10月23日の欧州議会および欧州理事会指令2000/60/EC⁽²⁾またはその他の共同体法を介して、当該沿岸水域も本指令の対象としなければならない。
- (13) 海洋環境が国境をまたぐため、加盟国は協力して各海洋地域または準地域に対する海洋戦略の策定の調整を確保する必要がある。海洋地域または準地域は、他の加盟国および第三国と共有されるため、加盟国は全力を尽くして関連の全加盟国および第三国との密接な協調を確保する必要がある。実際的で適切な場合には、海洋地域または準地域において構築された現行の制度構造を利用して、特に地域海条約を利用して、当該協調を確保する必要がある。
- (14) 緊急措置を要するほど海洋状況が危機的である場合、本指令が適用される同じ海洋地

⁽²⁾ OJ L 327, 22.12.2000, p.1. 指令 2008/32/EC (OJ L 81, 20.3.2008, p.60) により最終修正された指令。

域または準地域の境界を持つ加盟国は、対策プログラム運用への早期参加を含む行動計画に合意する努力をしなければならない。このような場合、加盟国が、当該海洋域のパイロットプロジェクトにより海洋環境改善に向けてさらなる努力をしていけるよう、欧州委員会に対し、加盟国支援行動の検討を求める必要がある。

- (15) 全ての加盟国が本指令に定義する海域を有するわけではないため、海域を有する加盟国のみについて述べている本指令の規定の効力を、当該海域を有する加盟国に限定しなければならない。
- (16) 協調と調整の実現には国際レベルでの行動が不可欠であるため、本指令では、国際合意に基づく共同体とその加盟国の首尾一貫した寄与をさらに強化しなければならない。
- (17) 共同体と加盟国は、それぞれが国連海洋法条約と同条約第 XI 部の実施に関連する 1994 年 7 月 28 日の合意⁽¹⁾の欧州共同体結論に関する 1998 年 3 月 23 日の理事会決議 98/392/EC で承認された国連海洋法条約 (Unclos) の当事者である。したがって、当該合意に基づく共同体と加盟国の義務を本指令で十分に考慮する必要がある。国連海洋法条約には、当事者の海域に適用される規定の他に、当事者の管轄権または当事者の管理に基づく活動により海域範囲外に被害をもたらさないことを確保し、かつ、被害や危険が、ある地域から別の地域に及ぶことを回避し、あるいは、ある種の汚染が別種の汚染に変換されることを回避する一般義務が含まれる。
- (18) 本指令は、生物多様性保全条約を背景として、生物多様性が喪失しないよう海洋生物多様性の保全と持続可能な利用を確保すること、2012 年までに海洋保護地域のグローバルネットワークを創生することに対する共同体の確固たる姿勢も支援しなければならない。また、本指令は、生物多様性保全条約に係る第 7 回当事者会議目標の実現に寄与しなければならない。同会議では、国内、地域、地球規模で生物多様性の喪失に歯止めをかけることを目指した、また、商品・サービスの提供支援のための海洋生態系能力の確保を目指した多数の目標、目的、活動を伴う海洋・沿岸生物多様性への取り組みに関する入念なプログラムおよび 2012 年までに海洋保護地域の生態学的代表システムを策定・維持することを目指した、保護地域への取り組みに関するプログラムを採択した。加盟国が鳥類指令および生息地指令に基づく Natura 2000 サイトを指定する義務は、本プロセスに大きく貢献するものとなる。
- (19) 本指令は、海洋環境汚染からの保護に関連した複数の関連国際合意に基づく共同体と加盟国の責務および重要な公約の実現に寄与しなければならない。こうした合意には、

⁽¹⁾ OJ L 179, 23.6.1998, p.1.

理事会決議 94/157/EC⁽²⁾により承認されたバルト海海洋環境保護条約、理事会決議 98/249/EC⁽³⁾により承認された北東大西洋海洋環境保護条約、理事会決議 2000/340/EC⁽⁴⁾により承認された海域の生態系と生物多様性の保護と保全に関する同条約の新規附録 V および該当する付属書 3、理事会決議 77/585/EEC⁽⁵⁾により承認された海洋環境と地中海沿岸地域保護条約および理事会決議 1999/802/EC⁽⁶⁾により承認された 1995 年以降の同条約の改正ならびに理事会決議 83/101/EEC⁽⁷⁾により承認された陸地を基盤とするソースからの汚染に対する地中海保護に関する同条約の Protokol および理事会決議 1999/801/EC⁽⁸⁾により承認された 1996 年以降の同条約の改正がある。本指令は、汚染に対する黒海保護条約に基づく加盟国の義務の実現にも寄与しなければならない。黒海保護条約に基づき、加盟国は汚海洋環境の汚染からの保護に関連した重要な公約に参加している。また、欧州委員会は未だ同条約の当事者ではなく、オブザーバーの立場にある。

- (20) ある加盟国と同じ海洋地域または準地域内の水域を有する第三国に対し、本指令に記載するプロセスへの参加を求める必要がある。これによって、当該海洋地域または準地域における良好な環境状況の実現を推進することができる。
- (21) 本指令目標の実現において、特別保全地域、特別保護地域、または海洋保護地域など、空間保護対策に対し設定された保全目的、管理対策と監視および評価活動の統合を確保することが不可欠である。
- (22) 深海環境に関連して、生物多様性および海洋研究の可能性も考慮しなければならない。
- (23) 海洋戦略に基づき行われる対策プログラムは、特定地域の海洋環境状況に関する正しい知識を基盤として案出されている場合のみ、かつ、各加盟国についておよび関連海洋地域と準地域の一般的見地から、関連水域のニーズに出来る限り適合している場合にのみ、情報に基づく政策立案に関して海洋研究と監視作業を含め国家レベルで適切な枠組みの準備に係る規定を作成する必要がある。共同体レベルでは、研究開発政策に関連研究支援を継続して盛り込む必要がある。第 7 回研究開発枠組みプログラムにおける海洋問題の認識は、こうした方向に向けた重要な第一歩である。

(2) OJ L 73, 16.3.1994, p.19.

(3) OJ L 104, 3.4.1998, p.1.

(4) OJ L 118, 19.5.2000, p.44.

(5) OJ L 240, 19.9.1977, p.1.

(6) OJ L 322, 14.12.1999, p.32.

(7) OJ L 67, 12.3.1983, p.1.

(8) OJ L 322, 14.12.1999, p.18.

- (24) 対策プログラム作成の第一段階として、海洋地域または準地域に係る加盟国は、海域の特徴または特性の分析および当該海域に対するプレッシャーと影響の分析を行い、当該海域への主要なプレッシャーと影響を特定し、海洋環境の利用および海洋環境の悪化に係るコストに関する経済社会分析を行う必要がある。加盟国は、分析の基盤として、地域海条約を背景としてすでに実施された評価を利用することができる。
- (25) 当該分析を基盤として、加盟国は海域の良好な環境状況に係る特性を決定しなければならない。そのためには、良好な環境状況が実現されている度合いの海洋地域と準地域間での一貫性を確保するために、また、海洋地域と準地域間での比較を可能とするために、基準や方法論的基準の構築規定を作成することが適切である。このような規定は、全利害関係者を関与させた上で作成する必要がある。
- (26) 良好な環境状況の実現に向けての次の段階は、環境目標の策定と現行評価に係る監視プログラムの策定であり、関連海域の状況を定期的に評価することができなければならない。
- (27) 次に加盟国は、関連水域の良好な環境状況の実現または維持を目的とした対策プログラムを策定し実施する一方で、現行の共同体要件と国際的要件および関連海洋地域と準地域のニーズとを適合させなければならない。こうした対策は、予防原則や、予防措置を講じること、優先事項として環境破壊を根源から是正すること、汚染者に支払わせること、という原則を基盤に案出しなければならない。
- (28) 加盟国は、必要となる正確な焦点を考慮して上述の段階を踏むことが適切である。全体としておよびグローバルレベルでの公約に関連して、共同体行動の結束を確保するには、加盟国が講じる措置を欧州委員会に通知し、欧州委員会が関連海洋地域または準地域に係る行動の一致を評価できるようにし、また、必要に応じて同委員会が予想される必要な変更に関する指針を提供できるようにすることが不可欠である。
- (29) 加盟国は、海洋環境における良好な環境状況の実現または維持に必要な対策を講じる必要がある。但し、2020年までに海域のあらゆる側面で良好な環境状況を実現または維持することは不可能な場合があることを認識する必要がある。したがって、公平性と実現可能性という理由により、加盟国が環境目標の達成意欲レベルを実現することが不可能である場合に係る規定、あるいは、良好な環境状況を実現または維持することが不可能な場合に係る規定を作成することが適切である。

- (30) このような背景において、2つの特定ケースについて規定を作成しなければならない。
第1の特定ケースとは、関係加盟国が責任を負わない活動または不活動により、あるいは自然の原因または不可抗力により、あるいは環境への悪影響を上回る最重要の公益を理由に加盟国自らが講じている措置により、あるいは自然条件により海域状況を適時に改善することができないために、環境目標を達成することが加盟国にとって不可能な状況をいう。関係加盟国は、当該ケースが発生していると考え理由を立証し、当該地域を特定しなければならないほか、継続して環境目標を追跡し、影響を受ける海域状況のさらなる悪化を回避し、当該海洋地域または準地域内の悪影響を軽減するという目的を掲げて、適切な特別措置を取らなければならない。
- (31) 第2の特定ケースとは、加盟国が、自国海域の環境状況やおそらく関連の全海洋地域または準地域の環境状況にさえも影響を及ぼすが、国家レベルで講じる措置では対処できない問題または別の共同体政策に関連もしくは国際合意に関連している問題を特定する状況をいう。このような場合、対策プログラムの通知に係る枠組み内で、欧州委員会に対しこの事実を伝達するための、また、共同体の措置が必要な場合には、欧州委員会と欧州理事会に対して適切な勧告を行うための手配を講じなければならない。
- (32) しかし、特定ケースに導入するフレキシビリティは、共同体レベルで管理しなければならない。したがって、第1の特定ケースでは、講じられる特別な措置の有効性を十分に検討することが適切である。さらに、加盟国が最重要の公益を理由として講じる措置に言及する場合、欧州委員会は、結果的に海洋環境に対して行った修正または変更が、関連の海洋地域または準地域あるいは他の加盟国の海洋地域全体の良好な環境状況の実現の可能性を永久的に妨害することがないかどうか、あるいは当該実現を永久的に危うくすることがないかどうか評価しなければならない。欧州委員会が、予想される対策は海洋地域全体に係る行動の一致を確保するに十分ではないまたは海洋地域全体に係る行動の一致を確保するに適切ではないと考える場合に、欧州委員会は予想される必要な変更に関するガイダンスを提供しなければならない。
- (33) 第2の特定ケースでは、欧州委員会は、当該問題を検討し6ヶ月以内に回答しなければならない。欧州委員会は、欧州議会および欧州理事会に関連した提案を提示する際に、必要に応じて関係加盟国の勧告を反映させなければならない。
- (34) 海洋生態系とその自然変動を考慮すると、また、生態系に与えるプレッシャーと影響が、異なる人間の活動パターンの展開や気候の変化の影響で変わる可能性があることを考慮すると、良好な環境状況の決定を徐々に適応させなければならない可能性があることを認識することが不可欠である。最終的に、海洋環境の保護と管理に係る対策

プログラムは、フレキシブルで適応できること、また、科学的発展と技術的発展を考慮することが適切である。したがって、定期的な海洋戦略の更新に対する規定を設ける必要がある。

- (35) また、対策プログラムの公表およびその更新に関して、ならびに当該プログラム実施の進捗状況について記載している中間報告書の欧州委員会への提示に関しても規定を設けなければならない。
- (36) 一般公衆が、海洋戦略の策定、実施、更新に積極的に関与することを確保するには、海洋戦略の異なる要素に関する適正な情報公開および要請に応じて、環境情報の一般アクセスに関する共同体法に従って海洋戦略の策定に使用する関連情報規定を設けなければならない。
- (37) 欧州委員会は、全対策プログラムを入手してから 2 年以内に、また遅くとも 2019 年までに本指令の実施に関する第 1 回評価報告書を提示しなければならない。後続の欧州委員会報告書は、その後 6 年ごとに公表しなければならない。
- (38) 海洋環境、監視、環境目標の状況の評価に係る方法論的基準の採択および欧州共同体の空間情報に関するインフラ (Inspire) を規定している 2007 年 3 月 14 日の欧州議会と欧州理事会指令 2007/2/EC ⁽¹⁾ に準拠したデータの伝達と処理を目的とした技術フォーマットの採択に対する規定を設けなければならない。
- (39) 本指令が提示する目標の達成支援を視野に入れ、科学的アドバイスを基盤として、欧州委員会漁業政策に基づく漁業資源の保全と持続可能な利用に関する 2002 年 12 月 20 日の理事会規則 (EC) No. 2371/2002 ⁽²⁾ に記載する、共通漁業政策を背景とした漁業管理規制対策を講じることができる。これには、生態系の完全性、構造、機能の維持または回復を可能とするための、また、適切であれば、特に、産卵場、生育場、餌場の保護を目的とした特定エリアの漁場の完全封鎖が含まれる。欧州条約第 30 条と第 31 条で放射性物質の利用による放出や排出を規制していることから、本指令でこれらを規定する必要はない。
- (40) 共通漁業政策では、将来の改正を含め、漁業活動の環境上の影響と本指令の目的を考慮する必要がある。

⁽¹⁾ OJ L 108, 25.4.2007, p.1.

⁽²⁾ OJ L 358, 31.12.2002, p.59。規則 (EC) 第 865/2007 (OJ L 192, 24.7.2007, p.1) により修正された規則。

- (41) 加盟国が、上述の分野の活動または別の共同体政策に関連したその他の分野の活動または国際合意に関連したその他の分野の活動が好ましいと考える場合、加盟国は共同体の行動に対し、適切な勧告を行わなければならない。
- (42) 深刻な環境上の懸念事項、特に、共同体にとってとりわけ重要な隣接する海洋環境である北極水に関連した気候の変化による深刻な環境上の懸念事項は、共同体機関による評価を行う必要があり、北極の環境保護を確保するための措置が必要となる可能性がある。
- (43) 海洋環境の保護と保全、悪化の防止、また、実施可能である場合には、悪影響が及ぼされている地域の海洋環境の回復という本指令目標を加盟国では十分に達成できず、したがって本指令の規模と効果を考慮すると、より良好な実現が共同体レベルで可能となることから、共同体は欧州条約第 5 条に定める従属の原則に従って対策を採択することができる。本指令は、第 5 条に定める比例の原則に従い、当該目的の達成に必要な範囲外に及ぶものではない。
- (44) 加盟国による対策プログラムおよび後続行動は、人間の活動管理への生態系に基づくアプローチを基盤とし、当該条約第 174 条に規定する原則、特に予防原則に基づくものでなければならない。
- (45) 本指令は、基本権を順守し、欧州連合の基本権憲章⁽¹⁾により承認された原則、特に、持続可能な発展に準拠したハイレベルな環境保護や環境の質の改善に係る欧州連合政策への統合推進を目的とした第 37 条を順守する。
- (46) 本指令の実施に必要な対策は、欧州委員会に与えられた実地権限の行使手続きを規定する 1999 年 6 月 28 日の理事会決議 1999/458/EC⁽²⁾に従って採択しなければならない。
- (47) 特に、欧州委員会は、本指令の附録 III、IV、V を科学的進展および技術的進展に適合させる権限を与えられなければならない。こうした対策は、一般的範囲のものであり、本指令の非本質的（non-essential）要素の修正を目的としているため、決議 1999/468/EC の第 5 条第 a 項に定める監視による規制手続きに従って採択しなければならない。

⁽¹⁾OJ C 364, 18.12.2000, p.1。

⁽²⁾OJ L 184, 17.7.1999, p.23。決議 2006/512/EC (OJ L 200.22,7,2006, p.11)により修正された決議。

- (48) 欧州委員会は、加盟国が使用する基準や方法論的基準を規定する権限および監視と評価に関する仕様と標準化方法を採択する権限も与えられなければならない。当該対策は一般的範囲のものであり、新規非本質的要素の補足による本指令の非本質的要素修正を目的としているため、決議 1999/468/EC の第 5 条第 a 項に定める監視による規制手続きに従って採択しなければならない。

本指令を採択した。

第 1 章

一般規定

第 1 条

主題

1. 本指令は、加盟国が遅くとも 2020 年までに、海洋環境における良好な環境状況を実現または維持する上で必要な措置を講じる枠組みを規定する。
2. そこで、下記を目的として海洋戦略を策定し実施するものとする。
 - (a) 海洋環境を保護・保全し、環境の悪化を回避し、実施可能な場合には、悪影響が及ぼされている地域の海洋生態系を回復すること。
 - (b) 海洋生物多様性、海洋生態系、人の健康または海の合法的利用に対する重大な影響がないこと、あるいはリスクがないことを確保するために、第 3 条(8)に定める汚染の段階的除去を視野に入れて、海洋環境への流入を回避・削減すること。
3. 海洋戦略は、人間の活動管理への生態系に基づくアプローチを適用し、当該活動の集団圧力 (collective pressure) が、良好な環境状況と適合するレベル内で維持されていることを確保し、かつ、人が誘発した変化に対応するための海洋生態系能力が危うい状態でないことを確保し、その一方で、現世代および次世代による海洋商品・サービスの持続可能な利用を可能とするものとする。

4. 本指令は、海洋環境に影響を及ぼす異なる政策、合意、法的措置間の整合に寄与するものとし、かつ、海洋環境に影響を及ぼす異なる政策、合意、法的措置への環境上の懸念事項の導入の確保を目的とするものとする。

第2条

範囲

1. 本指令は、第3条(1)に定める全海域に適用するものとし、同じ海洋地域または準地域内の第三国の海洋環境の質に対する国境を越えた影響を考慮するものとする。
2. 本指令は、唯一の目的が防衛または国家の安全である活動に適用しないものとする。但し、加盟国は、当該活動が合理的で実施可能である場合に、本指令の目標に適合する方法で当該活動を行うことを確保するよう努力するものとする。

第3条

定義

本指令の解釈上、次の定義を適用するものとする。

1. 「海域」(marine waters)とは、
 - (a) 地域水域の範囲が、国連海洋法条約に基づき加盟国が管轄権を有するまたは管轄権を行使する地域の最も外部まで測定される基線の海側の水域、海底、底土をいう。但し、欧州条約の附録 II に記載する諸国や地域に隣接する水域およびフランス領 (French Overseas Departments and Collectivities) 水域は除く。
 - (b) 海洋環境の環境状況に係る特定の側面が、指令 2000/60/EC または他の共同体法で未だ規定されていない場合には、同指令により定義される沿岸水域、海底、底土をいう。
2. 「海洋地域」(marine region) とは、第4条に基づき規定する海洋地域をいう。海洋地域と準地域は、本指令実施の推進を目的として指定されており、水理学的、海洋学的、生物地理学的特徴を考慮して決定されている。

3. 「海洋戦略」(marine strategy)とは、第5条に規定する関連の各海洋地域または準地域に関して策定され、実施される戦略をいう。
4. 「環境状況」(environmental status)とは、自然地理学的、地理学的、生物学的、地質学的、機構的要因ならびに当該地域内外の人間の活動に起因するものを含む、物理的、音響学的、化学的条件と併せて、構成海洋生態系の構造、機能、プロセスを考慮した海域環境の全体的状態をいう。
5. 「良好な環境状況」(good environmental status)とは、海域が、本質的状况内で汚れがなく健全で生産的な、生物学的に多様でダイナミックな海洋を提供する場合の海洋状況をいい、また、海洋環境の利用は、持続可能なレベル、つまり、現世代や次世代による利用と活動の可能性を保護するレベルである。すなわち、
 - (a) 海洋生態系は、関連の自然地理学的、地理学的、地質学的、気候的要因と併せた、構成海洋生態系の構造、機能、プロセスにより、完全に機能することができ、人に起因する環境の変化へのレジリエンスを維持することができる。海洋種および生息地は保護され、人に起因する生物多様性の衰退が阻止され、多様な生物学的要素がバランスよく機能する。
 - (b) 関連地域の人間の活動に起因する特性を含む、生態系の水文・生態学的、物理的、化学的特性が、上述の生態系を支援する。騒音を含む物質やエネルギーの海洋環境への人為的流入は、汚染影響の一因とはならない。

良好な環境状況は、附録Iの質的記述子(qualitative descriptors)を基盤として、第4条に規定する海洋地域または準地域レベルで決定するものとする。生態系アプローチに基づく適応管理は、良好な環境状況の実現を目的として適用するものとする。

6. 「基準」(criteria)とは、質的記述子に密接に関連している明確な技術的特徴である。
7. 「環境目標」(environmental target)とは、各海洋地域または準地域に関して、海域の異なる要素の好ましい状況および海域に対するプレッシャーと影響の好ましい状況に関する質的もしくは量的なステートメントをいう。環境目標は、第10条に従って確定される。
8. 「汚染」(pollution)とは、人間の活動の結果、生物多様性の喪失、人体への被害、漁業・観光・行楽および海のその他の法的利用を含む海洋活動の妨げ、海域の利用の質の低下および施設の減少、または一般に、海洋商品・サービスの持続可能な使用の低下を

含む、生物資源や海洋生態系に対する障害など、悪影響をもたらす結果となる、あるいは悪影響をもたらす結果となりそうな、人に起因する海洋水中騒音を含む物質またはエネルギーの海洋環境への直接的または間接的な導入をいう。

9. 「地域協調」(regional cooperation) とは、海洋戦略の策定と実施を目的とした、加盟国間の、また可能な限り同じ海洋地域または海洋準地域を共有している第三国との活動の協調および調整をいう。
10. 「地域海条約」(regional sea convention) とは、第 4 条に規定する海洋地域の海洋環境の保護を目的として設置された管理機関とともに締結した国際条約または国際合意をいい、バルト海海洋環境保護条約、北東大西洋海洋環境保護条約、海洋環境および地中海沿岸地域保護条約などがある。

第 4 条

海洋地域または準地域

1. 本指令に基づき加盟国が自らの義務を実施する場合、加盟国の統治権または管轄権の対象となる海域が、次の海洋地域の不可欠部分であるという事実を十分に考慮するものとする。
 - (a) バルト海
 - (b) 北東大西洋
 - (c) 地中海
 - (d) 黒海
2. 加盟国は、特定地域の特異性を考慮するために、パラグラフ 1 に記載する海域の適切なレベルでの小区域(subdivisions)を基準にして本指令を実施することができる。但し、次の海洋準地域と一致する方法で当該小区域の範囲が定められている場合とする。
 - (a) 北東大西洋：
 - (i) カテガット海峡、イギリス海峡を含む、大北海。
 - (ii) ケルト海
 - (iii) ビスケー湾およびイベリア半島沿岸。
 - (iv) 大西洋、アゾレス諸島、マデイラ諸島、カナリー諸島周辺の海域であるマカロネシア生物地理区。

(b) 地中海。

- (i) 西部地中海。
- (ii) アドリア海。
- (iii) イオニア海および中央地中海。
- (iv) エーゲ・レバンティン海。

加盟国は、欧州委員会に対し、第 26 条(1)の最初のサブパラグラフに規定する日までに小区域について報告するものとするが、第 5 条(2)の(a)(i)項に記載する初期評価の完了時に、当該小区域を修正することができる。

第 5 条

海洋戦略

1. 各加盟国は、関連の各海洋地域または準地域に関して、パラグラフ 2 の(a)項および(b)項に定める行動計画に従って、同加盟国の海域に対する海洋戦略を策定するものとする。
2. 海洋地域または準地域を共有している加盟国は、各海洋地域または準地域内で、本指令の目標を達成するために必要な対策、特に(a)項と(b)項に定める海洋戦略の異なる要素が、関係加盟国が共通のアプローチを順守するために努力する下記の行動計画に則って、関連の海洋地域または準地域全体で一貫しておりかつ調整されていることを確保するために協調するものとする。

(a) 準備。

- (i) 第 8 条に基づく、2012 年 7 月 15 日までに完了予定の、関連水域の現行の環境状況および当該水域に対する人間の活動の環境上の影響の初期評価。
- (ii) 第 9 条(1)に基づく、2012 年 7 月 15 日までに確定予定の、関連水域の良好な環境状況の決定。
- (iii) 第 10 条(1)に基づく、2012 年 7 月 15 日までに完了予定の、一連の環境目標および関連指標の作成。

(iv) 第 11 条に基づく、2014 年 7 月 15 日までに完了予定の、策定と実施。但し、通常は関連の共同体法で特定される、現行の評価と目標の定期的な更新に係るプログラムの監視の策定と実施を除く。

(b) 対策プログラム

(i) 第 13 条(1)、(2)、(3)に基づく、遅くとも 2015 年までに完了予定の、良好な環境状況の実現または維持を目的とした対策プログラムの作成。

(ii) 第 13 条(10)に基づく、遅くとも 2016 年までに完了予定の、(i)項に定めるプログラム運用への参加。

3. 本指令の対象となる同じ海洋地域または準地域の境界を有する加盟国は、海洋状況が緊急の行動を要するほど危機的である場合に、対策プログラムおよびより強固な保護が予想される対策プログラムの運用への早期参加を含む、パラグラフ 1 に基づく行動計画を案出しなければならない。但し、この行動計画により、別の海洋地域または準地域での良好な環境状況の実現または維持が妨げられない場合とする。このような場合、

(a) 関係加盟国は、欧州委員会に対し改正スケジュールを通知し、然るべく開始するものとする。

(b) 欧州委員会に対し、当該地域のパイロットプロジェクト実施による海洋環境の改善を目指した加盟国のさらなる取り組みに係る支援行動を検討するよう要請するものとする。

第 6 条

地域協調

1. 加盟国は、第 5 条(2)に定める協調を実現するために、実際的で適切な場合に、当該海洋地域または準地域に適用される地域海条約に基づく構造を含む、現行の地域的、制度的協調構造を利用するものとする。

2. 加盟国は、海洋戦略の策定と実施を目的として、地域海条約の機構と構造を含む関連の国際フォーラムを用いて、各海洋地域または準地域内で、同じ海洋地域または準地域の

水域の統治権と管轄権を有する第三国と加盟国の行動とを調整するためのあらゆる努力をするものとする。

これを背景として、加盟国はできる限り地域海条約などの国際合意に起因する構造枠組み内で策定された関連の現行プログラムと活動に基づいて前進するものとする。
本指令または指令 2000/60/EC に定める確立された協調構造を用いて、海洋地域または準地域内の加盟国が本指令に基づく義務を果たすことができるよう、必要に応じて調整と協調を陸封諸国を含む海洋地域または準地域の管轄区域内の全加盟国まで拡大するものとする。

第 7 条

監督官庁

1. 加盟国は、2010 年 7 月 15 日までに、各関係海洋地域または準地域について、加盟国の海域に関する本指令実施に係る監督官庁を指定するものとする。

加盟国は、2011 年 1 月 15 日までに、欧州委員会に対し、附録 II に記載の情報項目と併せて、指定の監督官庁リストを提供するものとする。

同時に、加盟国は、欧州委員会に対し、加盟国が参加している、本指令の実施に関連した国際団体に関する監督官庁リストを送付するものとする。

各海洋地域または準地域の管轄区域内の加盟国は、第 6 条に定める協調および調整に係る監督官庁も指定するものとする。

2. 加盟国は、パラグラフ 1 に基づいて提供された情報に対するいかなる変更も、当該変更が発効する 6 ヶ月以内に欧州委員会に通知するものとする。

第 II 章

海洋戦略：準備

第 8 条

評価

1.加盟国は、各海洋地域または準地域に関し、入手可能である場合には現行データを考慮し、また下記を包含して、海域の初期評価を行うものとする。

- (a) 附録 III の表 1 に記載の指示的要素リストに基づく、物理的特徴および化学的特徴、生息地の種類、生物学的特徴、水文・生態学を網羅した、水域の重要な特徴の分析と現行の環境状況の分析。
- (b) 人間の活動を含む、下記の水域の環境状況への主なプレッシャーおよび影響の分析。
 - (i) 附録 III の表 2 に記載の指示的要素リストに基づいており、さまざまなプレッシャーの質的・量的組み合わせおよび識別できるトレンドを網羅している水域。
 - (ii) 主要な蓄積作用や相乗作用を網羅している水域。
 - (iii) 現行の共同体法に基づいて行われている関連の評価を考慮している水域。
- (c) 当該水域の利用の経済社会的分析および海洋環境の悪化に係るコストの経済社会的分析。

2.パラグラフ 1 に定める分析は、現行の共同体法、特に指令 2000/60/EC の関連規定の対象である沿岸水域、暫定水域、地域水域に関する要素を考慮するものとする。同分析は、海洋環境状況の包括的評価を行うために地域海条約を背景として共同で実施する評価など、他の関連評価も考慮するものとし、または分析の基盤として利用するものとする。

3.加盟国は、パラグラフ 1 に基づく評価を行う上で、第 5 条および第 6 条に基づき策定された調整により下記を確保するためのあらゆる努力をするものとする。

- (a) 評価方法が、海洋地域または準地域全体で一貫していること。
- (b) 国境を越える影響および国境を越える特徴を考慮すること。

第 9 条

良好な環境状況の決定

1. 加盟国は、第 8 条(1)に基づき行われる初期評価を基準とし、各関係海洋地域または準地

域に関して、附録 I に記載する質的記述子を基盤とした海域の良好な環境状況の特徴を決定するものとする。

加盟国は、附録 III の表 1 に記載する指示的要素リスト、特に、物理的・科学的特徴、生息地の種類、生物学的特徴、水文・生態学を考慮するものとする。

加盟国は、附録 III の表 2 に記載する指示的リストを考慮し、各海洋地域または準地域における人間の活動のプレッシャーまたは影響も考慮するものとする。

2. 加盟国は、第 8 条(1)に基づく評価、および、本条のパラグラフ 1 に基づく決定について、後者の終了から 3 ヶ月以内に欧州委員会に通知するものとする。

3. 加盟国が使用する基準および方法論的基準は、補足による本指令の非本質的要素の修正を目的として、2010 年 7 月 15 日までに第 25 条(3)に定める監視による規制手続きに従い、一貫性を確保するような方法でおよび海洋地域または準地域間で良好な環境状況が実現されている度合いを比較できるような方法で、附録 I および III を基盤として規定するものとする。当該基準を提示する前に、欧州委員会は地域海条約を含む全ての当事者と協議を行うものとする。

第 10 条

環境目標の設定

1. 加盟国は、第 8 条(1)に基づき行われる初期評価を基盤とし、各海洋地域または準地域に関して、附録 III の表 2 に記載のプレッシャーと影響の指示的リストおよび附録 IV に記載の特徴の指示的リストを考慮し、良好な環境状況を実現する方向へと導く上で海域に係る包括的な環境目標と関連指標を設定するものとする。

加盟国は、当該目標および指標を案出する場合、同じ海域に関して国家レベル、共同体レベルまたは国際レベルで定められた関連の現行環境目標の継続的適用を考慮するものとし、当該目標が相互に整合性がとれており、かつ、関連の国境を越えた影響と国境をまたぐ特徴も、可能な限り考慮することを確保するものとする。

3. 加盟国は、環境目標の設定から 3 ヶ月以内に、欧州委員会に対し当該目標を通知するものとする。

第 11 条

監視プログラム

1.加盟国は、第 8 条(1)に基づく初期評価を基盤として、附録 III に記載する指示的要素リストと附録 V に記載するリストに基づきおよび第 10 条に基づき設定された環境目標を基準として、加盟国海域の環境状況の現行評価に係る調整監視プログラムを策定・実施するものとする。

監視プログラムは、海洋地域または準地域内で整合性があるものとし、かつ、生息地および鳥類指令を含む、共同体法に規定されるまたは国際合意に基づく評価と監視に係る関連規定を基盤とし、同関連規定と整合性を図るものとする。

2.海洋地域または準地域を共有している加盟国は、パラグラフ 1 に従って監視プログラムを策定するものとし、整合性と調整を図るべく、下記の確保に尽力するものとする。

- (a) 監視結果の比較可能性の推進を目的として、監視方法が海洋地域または準地域全体で一致していること。
- (b) 関連の国境を越えた影響および国境をまたぐ特徴が考慮されていること。

3.加盟国は、監視プログラムの策定から 3 ヶ月以内に同監視プログラムについて欧州委員会に通知するものとする。

4.現行の公約を考慮している、監視と評価結果間の比較可能性を確保している、補足による本指令の非本質的要素の修正を目的としている、監視と評価に係る仕様および標準化方法は、第 25 条(3)に定める監視による規制手続きに従って採択するものとする。

第 12 条

通知および欧州委員会の評価

欧州委員会は、各海洋地域または準地域に関して、第 9 条(2)、第 10 条(2)、第 11 条(3)に基づく全ての通知を基盤として、各加盟国から通知された要素が本指令要件に一致する適切な枠組みを構成しているかどうかを評価するものとし、関係加盟国に対し、入手可能で必要な追加情報の提供を要請することができる。

欧州委員会は、当該評価を行う際に、異なる海洋地域または準地域内の枠組みおよび欧州共同体全体での枠組みの整合性を考慮するものとする。

欧州委員会は、当該通知全てを受領してから 6 ヶ月以内に、関係加盟国から通知された要素が欧州委員会の見解として本指令と一致しているかどうかを同加盟国に伝え、欧州委員会が必要であると考える変更についての指針を提供する。

第 III 章

海洋戦略：対策プログラム

第 13 条

対策プログラム

1.加盟国は、関連の各海洋地域または準地域に関して、第 9 条(1)に基づき決定される良好な環境状況を実現・維持するために加盟国の水域で講じる必要がある対策を特定するものとする。

当該対策は、第 8 条(1)に基づく初期評価を基盤として、第 10 条(1)に基づき設定された環境目標を基準として、また、附録 VI に記載する対策の種類を考慮して、案出するものとする。

2.加盟国は、共同体法、特に都市廃水処理に関する 1991 年 5 月 21 日の指令 2000/60/EC⁽¹⁾、海水浴場水質管理に関する 2006 年 2 月 15 日の欧州議会および欧州理事会の指令 2006/7/EC⁽²⁾ならびに水域政策の分野の環境の質に関する今後の法律または国際合意で要請された関連対策を考慮し、理事会指令 91/271/EEC パラグラフ 1 に基づき案出された対策を対策プログラムに導入するものとする。

3.加盟国は、パラグラフ 2 に基づく対策プログラムを作成する際に、持続可能な発展、特に、

⁽¹⁾ OJ L 135, 30.5.1991, p.40。欧州議会および欧州理事会の第 1882/2003 規則(EC) (OJ L 284, 31.10.2003,p.1) により最終修正された指令。

⁽²⁾ OJ L 64, 4.3.2006, p.37。

案出された対策の社会経済的影響を十分に考慮するものとする。加盟国は、統合された方法で当該目標を追求する上で、第 7 条に定める監督官庁を支援すべく、行政枠組みを特定または構築して当該相互関係から利益を得ることができる。

加盟国は、対策が費用対効果が高く、技術的に実行可能であることを確保するものとし、新規対策の導入に先立ち、費用便益分析を含む影響評価を実施するものとする。

4.本条に基づき策定される対策プログラムは、海洋保護地域の整合性のある代表ネットワークに寄与し、生息地指令に基づく特定保全地域、鳥類指令に基づく特定保護地域、共同体または加盟国が当事者である国際合意または地域合意の枠組み内で共同体または関係加盟国により合意された海洋保護地域のような、構成生態系（constituent ecosystems）の多様性を十分に網羅した空間保護対策を含むものとする。

5.加盟国が、共同体レベルまたは国際レベルでの人間の活動管理が特にパラグラフ 4 に記載する地域の海洋環境に重大な影響を及ぼす可能性があると考えられる場合、加盟国は個別にまたは共同で、生態系の完全性、構造、機能を維持することができるようまたは必要に応じて生態系の完全性、構造、機能を回復することができるよう、本指令目標達成に必要な対策の考察および予想される採択を視野に入れて、関連の監督庁または国際機関に報告するものとする。

6.加盟国は、遅くとも 2013 年までに、各海洋地域または準地域に関して、パラグラフ 4 および 5 に記載する地域に関する関連情報を一般の利用に供するものとする。

7.加盟国は、対策プログラム中で、当該対策の実施方法および当該対策が第 10 条(1)に基づき設定された環境目標の達成にいかに関与するかについて示すものとする。

8.加盟国は、加盟国の海域を越えた水域に対する被害リスクを最小限に抑えるために、また、可能であれば加盟国の海域を越えた水域にプラスの影響を及ぼすよう、当該対策プログラムが加盟国の海域を越えた水域に与える影響を検討するものとする。

9.加盟国は、欧州委員会および他の関連加盟国に対し、政策プログラムの策定から 3 ヶ月以内に、対策プログラムについて通知するものとする。

10.加盟国は、第 16 条に従い、対策プログラムの策定から 1 年以内に当該プログラムが運用されていることを確保するものとする。

第 14 条

例外

1.加盟国は、(a)項から(d)項下に記載する理由で、当該加盟国が講じた対策によりあらゆる面で環境目標または良好な環境状況を実現することができるわけではない場合、あるいは(e)項下に記載する理由で、関連日程内にこれらを実現することができない場合、当該加盟国の海域内での例を特定することができる。

- (a) 関係加盟国が責任を負っていない活動または不活動。
- (b) 自然の原因。
- (c) 不可抗力。
- (d) 国境を越えた影響を含む、環境への悪影響を上回る最重要な公益を理由として講じた措置によりもたらされた海域の物理的特徴の変容または変化。
- (e) 関連の海洋域状況の適時の改善を許容しない自然条件。

関係加盟国は、対策プログラム中で明確に当該例を特定するものとし、欧州委員会に対し、加盟国の見解を実証するものとする。加盟国は例を特定する際に、関連海洋地域または準地域の各加盟国に及ぼす影響を検討するものとする。

しかし、関係加盟国は、環境目標を継続して追求すること、(b)、(c)、または(d)項下に記載する理由で影響を受けている海域状況のさらなる悪化を回避することおよび関連海洋地域または準地域レベルでのあるいは他の加盟国の海域での悪影響を軽減することを目的として、適切な特別対策を取るものとする。

2.加盟国はパラグラフ 1(d)が適用される状況では、当該変容または変化により、関連海洋地域または準地域レベルでのあるいは他の加盟国の海域での良好な環境状況の実現が永久に不可能とならないこと、または危うくならないことを確保するものとする。

3.パラグラフ 1 の第 3 サブパラグラフに記載する特別対策は、実行可能な限り対策プログラムに盛り込むものとする。

4.加盟国は、第 5 条(2)に記載する海洋戦略の全要素を策定・実施するものとするが、第 8 条に記載する初期評価に関するものを除き、海洋環境にいかなる重大なリスクもない場合、または海洋環境に対するリスクを考慮すると過度のコストとなる場合、加盟国に対し、特定の措置を講じてはならない旨を要請するものとする。但し、さらなる悪化が見られない場合とする。

これらの理由のいずれかにより、加盟国がいかなる対策も講じない場合、加盟国は、欧州委員会に対し、加盟国の決定の裏付けに必要な理由を提示する一方で、良好な環境状況の実現が永久的に危うくなることを回避しなければならない。

第 15 条

共同体の行動に対する勧告

1. 加盟国が、自国海域の環境状況に影響を及ぼし、国際レベルで採択した対策では対処できない問題または別の共同体政策もしくは国際合意に関連している問題を特定する場合、加盟国は欧州委員会に然るべく通知し、加盟国の見解を裏付ける理由を述べる。

欧州委員会は、6 ヶ月以内に回答するものとする。

2. 共同体機関による行動が必要な場合、加盟国は欧州委員会および欧州理事会に対し、パラグラフ 1 に記載する問題に関する対策に係る勧告をするものとする。関連の共同体法に別段記載のない限り、欧州委員会は、6 ヶ月以内に当該勧告に対して対応し、欧州議会および欧州理事会に対し関連の提案を行う際に、必要に応じて当該勧告を反映させるものとする。

第 16 条

通知および欧州委員会の評価

欧州委員会は、第 13 条(9)に基づく対策プログラムの通知を基盤として、各加盟国から通知されたプログラムが、本指令要件を満たす適切な枠組みを構成しているかどうか評価するものとし、関係加盟国に対し、入手可能で必要な追加情報の提供を要請することができる。

欧州委員会は、評価を行う際に、異なる海洋地域または準地域内のおよび共同体全体の対策プログラムの整合性について検討するものとする。

当該通知全てを受領してから 6 ヶ月以内に、欧州委員会は、関係加盟国に対し、通知された要素が欧州委員会の見解として本指令と一致しているかどうかを伝え、欧州委員会が必要であると考える変更についての指針を提供する。

第 IV 条

更新、報告、公開情報

第 17 条

更新

1. 加盟国は、関連の各海洋地域または準地域に関して、海洋戦略を更新しておくことを確保するものとする。
2. 加盟国は、パラグラフ 1 の解釈上、第 5 条に記載する調整された方法で初期策定から 6 年ごとに海洋戦略の次の要素を見直すものとする。
 - (a) 第 8 条(1)および第 9 条(1)のそれぞれに規定する良好な環境状況の初期評価と決定。
 - (b) 第 10 条(1)に基づき設定された環境目標。
 - (c) 第 11 条(1)に基づき設定された監視プログラム。
 - (d) 第 13 条(2)に基づき策定された対策プログラム。
3. パラグラフ 2 に規定する見直しに従って行う更新の詳細は、第 19 条(2)に基づく公開の 3 ヶ月以内に、欧州委員会、地域海条約機構、他の関連加盟国に送付するものとする。
3. 第 12 条および第 16 条は、本条に基づき準用するものとする。

第 18 条

中間報告書

加盟国は、第 19 条(2)に基づく各対策プログラムまたはその更新の公開から 3 年以内に、欧州委員会に対し、当該プログラム実施の進捗状況を記載した簡易中間報告書を提出するものとする。

第 19 条

公開協議および情報

1.加盟国は、関連の現行共同体法に従い、可能であれば、地域海条約機構、科学諮問機関、地域諮問委員会を含む現行の管理機関または機構を包含する全当事者に対し、本指令の実施に参加するための早期の有効な機会を提供するものとする。

2.加盟国は、海洋戦略の下記の要素に係るコメント、サマリーまたは関連の最新情報を公衆に公開し、公衆の利用に供するものとする。

(a)第 8 条(1)および第 9 条(1)のそれぞれに規定する良好な環境状況の初期評価と決定。

(b)第 10 条(1)に基づき設定された環境目標。

(c)第 11 条(1)に基づき設定された監視プログラム。

(d)第 13 条(2)に基づき策定された対策プログラム。

3.環境情報へのアクセスに関しては、環境情報への一般アクセスに関する 2003 年 1 月 28 日の欧州議会および欧州理事会指令 2003/4/EC⁽¹⁾を適用するものとする。

加盟国は、指令 2007/2/EC に従い、本指令に関連した加盟国の作業成果に関して、特に、第 20 条(3)(b)に基づく共同体の海洋環境状況の見直しに関して、第 8 条に基づき行われた初期評価に起因するデータと情報および第 11 条に基づき策定された監視プログラムに起因するデータと情報に係るアクセス権と利用権を欧州委員会に提供するものとする。

第 8 条に基づき行われた初期評価に起因するデータと情報および第 11 条に基づき策定された監視プログラムに起因するデータと情報が利用可能となってから 6 ヶ月以内に、加盟国の作業成果に係る当該情報とデータを欧州環境庁も入手できるものとする。

⁽¹⁾ OJ L 41, 14.2.2003, p.26.

第 20 条

委員会報告書

1. 欧州委員会は、本指令の実施に関する第 1 回評価報告書を、全対策プログラムを受領してから 2 年以内に、また遅くとも 2019 年までに公表するものとする。

欧州委員会は、その後 6 年ごとにさらなる報告書を公表するものとする。欧州委員会は、欧州議会および欧州理事会に報告書を提出するものとする。

2. 欧州委員会は、遅くとも 2012 年 7 月 15 日までに、海域の環境保護分野における共同体レベルまたは国際レベルでの加盟国または共同体の現行義務、公約、施策の実施への本指令の寄与を評価している報告書を公表するものとする。

当該報告書は、欧州議会および欧州理事会に提出するものとする。

3. パラグラフ 1 に定める報告書に以下を記載するものとする。

(a) 本指令の実施の進捗状況の見直し。

(b) 欧州環境庁および関連の地域の海洋・漁業機関および海洋・漁業条約との調整により行われる、共同体の海洋環境状況の見直し。

(c) 海洋戦略と海洋戦略の改善に向けた提案の調査。

(d) 第 12 条および第 16 条に基づき加盟国から入手した情報に係るおよび第 15 条に基づき加盟国から入手した情報に関して第 16 条に基づき欧州委員会により行われた評価に係るサマリー。

(e) 第 18 条に基づき加盟国が欧州委員会に提出した報告書のそれぞれに対する回答のサマリー。

(f) 従前の海洋戦略に関して欧州議会および欧州理事会が発表したコメントに対する回答のサマリー。

(g) 本指令目標の達成に対する他の関連共同体政策の寄与のサマリー。

第 21 条

保護地域に関する進捗状況報告

欧州委員会は、2013 年までに加盟国が提供する情報を基盤として、適用される共同体法に基づく現行の義務および共同体と加盟国の国際公約を考慮して、2014 年までに海洋保護地域の設置の進捗状況に関する報告を行うものとする。

当該報告書は、欧州議会および欧州理事会に提出するものとする。

第 22 条

共同体資金

1. 本指令の実施においては、海洋戦略の策定に元来付随する優先事項を考慮し、適用される規則と条件に従って、現行の共同体金融手段による支援を受けるものとする。
2. 加盟国が策定したプログラムは、現行の金融手段に従い、EU が共同出資するものとする。

第 23 条

本指令の見直し

欧州委員会は、本指令を 2023 年 7 月 15 日までに見直すものとし、適切な場合には、必要な改正を提示するものとする。

第 V 章

最終規定

第 24 条

技術的適応

1. 附録 III、IV、V は、第 17 条(2)に記載する海洋戦略の見直しと更新に係る期間を考慮し、第 25 条(3)に定める監視による規制手続きに従って、科学的プロセスと技術的プロセスを踏まえて修正することができる。

2. 第 25 条(2)に定める規制手続きに従って、

(a) 附録 I、III、IV、V の適用に対し、方法論的基準を採択することができる。

(b) 統計データおよび地図データを含むデータの送信と処理を目的として、技術フォーマットを採択することができる。

第 25 条

規制委員会

1. 欧州委員会は、一委員会が支援するものとする。

2. 本パラグラフについては、決議 1999/468/EC の第 8 条の規定を考慮し、同決議の第 5 条と第 7 条を適用するものとする。

決議 1999/468/EC の第 5 条(6)に定める期間を 3 ヶ月に設定するものとする。

3. 本パラグラフについては、決議 1999/468/EC の第 8 条の規定を考慮し、同決議の第 5 条 a(1)から(4)および第 7 条を適用するものとする。

第 26 条

伝達

1. 加盟国は、遅くとも 2010 年 7 月 15 日までに本指令の順守に必要な法律、規則および行

政上の規定を施行するものとする。加盟国は、欧州委員会に対し当該規定の内容を速やかに伝えるものとする。

加盟国が当該対策を採択する場合、本指令への言及を含めるものとし、または公式刊行物の場合には当該言及を伴うものとする。当該言及を行う方法は加盟国が定めるものとする。

2.加盟国は、欧州委員会に対し、本指令が適用される分野で加盟国が採択している国内法の主要対策の内容を伝えるものとする。

3.海域のない加盟国は、第6条および第7条に基づく要件の順守を確保するために必要な対策のみを施行するものとする。

国内法で当該対策がすでに施行されている場合、加盟国は欧州委員会に対し当該対策の内容を伝えるものとする。

第 27 条

発効

本指令は、欧州連合官報での公開から 20 日後に発効するものとする。

第 28 条

送付

本指令は加盟国に送付される。

2008 年 6 月 17 日にストラスブールにて送付済み。

欧州議会議長
H.-G. POTTERING

欧州理事会議長
J. LENARCIC

附録 I

良好な環境状況の決定に係る質的記述子

(第 3 条(5)、第 9 条(1)、第 9 条(3)、第 24 条に規定する)

- (1) 生物多様性が維持されている。生息地の質と発生および種の分布と豊富さが、現行の地形学的、地理学的、気候的条件と一致している。
- (2) 人間の活動により導入された非原産種が、生態系に悪影響を及ぼさないレベルである。
- (3) 商業利用された全魚介類固体群が、安全な生物学的限度内にあり、健全なストックを示す個体群年齢と規模の分布を提示している。
- (4) 認識されている範囲での海洋食物網の全要素が、通常の豊富さと多様性で発生し、かつ、種の長期にわたる豊富さと全生殖能力の維持を確保することができるレベルで発生している。
- (5) 人間の活動が原因の富栄養化、特に、生物多様性の喪失、生態系の悪化、有害な藻の異常発生、低層水の酸素欠乏などの当該富栄養化による悪影響が最小限に抑えられている。
- (6) 海底の完全性が、生態系の構造と機能が保護されており、特に深海底の生態系が悪影響を及ぼされていないことを確保しているレベルである。
- (7) 水界地理学的条件の永久的変化が、海洋生態系に悪影響を及ぼしていない。
- (8) 汚染物質の濃度が、汚染影響を生じさせないレベルである。
- (9) 食用の魚およびその他の海産物の汚染物質が、共同体法またはその他の関連基準が定めるレベルを超えていない。
- (10) 海洋残物の特性および量が、沿岸や海洋環境に害をもたらしていない。
- (11) 水中騒音を含むエネルギーの導入が、海洋環境に悪影響をもたらさないレベルである。

加盟国は、第 9 条(1)に定める海洋地域または準地域の良好な環境状況の特徴を決定する上で、当該海洋地域または準地域の良好な環境状況の決定に使用する記述子の特定に本附録に記載する各質的記述子を検討するものとする。加盟国が、当該記述子の 1 つ以上が使用するに適切でないと考える場合、加盟国は、第 9 条(2)に基づく通知の枠組み内で、欧州委員会に対し理由を提示するものとする。

附録 II

監督官庁

(第 7 条(1)に規定する)

- (1) 監督官庁の名称および住所 – 特定された監督官庁の正式名称および住所。
- (2) 監督官庁の法的立場 – 監督官庁の法的立場の簡潔な説明。
- (3) 責任 - 関連海域に関する監督官庁の法的責任と行政上の責任およびその役割の簡潔な説明。
- (4) メンバーシップ – 監督官庁が他の監督官庁に係る調整機関としての役割を果たす場合、他の監督官庁のリストと、調整を確保するために構築された機関上の関係のサマリーが求められる。
- (5) 地域または準地域の調整 – 海域が同じ海洋地域または準地域内にある加盟国間の調整を確保するために構築された機構のサマリーが求められる。

附録 III

特性、プレッシャー、影響の指示的リスト

(第 8 条(1)、第 9 条(1)、第 9 条(3)、第 10 条(1)、第 11 条(1)、第 24 条に規定する)

表 1

特性

<p>物理的特徴および化学的特徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 海底の地形および等深線。 - 年間・季節温度条件および氷量、流速、湧昇、波浪露出度、混合特性、濁度、滞留時間。 - 塩分の空間的・一時的分布。 - 栄養素 (DIN、TN、DIP、TP、TOC) と酸素の空間的・一時的分布。 - 海洋酸性化の測定に使用される pH、pCO₂ プロファイルまたは同等の情報。
<p>生息地の種類</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 深さ、水温条件、海流およびその他の水の動き、塩分、海底の構造と基底層構成など固有の物理的・化学的特徴の説明を付した、主な海底および水柱生息地の種類。 - 共同体法 (生息地指令および鳥類指令) または国際条約に基づき、特に科学的関心もしくは生物多様性に係る関心があるとみなされた、特定の生息地の種類の識別とマッピング。 - その特性、場所または戦略的重要性により、特に言及する必要がある地域の生息地。これには、強いプレッシャーもしくは特定のプレッシャーを受ける地域または特定の保護制度が必要な地域が含まれる可能性がある。
<p>生物学的特徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 主な海底および水柱生息地に関連した生物学的群集の説明。これには、種および季節変動、地理的変動を含む、植物プランクトン群集と動物プランクトン群集に関する情報が包含される。 - 種組成、バイオマス、年間・季節変動を含む、被子植物、マクロ藻、無脊椎動物相に関する情報。 - 魚類個体群の豊富さ、分布および年齢・規模構造を含む、魚類個体群の構造に関する情報。

	<ul style="list-style-type: none"> - 海洋地域または準地域に発生している海洋哺乳類と爬虫類の種の個体数ダイナミックス、自然・実際範囲と状況の説明。 - 海洋地域または準地域に発生している海鳥の種の個体数ダイナミックス、自然・実際範囲と状況の説明。 - 共同体法または国際合意に基づく、海洋地域または準地域で発生しているその他の種の個体数ダイナミックス、自然・実際範囲と状況の説明。 - 海洋地域または準地域にいる、非原生種、外来種、または、関連する場合には遺伝子的に在来種の異型の一時的発生、豊富さ、空間的分布のインベントリー。
その他の特徴	<ul style="list-style-type: none"> - 懸念、堆積物汚染、ホットスポット、健康問題、生物相の汚染（特に、食用の生物相）を発生させる化学物質を含む、化学物質に関する状況の説明。

表 2

プレッシャーおよび影響

物理的喪失	<ul style="list-style-type: none"> - 窒息（人為的構造、浚渫土の処分などによる）。 - 密閉（永久建築などによる）。
物理的ダメージ	<ul style="list-style-type: none"> - 沈泥の変化（放流、流出の増加、浚渫・浚渫土の処分などによる）。 - 磨耗（商業目的の漁業、舟艇、錨泊が海底に及ぼす影響など） - 選択的採取（海底および底土の生物資源および非生物資源の探査と開発）。
その他の物理的かく乱	<ul style="list-style-type: none"> - 水中騒音（船舶、水中音響設備などから）。 - 海洋残物。
水文学的プロセス障害	<ul style="list-style-type: none"> - 熱形態の重大な変化（発電所からの放流などによる）。 - 塩分形態の重大な変化（水の動き、水の汲み上げを妨げている建造物などによる）。
有害物質による汚染	<ul style="list-style-type: none"> - 合成化合物の導入（拡散源、船舶による汚染、大気降下および生物学的活性物質などによる喪失に起因する、農薬、防汚剤、薬剤など、海洋環境に関連した指令 2000/60/EC に基づく優先物質等）。 - 非合成物質および非合成化合物の導入（船舶による汚染、石油、ガス、鉱物の探査と開発、大気降下、河川流入などに起因する重金属、炭化水素等）。 - 放射性核種の導入。
物質の体系的または故意の放出	<ul style="list-style-type: none"> - 他の共同体法または国際条約に従い許可された、海洋環境への体系的または故意の放出に起因する、固体、液体、気体のいずれを問わない、海域への他の物質の導入。
富栄養化および富有機物	<ul style="list-style-type: none"> - 肥料およびその他の窒素およびリン含有物質の（農業、水産養殖、大気降下を含む、点源および拡散源などからの）流入。 - 有機物の流入（下水管、海洋牧場、河川流入等）。
生物学的障害	<ul style="list-style-type: none"> - 微生物病原体の導入。 - 非原生種および転位（translocations）の導入。 - 偶発的な目標外捕獲を含む、種を選択的採取（商業漁業および遊漁などによる）。

附録 IV

環境目標設定時に考慮すべき特性の指示的リスト

(第 10 条(1)および第 24 条に規定する)

- (1) 海洋地域または準地域内の加盟国の統治権または管轄権に基づく、海域を特徴付けている要素を十分に網羅していること。
- (2)(a)良好な環境状況の定義に基づき好ましい条件を定めている目標、(b)監視および評価を考慮した測定可能な目標および関連の指標、(c)目標達成を支援するための具体的な実施対策に関連した運用目標を設定する必要があること。
- (3)海洋地域または準地域内の加盟国の海域を特徴付けている要素の測定可能な特徴に関して、実現または維持すべき環境状況を特定し、その状況を構築すること。
- (4)目標が一致していること。目標間の衝突がないこと。
- (5)目標の達成に必要な資源を特定すること。
- (6)予想される中間目標およびその達成時間スケールを含む、目標を策定すること。
- (7)目標の達成を視野に入れた、進捗状況を監視し管理決定を導くための指標を特定すること。
- (8)適切である場合には、基準点（目標基準点および限定基準点）を特定すること。
- (9)目標設定の際の、社会経済的懸念を十分に検討すること。
- (10)目標の達成により、海洋地域内の加盟国の統治権または管轄権に基づく範囲にある海域が、目標に一致した状況となるかどうかを評価するために、第 1 条に定める環境目標を視野に入れて作成された環境目標、関連指標、限定基準点と目標基準点を調査すること。
- (11)第 1 条に定める環境目標の達成を視野に入れ、関連の海洋地域または準地域に最も関連性のある監視ガイドラインを活用して、本目標と、共同体とその加盟国が関連の国際合意および地域合意に基づき公約している目標との整合性を図ること。

(12)目標および指標が整理されている場合、目標の達成により海洋環境が目標に一致した状況となるかどうか評価するために、第1条に定める環境目標に関連して当該目標及び指標をまとめて調査しなければならない。

附録 V

監視プログラム

(第 11 条(1)および第 24 条に規定する)

- (1) 附録 III に従い、ならびに第 9 条(3)に基づき定義される基準および方法論的基準を用いて、環境状況の評価に関する情報および良好な環境状況からの隔たりと良好な環境状況に向けての進捗状況の評価に関する情報を提供する必要がある。
- (2) 第 10 条に定める環境目標に係る適切な指標の識別を可能にする情報の生成を確保する必要がある。
- (3) 第 13 条に定める対策の影響評価を可能にする情報の生成を確保する必要がある。
- (4) 望ましい状況範囲からのずれが特定されている場合、変化の原因を特定するための行動、つまり、良好な環境状況を回復するために取る必要があると考えられる是正措置を盛り込む必要がある。
- (5) 商業漁業地域から捕獲した食用種の汚染化学物質に関する情報を提供する必要がある。
- (6) 是正措置が、望ましい変化をもたらし、望ましくない効果をもたらさないことを確保するための活動を盛り込む必要がある。
- (7) 第 4 条に従い、海洋地域または準地域を基盤とした情報を収集する必要がある。
- (8) 海洋地域と準地域内でのおよび海洋地域と準地域間での評価アプローチと評価方法の比較可能性を確保する必要がある。
- (9) 情報の比較可能性を可能とするために、共同体レベルでの監視に係る技術仕様と標準化方法を策定する必要がある。
- (10) これらのプログラム間の一貫性の推進と取り組みの重複回避を視野に入れて、関連の海洋地域または準地域に最も関連性のある監視ガイドラインを活用して、地域レベルおよび国際レベルで策定された現行プログラムとの整合性を出来る限り確保する必要がある。

(11)第 8 条に定める初期評価の一環として、環境条件における主要な変化の評価および必要な場合には新たな問題を盛り込む必要がある。

(12)第 8 条に定める初期評価の一環として、自然変動を含む、附録 III に記載する関連要素を検討し、かつ、第 10 条(1)に基づき策定した環境目標の実現に向けてのトレンドを、必要に応じて、作成された指標および限度基準点または目標基準点を用いて評価する必要がある。

附録 VI

対策プログラム

(第 13 条(1)および第 24 条に規定する)

- (1) 流入管理：許可されている人間の活動量に影響を及ぼす管理対策。
- (2) 流出管理：許可されている生態系要素の摂動程度に影響を及ぼす管理対策。
- (3) 空間および一時的分布管理：活動の発生が許可されている場所および時期に影響を及ぼす管理対策。
- (4) 管理調整対策：管理が調整されていることを確保するための手段。
- (5) 実行可能な場合には、海洋汚染のトレーサビリティーを改善するための対策。
- (6) 経済上のインセンティブ：良好な環境状況目標の達成に役立つ活動が、海洋生態系を利用している者の経済上の関心を引く管理対策。
- (7) 緩和および改善手段：人間の活動を、被害を受けている海洋生態系要素を回復させる方向へと導く管理手段。
- (8) 通信、利害関係者の関与、公衆の意識向上。

資料3 (海洋政策研究財団 訳) *

英国海洋政策ステートメント

* 翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。

英国海洋政策ステートメント

2011年

英国政府
英国海洋政策ステートメント

英国政府
北アイルランド自治政府
スコットランド政府
ウェールズ国民議会

2011年3月
ロンドン：The Stationery Office

著作権者：英国王室（2011年）

本書に記載の情報（ロゴは含まず）は、Open Government Licence（公共機関のデータを自由に活用できるライセンス）の条件の下、形式又は媒体を問わず無償で再利用してよい。

このライセンスについては

<http://www.nationalarchives.gov.uk/doc/open-government-licence/>を参照いただくか、

国立公文書館情報政策チーム（Kew, London TW9 4DU）へ書面にて、若しくは

psi@nationalarchives.gsi.gov.uk宛に電子メールで問合せのこと。

本書は<http://www.official-documents.gov.uk/>でも閲覧可能である。

ISBN: 978 0 10 851043 4

印刷者：The Stationery Office Limited（英国）

英国政府刊行物発行所長より委託

ID 2421098 03/11 19585 10164

目次

略語一覧

はじめに

英国の新たな海洋計画策定体系

MPSの適用範囲

再検討・廃止過程

評価

MPSの構成

第1章

1.1 海洋計画

1.2 地域横断的計画策定

1.3 陸上計画策定制度との統合

第2章

2.1 英国の海洋環境におけるビジョン

2.2 海洋計画策定を通じたビジョンの達成

2.3 計画策定及び意思決定

2.3.1 ハイレベルな海洋計画策定アプローチ

2.3.2 ハイレベルな意思決定原則

2.4 海洋計画策定における便益と悪影響の検討

2.5 経済的、社会的及び環境的検討事項

2.6 詳細な検討

2.6.1 海洋の生態学及び生物多様性

2.6.2 大気質

2.6.3 騒音

2.6.4 生態学的及び化学的な水質及び資源

2.6.5 海景

2.6.6 歴史的環境

2.6.7 気候変動の適応及び緩和

2.6.8 沿岸の変化及び洪水

第3章

- 3.1 保護海域
- 3.2 防衛及び国家安全保障
- 3.3 エネルギー生産及びインフラストラクチャ開発
- 3.4 港湾及び海運
- 3.5 海洋骨材
- 3.6 海洋浚渫及び処分
- 3.7 電気通信ケーブル敷設
- 3.8 漁業
- 3.9 養殖
- 3.10 表面水管理及び廃水処理・処分
- 3.11 観光及び娯楽

結論

略語一覧

AoS - 持続可能性評価
AQMA - 大気質管理区域
CCR - 二酸化炭素回収対応
CCS - 二酸化炭素回収・貯留（施設）
CFP - 共通漁業政策
EIA - 環境影響評価
ELC - 欧州景観条約
EqIA - 平等性影響評価
EU - 欧州連合
HRA - 生息地規制評価
ICZM - 統合的沿岸域管理
IFCA - 近海漁業・保全当局
IROPI - 公益に優先する止むを得ぬ理由
LNG - 液化天然ガス
MCZ - 海洋保全ゾーン
MoD - 防衛省
MPA - 海洋保護区域
MPS - 海洋政策ステートメント
MSFD - 海洋戦略枠組指令
NETSO - 全国送電系統運用者
NPS - 国家政策ステートメント
NSIP - 国家的重要なインフラストラクチャプロジェクト
ODIS - 沖合開発情報説明書
RBMP - 河川流域管理計画
SAC - 特別保全区域
SEA - 戦略的環境評価
SSSI - 科学的に特別な関心の的となる区域
SPA - 特別保護区域
UK - 英国
UKMMAS - 英国海洋監視・評価戦略
WFD - 水枠組み指令

英国海洋政策ステートメント

はじめに

この海洋政策ステートメント（Marine Policy Statement : MPS）は、海洋計画の作成、そして海洋環境に影響を及ぼす決定のための枠組みである。これは英国海域¹における持続可能開発の達成に貢献するものとなる。これは2009年海洋・沿岸アクセス法第44条を目的に作成され、採択された。

国務大臣、スコットランドの閣僚、ウェールズの閣僚及び北アイルランド環境省が合同で、MPSの採択を進めている。これは英国行政府（英国政府、スコットランド政府、ウェールズ国民議会及び北アイルランド自治政府）が共有する「清浄、健全、安全、生産的、そして生物多様性のある海洋及び海域」を持つというビジョンの達成に向けた重要な一歩である²。

MPSは、海洋計画の策定を推進及び支援すると共に、ハイレベルな海洋計画目標³に沿って海洋資源が持続可能な形で利用されることを確保し、その結果、以下を実現するものとなる。

- ・ 持続可能な経済発展の促進
- ・ 気候変動⁴や海洋酸性化の原因の低減及びそれらの効果への適応を目的に、低炭素経済へ向けた英国の前進を可能にすること。
- ・ 健全で正常に機能する海洋生態系を促進し、海洋の生息地、種及び我が国の遺産を保護する、持続可能な海洋環境の確保。
- ・ 局所の社会的・経済的課題に対処するための持続可能な海洋資源の活用を含め、海域が社会にもたらす便益に貢献すること。

¹ 「英国海域」は、英国近傍の領海及び沖合海域（英国の排他的経済水域（排他的経済水域が有効となるまでは再生可能エネルギーゾーン）及び英国の大陸棚セクターを含む）を含む。これは大潮平均高潮面の時に海水に沈む区域はもとより、河川、河口及び小川の潮汐範囲（大潮平均高潮面の範囲）も含む。2009年海洋・沿岸アクセス法第42条の（3）及び（4）参照。

² 報告書「我が国の海域の保護」（2002年）。

www.defra.gov.uk/environment/marine/documents/marine_stewardship.pdf

³ 囲み記事1参照。

⁴ 2008年気候変動法及び2009年（スコットランド）気候変動法に従い、また英国低炭素移行計画

（www.decc.gov.uk/assets/decc/White%20Papers/UK%20Low%20Carbon%20Transition%20Plan%20WP09/1_20090724153238_e_@@_lowcarbontransitionplan.pdf）を通じて実施される通り。スコットランド政府低炭素経済戦略

（www.scotland.gov.uk/Publications/2010/11/15085756/0）及びウェールズ議会政府の「低炭素革命：ウェールズのエネルギー政策」

（<http://wales.gov.uk/topics/environmentcountryside/energy/renewable/policy/lowcarbonrevolution/?jsessionid=13XrNxxvGS2k1xGpr1YHnln8NdV2QrNhSYvmHncJRX1JkYSQTNsrW!-670654171?lang=en>）も参照のこと。

英国の新たな海洋計画策定体系

英国では全国的に、新たな海洋計画策定体系の導入が主要な法制を通じて進められている⁵。MPSは、こうした海洋計画策定体系のための枠組みである。これはハイレベルな政策決定の背景をもたらすものであり、その枠内で国家的及び準国家的海洋計画が策定、実施、監視、修正され、そうした海洋計画は英国海域全体にわたり適度な一貫性を確保するものとなる。またMPSでは海洋における免許交付やその他、関連する認可制度の方向性も定める。海洋計画策定は以下のような過程で進行する。

- ・ 様々な目標間での統合の達成。
- ・ 我が国の海域の利用需要と、その結果としての海域に対する圧力が今後も高まり続けることの認識。
- ・ 生態系アプローチ⁶を適用して、海域における需要の競合に対処すること。
- ・ 可能な限り、さまざまな活動の共存を可能にすること。
- ・ 陸上計画策定との統合。

MPSの適用範囲

2009年海洋・沿岸アクセス法では、全ての公共機関⁷ に対し、英国海域に影響を及ぼす認可又は執行決定⁸を行う際、関連する検討の結果別段に示唆のない限り、MPSに従うよう要求している。同法では海洋計画においても、関連する検討の結果別段に示唆のない限り、海洋計画分野で有効なMPSに適合しなければならない旨、要求している。一旦採択されれば、海洋計画は英国海域における認可又は執行決定に対して、法令遵守を確保するために取られる認可及び執行措置に付随する要件及び条件を含め、MPSと同じ効力を有することになる。MPS及び関連する海洋計画に従って決定が下されない場合、当該公共機関はその理由を説明しなければならない。英国海域に影響を及ぼす、又はその可能性がある決定であって、ただし認可又は執行決定に該当しない決定、例えば相談窓口として行うべき表明の内容に関する決定、或いは自ら実行すべき行動に関する決定を下す公共機関は、MPS及び関連する海洋計画を考慮しなければならない。

⁵ 2009年海洋・沿岸アクセス法、2010年（スコットランド）海洋法、北アイルランド海洋議案。

⁶ 生体系アプローチの実際的解釈は、海洋戦略枠組指令に置き換わる2010年海洋戦略規制の規制5に明記されている。人間の活動に対する生体系ベースのアプローチとは、人間の活動による集合的圧力が、良好な環境状態の達成と両立可能な水準に保たれ、その圧力が人為的变化に海洋生態系が対応する能力を損ねることなく、海洋の財とサービスの持続可能な利用を可能にすることを確保するというアプローチを意味する。

⁷ 海底の80%を所有する王室公領を含む。

⁸ 2008年計画策定法の下で開発同意を付与する命令の申請に対する決定、即ち国家的重要インフラストラクチャプロジェクトを除く。この場合、決定に際し海洋政策ステートメントを考慮しなければならない。

海洋計画策定制度と陸上計画策定制度の相関関係について、第1章で詳しく論ずる。ただし留意すべき点として、多くの場合、このMPSに反映される政策は、陸上計画策定体系及びその他、海域に影響を及ぼす、又はその可能性がある同意制度において既に考慮されている。適宜、これらの制度においてMPSを海洋計画策定体系の一環としてどのように考慮する必要があるかについて、各行政府から付加的指針が提示される。

再検討・廃止過程

MPSは廃止、改正又は差替えられるまで、有効な状態を維持する。2009年海洋・沿岸アクセス法で定められている通り、MPSは、関連する政策当局（国務大臣及び連動する権限委譲地域当局⁹⁾）が適切と見なす場合、再検討される。

MPS再検討の是非を検討する際、政策当局は、MPSでさだめられた政策を裏付ける証拠に大幅な変化があったかどうか、またMPSに反映させる必要のある新たな関連政策が導入されているかどうか、そしてMPSにおける政策目標の改正が必要かどうか、といった要素を考慮に入れる。この過程は、海洋計画策定体系の監視及び実施状況も参考になる。

どの政策当局でも、MPSからの離脱について、他の政策当局へ通知し、次いで離脱した旨を公表することにより、これを行うことができる¹⁰⁾。スコットランドの閣僚、ウェールズの閣僚又は北アイルランド環境省がMPSから離脱する場合、MPSはそれらの権限の範囲内での事案に関連する決定に対する効力を失うことになるが、MPSからの離脱は、離脱後におけるこれらの分権行政府で策定された海洋計画が、その地域の海洋計画において保持された機能の遂行に関して、関連性を持たなくなることを意味する。国務大臣がMPSから離脱する場合、MPSは全面的に廃止となり、失効する。MPSが再検討又は廃止されても、MPSが有効であった時点で既に作成されていた既存の海洋計画の効果又は妥当性は変わらない。

評価

MPSは、持続可能性評価（Appraisal of Sustainability : AoS）の対象とされ、AoSを参考としてきた。これは戦略的環境評価指令¹¹⁾（Strategic Environmental Assessment : SEA）の要件を組入れている。AoSではMPSの代替案を特定及び評価し、その中で持続可能開発の三本柱を効果的に提供する可能性がないことから、実行可能と見なされなかったものを示した。AoSでは、個々の代替案の検討内容を詳細に示している。

⁹⁾ 関連当局の詳細については2009年海洋・沿岸アクセス法第44条(4)参照。

¹⁰⁾ 2009年海洋・沿岸アクセス法第48条参照。

¹¹⁾ 指令2001/42/EC。この指令に従って、海洋計画当局は海洋計画の参考となる戦略的環境評価の実行を要求されることになる（2.4項参照）。

AoSではMPSとその代替案を、一連の持続可能目標を基準に評価した。これらの目標は、SEA指令で列挙された個別のテーマを全てカバーすると共に、持続可能開発原則を反映している。AoSでは、MPSは全ての個別テーマ分野における全ての持続可能目標の達成を支えるものであると結論付けた。

AoSでは、詳細かつ区域別の海洋計画が策定される枠組みとなる、より広範な海洋計画策定体系の一部をMPSが形成すると認識した。これらは将来、より詳細な持続可能性の課題の検討を推進する機会を提供するものと考えられる。

AoSでは、MPSの持続可能性パフォーマンスの強化及び増進を目指す提言を盛り込んだ一方、これらの一部が、計画策定及びプロジェクト開発における、より詳細な段階に限り適切となり得るという点も認識した。採択後ステートメントも作成されており、これはwww.defra.gov.uk/environment/marineにて閲覧可能である。

生息地規制評価 (Habitats Regulations Assessment : HRA) 及び平等性影響評価 (Equalities Impact Assessment : EqIA) のスクリーニングも実施された。

HRAでは、生息地指令 (指令92/43/EEC) や野生鳥類指令 (指令2009/147/EC)¹² の下での保護対象区域に対する、MPS実施による潜在的効果を検討した。HRAではMPSの戦略的、ハイレベルな性質を熟慮し、そして相応に、ハイレベルな影響のみ特定した。HRAでは、現段階では欧州の1つ又は複数の場所の完全性が、MPSで特定された活動によって悪影響を被る可能性を排除しかねると結論付けた。こうした理由から、代替的解決策、及び公益に優先する止むを得ぬ理由 (IROPI) の評価が行われた。MPSに従って実行される海洋計画及びプロジェクトは全て、適切な評価手順の対象となり得る。この手順に従って、適切な評価が要求され、この評価において海洋計画又はプロジェクトが欧州の何処かの場所の完全性に影響を及ぼすおそれがあると結論付ける場合、公益に優先する止むを得ぬ理由 (Imperative Reasons of Overriding Public Interest : IROPI、現地の完全性及び補償に関連する課題について、該当する法制及び欧州委員会指針に従って対処する必要が生じる。

EqIAスクリーニングがMPSを対象に、MPSの中でジェンダー、人種、障害、年齢、性的指向、宗教又は信念に影響を及ぼし得る領域を特定する目的で実施された。このスクリーニングでは、MPSは社会のどの部分も差別するものとはならず、従って平等性法制及びウェールズ国民議会によるウェールズ語計画における諸規定を支持するものであると結論付けた。その結果、全面的なEqIAは必要ないとの結論に至った。

¹² 野生鳥類の保全に関する指令 (指令 2009/147/EC) 、並びに天然生息地及び動植物の保全に関する理事会指令 92/43/EEC。

MPSの構成

MPSの構成は以下の通りである。

- ・ 第1章では、より広範な海洋計画策定体系の枠内でのMPSの役割と、既存の計画策定制度とMPSの相互作用について明記する。
- ・ 第2章では英国海域のビジョン、そしてこのビジョンの達成に貢献する意思決定に向けた海洋計画策定及び一般原則に対するハイレベルなアプローチの概要を説明する。また、海洋計画策定に際し考慮すべき経済的、社会的及び環境的検討事項のための枠組みについても明記する。
- ・ 第3章では、海洋環境で発生する主な活動に関する政策目標を明記する。これらの目標は、英国政府、スコットランド政府、ウェールズ国民議会及び北アイルランド自治政府が、第2章に記載のビジョンの実現に向け、英国海域の持続可能開発を通じた達成を追求している具体的な政策の成果である。これらは海洋計画策定を通じて、また第2章で概要が示される経済的、社会的及び環境的検討事項のための枠組みの範囲内で実現されることになる。海洋計画はこれらの目標と歩調を合わせ、それらの実現に貢献すべきである。この章ではまた、これらの活動に伴う圧力や影響に関する指針も提示し、意思決定者は今後、英国海域における開発の計画策定及び許可に際し、その指針を考慮する必要がある。

第1章

本章ではより広範な海洋計画策定体系の枠内での海洋政策ステートメント (MPS) の役割と、既存の計画策定制度とMPSの相互作用について明記する。

1.1 海洋計画

1.1.1 MPS及び海洋計画は、海洋活動に関する新たな計画主導型体系を形成する。これらは海域、海洋資源、海域で発生する活動及び相互作用に対する、政策の一貫性の向上や、先見的、積極的な空間計画策定アプローチを勘案するものとなる。海洋計画は関連法制に従って作成され、採択される。行政府は適宜、海洋計画の内容、構成、背景及び作成に関する指針を提示する。

1.1.2 MPSが採択されれば、2009年海洋・沿岸アクセス法では海洋計画当局に対し、海洋計画がその策定を律則する対象領域全域について、海洋計画が作成されることの確保を追求する義務を課す¹³。海洋計画の策定を担当する海洋計画当局は、イングランドの近海域及び沖合域については国務大臣¹⁴、スコットランドの沖合域についてはスコットランド閣僚、ウェールズの近海域及び沖合域についてはウェールズ閣僚、そして北アイルランドの沖合域については北アイルランド環境省である。スコットランドの近海域は現在、スコットランド法制の対象とされており、また北アイルランドの近海域は北アイルランド法制の対象となる予定である¹⁵。2009年海洋・沿岸アクセス法で定められている通り、権限委譲地域内で策定される海洋計画は、MPSが発効する時点で、また国務大臣の合意を得た上で、保持される関連機能¹⁶の遂行に影響を及ぼすことになる。英国の各行政府は、現在の分権合意に従って、海洋環境に影響を及ぼす機能の遂行も継続してゆく。

1.1.3 海洋計画においては、特定区域におきりMPSの実施形態を定める。それらはある区域における詳細な政策及び空間計画指針を提供すると共に、ある計画区域内における決定が英国全体、国別及び区域別の政策目標の実現に貢献することの確保に役立つものとなる¹⁷。

¹³ 2009年海洋・沿岸アクセス法第51条(2)。

¹⁴ この機能は海洋管理機関(MMO)へ移譲されている。国務大臣は、MMOが作成する、一般参加に関する言明書、協議前の海洋計画草案、及び採択に向けた最終的海洋計画を承認しなければならない。

¹⁵ スコットランドの沖合域に関する計画策定は、法制上の基盤が近海域の場合と異なる。別々の法制の下で策定された海洋計画を、1つの文書にまとめる予定である。同様のアプローチが、北アイルランドでも取られることになる。ウェールズ議会政府は、ウェールズでのアプローチについて協議中である。

¹⁶ 2009年海洋・沿岸アクセス法第58条で定められている通り、英国海域の全部又は一部に影響を及ぼす、又はその可能性がある機能を指す。

¹⁷ スコットランドではMPSに従って国別海洋計画が策定され、スコットランドの地域計画においても、関連する検討の結果別段に示唆のない限り、MPSを遵守しなければならない。

MPSは、英国の水域で発生する、或いは別段に影響を及ぼすと見られる全ての活動について、具体的指針を提供するものではない。MPSは、意思決定を含め、考慮しなければならない政策目標、原則及び検討事項に求められる一貫性を確保できるよう、海洋計画策定のための枠組みを提供するものである。MPSでは、海洋計画策定に際しある程度の優先度が予想される活動を特定するが、他より優先すべき活動を明記するわけではなく、それを暗に示す意図もない。相対的優先度は、英国の政策目標と併せて、個々の海洋計画区域特有の特徴を含めた広範な要因を考慮に入れつつ、海洋計画策定過程を通じて判断するのが最も適切である。

1.2 地域横断的計画策定

1.2.1 英国行政府は行政境界横断的な海洋計画策定の調整を図ることに尽力し¹⁸、またそれを各地域の法制における要件とした。調整には国別の又は海洋計画区域の境界を横断する範囲に及ぶ活動の計画策定、計画当局間でのデータ共有、そして任意の区域における海洋計画策定期間の調整が含まれる。英国行政府同士の協約において、海洋計画策定に向けた密接な協力と相互に有益なアプローチを正式に記述することになる。

1.2.2 地域横断的計画策定は、英国海洋監視・評価戦略（UK Marine Monitoring and Assessment Strategy : UKMMAS）共同体の下で監視プログラムを通じて集められる、英国海域全体の証拠基盤や、英国海域の状態に関するUKMMASの報告書も、推進要因となる。例えば2010年7月に公表された「Charting Progress（海洋政策動向報告書）2」¹⁹では、英国海域の清浄度、安全性、健全性、生産性及び生物多様性の度合いについて、英国海域を生物地理学的に分けた8つの海域別に、包括的評価を提示している。Charting Progress 2では海洋計画策定に役立つ情報のベースラインを提供しているが、同報告書でそもそも認知しているように、海洋計画策定過程での対処に役立ちそうな、利用可能な証拠に大幅な格差がある。さらに、英国科学調整委員会（UKMSAを管轄）は、海洋生態系とその機能形態に対する自然の圧力と人為的圧力双方の影響に関する知識の格差を埋めるために必要な研究に取り組むための基盤を提供している。

1.2.3 英国が陸域と海域の境界を共有するアイルランドを含め、同じ地域海域を共有する諸外国との調整も必要となる²⁰。これは海洋計画が提案される時点で計画の潜在的効果につ

¹⁸ 英国の海洋計画当局は、地域横断的協力、特に Solway Firth、Severn 及び Dee の河口域における合同計画策定に向けた協力を約束している。

¹⁹ <http://chartingprogress.defra.gov.uk/>を参照のこと。この評価では、改善が為されている区域や、環境問題が依然残る区域、或いは環境悪化が発生している区域を重視している。証拠基盤は多岐にわたるが、一部の区域で証拠に格差がある。

²⁰ 諸外国の例としてフェロー諸島、デンマーク、ドイツ、オランダ、ベルギー、フランスが挙げられる。

いて十分な理解を得られるよう、そして戦略的環境評価（SEA）指令に従って、影響を受ける当局及び加盟諸国とのデータ共有及び協議が含まれることになる。

1.3 陸上計画策定制度との統合

1.3.1 MPS及び海洋計画策定体系は、英国全体にわたる既存の計画策定制度と併存し、それらと相互作用するものとなる。例えば各行政府における都市計画やその他の法制、指針及び開発計画²¹などが挙げられる。イングランドとウェールズでは、国家的重要インフラストラクチャプロジェクト（Nationally Significant Infrastructure Project : NSIP）に関する開発同意命令制度も含まれる。スコットランドでは2006年（スコットランド）計画法の下での第2次国家計画枠組み²²において、持続可能な経済成長を支えるための、数々の国家的開発優先事項を定めている。北アイルランドでは、地域的開発戦略及び計画策定政策ステートメントが、開発／区域計画と併せて、陸上計画決定のための政策枠組みを定める主要な計画策定文書である。

1.3.2 イングランドとウェールズでは、大規模な沖合再生可能エネルギー及び港湾開発を含め、国家的重要インフラストラクチャプロジェクトに対する同意を、2008年計画法に従って決定付ける必要がある。関連する国家政策ステートメント（National Policy Statement : NPS）が指定されている場合、国家的重要インフラストラクチャプロジェクト申請は、一定の例外を前提に、またMPSを考慮の上、NPSに従って決定されなければならない。その他の状況での決定は、国務大臣に委ねられる。イングランドとウェールズの海洋計画当局は、海洋計画の策定及び他の機関への助言に際し、関連するNPSを考慮すべきである。

1.3.3 2009年海洋・沿岸アクセス法及び2010年（スコットランド）海洋法では海洋計画当局に対し、海洋計画区域と管轄区域が隣接する（又は2009年海洋・沿岸アクセス法の下、管轄区域が近傍にある）地方の計画策定当局へ、海洋計画作成の意図を通知するよう要求している²³。海洋計画区域の境界は大潮平均高潮面の水位にまで及ぶ一方、陸上計画境界は概して大潮平均低潮面が限度となることから、海洋計画区域は物理的に、陸上計画区域と重なることになる。この重なりにより、海洋計画と陸域計画が海洋環境と陸上環境それぞれ

²¹ イングランドにおける陸上計画策定制度、ウェールズにおける地方分権議案の一環としての非分権事案、北アイルランドにおける計画策定議案を通じた非分権事案について、変更が進められている。これらの変更は海洋計画策定と両立性があり、影響はないはずである。

²² www.scotland.gov.uk/Publications/2008/12/12093953/0 - これは再生可能エネルギーの実現及び供給に向けた港湾及び陸上及び沖合（海中）のグリッド送電能力に関連する、国家的開発への言及を含む。

²³ 2009年海洋・沿岸アクセス法の付帯条項6、及び2010年（スコットランド）海洋法の付帯条項1で定められている通り。

れの全体に対処することとなり、また沿岸域の人為的境界に制限されないことが確保される。海洋計画と既存の計画の間における地理的重複は、諸組織が共同で効果的に作業に当たるとなり、また計画の適切な調和を確保するものとなる²⁴。

1.3.4 海洋計画策定と陸上計画策定の統合は、以下を通じて達成される。

- ・ 海洋と陸上それぞれの政策文書及び指針の間における一貫性。陸上計画策定政策及び開発計画文書には既に、沿岸及び河口域の計画策定に対処する政策が盛り込まれている。海洋政策の指針及び計画においては、いずれの体系も時間の経過と共に適応し進化し得るという点を認識しつつ、そうした政策に取って代わるのではなく、むしろそれらの補完を追求することになる。
- ・ 陸上と海洋それぞれの計画策定を担当する当局間における、計画の策定、実施及び再検討の各段階を含めた連携。これは例えば海洋環境の開発が陸上の適切なインフラストラクチャによって支援され、陸上開発計画に反映される状況や、その逆の状況の確保に役立つ。
- ・ 関連性があり適切な状況において、計画の策定及び決定に利用されるデータの一貫性を達成するための、証拠基盤の共有。

1.3.5 陸上及び海域で発生する活動は、陸上と海域双方の環境に影響を及ぼす可能性がある。沿岸と河口域は価値の高い環境であるだけでなく、社会的・経済的資産でもある。英国行政府は、河口域及び河口域内で発生する活動が、統合的沿岸管理（Integrated Coastal Zone Management : ICZM）²⁵の原則に沿った統合的かつ全体論的な形で管理されることの確保に尽力する。

²⁴ イングランドとウェールズの近海域における海洋計画の作成に際し、海洋計画当局は海洋計画がイングランド、ウェールズ又はスコットランドにおいて当該海洋計画区域に関連する区域について（2009年海洋・沿岸アクセス法の下で定義される通り）計画法における該当計画と両立性があることを確保できるよう、あらゆる合理的措置を講じなければならない。スコットランドの地域的海洋計画との関連について、2010年（スコットランド）海洋法の付帯条項1も参照のこと。

²⁵ EU ICZM 勧告。 <http://ec.europa.eu/environment/iczm/home.htm> 参照。

第2章

本章では、英国海域のビジョン、そしてこのビジョンの達成に貢献する意思決定に向けた海洋計画策定及び一般原則に対するハイレベルなアプローチの概要を説明する。また、海洋計画策定に際し考慮を要する経済的、社会的及び環境的検討事項のための枠組みについても明記する。

2.1 英国の海洋環境におけるビジョン

2.1.1 英国の海洋環境におけるビジョンは、「清浄、健全、安全、生産的、そして生物多様性のある海洋及び海域」を目指すものである。2009年に公表された英国のハイレベルな海洋計画目標では、このビジョンを達成する中での海域における広範な成果を打ち出し、持続可能開発の原則を反映している（囲み記事1参照）。海洋計画策定過程は、ハイレベルな海洋計画目標の実現に向けた経済的、社会的及び環境的検討事項のための枠組み内における、部門別／活動別の政策目標の達成及び統合に貢献するものとなる。このアプローチは、英国海域の持続可能開発の確保、及び英国のビジョンの実現に寄与するものとなる。

2.2 海洋計画策定を通じたビジョンの達成

2.2.1 海洋計画は、海洋計画区域における成果を策定し提示するものとなる。これらの成果は海洋政策ステートメント（MPS）と整合的で、また計画区域と関連のある証拠によって支持され、そうした証拠が参考となる。海洋計画においては、計画の成果、方針及び目標を達成するための、最良の海洋資源管理方法を定める。海洋計画は、空間的及び局所的に関連のある明瞭な政策の表明、実施及び実現をもたらすものとなる。海洋計画は、競合する可能性のある別々な活動が、持続可能開発の達成に貢献するような形で管理されることを確保するものとなる。鍵となる原則は、両立性の促進及び対立の低減である。実施状況の監視により、ある海洋計画区域内での活動は確実に、MPSの実現はもとより、将来におけるMPSの改正にも貢献するものとなる。

2.2.2 個々の海洋計画区域に独特な特徴や性質があることから、MPSの第3章に記載の活動方針が全て、必ずしも個々の海洋計画に当てはまるとは限らない。またMPSの検討対象となる海洋活動区域で全ての活動が発生する、或いは全ての政策が関連するわけでもない。同様に、MPSでは我が国の海洋資源に関する英国の目標を打ち出す一方、各行政の範囲内で様々な部門が持続可能開発への貢献に際し果たす役割は異なってくる²⁶。

²⁶ 2010年（スコットランド）海洋法の下で策定される計画は、同法第5条（4）で定められる特定の目標を含むものでなければならない。

囲み記事1：ハイレベルな海洋計画目標

持続可能な海洋経済の達成

- ・ 安全で収益性があり効率的な海洋ビジネスを支えるインフラストラクチャが整備される。
- ・ 全ての人々にとって持続可能な活動、繁栄、そして機会を現在と将来において最大化するように、海洋環境とその資源が活用される。
- ・ 海洋ビジネスにおいては長期にわたる戦略的決定を下し、リスクを効果的に管理する。海洋ビジネスは競争力があり、効率的に運営される。
- ・ 海洋ビジネスは環境的限度を尊重し、社会的責任のある形で活動する。これが市場で報われる。

強く、健全で公正な社会の確保

- ・ 人々が海洋環境の多様性、海景、自然遺産及び文化遺産、海洋資源を正しく理解し、責任を持って行動する。
- ・ 海洋環境の利用が社会全体に便益をもたらし、そして沿岸浸食や洪水のリスクに適応できる弾力性と団結力のある共同体に貢献するほか、身体的・精神的福利にも貢献する。
- ・ 沿岸、海域、海洋及びそれらの資源を安全に活用できる。
- ・ 海洋環境が、気候変動の軽減に重要な役割を果たす。
- ・ 沿岸、海域及び広範囲にわたるそれらの資源や資産の活用と享受を望む人々が平等にアクセスでき、また一部の島嶼や周辺域の共同体にとって、海域が重要な役割を果たすという認識が為されている。
- ・ 海洋環境の活用において、国際的な平和と安定の強化及び英国と英国の国益の防衛を含めた防衛上の優先事項を認識し、それらを統合する。

環境的限度内での生活

- ・ 生物多様性が保護、保全され、また適宜回復され、損失が食い止められている。
- ・ 海洋及び沿岸域の自然な範囲全体にわたり健全な生息地が存在し、そこには強く、多様性のある生物共同体と、健全で弾力性と適応力のある海洋生態系の機能を支える能力がある。
- ・ 我が国の海洋が、代表的、希少、脆弱、貴重な種の存続可能な個体群の生息域となる。

良い統治の促進

- ・ 海洋環境に利害関係を持つ全ての人々が、それに伴う意思決定に意見を出す。
- ・ 海洋、陸域及び海域の管理機構が機敏に対応し、一体となって効果的に機能する（例：統合的沿岸域管理や河川流域管理計画を通じた機能）。
- ・ 英国の海洋管理において、行政的、政治的又は国際的な境界があることから設けられて

いる様々な管理体系を考慮に入れる。

- ・ 海洋ビジネスが、明瞭で時宜に適い、バランスの取れた規制に従い、また適宜、計画主導型の規制に従う。
- ・ 海洋環境の利用計画が適宜、空間的に策定され、また機構変動を考慮に入れると共に重要性に応じた海洋文化遺産の保護と管理の必要性を認識する生体系アプローチを基本に策定される。

健全な科学を責任を持って利用すること

- ・ 海洋環境に対する我々の理解が、新たな科学的及び社会経済的研究やデータ収集を通じて発展し続ける。
- ・ 健全な証拠と監視が、効果的な海洋管理及び政策策定の裏付けとなる。
- ・ 予防原則が一貫して、英国政府及び分権行政府の持続可能開発政策に従って適用される。

2.3 計画策定及び意思決定

2.3.1 ハイレベルな海洋計画策定アプローチ

2.3.1.1 海洋計画の策定は以下のように進められる必要がある。

- ・ 英国及び欧州連合(European Union : EU)の法制の下での要件、及び国際法の下での我々の義務と整合的な形で実施されること。
- ・ ハイレベルな目標を実現し、持続可能開発の達成に貢献できるよう、(第3章に記載の通り) 海域に影響を及ぼす、英国の関連行政府の政策目標を達成するような形で実施されること。
- ・ 関連する他のプロジェクト、プログラム、計画、国家政策及び指針を考慮して実施されること。
- ・ 生体系アプローチを基本とすること²⁷。
- ・ 参加型であり、また相談窓口、利害関係者、規制当局及び関連する専門家から提供されるデータが情報源となること。
- ・ 例えば既存のデータや管理取極めを適宜効果的に活用することなど、合理化され効率的であること。

2.3.1.2 海洋計画は可能な限り、健全な証拠基盤が基本となる。計画においては対処すべき課題を特定し、計画策定の参考とする。証拠基盤は例えば既存の計画²⁸、計画区域の共同体、科学顧問、法務等の顧問、産業及びその他の海洋利用者を含め、広範な情報源を基に構築される。証拠が確定的でない場合、意思決定者は証拠格差を埋めるよう妥当な努力を尽くすべきである一方、英国行政府の持続可能開発政策に従って、相対的なリスクベース

²⁷ 脚注 6 参照。

²⁸ 例：陸上開発計画、河川流域管理計画、海岸線管理計画、及び港湾基本計画。

のアプローチ²⁹の範囲内で予防策を講じる必要もある。これは天然海洋環境の保護、社会に対する影響、そして経済的繁栄に対する影響にも同様に当てはまる。

2.3.1.3 海洋計画は先見的である必要があり、また特に、監視・再検討過程を通じて、新たな証拠、技術革新、技術や技法の進歩を含め、将来における一連の需要やシナリオを予測し、それに対応できる柔軟性を確保する必要がある。一方で海洋計画は海洋計画当局及び意思決定者、さらに他の利用者にとって、確実性をもたらす必要もある。

2.3.1.4 海洋計画の策定、監視及び実施に際し、海洋計画当局は、国家レベルで、かつ／又は個々の海洋計画区域毎に、海洋計画策定に直接又は間接的に関与する広範な計画策定組織や規制組織と共同で、作業に当たることになる。これは陸上計画策定共同体における既存の作業を、海洋計画当局の役割、特に統合的沿岸域管理（ICZM）関連の役割で補完する作業が含まれる。加えて、海洋計画当局及び意思決定者は適宜、海洋計画が非常事態対応計画を阻害する、或いは知らず知らずのうちに変えてしまうことのないよう、またリスクを相応に継続管理可能な状態を確保できるよう、海洋での非常事態への対応に責任を負う人々と連携すべきである。

2.3.1.5 海洋計画においては可能な限り、計画区域で発生する一連の活動や計画区域に要求を突き付けるような一連の活動を熟慮し、それらに対処すべきである。海洋計画においては制約のある区域と、一連の活動に対応可能な場所を特定すべきである。こうすることで現実の対立や潜在的対立の低減、海洋活動間の両立性の最大化、そして多様な用途の共存の奨励に繋がる。加えて、利害関係者や地域社会が海洋計画策定過程に関与すれば、計画主導型の提案の遵守の最大化、両立性のある用途の機会の特定、そして潜在的対立の最小化に繋がる。対立が生じた場合、海洋計画当局は決定を下すに至る段階でMPSに適合する経済的、社会的及び環境的検討事項を統合すると共に、適宜、他の検討事項、証拠又は補完的指針も活用しなければならない。この過程には海洋計画に対する持続可能性評価が役立つが、それは軽減措置を通じた対立への対処の度合いを検証することになるからである。

2.3.1.6 海洋計画においては適切な場所の継続的利用はもとより、新たな利用にも備えるべきである。海洋計画においては、累積的効果も含め、活動による潜在的影響の管理形態を特定すべきである。計画境界域全体にわたる緊密な作業により、海洋計画当局は計画境界域における活動の累積的効果を考慮に入れることが可能となる。累積的効果を他の証拠

²⁹ これはつまり、ある活動に起因するリスクが不確実な場合に人間の活動が人間の健康、生活資源及び海洋生態系に危害を及ぼすおそれがある、或いは他の正当な海域利用に干渉する、或いは別段に社会的・経済的影響を及ぼすおそれがあれば、予防措置が要求され得ることを意味する。これはリスクに基づく検討を要することになる。

と併せて検討することにより、その区域の限度又は目標を判断することが適切であれば、それを海洋計画の中で判断することも可能となり得る。

2.3.2 ハイレベルな意思決定原則

2.3.2.1 執行又は認可の決定が英国海域に影響を及ぼす、又はその可能性がある場合、係る決定は、例えば科学知識や技術など、関連する検討の結果別段に示唆のない限り、関連する海洋政策文書³⁰に従って下されなければならない。つまり、海洋計画が一旦整えば、英国海域における活動に関する決定は計画主導型となる。その間、決定はMPSに従って下されなければならない。いずれの場合も同じアプローチが適用されることになり、また意思決定者は、ある提案による様々な影響を検討するに当たり、特定可能な一連の様々な証拠を頼りに、個々の提案による潜在的便益と悪影響を比較検討すべきである。潜在的便益と悪影響を検討する際、意思決定者は他のプロジェクトや活動も踏まえ、提案の多様な累積的影響も考慮に入れるべきである。如何なるプロジェクトについても、実施される評価の水準はそのプロジェクトの規模や影響のほか、関係する環境の感受性とも釣り合う水準であると共に、該当する場合は環境影響評価（Environment Impact Assessment : EIA）指令（指令85/337/EEC）に従うべきである³¹。生息地指令³²（指令92/43/EC）に従った適切な評価も、関連する国内法制や政府の回覧又は指針に従って必要となる場合がある。

2.3.2.2 他にも考慮すべき原則が多数、特に決定に関する以下のような原則がある。

- ・ 決定は個々の行政府における関連の海洋政策文書に記載の詳細な情報及び助言を基本とすること。
- ・ 決定は英国及びEUの法制の下での要件を満たし、かつ国際法の下での我々の義務と整合的な形で実施されること。
- ・ 関連の英国行政府における、海域に影響を及ぼす政策目標を全て考慮に入れる形で実施されること。
- ・ 関連する他のプロジェクト、プログラム、計画、国家政策³³及び指針を考慮に入れる形で実施されること。

陸上計画策定当局及びその他の規制当局と適切に連携した上で、また適宜、法務等の顧問と協議の上で下されること。

³⁰ 2009年海洋・沿岸アクセス法の第58条と第59条、及び2010年（スコットランド）海洋法第15条を参照のこと。

³¹ 指令85/337/EECの下での環境影響評価が、同司令の附属書Iに記載された種類の海洋プロジェクト案全てについて、また附属書IIに記載の、環境に重大な影響を及ぼすと考えられるプロジェクトについて要求される。同司令では同意申請について、当該提案及び検討される代替案による環境への重大な影響の可能性を含め、情報を添えるよう要求している。

³² 脚注12参照。

³³ 例えばイングランド及びウェールズにおける関連の国家政策ステートメントなど。

- ・ 可能であれば、既存のデータを効果的に利用して合理化されること。
- ・ ハイレベルの目標において打ち出された通り、健全な科学を責任を持って活用する必要性を認識しつつ³⁴、不確実性を勘案するリスクベースのアプローチを用いて下されること。
- ・ 以下を含め、特に重要な場所に対する如何なる潜在的影響にも敏感であること。
 - ・ 環境法制の下で保護される場所、又は文化遺産との関連で指定される場所。
 - ・ 社会的又は経済的重要性が特に高い場所。
- ・ 適切な適応・緩和措置の特定を確保するよう、個々の適用における気候変動の緩和と適応による潜在的影響を考慮すること。
- ・ 優良設計（利用可能な技術及び技術革新の最良な利用を含む）がもたらし得る便益を考慮すること。
- ・ 検討対象提案による潜在的影響に相応しい形で、法的義務に沿った適切な条件を含め、様々な開発段階で可能であれば、負の影響を回避し、次いでそれを緩和することに関心を向けること。代替的な場所の選定又は設計によって、負の影響を緩和しながら便益を保持できる場合、これも適宜、検討すべきである。

2.4 海洋計画策定における便益と悪影響の検討

2.4.1 海洋計画当局は、海洋計画区域について自ら出す提案による影響の評価が必要となる。この影響は、その提案が政策目標に対し果たすことになる貢献を含め予測される便益、或いは予測される悪影響として特定され得る。こうした便益及び悪影響は、経済的、社会的及び環境的性質を帯びたものであると考えられる。

2.4.2 便益又は悪影響の正確な性質は、検討対象の活動の種類、影響を受ける海域特有の特徴、他の既存又は計画されている活動との両立性を含め、数々の要因に左右される。

2.4.3 海洋計画当局は、活動による累積的影響の潜在性を検討し、また利用可能な最良の技法を用いつつ、例えば以下の事項の検討が必要となる。

- ・ 活動の累積的影響が、それ自体によって経時的に、或いは他の影響と相まって、便益を上回るかどうか。
- ・ 影響の少ない一連の活動が、便益を上回る重大な累積的影響を及ぼすと予想されるかどうか。
- ・ ある活動が、潜在的に有益な別の活動のための同じ区域／資源の利用を妨げる可能性があるかどうか。

2.4.4 こうした検討は海洋計画策定過程において、特に2009年海洋・沿岸アクセス法の下

³⁴ 例えば、スコットランド政府とスコットランド自然遺産局は、波力・潮力実演装置の設置を推進する「設置及び監視」政策を策定した。

で創設された、個々の海洋計画毎の持続可能性評価を通じて取り上げられることになる³⁵。持続可能性評価では、海洋計画草案で打ち出された提案による潜在的な社会的、経済的及び環境的な便益と悪影響を検討することになる。評価には戦略的環境評価（SEA）が盛り込まれる³⁶。適切評価³⁷も海洋計画向けに要求される場合があり、また影響評価の実施も必要となる。

2.4.5 本章では以下、海洋計画当局が海洋計画策定過程の一環として要求される評価³⁸を準備する際に考慮すべき、主な検討事項をいくつか説明する。これらは必要とされる評価の水準に応じて、意思決定に適用される場合もある。例として検討対象となる環境要因に関する情報（関連法制で定められる通り）のほか、社会的及び経済的検討事項が挙げられる、これは可能性のある検討事項及び効果を全て網羅したリストではなく、他にも任意の海洋計画の範囲内で考慮すべき課題が存在する場合があり、特に当該区域特有の社会的及び経済的要因がそうである。以下に取り上げる全般的検討事項の多くは、例えば沿岸の変化や海景など、策定された政策である。MPSの狙いは、海洋計画策定におけるこれらの重要な課題との関連で英国及びEUの要件を定めることであり、その際、一貫性が必要である一方、政策や過程がさらに進行し、実施の細かい部分で変動する可能性に対して各行政府が責任を負うという点も認識しなければならない。

2.5 経済的、社会的及び環境的検討事項

2.5.1 これらの検討事項について、以下のセクションでさらに詳しく論ずる。第3章で、何らかの活動から生じ得る経済的及び社会的便益と潜在的悪影響について、さらに詳しく論ずる。

経済的及び社会的検討事項

³⁵ 他の法制の下で策定された海洋計画が、他の評価過程の対象となる場合もある。これらも同じく、社会的、経済的及び環境的な要因の検討が含まれることになる。

³⁶ SEA 指令では、計画の作成過程において、海洋計画当局は環境に対する重大な影響の可能性に関する環境報告書を作成し、指定の環境機関及び一般市民と協議し、その報告と協議結果を考慮に入れなければならない旨、要求している。計画の実施による効果の監視要件も満たさなければならない。

³⁷ 海洋計画が単独または他の計画又はプロジェクトと複合的に、Natura 2000 対象区域に重大な影響を及ぼす可能性がある場合、生息地指令の下での適切評価がその計画について要求され、係る評価は同じ保護が政策事案として適用される Natura 2000 対象区域の範囲外の場所を対象に実施されることになる。この評価は関連法制に従って実施されなければならない。政府の回覧又は指針も、考慮されるべきである。MPS の目的上、Natura 2000 対象区域とは、2010 年生息地・種保全規制（SI 2010/490）の規制 8 により定義される通りの欧州域内の対象区域、並びに 2007 年沖合海洋保全（天然生息地等）規制（SI 2007/1842）の規制 15 により定義される通りの欧州域内の対象沖合海域を指す。関連の自然保全機関も相談を受けなければならない。

³⁸ 正確な要件は、適用される法制次第で決まる。

2.5.2 適切に計画された海域開発は、環境的及び社会的便益をもたらすほか、経済発展の原動力となり、投資機会を提供し、輸出収益及び税収を生み出し得る。海洋計画策定体系は、持続可能開発の達成に貢献する中で、こうした便益の促進に寄与するものとなる。従って、海洋計画策定体系における持続可能開発を肯定する想定が発生することになる。

2.5.3 海洋ベースの活動は、漁業、海上輸送、港湾関連の倉庫及び加工、石油・ガス生産など長い伝統のある産業や、再生可能エネルギー及び関連する沖合送電など新たな発展途上の産業における、雇用機会を提供し得る。この雇用は、国家経済と地方経済の双方にとって、幅広く長期にわたる便益をもたらすものである。

2.5.4 海洋環境は、遺産、海景、沿岸及び海洋活動における文化的サービスを含め、国家の経済的及び社会的便益をもたらすほか、沿岸地域社会の生活の質や福利にも直接貢献する。従って、海洋計画策定も、強固な地方経済の構築に寄与し、生活の質、海域へのアクセス、海域の楽しみ方を改善しつつ、活気のある持続可能な沿岸地域社会の確保に重要な役割を果たすことになる。

2.5.5 海洋計画当局は、陸上計画策定との統合、沿岸地域社会の関与を通じ、海洋計画策定が再生区域と、既に強い地方経済の恩恵に与っている区域の双方における、確実に持続可能な経済成長への貢献を確保すべきである。適切な配置と優れた設計を通じ、海洋計画においては経済成長を促進し、地方の雇用を保持すべきである。この例として、地方インフラストラクチャ開発、或いはエコツーリズムや娯楽利用を通じた環境資源の潜在力の最適化が挙げられる。こうした検討事項を平等性、共同体の団結、福利及び健康に対する社会的配慮³⁹のほか、海洋環境に対する意味合いとも統合しなければならない。

2.5.6 海洋計画当局は、沿岸地域社会を含め、海洋生態系の拡充がもたらし得る社会的及び経済的便益に配慮すべきである。

2.5.7 海洋計画当局は、海洋計画と陸上計画との統合、及び地域社会との協力を通じ、活気のある沿岸地域社会、特に辺鄙な区域へ貢献すべきであり、この貢献には文化遺産、海景及び現地の環境の質への配慮が含まれることになる。

環境的検討事項

2.5.8 英国の海洋環境は極めて豊かで変化に富み、国内及び国際的に重要性の高い、多岐にわたる種を養っている。それは食糧の提供や気候の調整を含め、不可欠な生体系の財とサービスを提供するものである。健全な生体系は持続可能開発の支持の基本であり、その

³⁹ 評価過程は、海洋計画の法的基盤次第で変動する。

結果、幅広い社会的及び経済的便益を確保するものである。国際レベル及び国家レベルの海洋計画で考慮に入れる必要のある法規定（及びその他の生物多様性及び生態学的に関連のある義務）が、広範囲にわたり定められている。例えば海洋戦略枠組指令（MSFD）（指令2008/56/EC）、水枠組指令（WFD）（指令2000/60/EC）、生息地指令、野生鳥類指令などが挙げられる。

2.5.9 MSFDでは、我が国の海洋及び沿岸域における良好な環境状態の達成に向けた法的枠組みを定めている。同指令の狙いは、2020年までに良好な環境状態を達成するよう設計された管理措置を、加盟諸国が導入することである。同指令の実施には、人間活動の管理に向けた生態系アプローチの適用、これらの活動が良好な環境状態の達成と両立可能な水準に保たれることが確保される。同指令の下、加盟諸国は自国の水域を対象に、以下の要素から成る海洋戦略を策定しなければならない。

- ・ 英国海域の利用、及び海洋環境の悪化に伴う負担の経済的及び社会的分析を含む、英国海域の現在の状態の評価（2012年まで）。
- ・ 関連する目標及び指標の確立を含む、英国水域における良好な環境状態の構成要素の特性評価（同じく2012年まで）。
- ・ 良好な環境状態へ向けた進歩を評価するための監視プログラムの策定（2014年まで）。
- ・ 2020年までに良好な環境状態を達成するための措置に関するプログラムの策定（2015年まで）及び実施（2016年まで）。

2.5.10 同指令には以下に挙げる広範な記述要素が含まれ、加盟諸国はこれらを、良好な環境状態に関する一段と詳細な特性評価の基礎として利用しなければならない。

- ・ 生物多様性が維持される。
- ・ 生息地の質及び発生状況、そして種の分布及び豊富さが、支配的な自然地理学的条件、地理条件及び気候条件に沿っている。
- ・ 人間の活動によって導入される非在来種が、生態系を悪い方向に変えてしまわない水準に留まっている。
- ・ 商業的に利用される全ての魚類及び甲殻類の個体群が、安全な生物学的限度内にあり、健全なストックの指標となる個体群の年齢及びサイズ分布を示している。
- ・ 海洋食物連鎖の全ての要素が、周知の範囲で、種の長期的な豊富さと十分な生殖能力の保持を確保可能な、正常な豊富さと多様性の水準で存在する。
- ・ 人為的な富栄養化、特に生物多様性の損失、生態系の悪化、有害な藻の大増殖又は低層水の酸素欠乏といった悪影響が最小限に抑えられる。
- ・ 水界地理学的条件の恒久的変化が、海洋生態系に悪影響を及ぼさない。
- ・ 海底の完全性が、生態系の構造及び機能が保護されることや、特に深海底生態系に悪影響が及ばないことを確保可能な水準にある。
- ・ 汚染物質濃度が、汚染効果を生じない水準にある。

- ・ 海洋ごみの特性及び量が、沿岸及び海洋環境に対する危害の原因とならない。
- ・ エネルギーの導入が、水中騒音を含め、海洋環境に悪影響を及ぼさない水準にある。

2.5.11 同指令の実施に際し、北東大西洋の加盟諸国間で調整が図られる。同指令では加盟諸国に対し、自国の対策プログラムの一環として空間保護対策を盛り込み、一貫性のある代表的な保護海域ネットワークの形成に貢献することを要求している。

2.5.12 河口域及び沿岸水域では、水枠組み指令（Water Framework Directive：WFD）の下、加盟諸国に対して2015年までに良好な生態系の状態／潜在性を達成するよう求める、同様の要件がある。ある活動が（環境に対する圧力として）水塊状態目標の不達成の原因となる、或いはその原因に寄与するかどうか、検討する必要がある。新規開発が水塊又は近傍の水塊の状態悪化の原因となる、或いは河川流域管理計画（River Basin Management Plan：RBMP）で確立された目標の達成を妨げるべきではない。

2.5.13 沖へ1海里までを範囲とする沿岸水域では⁴⁰、WFDとMSFD双方が適用される。ただしこれらの水域でMSFDが適用されるのは、良好な環境状態であってもWFDによる対処がまだ為されていない部分のみである。これは海洋の騒音やごみなどの課題や、生物多様性に関する一定の側面を含む⁴¹。内陸部、河口域及び沿岸の水域を対象とする特定の環境目標は、制定法上のRBMPで定められる。海域、及びWFDの対象とならない沿岸水域における環境保護及び改善措置は、MSFDの下で策定される海洋戦略で定められる。

2.5.14 海洋計画は、これらの指令の目標、特に空間的側面を持つ指令のもとでの措置に関する目標の達成に貢献するものとなる。海洋計画当局は、これらの指令の目標はもとより、EC法制における他の個々の関連要素の目標も支持するよう、海域内での活動の形成形態の検討が必要となる。

2.6 詳細な検討

以下のセクションは社会的、経済的及び／又は環境的意味合いを持つ場合があり、それらについては個々の海洋計画の範囲内で検討が必要となる。

2.6.1 海洋生態学及び生物多様性

2.6.1.1 海洋計画当局は、ハイレベルな海洋計画目標と整合的に、英国が以下の事項の確

⁴⁰ スコットランドでは沖へ3海里。

⁴¹ 海洋戦略枠組指令の要件は、生物多様性のあらゆる側面をカバーするが、水枠組指令は底生無脊椎動物、大型藻類、被子植物、植物性プランクトン及び遷移水域魚類の生物学的性質要素のみカバーする。

保を目標とする旨、念頭に置くべきである。

- ・ 生物多様性の損失を阻止し、また可能であれば回復させ、種や生息地が健全で正常に機能する生態系の一部として作用する状態にすること。
- ・ 生活の質の増進に欠かせない生物多様性の役割を全般的に受入れ、その保全が、関連する全ての公共、民間及び非政府の決定や政策における自然な配慮となること。

2.6.1.2 MSFDには、海洋の生態学及び生物多様性に関連するいくつかの主要目標も含まれるが、これらについては2.5項で言及した。同指令では、良好な環境状態を達成するための措置に、生物多様性を保護するための空間的措置も含めるよう要求している。

検討課題

2.6.1.3 海洋計画策定は、英国がMSFDについて決定する目標及び措置を実施可能な状況を確保するための、主要な手段となる。一般原則として、開発においては海洋の生態学、生物多様性及び地質学的な保全の利益（地質学的及び形態学的特徴を含む）に対する危害を、合理的選択肢の配置、低減及び検討を通じた手段を含め、回避することを狙いとすべきである。重大な危害を回避できない場合、適切な補償措置を追求すべきである。付加的要件は、Natura 2000対象区域に影響を及ぼす開発との関連で適用される。

2.6.1.4 開発の便益には海洋の生態学、生物多様性及び地質学的保全の利益が含まれ得ることや、これらが潜在的悪影響に勝る可能性があることも認識されている。開発提案は適宜、例えば海中構造物の提案と併せた幼魚用シェルターの利用の組入れなど、海洋の生態学、生物多様性及び地質多様性にとって有益な特徴を優れた設計の一環として組入れる機会を提供し得るものである。海洋計画の策定に際し、海洋計画当局は政策の成果を統合する機会を最大限拡大すべきである。

2.6.1.5 海洋計画当局は、英国行政府の持続可能開発政策に従って、総合的なリスクベースアプローチの範囲内での予防策を適用すべきである。海洋計画当局は、指定区域、保護対象種、生物多様性を保全する上で主に重要とされる生息地及びその他の種、より広範な環境における地質学的利益、これらが適切に重要視されることを確保すべきである。

2.6.1.6 多数の個々の野生生物種が、一連の立法規定の下、法的保護を受けている⁴²。他の種や生息地は英国における生物多様性を保全する上で主に重要なものとして特定され、

⁴² 一部の植物種及び動物種が、野生鳥類指令による保護対象の野生鳥類も全てを含め、1981年野生生物・田園地方法の下で保護されている。欧州の保護対象の植物種及び動物種は、特に2010年生息地及び種の保全規制と、2007年沖合海洋保全（天然生息地等）規制の下で保護されている。他の動物も一部、例えば1970年アザラシ保全法など、固有の法制の下で保護されている。

その結果、保全措置が要求される⁴³、或いは適切な国際組織が推奨する保全措置の対象とされている⁴⁴。優先的な海洋の特徴は、スコットランド周辺海域で定義されている。海洋計画当局は、開発の結果、保全が懸念される生息地又は種の個体群⁴⁵の保全に重大な悪影響が及ばないこと、また法的保護を受けている野生生物種及び生息地が、適用可能な法制に従って、開発の悪影響から保護されることを確保すべきである。

2.6.1.7 英国海域全体にわたる保護海域の生態学的に一貫したネットワークの構築に向けた尽力と、この活動の意味合いについては、第3章でさらに詳しく論ずる。

2.6.2 空気質

2.6.2.1 海洋及び沿岸域における活動や開発は、様々な段階で大気質に悪影響を及ぼす可能性がある。プロジェクトの施工、運用及び廃止の各段階で大気への排出が発生し、それが人間の健康、生物多様性、或いはより広範な環境への悪影響に繋がる可能性がある。他にも大気質に影響を及ぼす主な発生源の例として海上での輸送、石油・ガスパラットフォーム、石油・ガス輸入施設、沿岸活動の増加に起因する車両排出物、建設から生じる粉塵などが挙げられる。再生可能エネルギー源からのエネルギー生成は、化石燃料に比べ、大気質に対して有益な効果をもたらす。

検討課題

2.6.2.2 海洋計画の策定に際し、海洋計画当局は、大気質への影響が考慮されていることを納得すべきである。また海洋計画当局は、特に大気質管理区域⁴⁶（AQMA）の域内又は近辺における大気質の改善方法を検討するに当たり、陸上計画当局と連携すべきである。あらゆる場合において、海洋計画当局は関連する制定法上の大気質限度を全て考慮すべきである。

2.6.3 騒音

2.6.3.1 海域又は沿岸及び河口水域において提案される活動又は開発に起因する騒音は、生物多様性に悪影響を及ぼす可能性があるが、その影響の度合いに関する知識は限定的で、また悪影響を検証するための体系的監視プログラムはほとんどない。海洋環境内で発せら

⁴³ 2年間の審査を経て2007年に公表された、英国における生物多様性を保全する上で主に重要な生息地及び種のリストが、生物多様性行動報告体系のウェブサイト

(www.ukbap-reporting.org.uk/plans/priority.asp)より入手可能である。

⁴⁴ 絶滅危惧種及び減少傾向種のリストが、OSPAR委員会の下、北東大西洋地域を対象に特定されている - www.ospar.org

⁴⁵ 例えばOSPAR条約の絶滅危惧種及び減少傾向種のリストに記載された種及び生息地や、2007年に公表された英国における生物多様性を保全する上で主に重要な生息地及び種などが挙げられる。 <http://www.ukbap-reporting.org.uk/plans/priority.asp>

⁴⁶ 1995年環境法第IV部参照。

れる人工音は、様々な形態で潜在的に海洋生物に影響を及ぼし得る。それは生物学的に重要な信号を隠すおそれがあり、また様々な行動反応に繋がり、聴覚器官に影響を及ぼし、海洋生物を傷付ける、さらには殺してしまうおそれすらある。海洋生物の攪乱に関して主に懸念される人工音源は、爆発、海上輸送、地震調査、沖合建設及び沖合産業活動（浚渫、掘削及び杭打ちなど）、様々な種類の音波探知機、音響抑止装置である。

2.6.3.2 留意すべき点として、一部の動物について⁴⁷、意図的攪乱⁴⁸は禁じられており、免許の条件に従う場合のみ実行が認められる。MSFDの下での良好な環境状態を達成するための説明要因の例として、水中騒音を、海洋環境に悪影響を及ぼさない水準に維持することが挙げられる。水中騒音の影響に関連する特定の環境目標は、同指令の実施の一環として策定が進められており、適宜、海洋計画へ組み入れられることになる。

2.6.3.3 海洋活動からの騒音は、人間にも影響を及ぼし得る。人間に対する騒音の影響を取り上げた、環境騒音に関するEU指令（EU 2002/49/EC）の審査が、現在進められている。過剰な騒音は人間の生活、健康、区域の利用及び享受の質に対し、視覚的な質の高いものも含め、広範な影響を及ぼす可能性がある。従って、騒音の影響を適切に検討し、管理する必要がある。

検討課題

2.6.3.4 海洋計画の策定に際し、海洋計画当局は人工騒音発生源の概要を戦略的に解釈し、海域における敏感な受容体全体にわたる騒音や振動の潜在的累積効果を評価し、潜在的な社会経済的便益や、音響抑止装置を通じて達成可能な野生生物の保護と対比して、バランスを取るべきである。海洋計画当局は、関連する制定法上の保全担当機関が発行する指針を念頭に置くべきである。海洋計画当局は騒音や振動が野生生物に及ぼす影響を如何に軽減し最小化すればよいか、特定の音の周波数に対して周知の感受性を考慮して検討すべきであり、また健康に対する重大な悪影響を如何に回避すればよいか、検討すべきである。

2.6.4 生態学的及び化学的な水質及び資源

2.6.4.1 沿岸及び海域における開発やその他の活動は、遷移水域⁴⁹、沿岸水域及び海域に悪影響を及ぼす可能性がある。開発における施工、運用及び廃止の各段階において、水環

⁴⁷ 生息地指令の附属書 IV (a) に記載の動物。

⁴⁸ 攪乱の例として特に、繁殖又は生殖、子供の飼育又は養育、冬眠又は回遊を行う能力を阻害する、或いは種の局所的な分布又は豊富さに重大な影響を及ぼす可能性のある攪乱が挙げられる。

⁴⁹ 水枠組指令（2000/60/EC）で定義される通り、遷移水域とは河口周辺の表面水の水塊のうち、沿岸水域に近いことから部分的に塩水の特徴を帯びているが、淡水の流れの影響を大幅に受ける水域を指す。

境の物理的修正に起因する水需要、水中放出及び生態学的悪影響が増大する可能性がある。また、水環境への汚染物質の漏出のリスクや、建設機器などを介した侵襲性の非在来種の移転の可能性が増大するおそれもあるため、それらが生態学的水質に及ぼす影響を検討する必要がある。

検討課題

2.6.4.2 海洋計画の策定に際し、海洋計画当局は、関連するRBMP又は補完的計画⁵⁰、そして各計画の中で要約される、河川流域地区を対象に考案される措置のプログラムを、確実に考慮すべきである。

2.6.4.3 海洋計画当局は、関連性のある場合、如何なる開発もWFD適用対象水域において、同指令第47条の規定を前提に、その状態が悪化する原因とならないこと、或いはWFDの義務の遵守を妨げず、優先物質及び地下水に関する要件も含め、WFDの従属指令の要件を満たす旨、自ら納得すべきである。意思決定者も、指定された海水浴場及び甲殻類水域の質に対して開発案が及ぼす影響を考慮すべきである⁵¹。

2.6.4.4 また海洋計画当局は、計画の策定後、MSFDの下での良好な環境状態の達成を狙いとする関連の目標、指標又は措置の考慮も必要となる。良好な環境状態に関係する1つの要素は、汚染物質の集中及び効果が許容限度内に抑制されることを確保し、その結果、より広範な海洋環境に対して重大な影響又はリスクが全くない状態を確保することである。

2.6.5 海景

2.6.5.1 海洋及び沿岸域における活動や開発が海景を含む景観に及ぼす効果は、個々の活動の種類、場所、状況に応じて異なってくる。英国の海景について法的定義は何もないが、欧州景観条約（European Landscape Convention : ELC）では景観を「人々が認知する通り、その特性が自然の及び／又は人的要因の作用及び相互作用の結果である区域」と定義している。本書の文脈において、海景への言及は、沿岸又は海域の眺望、並びに沿岸及び近傍の海洋環境に文化的、歴史的及び考古学的な相互連鎖が加わった景観を意味するものと解釈されるべきである。

検討課題

2.6.5.2 海洋計画の策定に際し、海洋計画当局は単に海景にとって特に重要な沿岸域だけ

⁵⁰ 2003年（イングランド及びウェールズ）水環境（水枠組指令）規制及び2003年（北アイルランド）水環境（水枠組指令）規制の規制17、及び2003年（スコットランド）水環境・水サービス法第16条。

⁵¹ 海水浴場・甲殻類水域指令では、海水浴場及び甲殻類水域における微生物汚染から、公共の衛生及び環境を保護することを狙いとしている。

でなく、必要に応じて陸上計画当局と連携しつつ、全ての沿岸域を対象に、視覚的、文化的、歴史的及び考古学的影響を検討すべきである。加えて、開発又は活動が沿岸の景観と海景に及ぼす、より広範な社会的及び経済的影響も検討すべきである。

2.6.5.3 活動又は開発が海景に及ぼす影響を検討する際、海洋計画当局は既存の特性及び質、評価の高さ、何らかの開発に特有の変化に対応する許容力、といった要因を考慮に入れるべきである。景観特性評価手法が、この過程に役立つと考えられる。

2.6.5.4 国の指定区域⁵²内又はその近傍を対象に提案される如何なる開発についても、海洋計画当局は当該指定区域特有の制定法上の目的を考慮すべきである。開発の設計を、緩和策の補助手段として考慮に入れるべきである。

2.6.6 歴史的環境

2.6.6.1 歴史的環境には、目に見える、地下に埋められている、又は水没している状態のいずれを問わず、過去の人間の活動に耐えてきた全ての物理的残存物を含め、人々と場所の間における経時的相互作用の結果生じた環境のあらゆる側面が含まれる。こうした歴史的環境の要素 - 建造物、記念物、場所又は景観 - で、考慮に値する一定の意義⁵³を有するものとして肯定的に特定されたものが、「遺産」と呼ばれている。

2.6.6.2 沿岸及び沖合域の歴史的環境は、我が国の文化遺産固有の側面を代表する。文化的価値に加え、それは社会的、経済的及び環境的価値もある資産である。それは経済成長の強力な原動力となり、投資や観光客を惹き付け、生活や仕事の場として楽しみ、奏功する場所を持続できる。しかし、遺産は有限で、また多くの場合代わりがきかない資源であり、広範な人間の活動や自然の過程に対し脆弱となり得る。

2.6.6.3 英国行政府が共有する見解は、遺産はそれが現在と将来の世代にもたらす生活の質を目的に享受されるべきであるという点と、遺産はその意義に対して適切かつ相応しい形で、海洋計画を通じて保全されるべきであるという点である。歴史的環境からの証拠を把握し、特に遺産が失われようとしている場合にその証拠を一般に公開することにより、人類の過去に対する我々の知識と理解に貢献する機会を活かすべきである。

⁵² 例：特別自然美観区域（AONB）、国立公園又は沿岸自然遺産。

⁵³ 意義とは、遺産としての利益を背景に、現在の世代と将来の世代にとっての遺産の価値を指す。その利益は、考古学、建築学、芸術又は歴史といった分野での利益が考えられる。

2.6.6.4 遺産の中には、制定法上の指定の正当化事由となる一定水準の利益を有するものがあり、指定の目的は、現在と将来の世代にとって有益となるよう、それらが保護及び保全されることを確保することである。沿岸／潮間帯及び近海／沖合水域で指定される遺産の例として指定記念物（1979年古代記念物・考古学的区域法の下で指定⁵⁴）、海難残骸物保護区域（1973年海難残骸物保護法の下で指定）、及び1986年軍事残骸物法の下で保護指定される場所が挙げられる。スコットランドでは、2010年（スコットランド）海洋法の下で指定される歴史的保護海域が含まれる場合もある。

2.6.6.5 これらの区域における考古学的利益のある遺産は、現段階ではまだ指定記念物又は海難残骸物保護区域に指定されていないものが多いが、明らかに、同等に意義のあるものである。そうした遺産が指定されていないからといって、必ずしも相対的に意義が低いという意味ではなく、海洋計画当局は関連の規制当局や顧問から得た情報や助言を基に、それらの遺産を指定遺産と同じ政策原則（概要が示されたものも含め）の対象と捉えるべきである。

検討課題

2.6.6.6 海洋活動は、遺産の損傷又は破壊を含め、直接間接を問わず、歴史的環境に悪影響を及ぼすおそれがある。海洋計画の策定及び実施に際し、海洋計画当局は、特定された遺産の意義（又は遺産が発見される潜在性⁵⁵）に関して関連の規制当局や顧問から得た情報や助言を含め、利用可能な証拠を考慮に入れ、それらの管理方法を検討すべきである。また、計画区域の歴史的特性も、特徴的な独自性をもたらす景観（2.6.5項参照）や遺産区分に特に配慮しながら、考慮に入れるべきである。

2.6.6.7 遺産とその状況の意義を検討する中で、海洋計画当局はその遺産特有の利益や、現在及び将来の世代に対してそれが持つ価値を、考慮すべきである。こうした理解を、その意義の保全と開発提案の間での対立の回避又は最小化に活かすべきである。

2.6.6.8 海洋計画当局は、関連の規制当局や顧問と協力しつつ、遺産の意義の持続及び増進の望ましさを考慮すべきであり、また適切な状況の範囲内での指定遺産⁵⁶の保全を支持する形で、全般的想定条件を採択すべきである。遺産の意義が大きいほど、その保全を支持する想定も重要となるはずである。指定遺産の大幅な損失又は危害は例外とすべきであり、

⁵⁴ 北アイルランドでは、指定記念物は1995年（北アイルランド）歴史的記念物及び考古学的物体命令の下で指定される。

⁵⁵ 多数の遺産の存在及び／又は所在地は、考古学的評価の一環として開発に先行して行われる調査の前の段階では不明のことが多い。

⁵⁶ 指定記念物及び海難残骸物保護区域は、制定法上の同意及び免許交付制度の対象であり、その判断は、関連の国務大臣又は分権行政府の責任である。

また危害又は損失に勝る社会的、経済的又は環境的便益を実現する上で、その危害又は損失が止むを得ないことが実証可能でない限り、許可されるべきではない。

2.6.6.9 ある遺産の意義の全部又は実質的部分の損失が正当化される場合、海洋計画当局はその遺産が失われる前に、その意義を記録し理解を深めるための適切な緩和措置を特定及び要求すべきである。要件は、関連の規制当局及び顧問からの助言に基づくべきである⁵⁷。

2.6.7 気候変動の適応及び緩和

2.6.7.1 気候変動は、英国がより高温で乾燥した夏と、より暖かく湿った冬を経験することになることを意味すると考えられる。渇水、熱波、季節的降水の変動、洪水を引き起こすような降水といった気象事象の強度が増大する可能性がある。

2.6.7.2 英国の海洋環境の場合、気候変動の影響の例として相対的な海水位上昇、海水温の上昇、海洋酸性化、海洋循環の変化が挙げられる。

2.6.7.3 気候変動の影響や効果を理解することは、健全な環境を維持するための鍵である。これは現在そして将来の両面で、沿岸や海域の利用形態や価値の評価方法に影響を与える。既に進行しているこうした変動の潜在的影響に対処するには、海洋環境も含めた適応が必要である。海水位上昇、洪水や沿岸浸食の増大は、開発に対する脆弱性⁵⁸の増大や、英国の沿岸地域の著しい変化に繋がる。

2.6.7.4 気候変動の影響への適応は、沿岸での陸上計画策定における優先事項にもなる。海洋計画策定は、こうした影響との両立性が必要となる。これは沿岸の変化、或いは沿岸水域からの洪水に対し最も脆弱な区域における不適切な種類の開発が許可されないことを確保する一方、長期的な気候変動に対する既存の開発の弾力性も向上させる対策が含まれることになる。

2.6.7.5 海洋計画策定は、気候変動がもたらす長期的な挑戦に対応するための、重要な手段を提供するものとなる。気候変動の影響を考慮に入れる中での計画策定決定に役立てるよう、英国行政府は一連の英国気候変動予測を打ち出しており、そして2010年までに英国気候変動リスク評価を実施する予定である（5年毎に更新）。英国はまた、海洋計画当局助言を与えることができる海洋気候変動影響パートナーシップ（MCCIP）も創設した。

⁵⁷ イングランドでは、これは国家政策ステートメントで定められる遺産の記録に関する国家政策と一致することになる。

⁵⁸ 洪水リスク管理計画（洪水指令に基づく）ではそうした脆弱性を明確にし、それが緩和措置に繋がる。

2.6.7.6 海洋計画策定は、沖合再生可能エネルギーや二酸化炭素回収・貯留などの措置を通じて、気候変動の緩和を推進するという重要な役割も担っている。これについては3.3項で詳述する。

検討課題

2.6.7.7 海洋計画策定及び意思決定においては、気候変動の影響に対して海洋環境が適応可能な形態の検討が必要となる。海洋計画の策定に際し、海洋計画当局は気候変動から生じる可能性のある潜在的影響と、それが計画期間中及びそれ以降の開発及び活動の場所又は時期に与える意味合いについて、評価を行うべきである。

2.6.7.8 海洋計画当局は、最新の英国気候変動リスク評価、関連する国家的適応プログラム、一連の最新の英国気候予測はもとより、その他の関連研究における所見も、考慮に入れるべきである。海洋計画当局は、以下に挙げる手段を含め、気候変動の影響に適応する海洋環境の弾力性を高める機会も検討すべきである。

- ・ 例えば保護海域の選定又除外の適切な基準の導入、法的顧問への助言要請、現在の用途／空間配分の変更又は移行、或いは将来利用が見込まれる区域の保護などによる、気候変動の影響を十分に考慮できる柔軟性の構築。
- ・ 開発／プロジェクトの推定耐用期間にわたる気候変動の影響の考慮を奨励すること、特に陸域及び海域の温度上昇や海水位上昇などのリスク、そして洪水や沿岸浸食など極端な事象に起因するリスクの増大の可能性を考慮すること。
- ・ 気候変動が一定の海域にもたらし得る機会、例えばレジャー活動や許容可能で商業的に望ましい種の養殖の増加などの機会を活かす立場に立つこと。
- ・ 沖合再生可能エネルギー、二酸化炭素回収・貯留、及び一定種類の輸送を含め、ただしこれらに限らず、海洋環境における気候変動緩和措置との相乗効果を得る機会を検討し、それらの便益を認識すること。

2.6.7.9 評価は、関連の公的機関と協議しながら行うべきである。何らかの適応措置が、結果的或いは付加的な影響、例えば洪水リスク又は沿岸の変化に対する開発保護の結果として沿岸に生じる変化などの原因となる場合、海洋計画当局は、海洋計画全体に関連付けて、それらの影響を検討すべきである。

2.6.8 沿岸の改変及び洪水

2.6.8.1 沿岸の変化⁵⁹や沿岸洪水は気候変動に伴って悪化すると考えられ、これらは沿岸

⁵⁹ この文脈における沿岸の変化は、例えば浸食、沿岸の地滑り、恒久的浸水、沿岸堆積など、海岸線の物理的变化を指す。

における活動や開発に対する意味合いを持つものである。こうしたリスクは、新たに提案される開発がその耐用期間にわたり気候変動に対して弾力性があることを確保する上で、重要な検討事項である。

2.6.8.2 海洋計画策定に関連し得る、沿岸での活動の例として、浚渫、浚渫物の堆積、冷却水用暗渠の建設、海上着陸施設の建設、埋立て、洪水及び沿岸浸食リスク管理などが挙げられる。これらはいずれも、適切に管理されなければ、海岸線、海底海洋生態学、遺産及び生物多様性に直接影響を及ぼす結果となり得る。

2.6.8.3 海岸線や海底の間接的変化が、上記のような直接の変化の一部への対応の結果として生じる可能性もある。これは局所的な、或いはもっと広範な、沿岸浸食又は沿岸堆積、水中の土手や尾根など沖合の特徴の変化に繋がる可能性がある。インフラストラクチャに起因する堆積物供給の遮断又は変化は、沿岸又は河口域の物理的生息地に影響を及ぼすおそれがある。

検討課題

2.6.8.4 海洋計画を策定する際、海洋計画当局は海岸線管理計画⁶⁰及び利用可能な同等の計画、既に策定された関連の洪水指令洪水管理計画又は補完的計画⁶¹、及びその他、関連のある証拠や沿岸政策⁶²又は戦略を頼りに、陸上計画当局と連携すべきである。海洋計画当局は、活動や開発そのものが、沿岸の変化や洪水のリスクに対して弾力性があり、沿岸の変化に対して許容できないほどの影響を及ぼすことがないという点を、納得すべきである。予防的かつリスクベースのアプローチを、英国行政府の持続可能開発政策に従って、沿岸プロセスに関して新たに浮上する証拠を理解するという面で採用すべきである。

2.6.8.5 海洋計画当局は、沿岸の変化や洪水に対して最も脆弱な区域では不適切な開発を避けるべきであるとする、沿岸開発に関する既存の陸上計画策定及び管理政策を考慮すべきである。開発は計画上の耐用期間にわたり安全で、また他の場所で洪水や沿岸浸食のリスクを引き起こす、又は悪化させることのないものである必要がある。海洋計画を策定する際、海洋計画当局は陸上計画当局により沿岸変化管理区域として特定された区域を考慮に入れると共に、それらの区域で著しい悪影響が生じないことを確保するよう、陸上計画

⁶⁰ イングランド及びウェールズでは、海岸線管理計画において、沿岸プロセスに伴う物理的リスクの大規模な評価を提供し、また人々や、開発された歴史的環境及び自然環境に対するこれらのリスクを、持続可能な形で低減するための長期的政策枠組みを提示している。

⁶¹ 2009年洪水リスク規制の規制26、2009年（北アイルランド）水環境（洪水指令）規制の規制16、及び2009年（スコットランド）洪水リスク管理法第27条。

⁶² 例：北アイルランド自治政府のハイレベル政策ステートメント「河川及び海との共生」。

当局と協議すべきである。

2.6.8.6 廃止期間も含め、開発の運用期間全体にわたる気候変動の影響を考慮すべきである（2.6.7項に概要を記した適応アプローチと統合的に）。海洋計画当局は、沿岸変化のリスクや確率が高い区域に影響を及ぼすおそれのある開発を検討すべきでないが、影響を管理可能な状況であればこの限りではない。海洋計画当局は、堆積物の移動を含め、ある活動又は開発が沿岸プロセスにもたらす地形学的変化の最小化及び緩和を追求すべきである。

第3章

本章では、海洋環境で発生する主な活動に関する政策目標を明記する。これらの目標は、英国政府、スコットランド政府、ウェールズ国民議会及び北アイルランド自治政府が、第2章に記載のビジョンの実現に向け、英国海域の持続可能開発を通じた達成を追求している具体的な政策の成果である。これらは海洋計画策定を通じて、また第2章で概要が示される経済的、社会的及び環境的検討事項のための枠組みの範囲内で実現されることになる。海洋計画はこれらの目標と歩調を合わせ、それらの実現に貢献すべきである。この章ではまた、これらの活動に伴う圧力や影響に関する指針も提示し、意思決定者は今後、英国海域における開発の計画策定及び許可に際し、その指針を考慮する必要がある。

第2章では、海洋計画の策定、及び結果的に海洋計画策定時の基準としなければならない枠組みの設定に際して考慮しなければならない背景及び検討事項を説明した。これらの検討事項には様々な活動間での共存の奨励、生態系ベースのアプローチの適用、及び陸上計画策定との統合など、海洋計画策定におけるハイレベルの原則が含まれる。これらの背景及び検討事項は、意思決定時にも関連性を帯びてくる。例えば回答計画当局や意思決定者が考慮すべき主要な社会的、経済的及び環境的検討事項が挙げられる。以下に記す政策目標は、この枠組みの範囲内で考慮されなければならない。

3.1 保護海域

3.1.1 第2章で説明したように、英国の海洋環境は非常に豊かで多様な生息地を包含しており、これらが多岐にわたる豊富な生物を支えている。英国行政府は健全な海洋環境の経済的、社会的及び本質的価値を認識すると共に、生物多様性の損失を食い止め、可能な限りその回復に尽力する - つまり、生物多様性の正味の損失がないということである⁶³。しかし、多数の生息地や種が、人間の活動からの圧力に曝されている。一部の重要な生息地や種が減少傾向にあり、また多数の商業的魚類資源が逼迫している。英国行政府は、海洋環境からの便益を実現できるよう、ダメージを受けた生態系の回復の実現に尽力する。これは第2章に明記した保全目標を海洋計画策定及び意思決定へ統合すること、及び特定の指定

⁶³ 英国は、北東大西洋の海洋環境の保護に関する OSPAR 条約をはじめとする国際協定を通じ、諸外国と海洋環境に関する政策及び措置の調整を図ることに合意した。OSPAR 委員会の生物多様性・生態系戦略は幅広い焦点を持ち、また以下のような複合的アプローチの必要性を認識している：(1)人間の活動を管理するための生態系アプローチを支えるよう、生態学的質の目標が策定されること、(2)種及び生息地に関する措置：絶滅が危惧される、及び減少傾向にある生息地及び種、並びにそれらを保護するための措置のリスト、(3)保護海域：管理の行き届いた、生態学的に一貫性のある保護海域ネットワークが創出されていること、(4)人間の活動：OSPAR 海域に悪影響を及ぼすおそれのある人間の活動について評価が為され、そうした危害を防止するためのプログラムや措置が策定されていること。

保全区域に対する要件を組入れることによって達成されることになる。

保護海域 (Marine Protected Area : MPA) ネットワーク

3.1.2 英国行政府は広範な基盤の自然保全アプローチの一環として、生態学的に一貫性のあるMPAネットワークを2012年までに実質的に完成させることにも尽力する。MPAネットワークは、既存のMPAはもとより、新たな対象区域も含むものとなる。これは国内（特に海洋保全ゾーン (Marine Conservation Zone : MCZ) 、スコットランドの水域に適用される法制下のMPA、及び科学的に特別な関心の的となる区域）のほか、（指定の）特別保全区域、特別保護区域（野生生物指令の下での分類通り）、及び国際的に重要な区域（ラムサール条約対象区域）で構成されることになる。このMPAネットワークは、海洋戦略枠指令（MSFD）により要求される通りの良好な環境状態の達成への貢献において、そして特に生物多様性が保護及び保全され、また適宜回復されること、生物多様性の損失が食い止められることの確保において重要な手段となる。それは海底生態系の保護など、良好な環境状態に関する他の目標にも貢献することになる。

国際的対象区域

3.1.3 これらは様々な指令の下で特定及び指定される対象区域を指し、生息地指令の下で指定される特別保全区域 (Special Areas of Conservation : SAC) 、希少で脆弱な回遊性鳥類個体群を対象とした野生鳥類指令の下で分類される特別保護区域 (Special Protection Area : SPA) が含まれる。数ある中で特に2010年生息地・種保存規制、1994年保全（天然生息地等）規制（スコットランドのみ）、1995年（北アイルランド）保全（天然生息地等）規制、及び2007年沖合海洋保全（天然生息地等）規制が、対象区域に対する制定法上の保護を規定しているが⁶⁴、SPAとして分類される前の潜在的特別保護区域については、制定法上の保護を規定していない。それらに影響を及ぼす開発案を検討することを目的に、1つの政策事案として、英国行政府は潜在的特別保護区域が既にSPAとして分類済みであると仮定して、同様に考慮されることを望む次第である。ラムサール条約対象区域も、同様の保護対象である。

スコットランドの海洋保全ゾーン／保護海域

3.1.4 MCZ（スコットランド周辺海域では保護海域と呼ばれる）は、海洋動植物、海洋生息地、或いは地質学的又は地形学的に関心の的となる類の海洋生息地又は特徴を保全する目的で指定されている⁶⁵。保護対象の特徴及び対象区域における保全目標は、指定命令に明記されている。国際的保護対象区域は、国内のMCZ及びMPAと併せて、一貫性のある代表的

⁶⁴ 脚注 12 参照。

⁶⁵ スコットランドでは、歴史・実証・研究対象保護海域を指定する旨の規定も設けている。

な保護海域ネットワークに貢献する空間的保護措置に関するMSFD要件も満たすことになる。MCZ及びMPAの指定を決定する場合、管轄当局⁶⁶は2009年海洋・沿岸アクセス法⁶⁷の下、本MPSを考慮するよう要求されることになる。

科学的に特別な関心の的となる区域 (Sites of Special Scientific Interest : SSSI) ⁶⁸

3.1.5 多数のSSSIの範囲が、海洋環境、主に潮間帯へ広がっている⁶⁹。SSSIへ与えられる制定法上の保護や、それらに影響を及ぼすおそれのある開発案に関して従うべき手順が、野生生物・田園地方法制に詳しく記されている。

検討課題

3.1.6 海洋計画を策定する際、海洋計画当局は特定された区域や、自然保全のため重要な特徴を組入れ、当該区域における持続可能開発に関する方針を明記することになる⁷⁰。これらは海洋での活動及び開発に関する方針及び場所の特定の参考になるはずである。生物多様性に対し許容できない悪影響が生じる結果となるおそれのある活動又は開発は、そうした影響を回避するよう設計又は配置されるべきである（2.6.1項にて論述の通り）。

3.1.7 海洋計画当局及び意思決定者は、生物多様性の損失を阻止する目標、全てのMPAに関連する法的義務、全てのMPAの保全目標、及びそれらの管理取極めを考慮すべきである。海洋計画策定過程、及びその後の実施及び監視を通じて、海洋計画当局はこれらの空間指定に加えるべき修正又は追加を特定することができ、またこの情報を関連行政府へ提供して検討を求めべきである。

3.1.8 海洋計画当局及び意思決定者は、MPAに関する制度を考慮に入れ、それらに関して課せられる義務を遵守すべきである。例えば（スコットランドの）MCZ又はMPAにおける目標達成に向け、一定の機能の遂行が貢献すること、或いは少なくとも目標達成を阻害しないことを確保する義務が挙げられる。さらに、SSSIや、野生鳥類・生息地指令の下で指定される対象区域に関連する法制における義務も挙げられる。

3.2 防衛及び国家安全保障

⁶⁶ 2009年海洋・沿岸アクセス法の下、管轄当局は、ウェールズ近海のMCZについてはウェールズ閣僚、スコットランド沖合海域のMCZについては（国務大臣の合意を得た上で）スコットランド閣僚、その他については全て、国務大臣が該当する。

⁶⁷ 国務大臣は、北アイルランド海洋議案の下でのMCZの指定も行う。

⁶⁸ 北アイルランドでは、対象区域は科学的に特別な関心の的となる区域（ASSI）と呼ばれる。

⁶⁹ 他に重要な場所の例として国立公園や特別自然美観区域が挙げられる。

⁷⁰ スコットランド法制の下、海洋計画では保護及び増進に対するMPAの貢献に関する方針の概要も説明することになる。

3.2.1 防衛省 (Ministry of Defense : MoD) の主な目標は、軍事的防衛を提供し、また適宜、英国本国及び海外領の人々に保安を提供することである。英国水域は極めて重要な環境であり、その中でMoD (英国国防軍及び海軍補助艦隊を含む) はこの目標を達成するために必要な作戦能力を維持及び展開しなければならない。MoDは、1892年及び1900年の軍用地法、及び1958年土地権限防衛法の諸規定の下で細則を定めることにより、一時的又は恒久的に、海域を規制し、海域の利用を制限する権限を持っている。

3.2.2 海洋活動は、防衛及び国家安全保障の利益を妨害すべきではなく、またMoDは相応に相談を受けるべきである。海洋計画策定へMoDが参加し、総合的な安全、安全保障及び弾力性へ貢献することにより、両立性を欠く活動又は用途に対する緩和措置を可能であれば特定しながら、海洋資源の効果的利用が確実なものとなる。MoDとの協議は、国家安全保障又は防衛に対する負の影響の低減に繋がるはずである。

3.2.3 英国本国及び海外領の安全保障の実現を通じ、MoDは測量データや政府横断的なサーベイランス⁷¹、監視及び執行といった活動の提供により、海洋部門に貢献する。MoDは、英国海軍基地やMoDの射撃訓練場及び沿岸所有地を通じたものも含め、海洋環境における軍事行動を支援する形で、英国全域で人々を雇用する。

3.2.4 直接間接を問わず、軍事行動能力を支持する形で海洋環境を活用する防衛活動は多様であるが、軍用艦船及び航空機、英国海軍基地、海上及び水中の航行利益、水中音響範囲、海事演習、陸海空軍合同演習、沿岸訓練範囲及び沿岸試験・評価範囲が含まれる。

3.2.5 認識されている点として、海洋環境には軍事行動能力の維持及び展開を通じたリスクが存在する。MoDは、自然環境及び歴史的環境の保護に尽力する。従って、MoDは環境法制において本質的な軍事行動能力を制限しない限り、環境法制からの免責を求めない。軍事行動能力を維持するための特例又は免責を求める場合、MoDは内部の管理取極めや緩和措置が、合理的に実行可能な限り、環境への影響を最小限に抑えることを確保する。MoDは、その活動が環境に及ぼす影響を最小限に抑えることを約束しており、また意思決定過程の一環として、MoDにおける安全衛生・環境保護及び持続可能開発に関するステートメントについて国務大臣と歩調を合わせ、環境への影響を正當に考慮している。

潜在的影響

3.2.6 防衛部門からの社会経済的便益を、海洋政策及び計画策定の範囲内で、特に雇用に関して認識すべきである。一部の沿岸域において、MoDは主要な雇用主である。

⁷¹ 全国海事情報センターは、内閣ブリーフィング室 (COBR) 機構及び環境的な災害又は危機の影響に対処する主導的部門を通じた、中央政府への状況認識の提供を担当する。

3.2.7 国防及び国家安全保障活動に伴う、環境面での便益及びリスクは多様である。例えば射撃訓練場の危険区域、潜在的に損害を与えるおそれのある活動からの海底区域の保護、海事活動に起因する騒音や攪乱に対する懸念などが挙げられる。MoDは、その活動から浮上するリスクを管理するためのシステムを、上手く確立している。

3.2.8 海域における非防衛活動は、別な部分でMoDに影響を及ぼす可能性がある。飛行場、送信施設及び爆発物倉庫など沿岸陸域の防衛施設は、別段に軍事行動に支障をきたすおそれのある開発を規制するよう、海域に及ぶ安全ゾーンを設けている。

検討課題

3.2.9 沖合海洋インフラストラクチャ、施設及び活動の施工及び運用のほか、より広範な環境の保全指定や健全性に関する政策も、一部の区域で防衛上の利益に影響を及ぼす可能性がある。海洋計画当局及び意思決定者は、海洋と陸上双方におけるMoDの利益に対する、海洋インフラストラクチャの単独及び累積的影響を全面的に考慮すべきである。海洋計画当局、意思決定者及び開発者は、あらゆる状況において、防衛上の利益が影響を受けることになるかどうか検証するよう、MoDに相談すべきである。

3.3 エネルギー生産及びインフラストラクチャ開発

3.3.1 確実で持続可能性のある、手頃なエネルギー供給が、英国の経済的及び社会的福利にとって、中心的な重要課題である。海洋環境は、英国のエネルギー供給及び分配対策に果たす多大な貢献を一層高めることになる。この貢献には我が国の現在のエネルギー需要の大部分を賄う石油・ガス部門や、気候変動及びエネルギー安全保障への対処という課題に対応する形で成長途上の、再生可能エネルギーや別な形態での低炭素エネルギー供給による貢献が含まれる。英国のエネルギー目標の確保への貢献は、環境を保護しつつ、海洋計画策定における優先事項となる。

3.3.2 英国は、確実で手頃な低炭素エネルギー供給の達成に向け、重大な課題に直面している。2008年気候変動法及び2009年（スコットランド）気候変動法では、2050年までに温室効果ガス排出を1990年水準比で80%以上削減することを目標とする長期枠組みを定め、また気候変動委員会は、電力部門が2030年までに大幅に脱炭素化する必要があると勧告した。低炭素エネルギー経済への移行の一環として、英国は2020年までにエネルギー消費の15%を再生可能エネルギー源から得るという、法的拘束力のあるEUの目標を達成しなければならない。英国の様々な部分で、個別の目標が掲げられている⁷²。

⁷² スコットランド政府は、2020年までに、エネルギー消費の20%を再生可能エネルギー源から得るようにし、電力消費の80%を再生可能エネルギー源から得るとの公約を掲げた。北アイルランドでは戦略的エネルギー枠組みにおいて、2020年までに再生可

3.3.3 こうした目標の達成に必要な再生可能エネルギーはかなりの割合で、海洋資源に由来することになる。沖合風力発電は、2020年及びそれ以後の移行段階で、単独で最も大きく再生可能電力に貢献すると期待されている。波力・潮力技術も、中長期的に見てかなりの潜在性を秘めている。英国の一部地域では原子力及びその他の発電所が沿岸域に設置される可能性があり⁷³、また低炭素エネルギー供給へ移行するにつれ、英国の複合的エネルギー供給体制の枠内で重要な役割を果たすことになる。気候変動の影響緩和に加え、英国のエネルギー目標の確保への貢献も、雇用や収入獲得の機会、移転可能な技術及び技能の開発など、多大な社会経済的便益をもたらすと見られる。

全てのエネルギーインフラストラクチャに関する検討課題

3.3.4 意思決定者がエネルギーインフラストラクチャ向けの応用を検証及び判断し、海洋計画当局が海洋計画を策定する際、以下の事項を考慮に入れるべきである。

- ・ エネルギーに関する包括的国家政策ステートメント（EN-1）⁷⁴（イングランド及びウェールズに適用）に明記されたエネルギーインフラストラクチャに対する国家レベルの需要、国家計画策定枠組み（スコットランドに適用）及び北アイルランドの戦略的エネルギー枠組み⁷⁵。
- ・ 英国の経済的繁栄及びエネルギー供給の安全保障に対する石油・ガス資源の重要性を熟慮しつつ、英国の石油・ガス資源の経済的発展の最大化を目指す、英国の政策目標。
- ・ 二酸化炭素排出削減の鍵となる技術としての低炭素発電及び二酸化炭素回収・貯留の、肯定的でより広範な環境的、社会的及び経済的便益。
- ・ 石油・ガス田を形成する物理的資源及び特徴、或いはガス又は二酸化炭素貯留に適する場所は比較的少なく、何よりもまず、探査が必要であり、見つかった場所で開発するほかないという事実。同様に、再生可能エネルギー資源は、資源が存在し、経済的に実現可能な場所で開発するほかない。
- ・ 沖合風力、波力、潮流・潮汐エネルギー関連の製造及び展開活動への対内投資の潜在的影響のほか、付随して発生する雇用機会が地方経済や国家経済の再生に及ぼす影響。こうした活動は全て、英国の低炭素製造能力の発展という目標を支えるものである。
- ・ 英国における、二酸化炭素回収・貯留施設（CCS）の開発及び設置を支援し、また特に

能電力を40%にするという目標を定めた。ウェールズでは、ウェールズ議会政府の低炭素革命政策において、低炭素エネルギー経済への移行を加速させ、2020年までに消費量の2倍超の電力を完全再生可能エネルギー源から生み出すという、行動計画を打ち出した。

⁷³ スコットランドに原子力施設の新設計画はない。北アイルランドには原子力施設がなく、新設計画もない。

⁷⁴ 2011年中に採択予定。

⁷⁵ 戦略的エネルギー枠組み（SEF）は2010年9月に公表された。

二酸化炭素の永久貯留に適する場所の必要性を支援するプログラム⁷⁶。

3.3.5 海洋計画を策定する際、海洋計画当局は、再生可能エネルギー指令（指令2009/28/EC）の下で締結された法的拘束力のある公約や、国内で拘束力のある、2050年までの温室効果ガス80%削減という目標を含め、国家的目標及び優先事項の実現に向け、海洋計画が如何に貢献するか、明示すべきである。これは様々なエネルギー源の開発、生成・分配インフラストラクチャ向けに好ましい区域の検討、また適宜、潜在的な新たな機会の創出、生物多様性に関して最も敏感な区域の考慮、用途が競合し両立性のない区域の慎重な検討が含まれる。海洋計画当局は適宜、必要な陸上インフラストラクチャの開発を確保できるよう、陸上計画当局との連携が必要となる。例えば以下が挙げられる。

- ・ 沖合発電及び全国の送電網への接続を支援するための変電所。
- ・ 新たなガス及び電力輸入インフラストラクチャ（従来型の輸入パイプライン、ガス受領施設、液化天然ガス（Liquid and Natural Gas : LNG）輸入施設を含む）。
- ・ 施工及び保守のほか、道路など他のインフラストラクチャも支援できるよう、適切に開発及び配置された港湾。

3.3.6 英国の一部地域では発電所が沿岸域に設置される可能性があり、それらは英国の複合的なエネルギー供給体制に重要な役割を果たすことになる。沿岸発電所の建設、運用及び廃止は、例えばプラントの建設やそれに伴う開発、大型プラント品目用の突堤やマリーナなど海上の荷降ろし施設を通じて、現地の海洋環境に影響を及ぼす可能性がある。また、運用中の冷却水の採取及び放出に起因する影響も起こり得る。海洋生態学を含め、影響に関する詳細、及び悪影響を回避又は最小化するための具体的措置に関する詳細が、原子力発電に関する国家政策ステートメント（EN-6）⁷⁷及び化石燃料発電インフラストラクチャに関する国家政策ステートメント（EN-2）⁷⁸に記載されている。水域への放出は全て、関連の免許交付当局が発行する許可に従って制御されることになる。

石油及びガス

沖合石油・ガス開発及び生産

3.3.7 沖合石油・ガスは現在、英国で最大のエネルギー供給源であり、2008年には一次エネルギー需要の約3分の2を満たした（石油需要の91%とガス需要の73%）。国内生産は現在、

⁷⁶ 2010年の包括的歳出審査の際、英国政府は世界初に数えられると期待される商業的発電所におけるCCSの実証を支援すべく、10億ポンドを拠出すると発表した。これは2014/15年までに竣工予定である。英国政府はまた、さらに3つの実証プロジェクトの公的支援も公約し、そして最近、ガス火力発電所も対象に含めるよう、このプログラムの範囲を拡大した。

⁷⁷ 2011年中に採択予定。

⁷⁸ 2011年中に採択予定。

長期的に減少傾向にあるが、石油・ガスはたとえ英国が低炭素経済に移行しても依然、中心的に重要な位置付けのままと予想される。2009年の予測によると、国内生産は2020年も引続き、英国の石油・ガス需要の約半分を満たすと予想される。石油・ガス開発は重要な雇用源でもあり、税収への貢献も顕著である。

3.3.8 英国で炭化水素を国内の調達源から調達すれば、外国からの輸入依存度を最小限に抑え、また結果、エネルギー供給の安全保障を強化できる。従って、英国の石油・ガス資源の経済的回復を持続可能な形で最大化することが、英国のエネルギー供給及びエネルギー安全保障戦略における優先事項である。

3.3.9 石油・ガスは見つかった場所で生産するほかないが、最新技術により、生産施設の正確な場所に対してある程度、柔軟性を勘案することができる。その上、石油・ガス田の開発は、場所、備蓄の特徴及び潜在的生産性を背景に、何年も要する可能性がある。概して、沖合石油資源の大部分は英国の大陸棚の北方で見つかる一方、主な沖合ガス採取区域は南方である。概して、これらの炭化水素は沿岸域から多少離れた場所でも見つかる。

3.3.10 英国海域の一部は、かなり開発が進み、理解されている。しかし、全ての区域において、新たな発見が為される可能性がまだあり、最大限の経済的回復という目標の達成に向け、こうした資源へアクセスする必要がある。石油・ガスの初期開発は、概して地震調査船を使用して行われる。開発調査対象区域への継続的アクセスが必要であるが、この開発が必ずしも他の海域利用に対し恒久的障壁となるわけではない。経済的に回収可能な量の炭化水素が見つければ、必要な掘削又は沖合生産施設の排除の痕跡は比較的小さいと考えられ、また他の資源や海域利用に対する影響もごく限定的と考えられる。将来を見据え、石油・ガスの残存備蓄の回復には、費用と専門知識の両面で追加投資が必要となる一方、特定の石油・ガス田の生産終了は必然的に、施設の廃止に至ることになる。向こう30年間で、約500の施設が廃止となる見通しである。

沖合ガス供給インフラストラクチャ及び貯蔵施設

3.3.11 英国は天然ガスへの依存度が高く、一般家庭（主に空間暖房用）、発電（2008年で見ると電力の5分の2を生成）及び事業全般における使用量はほぼ同等である。英国は化石燃料への依存度を低減する計画であるが、移行にはかなり時間が掛かり、ガスは今後数年間も引続き、英国の複合的燃料供給体制に重要な役割を果たすことになる。英国はガスへの依存度が高い状況がまだ続き、2020年には正味のガス需要の約半分を、輸入に頼ると予想されている。結果的に、新たなガスインフラストラクチャへの多大な投資が必要となる。

3.3.12 沖合のガス貯蔵施設、沖合でのガス荷降ろし及びガス輸入施設の設置は、我が国の国内産ガス供給の減少につれ、供給の安全保障に対する重要性を高めつつある。英国の貯蔵許容力を高めるには、以下を含め、一連の沖合インフラストラクチャが必要である。

- ・ 新たな輸入インフラストラクチャ（従来型の輸入パイプライン、ガス受領施設、液化天然ガス（LNG）輸入施設を含む）。これらは、輸入依存度が高まる傾向にある英国のガス市場向けに、輸入許容力を提供する上で必要となる。
- ・ 沖合でのLNG荷降ろしを可能とするための、新たな海中ガス貯蔵施設及びパイプライン。

3.3.13 現在英国で稼働している沖合ガス貯蔵施設は1箇所のみであるが、ガス輸入の水準が高まっていることから、ガス備蓄の海中貯蔵における経済活動は増大すると考えられる。

潜在的影響

3.3.14 この部門からは雇用、税収、輸出ビジネス及びエネルギー安全保障を含め、数々の社会的及び経済的便益があり、これらは全て、国家的尺度で見るとかなりの規模である。英国の大陸棚にある石油・ガス田の大部分は北海に位置し、関連する雇用の規模が国内で最も大きい地域はスコットランドにある。

3.3.15 石油・ガス採取に伴う環境的なリスクや潜在的影響は多数あるが、最も顕著なのは石油漏出のリスク、開発（例：地震調査）や生産、昔ながらの石油ベースの杭切断から生じる騒音、そして開発や生産に使用する化学物質の流入である。油汚濁水への石油放出量は英国では減少しており、石油漏出は現在、多くても1トン未満である。パイプラインの配置、設置方法及びサイズ次第では、パイプラインの設置が生息地に影響を及ぼす可能性がある。しかし、これは概して空間的に軽微で、短期的な騒音や攪乱の影響がある程度である。既存の貯蔵施設及びインフラストラクチャの利用は結果的に、無視してよいレベルの付加的影響を生じると考えられるが、岩塩空洞の発生は局所的に多大な影響をもたらし、他の海域利用者に干渉するおそれがある。

再生可能エネルギー

3.3.16 低炭素エネルギー産業は、戦略的な政府の政策や財務機構に対応する形で急速に発展している。英国は現在、沖合風力発電施設の設置に関して主導的な国であり、沖合再生可能エネルギー（沖合風力、波力及び潮力を含む）向けに特定された候補地は、英国の水域で大規模に開発できる再生可能エネルギー資源を示しており、これは英国を、これらの技術からの再生可能エネルギー生産における世界的リーダーとして位置付ける要因である。低炭素エネルギー源からのエネルギー生成が増えれば、気候変動の緩和、英国の化石燃料依存度の低減、そして電力供給の多様性の増大によるエネルギー安全保障の向上に繋がる。

3.3.17 英国行政府は、英国水域における再生可能エネルギーの設置増強の環境的意味合いや空間的相互作用を評価すべく、数々の研究に取り組んできた。こうした研究を基に、重大な悪影響を防止、低減及び相殺するための緩和措置が実施されれば、2020年までの沖合風力発電及び海中送電網開発に向けて我々が評価した計画の達成を妨げるような、環境上最優先される理由は全くないと結論付けられた。さらなる研究と、周期的環境評価プログラム⁷⁹が、CCSや海洋再生可能エネルギーを含め、沖合エネルギーの賃貸推進を可能とするための計画／プログラム草案の意味合いを戦略的に評価する目的で進められている。

3.3.18 海洋計画においては、様々な再生可能エネルギー技術を展開できそうな候補区域を考慮し、特定すべきである。法的要件に沿って、如何なる潜在的悪影響も防止及び緩和し、それが可能でない場合は補償するための措置を講じるべきである⁸⁰。海洋計画及び海洋計画策定過程は、新技術の影響に関して新たに浮上する証拠に柔軟に対応する必要があり、これについては特に、計画の監視及び見直しに関する取極めが重要となる。

沖合風力

3.3.19 英国は世界有数の風力資源を持っており、沖合風力発電は我が国の再生可能エネルギー及び二酸化炭素排出の目標の達成、2020年まで及びそれ以降、2050年に至るまでのエネルギー安全保障の向上において重要な役割を果たし、その重要度も高まっている。沖合風力発電の活用及び接続は現在、一段と技術的に難しい課題であり、陸上風力発電の活用及び接続に比べ多額の費用が掛かる。しかし、沖合風力発電は出力増強に繋がる風力源の強化及び安定化を背景に、潜在性が高まっている。最も成熟した沖合再生可能エネルギー技術として、これは商業的規模の出力を通じたエネルギー供給の安全保障及び二酸化炭素排出削減に対し、中期的に最も大きな影響を与える潜在性を秘めている。沖合風力配電の拡大には、地方経済と国家経済を再生させ、雇用を提供する潜在性のある、新たな高価値製造能力への多額の投資が必要と考えられる。

潮汐

3.3.20 持続可能開発委員会やリバプール大学及びProudman研究所などの組織による研究が示唆するところでは、潮汐スキームは英国の現在の電力需要を最大15%賄うことができる。潮汐技術は割と成熟しており - BrittanyにあるLa Ranceダムは1960年代から稼働している - また革新的新技術の調査が進められているが、これは環境への影響が少なく、それでもなお相当量のエネルギーを生産できる技術である。

⁷⁹ 例えば沖合エネルギー戦略環境評価に関する DECC の周期的プログラム、スコットランド政府の SEA、ウェールズ議会政府の海洋再生可能エネルギー戦略枠組み、北アイルランドの戦略的エネルギー枠組みの下での諸研究が挙げられる。

⁸⁰ 例えば野生鳥類の保全に関する指令（指令 2009/147/EC）や天然生息地及び野生動植物の保全に関する理事会指令 92/43/EEC が挙げられる。

潮流及び波力

3.3.21 Carbon Trust⁸¹やRenewable UK⁸²などの組織による研究が示唆するところでは、英国の現在のエネルギー需要の最大20%を、波力及び潮力エネルギーで賄うことができる。英国全域で波力及び潮力エネルギーを生産できる潜在性があり、全国津々浦々でこの分野の進歩事例がある⁸³。波力及び潮力エネルギーの生成を可能にする技術は、沖合風力発電に比べるとまだ開発の初期段階にある。しかし、波力及び潮力エネルギーの生成量は2020年までに、またそれ以降、飛躍的に増加すると期待されている。海洋計画策定において重要なのは、海洋空間においてより確立された用途と併せて、そうした開発に適切な場所を考慮することと、送電網及びインフラストラクチャの開発に要するリードタイムを含め、この部門の進歩が見込まれる時間的尺度と段階を認識することである。例えば、商業化前の実証設置には、この技術の早期段階で全ての不確定要素に対処できるわけではないという点を認識しながら、リスクの規模や法的要件に関連する環境への潜在的影響に対応する必要がある。

潜在的影響

3.3.22 認識すべき点として、再生可能エネルギー開発の潜在的便益と悪影響は、例えば技術の種類や規模、構造及び地理的立地条件といった要因次第で大幅に変動する。

3.3.23 再生可能エネルギーは、エネルギー生産からの温室効果ガス削減を通じて、広範囲に及ぶ有意義な環境的便益の潜在性をもたらす。加えて、雇用機会、輸出ビジネス及びエネルギー安全保障を含め、この部門から有意義な数々の社会経済的便益がもたらされる潜在性もある。今のところ、人工リーフ構造の導入など、風力発電地帯周辺での生物多様性の便益や漁業機会を得られる潜在性の探求はまだ十分に進んでいない。これらについては海洋計画策定を背景に、また個々の開発を対象に、詳しく検討すべきである。

3.3.24 再生可能エネルギー開発は潜在的に、海洋の魚類や哺乳類に対し、主に建設騒音により悪影響を及ぼすおそれがあり、また漁業活動を移転させたり、船乗りをはじめ他の海域利用者に直接又は間接的に影響を及ぼしたりする可能性もある。一部の鳥類種が沖合風力タービンのせいで移転させられる可能性があり、これも、回遊に対する障壁となる、

⁸¹ 2006年版 Carbon Trust 報告書（2006）。

⁸² 2006年版 BWEA 報告書。

⁸³ スコットランド政府はこの部門の発展を促進するための枠組みを定め、開発成功者に贈られる1,000万ポンドの聖アンデレ十字賞がこれに含まれる。北アイルランドでは企業・通商・投資省（DETI）が近々、2010年 - 2020年沖合再生可能エネルギー行動計画（www.offshoreenergy.co.uk）を最終決定する予定で、これは2010年 - 2011年期分の北アイルランド水域における沖合再生可能エネルギー賃貸に繋がる。英国の再生可能エネルギーゾーン及びイングランドとウェールズの領海における沖合エネルギーSEAについては、www.offshore-sea.org.uk に詳細が記されている。

或いは鳥類が衝突するリスクをもたらすおそれがある。基本設計は水力学に影響を及ぼし、結果的に堆積物の移動を招く可能性がある。これはタービン基部周囲が堆積物によって磨滅する潜在性を含む。上記及びその他の潜在的悪影響は、潜在的緩和措置と併せて、再生可能エネルギーインフラストラクチャに関する国家政策ステートメント（EN-3）⁸⁴で検討されている。

3.3.25 海洋エネルギー施設の設置、つまり波力及び潮力発電施設の設置は、用地選定が不適切だと環境にリスクを課してしまうおそれがある。しかし、リスクや生態学的重要性の水準は大体において不明で、それは特に、潮流及び波力技術がまだ開発の初期段階にあるためである。潮汐技術に関する研究は、ダムも含め、これらの構造物が回遊性の魚類や鳥類に、またそれらが設置される河口環境の水力学にも悪影響を及ぼす可能性があることを示唆した。海洋計画策定過程を裏打ちするには、潜在的に敏感な環境の特徴に海洋技術が及ぼし得る潜在的影響に対する理解をもっと深められるよう、さらなる研究が必要である。例えば、そうした影響への適応方法や緩和方法は、詳細な監視プログラムや、装置の設置後も含めた協調型の研究イニシアティブが支援材料となり得る。

沖合送電網

3.3.26 英国は歴史的に、従来型発電所からの大規模発電に頼る集中型発電網を整備しており、発電所の一部は国内の特定地域に集まっている。しかし、沖合風力、波力及び潮力発電の大幅な増加を含め、英国における発電の多様化への移行には、陸上と沖合双方における送電網の拡張、接続及び強化が必要となる。英国全域で沖合送電網を適時に開発することが、沖合再生可能発電の継続的設置の確保に役立つ不可欠要素である。英国政府は、沖合発電プロジェクトを陸上送電網へ接続するために必要な多額の投資が、消費者や再生可能エネルギー開発者に最大の便益をもたらすような、費用効果の高い形態で実現されることの確保に役立つよう、新たな沖合送電体制を確立した。加えて、陸上送電網の特定区間への接続を強化及び改善するための、潜在的な新規海中ケーブル敷設も、再生可能・低炭素発電の成長を支える重要な要素である。

3.3.27 沖合送電網が戦略的かつ協調的な形で開発可能で、また英国国内各地間の接続はもとより、欧州への接続にも十分対応できる柔軟性を維持できる状態を確保するため、英国全国送電網が、全国送電系統運用者（National Electricity Transmission System Operator: NETSO）として、陸上及び沖合双方の送電網接続の運用及び調整を担当している。

⁸⁴ スコットランドでは、第二次国家計画策定枠組みに言及すべきである。北アイルランドでは、これらの課題を沖合再生可能エネルギー戦略行動計画草案の中の戦略的環境評価で取り上げている。

NETSO⁸⁵は2009年12月から2010年5月にかけて、初回の沖合開発情報説明書（Offshore Development Information Statement：ODIS）に取り組んだ。ODISは年1回更新され、2025年までの沖合送電網の開発に関する潜在的シナリオやNETSOの最良の見解を提示して、協調的で情報に基づく形での開発の確保に役立てる趣旨のものである。よりハイレベルの再生可能エネルギーに対応するための北アイルランド送電網の強化及び開発を目指す現在の計画に加え、企業・通商・投資省はスコットランド及びアイルランド共和国と共同で、スコットランド西部、北アイルランドの北部及び北東部の沿岸、アイリッシュ海、及びアイルランド共和国の西岸を候補地とした沖合施設を接続する沖合送電網建設の実現可能性調査に取り組んでいる。

3.3.28 英国国内各地と他の欧州諸国の間での電力輸出入を勘案する電力相互接続も、とりわけ再生可能エネルギーの普及度が高まり、英国国内各地から欧州へのエネルギー輸出が可能になるほど容量が増えるにつれ、英国が確実かつ安定した送電網を持ち続ける状況を確保する上で、ますます重要性が高まってくる。

潜在的影響

3.3.29 送電網容量の増加、最も顕著なところでは沖合再生可能エネルギーの推進による、明白な社会的及び経済的便益が存在する。一方で水中ケーブル敷設の増加などに伴う社会的及び経済的リスクもあり、これは浚渫や一部の漁具の利用といった活動に影響を及ぼしたり、既存のケーブルやパイプラインの運用者をはじめ、他の海域利用者に影響を及ぼしたりするおそれがある。

3.3.30 英国海域における水中ケーブルの増加は、環境的影響の原因となる。海底へのケーブル敷設に起因する影響は少なく、主に敷設に伴う物理的攪乱が原因で生じる。そうした影響は短期間で済む傾向にあり、影響を受ける区域は比較的小さい。影響は主に、ケーブルを埋設できない状況において、岩石防御手段やコンクリートマットレスなどのケーブル保護策が必要な場合に生じる。これは特に、国内で又は国際的に自然保全上重要な区域に指定された場所、或いはその他、指定の甲殻類漁場、経済的に重要な魚種の産卵又は養育場所、又は海洋考古学遺跡など敏感な区域をケーブルが通る、又はその範囲内の海底にケーブルが接近する場合が当てはまる。漁業活動を移転させる可能性もある。

二酸化炭素回収・貯留（CCS）

3.3.31 化石燃料は依然、予見可能な将来においては1つの重要な発電源である。英国の法的拘束力のある二酸化炭素削減公約を遵守するには、事実上全ての化石燃料発電所が最終

⁸⁵ 北アイルランドでは、SONI（北アイルランド送電系統運用者）が電力系統を運用している。

的に、二酸化炭素を回収して地下深層に永久貯留するための技術を備える必要がある。現在、新規の化石燃料火力発電所は全て、二酸化炭素回収対応型（Carbon Capture Ready : CCR）として建設されなければならない。このプログラムでは、永久貯留される二酸化炭素を大量に生じることになる。英国の沖合区域は、二酸化炭素を永久貯留するための、欧州域内で最も有望な拠点になると考えられている。英国での貯留はほぼ排他的に沖合で行われる、つまり、本土から二酸化炭素を輸送して海底の地下深層に注入するために必要なインフラストラクチャ（パイプラインや沖合構造物など）の設置が要求されると予想される。

3.3.32 二酸化炭素回収・貯留は、発電所及びその他の産業的発生源から生じた二酸化炭素の回収、貯留ポイントまでの輸送（通常はパイプライン経由、ただし海運も1つの可能性である）、含塩層又は枯渇した石油・ガス田など沖合の地質学的場所の深層（深度800 m以上）での安全な貯留、これらを含む3段階の過程である。二酸化炭素回収・貯留（施設）（Carbon Capture and Storage : CCS）はまだ商業的実績のある技術ではなく、英国政府は4件の完全な商業的規模の実証プロジェクトを支援する意向を発表した。他の実証プロジェクトも、欧州からの資金拠出で支援される可能性がある。研究開発規模での貯留プロジェクトが提案されることもあり得る。二酸化炭素貯留指令（指令2009/31/EC）の下、二酸化炭素を貯留するための地理的場所の運用を意図する場合、同指令の要件に従って許可を発行してもらう必要がある。同指令の目的は、環境及び人間の健康に対する悪影響及びリスクを可能な限り防止する、或いは防止が不可能な場合は排除する形で、二酸化炭素を永久に封じ込める場所として定義される、環境的に安全な地理的貯蔵場所を確保することである。

3.3.33 貯蔵場所自体は海底よりはるか下方となるが、貯蔵を行うには、パイプラインや坑口など付随するインフラストラクチャの設置が必要となる（しかし既存のインフラストラクチャを再利用することもあり得る）。長期監視用施設も必要となる。貯蔵場所の予備的探査が行われる見通しで、最初の商業的規模の貯蔵場所が2014年から稼働する予定である。当面、関心は枯渇した石油・ガス田に集まると考えられるが、塩水帯水層など他の構造物も利用できる。また、二酸化炭素永久貯留施設を、炭化水素の生産増強と組み合わせることも可能と考えられる。

潜在的影響

3.3.34 二酸化炭素回収・貯留技術の展開は、化石燃料によるエネルギー生成を、英国の将来における低炭素で確実なエネルギーの要素とすることを実現する中で、英国にとって有意義な便益をもたらすことになる。CCS単独の場合、この部門は2030年までに年間最大30億ポンドの価値を有し、最大100,000人分の雇用を持続し得ると推定されている⁸⁶。CCS実証

⁸⁶ 「クリーンコール：英国全域での二酸化炭素回収・貯留施設開発に向けた産業戦略」、DECC、2010年。

プログラムは、発展途上経済圏で急増しているエネルギー要求への対処に不可欠となる温室効果ガス排出削減技法の展開において、英国が指導力を発揮することも可能にする。世界中の発電所からの二酸化炭素排出を排除できれば、海洋環境の酸性化が進行する潜在性は大幅に減る。

3.3.35 適切に選定された貯蔵場所からの漏出は、極めて可能性が低い。地層に一旦注入されれば、多数の物理的及び化学的捕捉機構が、二酸化炭素を地層内に保持してくれる。注入過程で二酸化炭素漏れが発生する可能性があり、例えばパイプラインや坑口などインフラストラクチャの不具合を介した漏出が起こり得る。これが底生海洋群落到局的影響を及ぼし、場合によっては軽度の局所的海水酸性化を引き起こす可能性がある。しかし、我が国の海洋の希釈能力や緩衝能力を踏まえ、そうした影響が広範囲に拡散する、或いは長期化するとは考えにくい。

3.4 港湾及び海運

3.4.1 港湾及び海運は、海洋環境内で発生する活動に重要な役割を果たす。それらは英国経済において主要な輸出入経路を提供する、不可欠な要素である。港湾は陸域と海域を結ぶ重要な輸送インフラストラクチャも提供する。港湾及び海運は、英国国内及びグローバル経済の背景いずれにおいても、貨物や人々の効果的移動に極めて重要である。

3.4.2 国際取引の約95%（重量割合）は、港湾経由である。例えば石炭、鉱石、石油及び石油化学製品など不可欠な原材料、木材、商用車両、コンテナやローロー式車両に収められた完成品及び中間財が挙げられ、本質的に通商の全範囲に及ぶ。港湾は沿岸海運（転載を含む）や北アイルランドとの接続を通じた国内貨物輸送にも重要な役割を果たし、また重要な国際旅客サービスも可能にする。我が国の港湾、特にスコットランドの港湾はインフラストラクチャを提供し、また島嶼地域にとっては頼みの綱のフェリーサービスを支援するインフラストラクチャや施設を提供する。それらの役割は、将来の貨物交通の増加予測を裏付けるだけでなく、より脆弱で辺鄙な共同体の支援にも不可欠である。

3.4.3 効率性は進歩し続けているにもかかわらず、港湾は今なお他に依存しない雇用主であり、通商関連部門における経済活動を生み出し、推進する。加えて、港湾は再生可能エネルギー開発など新興産業の支援や、道路輸送に代わる海運貨物輸送の増加の推進による気候変動の影響の緩和に不可欠である。

3.4.4 我が国の港湾やマリーナの運用は、運河、バース及びドックの創出、維持及び開発を通じて実現する。これは浚渫や、浚渫した海洋堆積物の処分を必要とする。これは浚渫作業や浚渫した堆積物の処分に起因する汚染を防止、低減、及び可能であれば排除すると

いう目標に沿って、推進する必要がある。現在の安全対策は、我が国の沿岸周辺の堆積物の科学的状態を大幅に改善してきた。これは海域での処分が許可される汚染物質のトン数が減ったおかげである。

3.4.5 海運は、英国にとって不可欠かつ貴重な経済活動である。英国の沿岸周辺での船舶の移動や、英国の港湾に出入りする船舶の移動が盛んで、英国の経済的利益に貢献している。また、例えば英仏海峡を通過する正当な船舶やその他、英国近傍の航行可能な海域を自由に利用する船舶の往来もかなりの水準である。船舶による輸送には貨物と旅客の輸送がいずれも含まれ、商業目的であるか娯楽目的であるかを問わない。水上輸送は、船舶の建造及び補修、港湾及びマリーナの建設を含む一連の多様な補助的活動、そして浚渫や海図の製作を含む航行関連活動に支えられている。

潜在的影響

3.4.6 環境への影響は、航行又は合法的作業の過程における船舶からの偶発的汚染、船舶による違法な、油、廃棄物又は汚水などの業務上の放出に起因する汚染、或いは座礁又は衝突に起因する物理的損害が原因で発生し得る。その他、環境に対する海運及び港湾からの圧力が関係するのは騒音、大気中排出、そして非在来種の導入及び拡散（船体に付着して、又はバラスト水に含まれて運ばれる）である。

検討課題

3.4.7 海洋資源をめぐる競争の激化は、船舶の安全な航行に利用可能な海域に影響を及ぼす可能性がある。海洋計画当局及び意思決定者は、海運活動、航行の自由及び安全な航行に対する悪影響を考慮してそれらの最小化に努めると共に、決定が国際海事法を遵守していることを確保すべきである。海洋計画の策定や個々の決定においても環境的、社会的及び経済的影響を考慮すると共に、国際海事法を遵守すべきである。海洋計画当局は、継続的な港湾運用はもとより、付加的港湾開発についても、効率性と弾力性を保護する必要性を考慮に入れる必要がある。

港湾開発

3.4.8 関連の国家計画政策文書⁸⁷が、市場主導型部門を背景とする港湾予測に基づく港湾開発に対する、国家全体での必要性の水準を示唆している。こうした許容力のニーズは、一連の港湾にまたがる様々な種類の開発機会を創出する。ほぼ例外なく、海洋環境に影響

⁸⁷ イングランド及びウェールズでは、港湾に関する国家政策ステートメント（2011年中に公表予定）。北アイルランドでは、地域開発戦略。スコットランドでは、国家計画枠組み2で、数々の港湾及び関連提案を、国家的開発として特定している。スコットランドの全国再生可能インフラストラクチャ計画などのプロジェクトでも、海洋再生可能エネルギープロジェクトの開発を支援するための港湾及びインフラストラクチャを特定している。

を及ぼす港湾開発は、関連の免許交付当局から免許を受ける必要があるが、活動によっては海洋免許の取得を免除される場合もある⁸⁸。両方の種類を、海洋計画策定時に検討する必要がある。ある港湾が、利害関係者と共同で基本計画を作成した場合、これは海洋計画当局に、将来の港湾開発の潜在的方向性に関する戦略的視点を提供するものとなり得る。港湾保守作業の場合、基本計画は、実施予定作業のプログラムについて、可能性のあるニーズや承認時期を免許交付当局が討議する機会も創出し得る。

潜在的影響

3.4.9 港湾開発によるプラスの効果の例として雇用の創出や地元漁業者への便益のほか、より広範な、国家経済、地域経済又は地方経済への便益が挙げられる。新規港湾開発による悪影響は、沿岸開発による悪影響と同様で、主に施工段階で発生するが、海運交通や保守浚渫の増加など付随する影響が、運用段階での影響の原因となり得る。影響の正確な性質は現地の条件、生態系及びその他の要因次第で変動する。しかし、港湾開発は概して河口環境に位置することから、特有の影響の例として局所の水力学及び堆積体系への影響、潮間帯生息地の損失、主要工事期間における過去からの汚染の攪乱、回遊性魚類や幼魚への影響、重要な鳥類個体群への影響、そして遺産への影響が挙げられる⁸⁹。加えて、プロジェクトは環境許可 (EP)⁹⁰制度の対象となる場合もあり、この制度では一定の活動について、業務廃棄物管理要件も定めている。

3.4.10 港湾開発は、海運の増加にも繋がり得る。海運活動の潜在的増加を検討する場合、海洋計画当局及び意思決定者は、社会的及び経済的便益と環境への影響が考慮されることと、影響が持続可能開発原則に沿って考慮されることを確保すべきである。

検討課題

3.4.11 意思決定者は、港湾関連の開発同意を付与する命令の申請について助言又は決定を行う際、或いは海洋計画当局は、海洋計画を策定する際、その開発がインフラストラクチャに対する国家的、地域的、或いはもっと局所的な必要性に果たすと見られる貢献を、累積的影響も含め予想される悪影響と対比して考慮すべきである。イングランド及びウェールズにおける港湾開発の必要性を検討する際は、港湾に関する国家政策ステートメントで定められる通り、必要性の解釈に言及すべきである。スコットランドでは、周知の大規模港湾開発を特定する第二次国家計画枠組みに言及すべきである。

⁸⁸ 例えば特定の浚渫及び付随する堆積が、2009年海洋・沿岸アクセス法の下で適用除外される。

⁸⁹ 詳細は港湾 NPS に明記されている（イングランドとウェールズに適用）。これは2011年中に採択予定である。

⁹⁰ スコットランド又は北アイルランドではこの制度が適用されず、活動は汚染防止・規制制度の対象となる場合がある。

3.5 海洋骨材⁹¹

3.5.1 英国には世界でも有数の海洋骨材資源がある。海洋の砂利は、我が国の構築環境の開発に不可欠な、建設用骨材の需要を満たす上で欠かせない貢献を果たしている。それらはイングランドで特に重要で、南東部での砂利の総地域需要の38%を占め（うち80%がロンドン）、北東部で46%、北西部で22%を占める。南ウェールズも海洋浚渫砂に大きく依存しており、需要の80%超を賄っている⁹²。加えて、気候変動への適応に必要な沿岸防衛策の保守用として、海洋骨材に代わる実用的材料がないことも多い。海洋骨材は、港湾、再生可能エネルギー及び原子力エネルギープロジェクトなど、主要な沿岸インフラストラクチャプロジェクト向けの充填剤の提供を通じて、エネルギー安全保障や経済発展に貢献する。海洋浚渫砂利の採取は、海洋骨材資源が有限であることを認識しつつ、また関連の指針や法制に沿って、持続可能開発の原則との整合性を維持できる範囲で継続すべきである。

3.5.2 陸域ベース及び海洋ベースの建設用骨材資源は分布が不均一で、また多数の地域が、他の区域からの供給に大きく依存している。海洋骨材は供給の多様性に貢献し、また高品質な骨材を高需要区域の中心へ供給し、攪乱は最小限で済む。

潜在的影響

3.5.3 海洋骨材は、特に採取過程及び輸送の面で、陸域で採れる骨材の採取に比べ地元社会に与える影響を低減できる。かなりの量の海洋骨材が、必要とされる場所に近い埠頭で陸揚げされ、鉄道、水路（バージを使用）及び陸路で各地へ分配される。より広範な社会的及び経済的便益の例として、技量の高い安定した雇用や建設産業のサプライチェーンを通じた収入の発生が挙げられる。

3.5.4 潜在的悪影響の例として、沿岸プロセスを変えてしまうおそれのある水力学体系の変化、海底生息地や伝統的資産の損失、漁業への影響、堆積物のブルームに伴う海洋生物及び生息地への二次的影響、魚類の産卵、回遊経路、養育区域や冬眠区域の攪乱、浚渫船からのオーバースpill、そして生物多様性への影響が挙げられる。

検討課題

3.5.5 海洋計画当局は最低限、海洋骨材（再生材も含めた他の骨材源と併せて）が様々な

⁹¹ 現在、スコットランドには適用されない。

⁹² 南ウェールズ沖合からの骨材資源採取に関する決定は、ウェールズ議会政府の暫定海洋骨材資源浚渫政策に沿って行われる。この政策文書には戦略的な区域ベースの指針が記されている。以下を参照のこと：

wales.gov.uk/topics/planning/policy/minerals/interimmarine?lang=en。現在、スコットランド及び北アイルランドでは建設向けに海洋骨材資源を採取することはできない。このMPSに記載の、骨材資源採取に関する政策は、スコットランドには適用されない。

用途向けに英国市場への十分かつ継続的な供給の確保という包括的な政府目標に貢献することを確保できる一定水準の海洋砂利の供給を、海洋計画の範囲内で準備すべきである。その際、海洋計画当局は海洋で採れる砂利の潜在的な長期要件について、建設活動の傾向、予想される気候変動適応戦略及び主要なプロジェクト開発を考慮の上、検討すべきである。

3.5.6 海洋計画当局及び意思決定者は、決定の基本を持続可能性基準に置くと共に、現在浚渫が行われている海洋計画区域内の既存の海底、沖合での骨材の動き、地域的及び国家的ニーズへの対応の重要性、海浜の補充及び受託埋立て、将来の採取に備え備蓄を保護する必要性、これらの要因を考慮すべきである。提案された浚渫作業について環境影響評価（EIA）が要求され、そのEIAに作業の物理的影響及び沿岸浸食に対する意味合いの評価が含まれる場合、意思決定者は沿岸影響調査の必要性を検討すべきである。浚渫に対する海洋免許又はその他の規制上の承認は、提案された浚渫が環境的に許容可能である旨、意思決定者が同意する場合に限り、交付されるべきである。

3.6 海洋浚渫及び処分

3.6.1 海洋浚渫及び処分は大抵、航行や既存及び将来の港湾開発が目的であるが、パイプライン、放流口及びトンネルの施工を円滑化するため他の作業が行われる場合もある。1998年以降、国際的義務を遵守しつつ、英国行政府は - 軽微な例外こそあれ - 海域での処分について、主要な浚渫物及び保守浚渫物、及び少量の魚類廃棄物に限り、免許を交付してきた。

3.6.2 英国から毎年、海域で処分される浚渫物の量は1985年以降比較的一定しており、年間トン数の変動が最も顕著であったのは港湾拡張及び運河の深化に伴う主要浚渫物の量で、浚渫物の変動は経済と気候を複合的に反映している。

潜在的影響

3.6.3 浚渫は、港湾やマリーナが機能を果たす上で（3.4項参照）、またそれらから派生する社会的及び経済的便益に不可欠な、授権活動である。また、特定の建設活動の前進を可能にする活動でもある。

3.6.4 浚渫堆積物の処分目標を適切に定めれば、堆積体系の維持に補助的便益をもたらし、また堆積物の構成が適切であれば、建設、海浜の滋養、或いは塩性湿地の回復など、代替的用途向けの材料を提供する中で社会的及び経済的便益ももたらし得る。

3.6.5 環境面での主な検討事項の例として、堆積物の放出、化学物質汚染及び形態変化（海底動植物の埋没を含む）に起因する魚類及びその他の海洋生物に対する潜在的リスク、水

文学的影響、他の海洋活動との干渉、濁度の増大、海洋騒音の増大、指定自然保全区域に対する悪影響の可能性、周知又は未知の伝統的資産の破壊又は不安定化の危険性、などが挙げられる。浚渫物の除去も、自然の堆積体系に対する悪影響の原因となり得る。

3.6.6 堆積物が汚染されていると、浚渫ブルームに含まれる汚染物質への曝露を介して、浚渫が環境や健康に重大な影響を及ぼすおそれがある。これらの汚染物質は、金属やポリ塩化ビフェニルなど産業公害の名残、或いはトリブチルスズや重金属を含む防汚剤の過去及び現在における使用、そしてポリ臭化ジフェニルエーテルを含む難燃剤など現状で海洋環境へ入り込みつつある新たな汚染物質をはじめ、多様な汚染源から発生する。

検討課題

3.6.7 申請を検討する際、意思決定者は如何なる浚渫活動又は堆積についても、海洋生態系や他の海域利用者に対する潜在的悪影響の詳細な評価を行うべきである。この評価においては添付される環境説明書、或いは1992年OSPAR条約及び1996年ロンドン議定書の下での申請及び国際的義務の裏付けとして要請され得る追加データ、及びその他、利用可能な指針を全面的に考慮すべきである。また、承認の是非を決定する前に、他の相談窓口により表明された見解も考慮すべきである。

3.6.8 廃棄物処分申請は、海域での処分に関して国際的に合意された階層型の廃棄物管理オプションが適切に考慮されている旨、実証するものでなければならない。廃棄物は、人間の健康又は環境いずれかに対する不当なリスク、或いは不釣り合いな費用を伴わずにそれを再利用、再生利用又は処理する適切な機会が存在する場合、処分を容認されるべきではない⁹³。意思決定者は、堆積物の代替用途を適切に考慮すべきである⁹⁴。

3.6.9 意思決定者は、浚渫活動による海洋環境、生息地及び野生生物への潜在的悪影響を検討すべきである。特に、生息地や野生生物への影響を最小限に抑え、また欧州域内の対象区域に関連する制定法上の義務の遂行に役立てるよう、保守浚渫手順⁹⁵の実施及び用法を認識すべきである。また、WFD及び他のEU指令の要件を遵守する必要がある⁹⁶。

⁹³ 有益な用途に関する最新の指針は以下の文献に記されている：PIANC（2009年）、「資源としての浚渫物：オプション及び制約要因」、PIANC 報告書 第104号、54頁。

⁹⁴ スコットランドでは、「最良の実行可能な環境オプション評価」のアプローチが、堆積物の処分に代わる実用的選択肢が他にないかどうかの判断に用いられる。

⁹⁵ これはスコットランド又はウェールズでは適用されない。

⁹⁶ イングランド及びウェールズの自主的枠組み「水域の浄化 - 海洋浚渫活動に関する利用者ガイド」に記載の通り。この文献は以下にて閲覧可能。

www.environment-agency.gov.uk/marinedredging

3.7 電気通信ケーブル敷設

3.7.1 海中ケーブルは、世界の電力、情報及び国際電気通信インフラストラクチャのバックボーンの構成要素であり、英国にとっては社会的及び経済的に極めて重要である。海中電気通信ケーブルは、電話、インターネット及びデータを含む世界の国際トラフィックの95%超を運ぶほか、英国の地域共同体、主要な公益サービス及び産業にも貢献する。英国に上陸する大西洋横断ケーブルは、欧州の大西洋横断インターネットトラフィックの70%超を運ぶ⁹⁷。

潜在的影響

3.7.2 海底へのケーブル敷設に起因する影響は少なく、空間的に軽微で、敷設に伴う物理的攪乱が原因で生じる傾向にある。影響は主に、ケーブルを埋設できない状況において、岩石防衛手段やコンクリートマットレスなどのケーブル保護策が必要な場合や、潜在的にはケーブルが地面に接する潮間帯域に生じる。また、国内で又は国際的に自然保全上重要な区域に指定された場所、或いはその他、指定の甲殻類漁場、経済的に重要な魚種の産卵又は養育場所でも影響が生じる場合がある。その他、潜在的影響の例として周知又は未発見の考古学遺跡の攪乱が挙げられる。

3.7.3 国内経済及び世界経済に不可欠なインフラストラクチャとしての電気通信ケーブルや電力ケーブルの敷設の重要性を海洋計画において、また海洋計画境界をまたぐ統合を踏まえ、認識すべきである。例えばこれらのケーブルの保守及び運用、英国経済の機能及び繁栄、そしてインターネットなど世界的規模の電気通信に対する悪影響の潜在性が挙げられる。他の海底利用が、ケーブル所有者がケーブルの保守や損傷したケーブルの補修を行う能力を阻害する危険性を考慮すべきである。

検討課題

3.7.4 ケーブルは可能であれば海底に深く埋設され、設置者や運用者は海洋の安全と保護を促進する。しかし、英国の大陸棚及び周辺水域に敷設されたケーブルは、損傷を受ける可能性がある。これは自然な原因で起こる可能性もあるが、トロール漁船やアンカーなど人間の活動に起因する損傷が、海中ケーブル障害の主な原因である。英国海域における活動の増加を踏まえ、障害発生件数が増えるリスクがある。海洋計画策定過程を通じて、海洋計画当局は海洋活動の調整、関連産業間における理解の向上、そしてケーブルの安全な敷設と保守目的での安全なアクセス双方を確保するためのガイドラインの伝達、これらの推進を補助すべきである。

⁹⁷ 英国の総ケーブル容量に関する UKCPC の計算。

3.8 漁業

3.8.1 魚類は重要なタンパク源であり、健康な食生活の要素となり、また英国行政府の目標である食糧安全保障の達成に重要な役割を担っている。海洋漁業部門は、野生の海洋生物（魚類及び甲殻類）の捕獲、及びその後の捕獲物の取扱い及び加工に関連する全ての社会経済的活動を包含する。甲殻類及び底生魚種が現在、漁獲高の総価額の約40%ずつを占め、残りの20%がサバやニシンなど遠洋魚種である。英国は古くから近海水域と沖合水域双方での漁業の歴史があり、英国行政府はそれらの継続を望んでいる。

3.8.2 共通漁業政策（Common Fisheries Policy：CFP）では、EU水域内での漁業管理に関する決定のための主要な枠組みを提供しているが、加盟諸国は自国の船団について0～12海里の水域内で操業する漁業に対し、また欧州委員会及び影響を受ける加盟諸国の承認を得た上で、6～12海里ゾーンに歴史的漁業権が存在する場合を前提に、他のEU船舶に対し、CFPの措置よりもっと厳しい非差別的措置を取ることができる。

3.8.3 従って、意思決定者は、漁業に影響を及ぼす計画又は提案を策定する際、CFPの規定を考慮しなければならない。CFPは現在、2013年1月1日までにビジョンの改正を導入することを狙いとして、見直しが進められている。英国行政府は、改正後のCFPの総体的な狙いは、豊富な海洋魚種資源の生成と長期的な見通しを最適化しながら、生態学的持続可能性の達成を目指すとの見解である。

3.8.4 中期的には、備蓄状態の改善に繋がる、より持続可能な漁業管理を目指し続けることにより、産業にとって一層の安定性をもたらす、割当の急激な削減を回避し、そしてより収益性の高い産業はもとより、より健全な海洋環境も提供すべきである。

3.8.5 改正後のCFPは、我が国の海域の効果的な管理に貢献すべきであり、また海洋自然保全を含め、より広範な海洋政策へ統合されるべきである。これは、MSFDの下で良好な環境状態を実現する鍵となる。良好な環境状態は、全ての商業的な魚類及び甲殻類資源の個体群が安全な生物学的限度内で利用され、健全な資源の指標となる個体群の齢及びサイズの分布を呈する状況を必要とする。また良好な環境状態の達成には、例えばより広範な生物多様性の影響など、より広範な海洋環境に対する漁業の影響のより良い管理と緩和も必要となる。

潜在的影響

3.8.6 持続可能な魚類資源は、繁栄し効率的な漁業を維持する潜在力を持ち、また多くの場合脆弱な沿岸地域社会に社会的、文化的及び経済的便益をもたらす。一部の地域社会では、漁業への職業依存度が20%以上にのぼるところもある。

3.8.7 漁業活動は、他の海域利用の変化に敏感である。海洋開発は、漁業活動を妨害、移転、あるいは奨励する潜在性を持つ。他の海域利用に起因する漁業活動の移転は潜在的に、とりわけ十分に確立されていた漁場からの移転の場合、社会的、経済的及び環境的影響を生じる可能性がある。商業的海洋漁業に関連する海洋魚類資源に加え、沿岸環境も、回遊性の大西洋サーモンや欧州産ウナギの回廊として重要であり、またナガニベの餌場海域を提供する上でも重要である。沿岸及び内陸の商業的漁業や娯楽としての釣りを支えるこれらの重要種は、広範な沿岸活動に対して脆弱と考えられる。

3.8.8 漁業は環境にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。商業的魚類資源の乱獲同様、例えば脆弱種又は希少種に対する混獲を含めた脅威が挙げられ、この影響は生息地や歴史的環境の広範な損傷又は破壊を引き起こすおそれもある。そうした影響は、特定種類の漁具や、漁業活動の強度に関連付けられることが多い。漁業活動と、海洋開発及び結果的な魚類資源や環境に対する影響の相互作用は複雑で、検討を要する。また、多数の漁業活動が他の海域利用者と両立可能であるという点も認識すべきである。

検討課題

3.8.9 海洋計画当局は、上記の漁業管理について英国行政府が定める優先事項を考慮すべきである。また、様々な措置が現地の条件を反映するものとなるよう、地域毎に共同で取組む加盟諸国への漁業管理における意思決定権の移譲をさらに推進するという、英国行政府の狙いも考慮すべきである。

3.8.10 海洋計画当局は、他の開発が漁業活動に及ぼす潜在的な社会的及び経済的影響はもとより、環境への潜在的影響も考慮すべきである。例えば、移転の影響や、船舶を他の漁場へ配置転換することが可能かどうか、といった点を考慮すべきである。また、この移転が代替漁場の魚類資源や海景に及ぼす潜在的影響も考慮すべきである。海洋計画当局は、漁業活動の低減や漁業努力の再分配が地域社会に及ぼす影響、或いは海洋開発の結果としての関連ビジネスに対する付随的影響の検討及び評価を望むことになる。海洋計画当局は、活動の移転先となる他の地域と協力して、影響の全体像が明確にされ、意図しない結末が回避されるという状況を確保すべきである。可能な限り、意思決定者は漁業と他の活動が共存する機会を奨励すべきである。スコットランドの近海漁業グループや、イングランドの近海漁業・保全局（Inshore Fisheries and Conservation Authorities: IFCA）が、より広範な海洋計画策定に参加することが期待される。ウェールズの閣僚も、地方及び全国の情報に漁業管理計画及び政策に活かすことを可能にする仕組みを導入する方向で取組んでいる。

3.9 養殖

3.9.1 養殖は、水生生物を育てる又は培養する過程である。食糧安全保障は英国行政府の目標であり、養殖はこの目標に大きく貢献し、その重要度も高まっている。全ての行政府が、適切な統治及び保護策を前提に、効率的、効果的で競争力があり、持続可能な養殖産業の発展を支援し、奨励する⁹⁸。英国の環境政策においては、WFDの施行時に適切な微生物学的基準の導入を追求することにより、甲殻類収穫区域（野生甲殻類の収穫区域も含む）の質の改善を継続する。

3.9.2 海洋養殖は英国全域の共同体にとって重要で、特にスコットランド及びウェスタンアイルズ及びノーザンアイルズの西部及び北部の沿岸、ノースウェールズ及びサウスウェールズの一部、そして北アイルランドで重要である。養殖業務は、将来の持続可能な食糧源開発の主要な焦点として、また可能性のある雇用源としても捉えられている。こうした要因を、海洋計画の策定時に考慮する必要がある。

3.9.3 海洋養殖は現在、大西洋サーモンや甲殻類に関連するものが大部分を占める。この部門には、釣り用の餌を生産する海産虫飼育場の運営も含まれる。食用又は燃料用の海藻栽培はこの部門の成長要素で、海水魚生産など多種養殖の一環として含まれている。英国における既存の海生魚類養殖活動の大部分（99%）がスコットランドに所在しており、スコットランドはEU最大の養殖サーモン生産地で、世界的に見ても第2位の規模であるが、養殖活動は英国の他地域でも増えている。甲殻類生産は英国全域で均等に広がっており、なお拡大傾向にある。2008年の養殖甲殻類の推定価額は3,300万ポンド、量で言うと38,600トン強で、これは2007年の生産水準に比べ約40%の増加に当たる。この産業の傾向は野生漁業の変化、投資の可用性、用地の可用性と密接に連動している。より集約型の養殖は、入念に計画及び管理すれば、空間と資源をもっと効率的に利用できる。総体的なビジョンは、用地の可用性や環境収容能力次第である。将来における深海魚生産の発展は、大規模な沖合生産に繋がると考えられる。

潜在的影響

3.9.4 全地球規模の魚類資源の状態は、英国の食糧安全保障に関する最近の評価で「非常に好ましくない」とされている⁹⁹。英国における養殖生産の増加は、二酸化炭素排出効率が

⁹⁸ スコットランド政府の最新の養殖戦略：「再出発：スコットランドの新たな戦略的養殖枠組み」が以下にて閲覧可能である：www.scotland.gov.uk/Publications/2008/08/06103512/0。ウェールズ議会政府の漁業戦略養殖行動計画は以下にて閲覧可能である：www.wales.gov.uk/topics/environmentcountryside/foodandfisheries/fisheries/walesfisheriesstrategy/?lang=en。以下も参照のこと：

<http://www.defra.gov.uk/foodfarm/fisheries/documents/aquaculture-report0904.pdf>。

⁹⁹ 「英国食糧安全保障評価：我が国のアプローチ」 - 2009年8月。

良く、地方経済に適合する形で将来の供給を確保する手段として、食糧安全保障及び現地での生産増加に貢献すると考えられる。魚類養殖は、漁業が一部の野生資源に与える圧力を軽減し得る一方、用地選定が良好であれば甲殻類生産向けに付加的栄養素を提供し得る。甲殻類生息水域の汚染削減は、近海養殖部門の発展に向けて持続可能な基盤の提供に役立つほか、公共の健康リスクの低減にも繋がる。魚類消費による健康上の便益はやはり明確で、報告によると英国国民の魚類消費量は増加している。

3.9.5 養殖活動が環境に及ぼす影響は多様で、この産業の幅広さを反映している。影響の正確な性質は、活動の性質や現地の条件次第で変動する。最大の部門であることから、魚類養殖は数々の影響を及ぼす潜在性がある。例えば水柱や堆積物の脱酸素化を招く可能性のある有機肥沃化や、底生無脊椎動物の多様性の変化などが挙げられる。無機肥沃化が含まれる可能性もあり、これは富栄養化やプランクトン群落の変化に寄与し得る。その他の影響の例として、逃亡した固体に由来する局所個体群の遺伝子変化、在来種と競合し得る、又は自然な生態系過程の変化を引き起こし得る非在来種の逃亡又は放出に起因する生物多様性の変化、養殖魚と野生魚の間での病気の交換の潜在性の増大（ただし交換はどちらの方向でも起こり得る）、抗寄生虫駆除剤や重金属による汚染などが挙げられる。

検討課題

3.9.6 海洋計画当局は、上記の政策に沿って、効率的で競争力があり、持続可能な養殖産業の発展を奨励することの便益を検討すべきである。海洋計画当局は、海洋計画の策定に際し、提案される活動の影響の拡大が最小限に留まることを確保し、養殖と他の海洋活動が共存するための有意義な機会の包含を追求すべきである。

3.9.7 海洋計画の策定に際し、海洋計画当局は当該区域における既存の養殖活動を考慮し、また未使用区域で将来養殖業務が行われる可能性に関する情報を集め、それらの区域が開発に向いているかどうか、評価すべきである。海洋計画当局は、新規の養殖業務が当該区域内の既存の海洋活動に及ぼし得る財務的及び環境的影響も考慮し、活動がWFDの環境目標と整合的であることを確保すべきである。

3.9.8 養殖における外来種に関するEC規制（708/2007）では加盟諸国に対し、養殖向けの外来種導入によるリスクを、そのような種の導入が同意される前に十分に評価する過程を確立するよう要求している。この法制の利用は、養殖開発及び在来種保護の検討に不可欠な要素となるもので、また海洋計画策定過程に組入れるべきである。

3.10 表面水管理及び廃水処理・処分

3.10.1 英国行政府が共有する目標は、最新の上質な、表面水及び廃水の管理及び処理を提供する政策及び規制体系を維持及び策定することにより、共同体の健康と福利、及び環境保護を含め、持続可能な環境へ貢献することである。住宅や産業からの廃水の収集、処理及び処分、雨水や流出水の海域への効果的な排水、都市部や農業からの汚染拡散の影響を管理の改善及び排水路設計の改善により緩和すること、これらが、上記の目標達成の鍵である。重要な狙いは、必要な処分活動がEUの法的要件¹⁰⁰を遵守する形で行われるよう、インフラストラクチャの整備と保守を確保することである。下水インフラストラクチャ及び排水路も、経済的及び社会的発展の支持や、都市部における洪水リスクの低減に不可欠である¹⁰¹。

3.10.2 例えば、現在の下水サービスの将来の成長を促すための十分な空間の配分は、土地利用計画と海洋計画の統合に不可欠である。海洋計画を策定する際、或いは新規海洋活動に関する個々の申請を検討する際、海洋計画当局は、新規の活動の便益を結果的な負担と対比してバランスを取るべきである。

潜在的影響

3.10.3 新規施設の建設や開発は影響を及ぼすことになるが、上手く管理すれば、便益が影響を上回るよう、影響を最小限に抑えることができる。廃水放出に関連する既存施設の位置は、将来の陸上及び海洋の計画策定決定に影響を及ぼし、それらを形成する要因となる。

3.10.4 沿岸域における廃水の収集、処理、放出、及び表面水排水用の適切なインフラストラクチャの設置には、多大な環境的、社会的及び経済的便益がある。例えば水質の保護及び改善、公衆衛生の改善、現地の快適性の価値、成長と経済発展に向けた国家的優先事項の支持に不可欠なインフラストラクチャの設置が挙げられる。

3.10.5 廃水の収集、処理及び放出は、都市廃水処理指令、甲殻類生息水域指令、海水浴場指令及び水枠組指令を含む欧州法制の要件によって律則される。これらの要件の狙いは、水域環境の水質の保護と必要な場合における水質改善である。廃水収集・処理施設の新設又は拡張の提案は、これらの要件により、最小限の影響、そして養殖、漁業及び海水浴など他の既存の海洋活動との持続可能な共存を確保するよう、制約される。

¹⁰⁰ 都市廃水処理指令、水枠組指令、甲殻類生息水域指令、海水浴場指令、海洋戦略枠組指令の要件遵守が含まれる。

¹⁰¹ 上下水道サービスに関する具体的目標は、毎回の価格見直しの都度又は価格統制期間に産業向けに発行されるガイダンスに、またイングランドでは政府による将来の水戦略文書「将来の水」に明記されている。

検討課題

3.10.6 海洋計画当局は、陸上での、より広範な社会経済的發展を実現する中で廃水インフラストラクチャがもたらし得る便益を考慮すると共に、海洋環境において他の活動と共存する機会を最大化すべきである。

3.10.7 開発の大部分は適切な許可制度¹⁰²の対象となり、許可制度においては一定の活動が対象となる業務廃棄物管理要件や、放出許可要件（排水活動、地下水活動）を盛り込む場合もある。海洋計画当局は海洋計画の策定時に、海域への放出の物理的側面を、主要な海水放流口の位置と物理的影響の形で検討すべきである。脆弱な区域での不適切な開発を回避するよう、沿岸及び河口域の変化の影響や係る区域における洪水リスクを考慮し、かつ2.6.4項～2.6.8項での検討事項と歩調を合わせるべきである。

3.11 観光及び娯楽

3.11.1 観光に関する英国行政府の狙いは、観光産業が国家経済において果たす重要な役割を認識しつつ、観光産業の競争力を高めるための措置を講じることと、環境限度内での成長を奨励することである。観光は経済における上位3つの成長部門の1つであり、2009年には150万人の雇用を支え、経済に900億ポンド近くの貢献を果たした¹⁰³。海辺の観光は、重要な貢献を果たす。それは21,000人の雇用を支え、経済に36億ポンドの貢献を果たす。従って、観光関連の経済的、社会的及び環境的要因を、海洋計画の策定に際し入念に検討する必要がある。娯楽も同様の情勢で、例えば娯乐的ボート遊びが英国経済に果たした経済的貢献の推定額は2009/10年に10億4,200万ポンド、この部門での雇用は35,000人近くにのぼった。

3.11.2 海域は様々な観光及び娯楽の機会を提供できる。それは区域毎に異なるが、例えばプレジャーボート遊び、セーリング、娯乐的ダイビング（沈没船でのダイビングを含む）、海釣り、カヤック及びサーフィンのほか、海中及び沿岸の伝統的資産の探索などが挙げられる。沿岸は、様々な芸術活動や文化活動、そして食事を楽しむ旅行にも刺激を与える。エコツーリズムや野生生物の体験に対する関心も高まっている¹⁰⁴。これらの活動は全て、経済に多額の収入をもたらすと共に、沿岸の多数の町にとって頼みの綱となり、生活の質を支え、健康と福利の便益をもたらし得るもので、多数の沿岸ビジネスが海洋環境を生活の糧としている。これらの活動は、管理が行き届いた健全な海洋環境、魅力的で手入れの行き届いた海浜、海岸及び清浄な海水浴場によって増進されることになる。

¹⁰² 実際の制度は英国の各行政政府毎に異なる。

¹⁰³ 「観光が経済と観光産業雇用に果たす貢献」（TSA）。雇用データは2008年のもの。

¹⁰⁴ 例えば以下を参照のこと：www.scotland.gov.uk/Publications/2010/05/12164456/0 及び wales.gov.uk/topics/tourism/research/tourisminwales/visitorsurvey09/?lang=en

3.11.3 海辺の多数の町が、年間を通じて訪問者を呼び込めるよう、文化施設を開発してきたが、一部の海洋活動は必然的に気候の制約を受けることになり、また家族の休日は多くの場合、学校の夏休み期間中に取られる。

潜在的影響

3.11.4 観光は、エコツーリズムや自然鑑賞などの活動を通じた海洋環境に対する理解と認識の増進に一役買うことで、環境的便益をもたらし得る。環境的影響の例として海洋動植物の排除、野生生物に対する物理的又は視覚的妨害、廃水やごみによる汚染、環境的に敏感な区域への訪問者数の増加による圧力などが挙げられる。社会経済的便益の例として、訪問者数の増加やアクセスの向上による、プラスの経済的便益が挙げられる。屋外での娯楽や沿岸での楽しみも、身体的及び精神的な福利に便益をもたらし得る。

検討課題

3.11.5 海洋計画当局及び意思決定者は、海洋環境における観光や娯楽の潜在性、そしてこれが経済と地域社会にもたらすことになる便益を検討すべきである。これらの活動、特に娯楽活動は多様であると考えられ、また多くが、考慮に入れる必要のある陸上での観光戦略や計画と密接に連鎖するものとなる。例えば傾斜路や沿岸歩道を設置し、沿岸へのアクセスを確保すれば、経済成長を促し、また海洋計画と陸上計画の連鎖を考慮することの重要性が明らかとなり得る。また、沿岸利用者間で環境に対する意識を高める機会も得られる。

3.11.6 これらの検討事項を比較検討する中で、地元の当局、地元の観光関係者、観光地管理団体、水上スポーツ団体、その他の海洋・沿岸利用者が関与し、決定が下される前に相談を受けるといった状況の確保が重要となる。

結論

本書は、英国の海域に影響を及ぼす海洋計画策定及び意思決定のための枠組みを提供するものである。本書では英国海域に対する英国行政府のビジョン、意思決定の一般原則、そしてこのビジョンの実現とそれ相応の持続可能開発の達成に貢献するハイレベルの海洋計画策定アプローチの概要を説明した。本書では考慮を要する環境的、社会的及び経済的検討事項を明記した。また、海洋環境で発生する主な活動に関する政策目標も打ち出した。これらの目標は、英国海域の持続可能な開発を通じて英国行政府が達成を追求する、政策特有の成果である。海洋計画はこれらの目標と歩調を合わせる共にそれらの実現に貢献する必要がある。また海洋計画当局及び意思決定者は、これらの活動に伴う圧力や影響を考慮する必要がある。英国行政府は、状況からMPSの見直しが必要であると察せられる場合、それが見直されることを保証する。

発行者：TSO (The Stationery Office)

以下より入手可能：

インターネット

www.tsoshop.co.uk

郵送、電話、Fax、電子メール

TSO

P0 Box 29, Norwich, NR3 1GN

電話注文／総合案内：0870 600 5522

議会ホットライン市内通話料金電話経由注文電話番号：0845 7 023474

Fax注文：0870 600 5533

電子メール：customer.services@tso.co.uk

聴覚障害者用電話番号：0870 240 3701

国会議事堂内書店

12 Bridge Street, Parliament Square

London SW1A 2JX

電話注文／総合案内：020 7219 3890

Fax注文：020 7219 3866

電子メール：bookshop@parliament.uk

インターネット：<http://www.bookshop.parliament.uk>

Blackwell及びその他の認定TSO代理店

刊行物の注文は以下でも受付可

TSOアイルランド支社

16 Arthur Street, Belfast BT1 4GD

電話：028 9023 8451

Fax：028 9023 5401

資料4 (海洋政策研究財団 訳) *

英国東部沿岸及び東部沖合海洋計画区域 市民参加ステートメント

* 翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。

東部沿岸及び東部沖合海洋計画区域
市民参加ステートメント

MMO
海洋管理機関

2011年

目次

1. はじめに

この資料の本質は何か

意見調査の原則

この資料はだれのためのものか

参加方法

2. 海洋計画立案の背景

なぜ海洋計画を立案するのか

英国における海洋計画立案システム

海洋計画立案システムの利点

海洋計画立案に向けた進捗状況

場所と時期

3. 東部沿岸及び沖合計画区域

海洋計画の報告区域

4. 海洋計画作成の段階と期限

連携を図る時期

5. 誰と連携するか

利害関係者及び関連当事者との連携

利害関係者団体との連携

6. 利害関係者との連携を実現する時期と方法

海洋計画に関する意見表明

7. 見解及び論評の扱い

SPP の見直しと改定

用語集

別添 1：別添 1：現在の MMO 利害関係者組織及び団体一覧(2011 年 3 月時点*)

1. はじめに

海域の未来開発は多くの人々に影響を及ぼす。人々が労働し生活を営み、楽しむことができる場所及び空間を創造するために、関心のある人々は海洋計画立案プロセスにおいて意見を述べることができる。

この資料の本質は何か

市民参加ステートメント（Statement of Public Participation : SPP）は、海洋計画立案システムを設定した 2009 年の海洋及び沿岸アクセス法¹（以下「海洋法」）の下に義務付けられたものである。この資料は計画区域の海洋計画立案に市民はどのように参加できるのか、いつ参加できるかについて説明するものである。この資料では、海洋計画立案における主な段階と活動について説明する。

最良の実施例及び経験を利用すると共に、適切な段階で参加できるような関わり方について利害関係者²の見解を配慮することも重要である。この資料の目的は、関心を持つ人の見解及び意見をどうやって実行するか、いつ実行するか、またどう取り入れるかについて説明することである。

利害関係者が早い段階で関与したことで、東部沿岸及び沖合海洋計画区域を両方組込んだ一本化 SPP を作成する有益性が指摘された。しかし、現時点では、海洋法で義務付けられた通り、2つの海洋計画が個別に立案される予定である。

以下の箇条書きは、計画立案プロセスを通じて従うことを約束する、海洋計画立案における連携に向けた主な原則である。

意見調査の原則

今後実施すべきだと確信する作業方法、及び今後実施してもらいたいという意見が寄せられた作業方法に基づいて海洋計画立案を形成するために、下記の原則一覧を作成した。

1

www.defra.gov.uk/enironmental/maritime/legislation/marine/legislation/mcaa/index.htm

² 海洋計画立案の解釈上、利害関係者は海洋管理庁によって「海域に関心を持つ人々、団体、個人及び企業」と定義される。

今後は、

- ・意思決定プロセス及び地域特定の政策策定の早い段階で、市民参加を実現する。
- ・効果的な連携方法を利用し、有意義な意見調査に十分な時間を費やして、適切な時期に関係者及び関係団体との連携を図る。
- ・意見調査方法の効果は意見を募る相手及び問題によって異なるものであり、「万人向け」アプローチは有効でないことを認識し、柔軟性を重視する。
- ・個人とその生活様式の多様性を尊重し、性別、年齢、人種、能力、性的指向、状況又は居住地に関係なく意見を述べる公平な機会を個人に与える。
- ・連携の目的及び個人が自らを役立てられる方法を明確にし、同意された期間の中で個人の見解がどのように考慮されたかを人々に知らせる。
- ・ウェブサイト上及び沿岸局のネットワーク上で資料を公開する。
- ・平易な英語を使い、専門用語の使用を避ける方法で、人々にわかりやすく伝える。

この資料はだれのためのものか

この資料は計画区域に関心があり、計画基盤に関する意思決定によって影響を受けることになる人々に読んでもらうためのものである。計画区域及びその周囲で生活を営む又は事業を行う人々、或いはそれを楽しむ人々や保護する人々、又はその管理に協力する人々を含め、個人から団体及び組織に至るまで、利害関係者は広範囲の利益を代表する可能性がある。

人々は利用する海域の形成に参加する機会を与えられる。地元団体の構成員、又は東部沿岸及び/又は沖合計画区域に関心を持つ個人の場合は、未来の方向付けに役立つ情報や構想を持っている可能性がある。海洋計画立案プロセスに参加することで、海洋計画に関する意思決定に影響力を与えることができる。

参加方法

海洋計画立案に参加を希望する場合、又は当方の連絡先データベースに加入したい場合は、以下の方法で海洋計画立案チームにご連絡いただきたい。

電子メール宛先 planning@marinemanagement.org.uk

電話 0191 376 2790

海洋管理庁

海洋計画立案チーム

P0 Box 1275

Newcastle upon Tyne NE99 5BN

2. 海洋計画立案の背景

なぜ海洋計画を立案するのか

英国周辺海域の混雑化が進み、海洋活動及び保護措置に向けた海洋空間の需要が競合するにつれて、英国海域を最も持続可能な方法で利用及び管理するための統合的戦略アプローチの適用が必要とみなされるようになってきた。海洋計画立案は許認可及び日常的管理等の既存措置を補完しながらこれを実行する意図で確立された。海洋計画立案は、特定の水域に焦点を宛て、経済的、環境的及び社会的問題を検討し、あらゆる部門を包含し、ビジョン、目的及び政策を明確に設定した上で未来に目を向けていく。これを実行する過程で、英国海域は最終的に、十分に確立かつ検証された陸域計画立案システムに匹敵するシステムを備えるようになる。

英国の海洋計画立案システム

英国政府は海洋法を通じて、「きれいで健康かつ安全な生産性の高い生物学的に多様な海」である海域に向けた国家ビジョンを実現するための複数の措置を導入した。海洋法は海洋計画立案システムの法的基盤を確立する。

主務大臣(内相)は英国の海洋計画立案の実施を担当し、公表前にこの SPP を承認する法定機関として海洋管理庁を任命した。³

海洋計画立案システムの利点

海洋計画立案は海洋活動の有効管理及び国内海洋資源の持続可能な利用に貢献するものである。この計画は、政府が海洋管理の明確な方針を設定し、目標及び優先事項を明確にすると共に、意思決定者、利用者及び利害関係者を戦略的かつ効率的な海洋資源利用に方向付けることを可能にする。この計画立案は社会的、経済的及び環境的ニーズの統合を目指す、現在及び未来の海域開発に関する意思決定を伝達するものになる。

海洋計画立案は矛盾のない、証拠に基づく意思決定枠組みを創出し、海域に持続可能な未来を保証するものである。この計画立案は、市民参加の拡大を通じて英国海域及び沿岸域に関心を持つすべての人に、その海域の管理法について意見を述べる機会を提供する。

規制機関、利用申請者及び関係者を含む海域利用者は、立案システムは、活動が最良の方法で行われ、それによって許認可プロセスが迅速化する事例についてより確かな情報を与えることにより、規制遵守の負担を軽減するものであることに気付くはずである。海域利

³ SPP は海洋法第 60 条の目的のための留保された職権に関する。

用者はまた、プロジェクト申請に関する意思決定は、申請が海洋計画に従って行われる限り、難題に直面しても確固たるものであることをより強く確信するはずである。これは、海洋計画が、早期段階での利害関係者との一貫した連携や持続可能性評価を含め、最大限利用可能な技術的及び科学的証拠に基づくものだからである。⁴

海洋計画立案に向けた進捗状況

英国政府は 2011 年 3 月に、海洋政策ステートメント及び海洋計画立案システムに関する説明を発表した。海洋管理機関（Marine Management : MMO は一連の提携機関及び利害関係者と、地域、国及び国際レベルで協力してきた。この方針は今後も続ける意向である。作業には国レベルの情報照合及び分析、既存計画及び政策の評価、沿岸域団体その他の提携機関との話し合い、国内試験プロジェクト及び諸外国の海洋計画立案制度からの学習、並びに東部沿岸及び沖合計画区域の関連当事者とのワークショップが含まれる。

場所と時期

海洋計画区域の対象になるのは沿岸及び沖合水域である。英国には 11 の海洋計画区域があり、MMO は各計画区域についてしかるべき期間内に海洋計画を作成する意向である（地図 1 を参照）。沿岸域は最高水位線から 12 海里までである。沖合域は 12 海里水域から沖合で、場合によっては 200 海里沖まで含まれることがある。

境界線は海洋計画立案プロセスの過程で多少調整されるが、本質的には変わらない。

⁴ 2011 年 3 月に Defra が公表した海洋計画立案システムに関する説明の中で述べた通り。

地図 1：英国の海洋計画区域



英国の海洋計画区域

1. 北東部沿岸
2. 北東部沖合
3. 東部沿岸域
4. 東部沖合
5. 南東部沿岸
6. 南部沿岸
7. 南部沖合
8. 南西部沿岸
9. 南西部沖合
10. 北西部

この地図の高解像度バージョンについては、以下を参照のこと。

www.marinemangement.org.uk/marineplanning/documents/marine_plan_areas.pdf

3. 東部沿岸及び沖合計画区域

海洋計画を作成する最初の区域は東部沿岸及び沖合水域である。東部計画区域には、北部 Flamborough Head から南部 Felixstowe に伸びる海岸線区域でおよそ 6000 平方キロメートルの英国東部水域を含む。妥当とみなされる場合は、計画区域境界を若干修正することになっている。しかし、利害関係者の意見を調査した上で修正案を評価した結果、2010 年に環境・食糧・農村省 (Department for Environment, Food and Rural Affairs : Defra) が実施した広範な意見調査で定義された当初の境界を保持する決定を下した。

海洋法(第 42 条)の定義では、海域に「潮が平均最高水位で大潮に向かう限りすべての河口、河川又は水路水域」を含めている。かかる水域には、Peterborough 近くの Nene 及び Norfolk Broads 等の内陸からかなり離れた一部の河川の淡水部分が含まれる。複数の利害関係者が懸念を表明したように、海洋計画は既存の取決めに全く又はほとんど付加価値を付けていないため、この場所を組込むのは不必要である。

海洋法(51 条(2))では、海洋計画には水域のすべての部分を組込むべきだと明確に述べられている。このため、計画区域の「上流」境界線は現在引かれている境界線のままでなければならない。ただし、境界線の状況がどうであろうとも、実際のところ海洋計画立案はこの区域を大幅に変更することはない。このことは、立案プロセスの間に、関係する利害関係者と明確にしていく意向である。海洋法の付帯事項 6 では、英国沿岸水域の海洋計画が海洋計画区域に関連する重要な計画立案法計画と矛盾しないようにする妥当な方策をすべて講じるよう海洋計画当局に要求している点にも注目すべきである。

東部沖合計画区域には 12 海里水域から領海線に至る合計約 49,000 平方キロメートルの水域が含まれる。オランダ、ベルギー及びフランスの一部は東部沖合計画区域と領海線を接している。

東部沿岸及び沖合計画区域は、以下に挙げる複数の理由から、英国の最初の計画区域として選定された。

- ・ 広範な海洋活動範囲、今後の持続可能な開発可能性及び国内経済への貢献
- ・ この水域の大規模な洋上風力エネルギー計画が、開発を控えたこの区域の利用競争の持続的管理に理想的機会を提供する点。
- ・ 貧困地域を含め、持続可能な開発における経済的自信の恩恵を受けるコミュニティの存在。

- ・ 東部沿岸及び沖合計画区域を統合する計画は、沖合水域での海洋活動の段階的变化とそれが他の用途及び自然環境への圧力に与える影響から、持続可能な開発を最大限進めるものになる点。



地図 2 : 東部沿岸及び沖合計画区域

この地図の高解像度バージョンについては、以下を参照のこと。

www.marinemangement.org.uk/marineplanning/documents/marine_plan_areas.pdf

海洋法の報告区域

報告区域は海洋計画に必要な、計画区域より広い範囲の分析区域で構成される。これには、計画区域の境界線を超える、範囲を拡大した水域が含まれる。報告区域には定義付けられ

た地理的境界線は設定されない。この区域は、報告される問題によって変わってくる。つまり、検討される問題によっては、利害関係者は計画区域境界線外の海洋計画にも影響される可能性がある。北東部及び南東部計画区域に携わる利害関係者の他、ドイツ、デンマーク及びノルウェー等の英国水域と東の境界を接する他の国の利害関係者とも連携を図り、意見調査を行う意向である。報告区域を適宜拡大することが可能な問題を確立するために、利害関係者からの情報提供を歓迎する。

4. 海洋計画作成の段階と期限

連携を図る時期

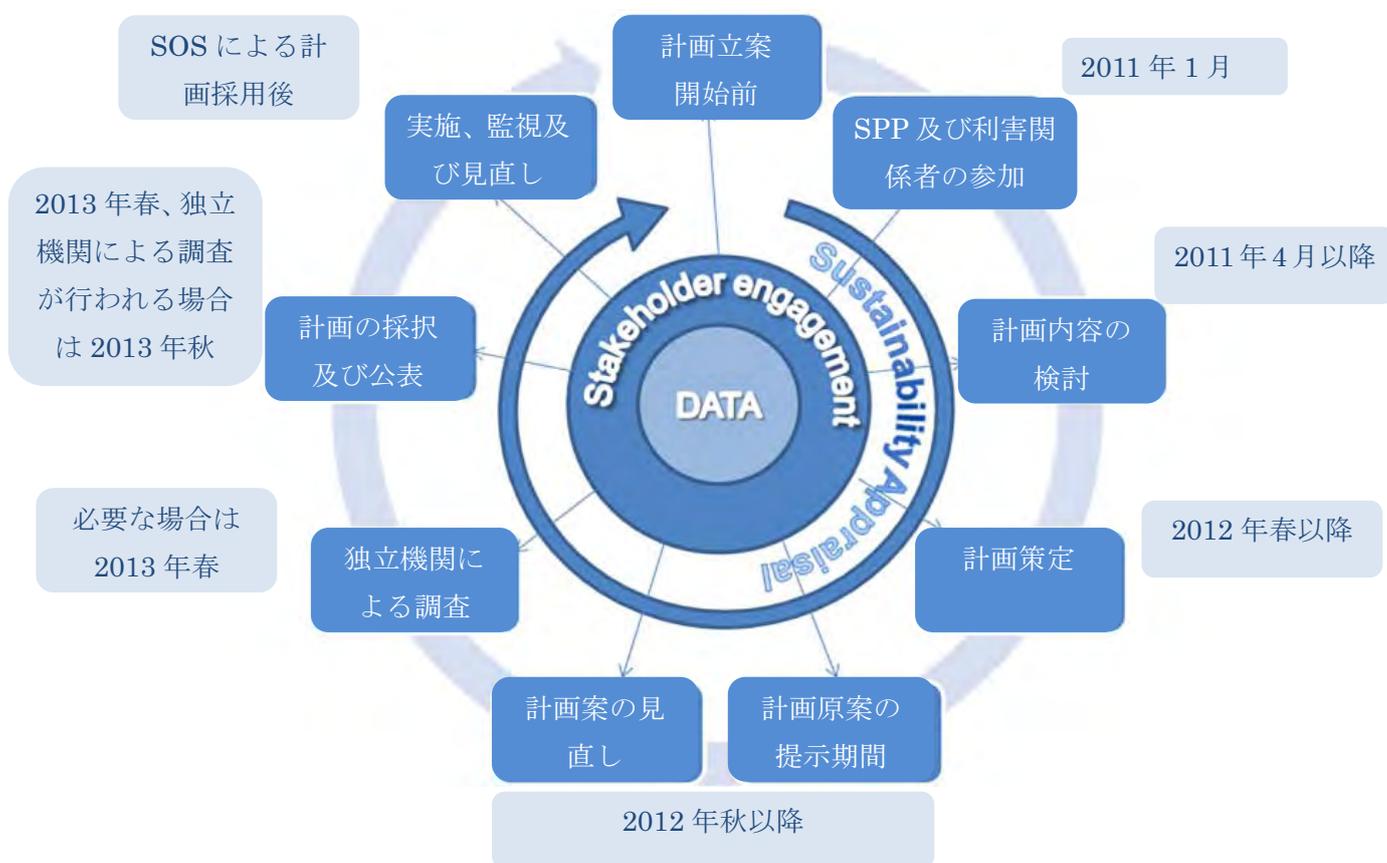
東部沿岸及び沖合計画水域の海洋計画立案は、2011年4月から開始する予定である。予想では2年とされる立案プロセスを通じて、計画の進行に応じて継続的連携を図ると共に、主要利害関係者及び海域に関心を持つ他の人々と緊密に協力していく意向である。計画立案においては、より組織化された正式な方法で連携することが法的に義務付けられる段階がいくつかある。これには、計画原案に関する公式の意見調査などがあるが、重要なことは、利害関係者が計画立案プロセスの進捗状況をどう感じているかについて利害関係者の見解及び意見に耳を傾けることであろう。

これまでに、アンケート調査の配布の他、海洋計画立案における連携及び情報伝達方法に対する意見を評価する意図で、利害関係者とのワークショップを Norwich、Peterborough 及び Hull で合計3回開催した。これらのイベントには98人が出席し、その成果はこのSPP作成に役立てられた。ワークショップで利害関係者から受取った極めて重要な発言の一例としては、利害関係者が立案プロセスへの参加を通じて付加価値を付ける方法を含め、MMOが連携の目的を絶対的に明確にする必要が挙げられる。これを受けて、今後は連携の目的及び時期を明確に述べると共に、この連携を通じて利害関係者が海洋計画にどう寄与できるかについても詳しく説明していく意向である。

また、海洋計画立案に関する経験を共有し、計画立案期間を通じて計画区域の領海隣接国と連携する最善策を討議する意図で、オランダ、ベルギー、フランス及び米国の代表とのワークショップも開催した。例えば、隣接国を横断する活動の累積的影響を扱う最善方法について討議し、これについて協力し合うことで同意した。

以下の時期は、計画立案について提案された各段階を説明したものであり、立案プロセスに組込まれた利害関係者の主な参加機会を明記した。ただし、この時期は大まかな手引きを示したものにすぎず、計画立案は繰返しプロセスであるため、これらの段階は修正される可能性があることに留意すること。

図 1. 東部沿岸及び東部沖合水域の海洋計画立案に関する段階と時期⁵



(図中央)
利害関係者との連携
持続可能性評価

5. だれと連携するか

利害関係者及び関連当事者との連携

前述した通り、海洋計画は海洋計画区域に関心を持つすべての人々のためのものである。しかし、海洋計画立案において重要な役割を果たすものと直ぐに認識できる部門がいくつかある。それを以下に示す。

- ・ 養殖業
- ・ 国防及び国家安全保障
- ・ エネルギー生産及びインフラ開発

⁵ 2011年3月に Defra が公表した、海洋計画立案の説明に示された図。

- ・ 漁業
- ・ 地元コミュニティ及び選出された構成員
- ・ 地方自治体
- ・ 海洋骨材
- ・ 海洋保全
- ・ 海洋浚渫及び投棄
- ・ 港湾及び海運業
- ・ 電気通信及びケーブル配線
- ・ ツーリズム及びレクリエーション
- ・ 下水処理・処分⁶

上記一覧は限定的なものではなく、海洋計画立案プロセスの過程で増補する予定である。可能な限り多くの団体及び個人と意思疎通及び連携を図ることを約束する。

利害関係者団体との連携

上記の部門にはその利益を代表する特定の団体及び組織が存在し、海洋計画立案に関与する時、こうした団体及び組織は計画にとって重要な貢献要素となる。利害関係者の関与プロセス全体に貢献することによって、こうした団体が海洋計画立案に重要な役割を果たし、MMO の活動に付加価値を付けるようになることが期待される。計画区域管理に関する既存の取決めの他、意見調査に関する既存の取決めも考慮する意向である。

・ 沿岸域のパートナーシップおよびフォーラム

沿岸域のパートナーシップ及びフォーラムの目標は、地方自治体及び国レベルの問題に対する意識向上、地元利害関係者の権利拡大、並びに沿岸区域で発生する数々の争議解決に努めることである。こうした団体は海洋計画立案システムの策定及び実施に真の利益となるもの、特に、常に利用可能で確立された、地元の信頼を得た地元利害関係者との連携手段を提供する。利害関係者の関与プロセス全体に貢献することによってこうした団体が海洋計画立案に重要な役割を果たし、MMO の活動に付加価値を与えるようになることが期待される。計画区域における沿岸域パートナーシップ及びフォーラムは、幅広い利益を代表し、広範囲の住民層及び地理的範囲を網羅することができるため、多数の利害関係者に接触する重要な媒介として機能する。

・ 海洋保護地区 (Marine Conservation Zone : MCZ) プロジェクト

利害関係者と連携する際に重要なことは、利害関係者が提供する情報や経験を利用及び

⁶ この一覧はほぼすべて 2011 年 3 月に Defra が公表した、海洋計画立案の説明から抜粋した。

活かしながら、MCZ プロジェクト等の既存の媒介及びプロセスも活用していくことである。計画区域には、Netgain(及び所属する4つの地域拠点)及びBalanced Seas という2大プロジェクトがある。MMO と MCZ プロジェクトはこれまでに複数の合同ワークショップを実施し、今後の協働機会について討議した。会得した経験及び教訓も交換した。現在は、MCZ プロセスの期間中に行われた作業を最大限利用し、これを海洋計画立案に組み込むべく努力している。どちらのプロジェクトも利害関係者及び関連当事者との連携を含め、潜在的保護区域の特定に向けて作業を続ける。今後も、計画立案プロセスを通じて、Netgain 及びBalanced Seas 両プロジェクトと緊密に協力しながらこの経験を生かしていく意向である。⁷

・地方自治体及び他の規制機関

地方自治体及び他の陸域規制機関は海洋計画立案に重要な役割を果たすと思われる。現在東部沿岸計画区域には31の地方自治体、2つの特別自然美観区域及び1つの国立公園がある。計画立案を通じてこれらの自治体と連携し、海洋計画と特別自然美観区域(Areas of Outstanding Natural Beauty : AONB 計画及び海岸線管理計画、河川流域管理計画等の他の計画地方自治体の開発枠組み内の海洋計画⁸)を統合することが必要である。計画区域及びそれを超える範囲の関連地方自治体と継続的かつ開放的な対話を続け、計画立案の各段階で意見調査を行う意向である。地方自治体は地域コミュニティとの連絡媒体、及びニュースレターやコミュニティイベント等の参加機会を提供する媒体としての役割も果たすことができる選定された構成員は所属する地域コミュニティの利益を代表するため、海洋計画立案プロセスにやはり重要な役割を果たすと思われる。

・隣接国

計画立案プロセス全体を通じてスコットランド水産局、ウェールズ議会政府及び北アイルランド州に協力を要請し意見調査を行う意向である。また、隣接国の政策及び立案中の海洋計画を考慮に入れるために、計画立案プロセス全体を通じて、隣接国の行政当局とも連携を図る予定である。

東部沖合計画区域はオランダ、ベルギー及びフランスの一部と境界を接している。オランダ、ベルギー、フランス及び米国の代表と話し合い、これらの代表を隣接国との連携に向けた媒介として活用することで同意に達した。ドイツ、デンマーク及びノルウェー等の他の国に影響を及ぼす問題が発生する場合は、これらの国と連絡を取り合い、適切な連携関係の徹底を図る意向である。オランダ、ベルギー及びフランスとは既に有益な接触を図っ

⁷ 英国の海洋保護地区に関する詳細情報については、www.jncc.gov.uk/page-2409 を参照のこと。

⁸ コミュニティの参加と持続可能なコミュニティ戦略に関する地方自治体ステートメントに記載。

た。今後は立案プロセス、特に国際漁業、渡り鳥及び運輸に関連するプロセスを通じて、また海洋計画原案に関連する意見調査を実施する際には特に、これらの隣接国と連携していく意向である。

・非政府組織

NGO を含む第 3 セクターは、海洋計画立案において重要な役割を果たす。Wildlife and Countryside Link、RSPB、WWF-UK その他多くの組織は、土地利用及び海洋生態系を含む沿岸計画立案における経験が豊富である。これらの組織は団体及び個人の幅広い利益を代表することができるため立案プロセスを通じて連携を図る鍵になる。

・業界代表団体

漁業資源、海洋砂・砂利及び再生可能エネルギー等の海洋資源を利用する複数部門を代表する業界団体は数多くある。これらの代表団体は海洋計画立案に重要な情報を提供する。これらの団体及び個人と連携し、立案プロセスを通じてその意見を入手し、その知識と経験を最大限活用することが不可欠である。

・一般市民、地域コミュニティ及び地域利益団体

計画立案プロセスの一部として、地元住民、所属コミュニティ及び地元利益団体(自治会及び教区会など)に対する配慮を徹底する必要がある。MMO は海洋計画立案を通じて地元コミュニティ及び地方自治体の権力拡大を支援し、地域主義法案⁹ を考慮する意向である。

・持続可能性評価協議機関

持続可能性評価(SA)プロセスは海洋計画立案の批評段階で行われるもので、社会的、経済的及び環境的影響並びに利益を配慮しながら海洋計画が持続可能性目標を支援するようにするためのメカニズムとして機能する。SA は海洋計画立案と併行して行われ、SA 協議機関から情報を提供される。¹⁰

・法定パートナー及びその他の政府機関

海洋計画立案プロセスに深く関与する政府系パートナー及び機関には、各省庁、環境庁、ナチュラル・イングランド、協働自然保全委員会(Joint Nature Conservation Committee : JNCC)、環境・漁業・養殖・科学センター(Center for Environment, Fisheries and Aquaculture Science : Cefas)、沿岸漁業及び海洋保護管理局(IFCA)、海事沿岸警備庁、クラウン・エステート、計画審査庁及び港湾局が含まれる¹¹。

⁹ www.communities.gov.uk/localgovernment/decentralisation/localismbill

¹⁰ 環境庁、ナチュラル・イングランド及びイングリッシュ・ヘリテッジを含む。

¹¹ 2011 年 3 月に Defra が刊行した上記機関の詳細情報については、「英国海洋計画立案シ

計画立案を通じた進捗状況に応じて、さらに多くの利害関係者及び関係当事者を特定し、立案プロセスを通じてその利益を配慮していく意向である。

現在意見調査を行っている利害関係者組織一覧を別添 1 に記載する。¹²ただしこれに限るものではない。所属組織をこの一覧に加えたい場合は、ご連絡いただきたい(参加方法を参照)。

6. 利害関係者との連携を実現する時期と方法

下表は海洋計画立案の日程を記載し、計画立案プロセスの各段階における利害関係者との連携方法の概要を示したものである。¹³早い段階で利害関係者と連携したことで、利害関係者間及び利害関係者団体間の相違を配慮する必要、また、手法によってはすべてに適切に機能しない可能性があることを十分に認識した。このため、利害関係者の海洋計画立案への参加では、利害関係者の個々のニーズが配慮される。海洋計画立案の展開に応じて、利害関係者との連携及び意思疎通方法にこの展開を組込む以降である。こうした状況では、利害関係者に進捗状況を伝えると共に、利害関係者からも海洋計画立案に情報が提供されるような連携関係が構築される。今後はウェブサイトを通じて、計画立案プロセスの各段階の正確な時期を正式に公表し、利害関係者が海洋計画立案の次の段階及び開始時期について明確にわかるようにする意向である。海洋計画立案の進捗状況の概要は、電子ニュースレター、通常のニュースレター、電子メール、ウェブサイト更新及び新聞マスコミ報道で随時更新する予定である。

下表は「英国海洋計画立案システム説明書」¹⁴ (の 10 頁の図 1) からの抜粋である。海洋計画の策定の大部分を占めるのは計画内容の検討段階である。持続可能性評価(SA)は、下表で説明する重要なマイルストーン¹⁵に従って、利害関係者を計画立案プロセスの全段階の SA に関与させる方法で、計画立案プロセスと併行的に行われる。SA プロセスは規定プロセスである。海洋計画に関する SA の主要段階に関する詳細情報については、「英国海洋計画立案システム説明書」を参照のこと。

システム説明書」を参照のこと。

¹² これは定期的に見直し及び更新が行われ、www.marinemanagement.org.uk/planning で閲覧可能である。

¹³ 海洋及び沿岸アクセス法 2009 に準拠。

¹⁴ 2011 年 3 月に Defra が刊行した英国海洋計画立案システム説明書

¹⁵ 各関連段階の下にアスタリスクで表示される。

別添 1：海洋計画立案プロセスの主要段階と利害関係者との連携に関する指標

海洋計画立案プロセスの段階と利害関係者との連携	連携方法	予定時期
1. SPP 及び利害関係者との連携		
<ul style="list-style-type: none"> ・ SPP 草案に関する利害関係者の協議 	<p>利害関係者及び関連当事者に以下の方法で意見調査原案を通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地報道発表 ・ 電子メールでの通知 ・ ウェブ上での意見調査 ・ ニュースレター ・ 沿岸局で要請に応じて写しを閲覧 ・ 利害関係者団体を介した SPP の配布(第 5 節で説明) 	<p>2011 年 1 月 24 日～2 月 21 日 (4 週間協議) 2011 年春採択</p>
2. 海洋計画の内容の検討		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 海洋計画の形態及び構造に関する利害関係者からの情報提供 ・ 計画区域の証拠資料及びデータに関する利害関係者からの情報提供 ・ SA 段階 A - 指定された SEA 意見調査機関及び関係する利害関係者に対する SA の範囲に関する意見調査 ・ 計画区域のビジョン及び目標に関する利害関係者からの情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント及び更新情報を通じて引き続き連携を図り、利害関係者及び関連当事者からの見解及び情報提供を求める。 ・ この段階の重要な要素については、広い範囲の連携及び情報伝達方法を採用していく。 ・ 情報提供を要請しながら、このプロセスを通じて利害関係者に進捗状況を伝える。 <p>連携プロセスには以下が含まれることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域又は部門別作業部会を設置し海洋計画の方向付けの一助とする。 	<p>2011 年 4 月以降</p> <p>計画区域、目的は 2011 年秋冬までに同意される</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ ・ウェブポータル ・一対一ミーティング ・展示会及びドロップインセッション ・利害関係者会議への出席 ・アンケート調査 ・ウェブ更新 ・ニュースレター ・利害関係者団体を介した情報配布(第5節で説明) 	
3. 海洋計画の策定(SA 報告書の策定を含む)		
<ul style="list-style-type: none"> ・今後の選択肢又はシナリオ及び好ましい選択肢/シナリオの選択に関する利害関係者からの情報提供 ・MMOによる海洋計画の作成 ・実施機関及び監視指針を含む、実施枠組みの作成における利害関係者からの情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント及び更新情報を通じて引き続き連携を図り、利害関係者及び関連当事者からの見解及び情報提供を求める。 ・この段階の重要な要素については、広い範囲の連携及び情報伝達方法を採用していく。 ・情報提供を要請しながら、このプロセスを通じて利害関係者に進捗状況を伝える。 <p>連携プロセスには以下が含まれることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域又は部門別作業部会を設置し海洋計画の方向付けの一助とする。 ・ワークショップ ・ウェブポータル ・一対一ミーティング ・展示会及びドロップインセッション ・利害関係者会議への出席 	<p>2012年春にオプション発生</p> <p>2012年夏に好ましいオプション選択</p> <p>2012年夏～秋に計画区域の目的を草案</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査 ・ウェブ更新 ・ニュースレター ・利害関係者団体を介した情報配布(第5節で説明) 	
4. 計画原案に関する意見表明(SA 報告書を含む)		
<ul style="list-style-type: none"> ・計画案に組込むべき事項について利害関係者からの意見表明を要請 ・SA 段階 D - SA 報告書に関する一般市民及び指定 SEA 意見調査機関との協議 	<p>12 週間の正式な意見公募イベント及び更新情報を通じて引き続き連携を図り、利害関係者及び関連当事者からの計画案に関する見解を求める。</p> <p>以下の方法で利害関係者及び関連当事者に意見調査原案について通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地報道発表 ・電子メールでの通知 ・ウェブ上での意見調査 ・ニュースレター ・沿岸局で要請に応じて写しを閲覧 ・利害関係者団体を介した SPP の配布(第5節で説明) 	2012 年秋 (12 週間)
5. 意見調査後の論評(12 週間以内)に照らした、意見調査の意見及び海洋計画原案修正に関する分析		
6. 独立した調査(必要な場合)		
<ul style="list-style-type: none"> ・決定すべき連携 		
7. 海洋計画の採用及び公表¹⁶		
<ul style="list-style-type: none"> ・海洋計画の採用及び公表に関する利害関係者への通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の方法で海洋計画の採用及び公表を利害関係者に知らせる。 ・イベント開催 	2013 年 3 月以降 (又は、もし独立した調査が行われた場合は 2012 年 9 月以降)

¹⁶ SOS は海洋計画の採用を決定する。海洋計画は支援省庁と連携して展開される。

	<ul style="list-style-type: none"> ・マスコミ報道 ・電子メールによる通知 ・ニュースレター ・MMO ウェブサイト上 ・要請に応じて沿岸局で資料の写しを閲覧 	
8. 実施と見直し(採用後の継続的プロセス)		
・未決定の連携		

海洋計画に関する意見表明

(上記で説明した)計画立案の各段階において、ウェブサイト上で閲覧可能な計画原案を作成し、それに対する意見を利害関係者から募集する。現在、海洋計画の特定の段階において意見調査又は意見表明の要請を行う際は、見解を提示すべき期間、並びにそれに向けた最善の方法を明確に説明する意向である。各段階での見解は電子メール又は書簡を通じて書面で提示しなければならない。

一部の利害関係者は紙面形式の諮問書よりも電子メール及びウェブ上での意見調査を優先すべきだと明言したが、可能な限り多数の人々を参加させたいと思っており、コンピュータ又はウェブ機材へのアクセスがない人々に対しては、要求に応じて紙面形式の諮問書を提供することができる。

7. 見解及び論評の扱い

利害関係者と連携する場合は常に、そのプロセスの成果をフィードバックする。これは計画の次段階、海洋計画立案ウェブサイトの更新の他、ニュースレターや情報広報の形で行われることもある。必要な場合は、意見調査の概要も作成する予定である。海洋計画立案プロセスの一環として、全利害関係者からの見解及びフィードバックを考慮することが義務付けられている。利害関係者との連携は海洋計画にとって最も重要であり、計画原案に寄せられた論評、見解及び意見表明のすべてを把握する意向であるが、その結果が計画自体の変更につながらないこともある。海洋計画立案システムは将来のニーズ及び様々な見解を統合したものでなければならない。法的制約及び国家政策の中で運用する必要等の、意思決定プロセスに役立つ様々な多数の要因が存在する。利害関係者を早い段階で参加させた結果、多くの異なる要因間のバランスを図る必要があること、また海洋計画には全員を満足させる可能性が低い側面があり何らかの妥協案が要求されることが明らかになった。しかし、計画立案に当たっては、海洋計画立案プロセス全体の透明性を維持する責任を踏まえて、すべてのフィードバックを考慮する。また、海洋計画における意思決定を行う経

緯について利害関係者に明確に伝える意向である。

SPP の見直し及び改定

海洋計画立案は生まれたばかりで固定されたものではなく、絶えず変化する進化性を備えている。立案プロセスを通じて移行するにつれて、海洋計画立案全体の目標を確実に達成することを目指して、利害関係者の見解と参加実績を反映させる意図で SPP に変更を加える可能性もある。SPP の大幅な改定には、主務大臣の承認が必要であり、改定された SPP が公表される場合は、利害関係者に公に通知される。

参加方法

海洋計画立案に参加を希望する場合、又は当方の連絡先データベースに加入したい場合は、以下の方法で海洋計画立案チームにご連絡いただきたい。

電子メール宛先 planning@marinemanagement.org.uk

電話 0191 376 2790

海洋管理庁

海洋計画立案チーム

P0 Box 1275

Newcastle upon Tyne NE99 5BN

用語集

証拠

海洋計画の策定は利用可能な最良の証拠に基づくものである。証拠基盤は科学データ、利害関係者の見解に沿った計画区域に関する情報で構成される。

指標

海洋計画の目標又は成果達成に向けた進歩に関する定量的又は定性的測定値。

監視

監視は、管理者及び利害関係者に管理目標及び目的の達成進捗度を示すために選定された指標について、系統的に収集したデータを利用する継続的管理活動である。

海里

海里は、航行及び海上気象予報に用いられる距離の単位である。

目標

目標は、目的の達成を表す、望まれた成果又は目に見える行動変化を提示したものである。優れた目標設定の特徴は、具体性、測定可能性、達成可能性、有意義性及び時間制限 (SMART) があることである。

政策

海洋計画は MPS で詳しく説明された英国水域に関する政府の政策及び目的を、政策の空間要素、時間要素及び地域性を明確な表現に置換えて説明し表示するものである。

戦略的環境評価 (SEA)

戦略的環境評価は、政策、計画及びプログラムに適用される環境評価を説明するために用いる一般用語である。欧州 SEA 指令 (2001/42/EC) では、海洋計画立案分野の評価を含め特定の計画及びプログラムに関する正式な環境評価が義務付けられている。

持続可能性評価 (SA)

持続可能性評価は、持続可能な開発目標 (社会的、環境的及び経済的要因) の繁栄を徹底する政策を評価する手段であり、すべての海洋計画について実施される海洋法の中で義務付けられている。

ビジョン

ビジョンは計画区域に望まれる又は意図される今後の状況を戦略的条件で定義する。ビジョンは利害関係者が当該海洋区域を今後どのような外観にしたいかを説明する長期的見解である。

別添 1 : 現在の MMO 利害関係者組織及び団体一覧(2011 年 3 月時点*)

Alde and Ore 協会
Alde and Ore 河口計画パートナーシップ
Aldeburgh 事業協会
Aldeburgh 漁業者職人ギルド
Andrew Jackson Solicitors
Anglia Offshore
アングリアン・ウォーター
Angling Trust
Anglo-North Irish 漁業生産組合
Anglo-Scottish 漁業生産組合
英国港湾連合
Association of Drainage Authorities
Association of Eel Netsman
海洋漁業委員会連合
Balanced Seas
バスアングラーズスポーツフィッシング協会
Bassetlaw ディストリクト・カウンシル
Blakeney Harbour Boatman' s Association
BMT Renewables
Boston バラ・カウンシル
Bridlington and Flamborough 漁業者団体
British Association for Shooting and Conservation
英外務省
英国地質調査所
British Marine Aggregates Producers Association
英国海洋連合
British Maritime Federation
英国港湾局
British Resorts and Destination Association
British Rigs and Oil Association
British Sub Aqua Club
Broadland ディストリクト・カウンシル
Broads & Norfolk Rivers Internal Drainage Boards
Broads 行政庁

Cambridgeshire ディストリクト・カウンシル
イングランド田園地帯保護協会
Carbon Capture Storage Association
環境・漁業・養殖化学センター
Centrica Renewable Energy Limited
英国海運会議所
Lincoln 市議会
York 市議会
民間航空局
Coastal Partnership Network
Coastnet
共同的洋上風力環境調査
ウェールズ地方協議会
Country Land and Business Association
英国王室属領 - ガーンジー
英国王室属領 - アイル・オブ・ワイト
英国王室属領 - ジャージー
Dalton Warner Davis
Deben Estuary Partnership
Defences Estates Operations North
北アイルランド農業・農村開発省
地方自治省
文化・メディア・スポーツ省
エネルギー・気候変動省
環境・食品・地方問題省
ビジネス・イノベーション・職業技能省
北アイルランド環境省
運輸省
Devon カウンティ・カウンシル
英国水運
海事・漁業総局 (DG Mare) ダイビング・アンド・コーチンググループ & 英国サブアクアクラ
ブ (BSAC)
ブリティッシュ・サブアクア・クラブ (BSAC)
Doncaster Council
E. ON Climate & Renewables
East Anglia Coastal Group

East Anglia Offshore Wind Ltd
East Cambridgeshire デイストリクト・カウンシル
東イングランド地域開発公社
東イングランド開発団体
East Lindsey デイストリクト・カウンシル
East Riding Council
East Riding of Yorkshire デイストリクト・カウンシル
Eastern England Fisheries Producers Organization Ltd
Eastern Sea Fisheries Joint Committee
Eastern Leisure Sea Anglers Alliance
EDF Energy
イングリッシュ・ヘリテッジ
環境庁
欧州委員会
欧州環境庁
Eyemouth Fish Merchants Assoc
連邦環境庁 - ドイツ
連邦公共サービス・健康・食物連鎖 - ベルギー
Felixstowe 商工会議所
Felixstowe Ferry Forum
Felixstowe Ferry Residence Association
Fenland デイストリクト・カウンシル
Fishermans Mission
食品規格庁
Forewind
フレンズ・オブ・アース
Gardline Group
東イングランド政府事務所
Yorkshire & Humber 政府事務所
Great Yarmouth 区
Great Yarmouth 港湾局
Great Yarmouth 港湾会社
Grimsby Fish Merchants Assoc Ltd
Grimsby 漁船所有者協会
Grimsby 引き網漁師協会
Grimsby Seiners' Assoc Ltd

GYB Services Ltd
Halcrow Group Ltd
Haltemprice and Howden Co Const
Harwich Area Sailing Association
Harwich Haven Authority
Haskoning UK Ltd
衛生安全庁
健康保護庁
Herring Buyers Assoc Ltd
Hornsea Sailing Club
HM 沿岸警備隊
Hull 市議会
Hull and Holderness Ramblers Association
Hull Fish Merchants Protection Assoc Ltd
Hull Fishing Vessel Owners' (Allied) Co Ltd
Hull 地質学会
Hull 大学
Hull Valley 野生動物団体
Humber Estuary Management Team
Humber Industry Nature Conservation Association
Humber Inshore Lifeboat
Humber Management Scheme
Humber Management Scheme/Humber Advisory Group
Humber Yawl Club
Humberside and East Coast 沿岸漁民協会
Huntingdonshire ディストリクト・カウンシル
Hutchison Pots(UK) Limited
インフラ計画委員会
国際海洋開発委員会
Ipswich バラ・カウンシル
マン島
合同自然保全委員会
Kent and Essex 海洋漁業委員会
Kent Essex and East Sussex 地域企業パートナーシップ
King' s Lynn 漁業者協会
Kings Lynn and West Norfolk 区

King' s Lynn 漁業協同組合
Kingston-upon-Hull 市議会
Leiston 商業組合
Lincolnshire 野生生物トラスト
Lincolnshire 沿岸漁業者協会
Lincolnshire 沿岸活動地区
Lincolnshire 市議会
Lincolnshire 地域企業パートナーシップ
Lincolnshire 野生生物トラスト
地方自治体協会
ロンドンビジネススクール
Lowestoft 漁業生産組合
Lowestoft and Waveney 商工会議所
Lynn Shellfish Ltd
Mainstream Renewable Power
MAREMAP (海洋環境マッピングプログラム)
海事沿岸警備庁
海洋生物学協会
海洋気候変動影響パートナーシップ
海洋保全団体
海洋保全協会
Marine Ecological Surveys
海洋環境データ情報ネットワーク (MEDIN)
海洋研究所 - アイルランド
Marine Planning Consultants
海洋科学委員会
スコットランド水産局
海洋管理協議会
MARInet and the Yorkshire Naturalists Union
海事・沿岸警備庁
国防省
インフラ・環境省 - オランダ
生態学・エネルギー・持続可能開発・海洋・住宅省 - フランス
司法省
National Coastwatch Association
全国農民連合

全国漁民協同組合
National Federation of Sea Anglers
ナショナル・グリッド
ナショナル・トラスト
ナチュラル・イングランド
自然環境調査局
自然保護庁 – デンマーク
航行安全専門家サポート
Navigation Sector Group
Net Gain
New Anglia 地域企業パートナーシップ
New under Ten Fishermen' s Association
Newark and Sherwood デイストリクト・カウンシル
Norfolk 生物多様性パートナーシップ
Norfolk 特別美観沿岸区域(Norfolk 沿岸パートナーシップ)
North East Lincolnshire カウンティ・カウンシル
Norfolk County Marine Recorder
Norfolk Independent fishermen Association
Norfolk 野生生物トラスト
North East Lincolnshire カウンティ・カウンシル
North Eastern 海洋漁業委員会
North Irish Sea Fishermen' s Association
North Lincolnshire カウンティ・カウンシル
North Norfolk Coast 沿岸漁業者協会
North Norfolk Coast パートナーシップ
North Norfolk デイストリクト・カウンシル
North Norfolk Shell Fishermen' s Association
Greater Wash Fishing Industries' Group
North Sea Fishermen' s Organization Ltd
North Sea Marine Cluster
North Shields 漁業者協会
North Yorkshire カウンティ・カウンシル
North Ireland Fishermen' s Federation
North Ireland Planning Service
Northumberland カウンティ・カウンシル
Norwich シティ・カウンシル

Nottinghamshire カウンティ・カウンシル
Orford Business Association
Oil & Gas UK
OSPAR
Overstand パリッシュ・カウンシル
王立ヨット協会計画環境委員会
計画審査庁
ロンドン港湾局
Precision Marine Survey Limited
再生可能エネルギー協会
英国風力発電協会(リニューアブルUK)
River Deben Association
英国空軍
王立全国救命ボート協会
王立野鳥保護協会
王立ヨット協会
RPS Planning and Development
RSPB
農村地域支出庁
RWE npower
RWE npower Renewables Limited
サケ・マス協会
ホタテ協会
Scarborough 沿岸漁業者団体
St Andrews 大学地理学・地学科
南極研究科学委員会
Scottish and southern electric
スコットランド漁業者連盟
スコットランド漁業者組合
スコットランド自然遺産
Scottish Pelagic Fishermen' s Assoc
Scottish Power Renewables
Scottish White Fish Producers' Assoc Ltd
Sea Bed User and Development Group
海洋漁業局
SeaRoc

Selby ディストリクト・カウンシル
Shellfish Association of Great Britain
Sheringham Shoal 洋上風力発電所
Smart Wind
South Cambridgeshire ディストリクト・カウンシル
South Holland ディストリクト・カウンシル
Spurn Bird Observatory
SSE Renewables
Suffolk Coast Against Retreat
Suffolk Coast and Heaths
Suffolk Coastal ディストリクト・カウンシル
Suffolk カウンティ・カウンシル
Suffolk Estuaries
Suffolk ICZm イニシアティブ
Suffolk 野生生物トラスト
Sunbeam Fishing LIP
Surfers Against Sewage
スウェーデン環境保護庁
Team Humber Marine Alliance
Thames Estuary Partnership
The Broads Authority
英国海運会議所
クラウン・エステート
Haven Gateway Partnership
The Law School
ノルウェー自然管理局
The Orford and District Inshore Fishermans Association 2008
The Rambler' s Association
Souhwold ディストリクト商工会議所
East Anglia 大学
Hull 大学
The Wash & North Norfolk Coast European Marine Site Management Scheme
The Wash & North Norfolk Coast Marine Project
国際航路協会
Thompson Association Ltd
トリニティ・ハウス(水先案内人協会)

英国持続可能な開発のための経済人会議
英国持続可能エネルギーのための経済人会議
英国海底ケーブル保護委員会
英国港長協会
英国海軍水路部
英国主要港湾団体
英国主要港湾団体環境政策グループ
英国気象庁
Southampton 大学
バットェンファル
ビジット・イングランド(英国観光局)
ビジット・ハル・アンド・ヨークシャー
ビジット・サフオーク
Warwick Energy
Warwick Energy Limited
Wash & North Norfolk Coast European Marine Site
Wash & North Norfolk EMS, 諮問グループ
Wash 川河口プロジェクト
Wash 川河口戦略グループ
Waveney ディストリクト・カウンシル
Waveney ツーリズムフォーラム
Welcome to Yorkshire
Well Associates
Wells & District 沿岸漁業者協会
ウェールズ議会政府
West Lindsey ディストリクト・カウンシル
ウェストミッドランズ開発庁
野鳥・湿地トラスト
Wildlife & Countryside Link
野生生物トラスト
ワイルド・トラウト・トラスト
Wisbech 港湾局
WWF-UK

*これは定期的に見直し及び更新が行われ、www.marinemanagement.org.uk/marineplanningで閲覧可能である

資料5 (海洋政策研究財団 訳) *

(中国) 海上風力発電の建設管理 に関する暫定方法

* 翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。

海上風力発電の建設管理に関する暫定方法

第1章 総則

- 第1条 海上風力発電事業の建設管理を規範化し、海上風力発電の秩序ある開発を促進するため、「中華人民共和国行政許可法」、「中華人民共和国海域使用管理法」、「企業投資事業審査に関する暫定方法」に基づき、本方法を制定する。
- 第2条 本方法で言う海上風力発電事業とは、長年平均大潮高潮線以下の海域における発電事業であり、その海域内にある無人島の発電事業を含む。
- 第3条 海上風力発電の建設管理は、海上風力発電発展計画、事業授与、事業審査・許可、海域使用と海洋環境保護、施工・竣工引渡し、運行情報管理等のプロセスにおける行政組織管理と技術管理を含む。
- 第4条 国家エネルギー主管部門は、全国海上風力発電建設を管理する。沿海各省（区、市）のエネルギー主管部門は国家エネルギー主管部門の指導の下に、その地区における海上風力発電建設を管理する。海上風力発電技術は、全国風力発電の建設技術に関する関連機関に委託し管理する。
- 第5条 国家海洋行政主管部門は、海上風力発電の建設海域の使用と環境保護に関する管理・監督を行う。

第2章 計画

- 第6条 海上風力発電発展計画は、全国海上風力発電発展計画と沿海各省（区、市）の海上風力発電計画を含む。全国海上風力発電発展計画と沿海省（区、市）の海上風力発電発展計画は、全国再生可能エネルギー発展計画、全国・沿海各省（区、市）海洋機能区画、海洋経済発展計画と協調しなければならない。沿海各省（区、市）の海上風力発電計画は、全国海上風力発電発展計画に符合しなければならない。
- 第7条 国家エネルギー主管部門は、全国海上風力発電発展計画の策定と管理を行うとともに、国家海洋行政主管部門と協力し、沿海各省（区、市）海上風力発電発展計画の審査・決定を行う。沿海各省（区、市）エネルギー主管部門は、その行政区域における海上風力発電発展計画の策定・管理を行う。
- 第8条 沿海各省（区、市）エネルギー主管部門は、国家甲級（一等級）の設計資格を有する機関と協力し、その省（区、市）の管理海域内における海上風力発電発展計画を策定する；同レベルの海洋行政主管部門は、その計画に海域使用に関する初審（初の審査、以下同）意見と環境影響評価に関する初歩的意見を提出する；技術管理に関わる関連機関は、沿海各省（区、市）における海上風力発電発展計画の技術審査を行う。

第9条 国家エネルギー主管部門は、海上風力発電の技術管理部門と協力し、沿海各省（区、市）の海上風力発電発展計画に基づき、全国海上風力発電発展計画を策定する；沿海各省（区、市）エネルギー主管部門と送電網企業と協力し、海上風力発電事業とセットの送電網事業計画を策定し、送電網接続方案と市場可能性方案を実施する。

第10条 国家海洋行政主管部門は、沿海各省（区、市）海洋主管部門と協力し、全国と沿海各省（区、市）海洋機能区画、海洋経済発展計画に基づき、海上風力発電発展計画の海域使用に関する初審と環境影響評価の初歩的審査をしっかりと行う。

第3章 事業授与

第11条 国家エネルギー主管部門は、海上風力発電事業の開発権の授与を担当する。沿海各省（区、市）のエネルギー主管部門は、国家エネルギー主管部門が審査・決定した海上風力発電発展計画に基づき、企業を指導し海上風力測定、地質調査、水文調査などの前期作業を行う。企業は、許可なしで風力発電所事業建設を行ってはいけない。

第12条 沿海各省（区、市）エネルギー主管部門は、前期作業を踏まえ海上風力事業の開発方案を提出し、国家エネルギー主管部門に事業開発に関する申請報告を行う。国家エネルギー主管部門は、技術審査と事業建設条件の論証を行い、開発に同意するか否かを確定する。

第13条 事業開発の申請報告には、主に以下の内容を含む。

- (1) 風資源測量・評価、海洋水文観測・評価、発電所海図測量、地質調査及び事業建設条件
- (2) 事業開発任務、事業規模、事業方案と送電網接続方案
- (3) 建設使用海域の初歩的審査、海洋環境影響の初歩的評価
- (4) 経済的・社会的効果の初歩的分析と評価

第14条 海上風力発電事業は、優先的に入札募集の方法をとって開発投資企業を選択する。入札条件として、オングリッド電気価格（on-grid price）、事業方案、技術力と経營業績などがある。開発投資企業は、中国資本の企業あるいは中国資本が50%以上の株券を持つ中国・外国の合弁企業である。

すでに海上風力発電事業が行われているものに関しては、国家エネルギー主管部門の確認後事業の開発権を取得する。

風力発電事業開発権を取得した企業は、入札契約に基づいて事業を展開し、国家エネルギー主管部門の同意を得ずに開発権を譲渡してはいけない。

第15条 海上風力発電事業の入札は国家エネルギー主管部門が統一的に行い、入札募集人は事業所在地の省（区、市）のエネルギー主管部門とする。海上風力発電事

業の前期作業を行ったが落札できなかった企業に関しては、落札企業から省レベルのエネルギー主管部門が算定した前期作業費用基準に基づき、経済補償を行う。

第4章 事業の審査・許可

第16条 落札した投資企業または開発企業は、海上風力発電事業の前期作業基準に基づき事業方案を実行する。また、事業申請報告書を作成し、事業審査に必要な書類手続きを行い、入札募集人と事業特許権の協議を結ぶとともに、その地域における省レベルの送電網企業と電力系統接続及び売買に関する協議を結ぶ。事業所在地における省レベルのエネルギー主管部門は、事業申請報告について初審を行い、国家エネルギー主管部門が審査・許可を行う。

第17条 海上風力発電事業の申請報告書は、フィージビリティ研究のレベルに達するとともに、下記の書類を添付する。

- (1) 当該事業が全国または地方計画に盛り込まれている書類
- (2) 開発権授権に関する書類または事業特許権協議
- (3) フィージビリティ研究報告書及び技術審査意見
- (4) 使用海域予審（予備審査、以下同）書類と環境影響評価報告の批准書
- (5) 海上風力発電所事業の送電網接続に関する承諾書類
- (6) 金融機関の融資などに関する承諾書類
- (7) その他提出すべきであると思われる書類

第18条 海上風力発電事業は審査し許可を得るとともに、海域使用权を取得してはじめて建設工事が始められる。審査後2年以内に建設工事が行われていない事業に関しては、国家エネルギー主管部門が事業開発権を回収し、国家海洋行政主管部門が海域使用权を回収する。

第5章 建設による海域使用

第19条 海上風力発電事業は、海域の使用にあたって節約・集約的に海域資源を利用するという原則を守り、合理的な配置を行わなければならない。

第20条 事業者は国家エネルギー主管部門の審査を受ける前に、国家海洋行政主管部門に海域使用申請を行うとともに、下記書類を提出する。

- (1) 事業の基本状況、事業所在海域状況、海域の規模及び海域使用の類型などを含む海域使用申請報告
- (2) 海域使用申請書（一式5部）
- (3) 資産信用証明資料

(4) 利害関係者が存在する場合は、解決方案または協議書類

第 21 条 国家海洋行政主管部門は、海域使用に関する申請を受け、初審を行う。初審が通ったら国家海洋行政主管部門は事業者に海域使用の論証を行うよう通知し；海域使用論証の審査が通ったら、国家海洋行政主管部門は海域使用の予審意見を発行する。

第 22 条 事業者が事業建設に関する審査を申請する際、国家海洋行政主管部門の海域使用に関する予審意見を添付しなければならない；予審意見がない場合、あるいは予審が通っていない者に関しては、国家エネルギー主管部門は許可しないものとする。

第 23 条 海上風力発電事業用の海域は、風力発電施設の実際占用の海域面積と安全区域占用の海域面積に基づき使用する。その中、非閉鎖的管理の海上風力発電ユニットの海域使用面積は、すべての風力発電塔の占用する海域面積の合計であり、単独の風力発電ユニット塔の海域使用面積は、塔の中心点から基礎外縁線点の 50m を外側に拡張した距離を半径とする円形区域として計算する；海底ケーブルの使用海域面積は、ケーブルの外縁から両側に 10m 拡張した区域として計算する；その他の永久的に使用する海域面積は、「海籍調査規範」の規定に基づき計算する。

第 24 条 海上風力発電事業が許可されたら、事業者は直ちに審査・許可に関する資料を国家海洋行政主管部門に提出する。国家海洋行政主管部門は法律に則って審査し、海域使用权の許可手続きを行う。

第 25 条 事業者は規定により海域使用金を納入し、海域使用权の登記を行うとともに、海域使用权証書を受け取る。

第 26 条 無人海島において建設を行う事業者は、「海島保護法」などの法律法規に基づき、無人海島の使用申請手続きを行うとともに、無人海島使用权証書を取得しなければならない。

第 6 章 環境保護

第 27 条 事業者は、「海洋環境保護法」、「海洋プロジェクト建設事業の海洋環境汚染防止に関する管理条例」及び関連技術基準に基づき、海上風力発電事業の環境影響報告書を作成し、国家海洋行政主管部門の許可を得なければならない。

第 28 条 海上風力発電事業の環境影響報告書は、相応の素質のある機関に委託し作成するものとする。事業者は事業申請に前もって、国家海洋行政主管部門が発行する建設事業環境影響報告書への許可書類を取得しなければならない；許可書類がないものまたは許可されていないものに関して、国家エネルギー主管部門は事業の許可をしてはいけない。

第 29 条 海上風力発電事業が許可された後、事業者は環境影響報告書とその審査意見に基

づき、環境保護設計や環境保護措置を強化する。規定のプロセスにより環境保護施設の竣工引渡しを申請し、合格してはじめて正式な運営となる。

第7章 施工・竣工引渡し

第30条 海上風力発電事業が許可されたら、事業者は施工方案を作成し、当該地区の海洋行政主管部門、海事主管部門に報告する。施工企業は海洋プロジェクトの施工素質を有し、施工現場に入る前に当該地区の海洋行政主管部門にて、施工許可に関する手続きを行わなければならない。海底ケーブルの設置に関する施工は、「海底ケーブルパイプ管理規定」の規定に基づき関連手続きを行う。事業者と施工企業は、安全応急方案を制定しなければならない。

第31条 国家エネルギー主管部門は、事業が所在する省（区、市）のエネルギー主管部門に、海上風力発電事業の竣工引渡しを委託する。事業者は、土地施工を完成し、風力発電ユニットとその他の補助施設の設置後、当該地区の省（区、市）エネルギー主管部門に引渡しの申請を行う。省レベルのエネルギー主管部門は、送電網企業に送電網接続施設の完成を促し、セットの送電網接続施設完成後、海上風力発電事業の引渡しに関する予備検査を行う。予備検査が通った後、事業者は送電網企業の協力のもとでユニットの電力系統接続デバッグを行い、すべてのユニットにおいて電力系統接続デバッグを実行後、事業の竣工引渡しを行う。

第8章 運行情報

第32条 事業者は風力発電ユニットのモニタリングシステムを設置し、電力網指示機関と国家風力発電情報管理センターに、風力発電所の運行データをリアルタイムで送信しなければならない。許可なしでは、事業運行のリアルタイムデータを海外に伝送してはいけない。

第33条 事業者は、関連規定に基づき安全生産制度をつくり、重大事故と設備故障が発生した場合は電力網指示機関、当該地区のエネルギー主管部門に報告するとともに、半年ごとに国家風力発電情報管理センターに総括報告を提出しなければならない。

第34条 事業者は風を測る塔を建設またはすでにある塔を保留し、事業所在区域の風資源及び空気温度、湿度、風浪などの気象データを長期的にモニタリングするとともに、当該地区の省（区、市）エネルギー主管部門と国家風力発電情報管理センターに、定期的にモニタリング結果を報告しなければならない。

第35条 新規事業実施の一年後、国家エネルギー主管部門は関連諮問機関に当該事業の建設と運行状況の評価を依頼し、3ヶ月以内に事後評価報告を完成するものとする。評価結果は、事業者の海上風力発電事業の継続に関わる根拠とする。

第9章 その他

第36条 海上風力発電基地または大型海上風力発電事業は、当該地区の省レベルのエネルギー主管部門が関連機関の協力の下で、統一的に送電網接続システム、海域使用に関する予審、環境影響評価と事業許可申請手続きを執り行う。

第10章 附則

第37条 本方法は、国家エネルギー局と国家海洋局が説明責任を負う。

第38条 本方法は、国家エネルギー局と国家海洋局が共同で公布し、公布日より施行する。

資料6 (海洋政策研究財団 訳) *

(中国) 海上風力発電の建設管理 に関する実施細則

* 翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。

海上風力発電の建設管理に関する実施細則

- 第1条 海上風力発電の建設業務をスムーズに推し進め、海上風力発電の秩序ある発展を促すため、「海上風力発電の建設管理に関する暫定方法」及び関連法律・法規に基づき、本実施細則を定める。
- 第2条 本細則は、海上風力発電事業の前期、事業の審査・許可、プロジェクト建設と運行管理など、海上風力発電の建設管理業務全般において適用する。
- 第3条 海上風力発電の前期業務には、海上風力発電計画、事業のフィージビリティー研究とフィージビリティー研究段階における風力エネルギー資源の測量・評価、海洋水文地質調査、建設条件論証と開発方案などが含まれる。
- 第4条 省レベルの海上風力発電計画は、省レベルのエネルギー主管部門が関連技術機関の協力で策定し、省レベルの海洋主管部門の意見を取り入れた上、国家エネルギー主管部門の審査・許可を受ける。国家エネルギー主管部門は、関連技術管理部門の協力で審査し、国家海洋行政主管部門の意見を取り入れた上、許可する。
- 第5条 海上風力発電計画は、全国再生可能エネルギー発展計画と一致し、海洋機能区画、海島保護計画及び海洋環境保護計画に符合しなければならない。節約・集約的の海域使用の原則を堅持し、環境評価ページを編制し、国防安全、海上交通安全などへの影響を避けなければならない。
- 海上風力発電所は、原則的に離岸距離 10km 以上、砂浜の幅 10km 以上の場合は水深が 10m 以上の海域に設置する。各種海洋自然保護区、海洋特別保護区、重要漁業水域、典型的海洋生態系、河口、湾、自然歴史遺跡保護区などのデリケート海域においては、海上風力発電所を設置することができない。
- 第6条 省レベルのエネルギー主管部門は、国家エネルギー主管部門の許可を受けた省レベルの海上風力発電計画に基づき、段階ごとの建設項目の前期作業方案を提出し、前期作業の引受機関を明確にするとともに、省レベルの海洋主管部門の意見を取り入れた上、国家エネルギー主管部門の許可を受ける。国家エネルギー主管部門は国家海洋主管部門の意見を取り入れた上、実施を許可する。前期作業の引受機関は、国家の関連守秘義務に基づき、海上風力発電の観測関連情報の守秘管理を行う。規模がより大きい海上風力発電基地事業、新技術試験モデル事業は、優先的に前期作業を展開することができる。省レベルのエネルギー主管部門は、国家甲級（一等級）の調査設計機関に委託して統一的に海上風力発電の前期作業を展開し、作業効率と成果を高める。
- 第7条 海上風力測量塔の設置は、海上風力発電の建設需要及び航海、航空警示の要求に応えなければならない。前期作業の引受機関は、風力測量塔を設置する前に海域管理の関連規定に基づき、県レベルの海洋主管部門に風力測量塔による海域使用の申請・海域使用権の取得を行い、風力測量塔の環境影響報告を作成し、審査・

許可権のある地方海洋主管部門の許可を受けなければならない。風力測量塔の通航安全評価報告を作成し、プロジェクト管轄区の海事主管部門の許可意見を取得しなければならない。施工企業は、海洋プロジェクト施工素質を有し、施工現場に入る前にプロジェクト管轄区の手続きを行わなければならない。

- 第 8 条 海洋水文測量評価は、相応の素質を持つ機関に委託して行う。海図測量と地質調査は、相応の素質を持つ機関に委託し海図測量と地質調査方案を作成するとともに、県レベルの海洋主管部門に報告する；海図測量と地質調査の前に、プロジェクト管轄区の手続きを行わなければならない。
- 第 9 条 事業前期作業は、プレ・フェージビリティ研究段階とフェージビリティ研究段階の順で行い、それぞれプレ・フェージビリティ研究報告とフェージビリティ研究報告を作成する。フェージビリティ報告は、技術関連機関の審査を通らなければならない。
- 第 10 条 プレ・フェージビリティ研究には、海上風力発電所の風力資源及び海洋水文の測量と初歩的評価、プロジェクト地質の初歩的評価、プロジェクト規模と発電所範囲の推定、プロジェクト投資予算と初歩的経済評価などの作業が含まれており、風力発電所建設のフェージビリティを初歩的に研究し、プレ・フェージビリティ研究報告を作成しなければならない。
- 第 11 条 風量発電技術の進歩と有効な市場競争を促進するため、プレ・フェージビリティ研究段階の作業を終えた事業について、国家エネルギー主管部門は必要と思われる事業において特許権の入札を行い、事業開発投資企業及び設備を確定することができる。国家エネルギー主管部門は、特許権の入札を行う前に風力発電事業の使用海域の位置及び範囲において、国家海洋主管部門の意見を求めなければならない。すでにプレ・フェージビリティ研究を行ったが落札しなかった企業については、落札した企業から省レベルのエネルギー主管部門が規定した前期作業費用基準に基づき、経済補償を行う。
- 第 12 条 フェージビリティ研究段階では、主に海上風力発電所の風力資源と海洋水文の評価、プロジェクト地質の評価、風力発電ユニットの類型と配置、電気と消防設計、土木建築プロジェクト設計、海域使用設計、施工関連設計、工程管理設計、労働安全と工業衛生設計、環境保護設計、設計概算及び経済評価などの作業を展開するとともに、風力発電所の建設方案の確定、フェージビリティ研究報告の作成を行い、事業審査・許可の基礎とする。
- 第 13 条 フェージビリティ研究段階において、事業者は国家海洋主管部門に海域使用申請を提出し、国家海洋主管部門は「海上風力発電の建設管理に関する暫定方法」などの関連規定に基づき受理、審査を行い、海域使用に関する予審（予備審査、以下同）意見を発行する。

- 第 14 条 フィージビリティー研究段階において、事業者は関連機関に委託して環境影響評価を行い、風力発電事業建設の環境影響評価報告書を作成する。国家海洋主管部門は審査を行い、審査・許可に関する意見を発行する。
- 第 15 条 フィージビリティー研究段階において、事業者は「海底ケーブルパイプの設置に関する管理規定」及び関連規定に基づき、海底ケーブルのルート調査、測量に関する手続きを行わなければならない。
- 第 16 条 フィージビリティー研究段階において、事業者は関連機関に委託し通航安全評価の論証を行い、通航安全評価論証報告を作成しなければならない。プロジェクト管轄区の海事主管部門は審査を行い、通航安全審査に対する意見を発行する。
- 第 17 条 フィージビリティー研究が終わったら、事業者は関連機関に委託し安全予備評価設計を行い、安全予備評価報告を作成するとともに、国家安全生産監督管理部門に報告する。電力接続システムの専門設計は国家レベルの送電網企業の許可意見を受け、関連法律・法規の規定に基づき、その他の相応する許可書類を取得する。
- 第 18 条 関連の各作業が完了とともに関連部門の許可を取得し、フィージビリティー研究報告が技術関連機関の審査を通ったら、事業者は審査・批准申請報告を作成し、省レベルのエネルギー主管部門の初審（一回目の審査、以下同）を受けるとともに、国家エネルギー主管部門の審査・許可を受ける。申請報告には、設計方案、海域使用に関する予審、環境影響評価、接続システム、通航安全、安全予備評価等及び相応の許可書類が含まれる。
- 第 19 条 国家エネルギー主管部門の許可を得た海上風力発電事業において、事業者は事業の許可に関わる書類を国家海洋主管部門に直ちに提出しなければならない。国家海洋主管部門は、法律に基づいて審査するとともに、海域使用权の許可に関する手続きを行う。
- 事業者は、「海底ケーブルのパイプ設置に関する管理規定」及び関連規定に基づき、ケーブルの設置施工に関する審査・許可手続きを行う。
- 事業者は、海域使用权を取得してはじめて建設工事を開始することができる。事業許可後 2 年以内に建設工事が始められていない場合、国家エネルギー主管部門は事業開発権を回収し、国家海洋主管部門は事業の海域使用权を回収する。事業工事の開始は、第 1 台発電ユニットの基礎施工を標とする。
- 第 20 条 事業者は、環境保護と安全衛生施設設計を強化する；省レベル送電網企業との送電網接続作業をスムーズに推し進め、送電網企業と電力系統接続デバッグに関する協議・電力売買に関する契約を結ぶ；電力の指示と国家情報管理の要求に基づき、情報化建設方案を作成・実施する；海上風力発電事業者は、海洋主管部門の監督・検査を受ける。
- 第 21 条 本実施細則は、国家エネルギー局と国家海洋局が説明責任を負い、公布日より施行する。

資料7 (海洋政策研究財団 訳) *

「中国海洋監察中長期發展計画 (2010年～2020年)」の概要

* 翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。

「中国海洋監察中長期發展計画（2010年～2020年）」の概要

国家海洋局は、中国初の海洋監察發展計画—「中国海洋監察中長期發展計画」（以下「計画」と呼ぶ）を制定・発表し、中国海洋監察の今後10年（2010年～2020年）における發展目標と主要作業任務について統一計画を行った。中国海洋監察が創建期から全面發展の肝心な時期において、「計画」は中国海洋監察力の發展における全面的、系統的計画を行った。「計画」の公布・実施は、中国海洋監察が初めてマクロ面と戦略面において、中国海洋監察事業10年發展のブループリントを描いたこととなる。

「計画」の發展目標は、確固たる政治思想、有能な業務能力、良好装備、准軍事化管理の海洋行政法律執行チームを育成し、權益保護の法律執行、行政法律執行の2つの機能を履行し、チーム、装備、技術保障3つの發展任務を実施するとともに、10年の間で中国海洋監察を一流の海洋法律執行チームに創り上げることである。

「計画」では、2015年までに、海洋監察チームの責任明確、行為規範、監督有効、保障有力な行政法律執行体制を整え；2020年までに、監察管理の立体化、法律執行規範化、管理情報化、反応快速化の海洋法律執行管理体系を基本的に形成し、世界先進国の海洋法律執行力との距離を徐々に狭めることとしている。

「計画」は、2010年～2010年における5つの具体的發展目標を明らかにしている。すなわち、權益保護法律執行の發展目標、行政法律執行の發展目標、海洋監察チームの發展目標、法律執行装備の發展目標、技術保障の發展目標である。具体的に、權益保護の法律執行面では、わが国の排他的經濟水域及び大陸棚海域内において、連続的、包括的な巡航の法律執行を実現し、他国からの海上權益侵害事件への即急な対応力と現場処理力を高める。行政法律執行面では、わが国の管轄海域内において、近海海域の海・陸・空のリアルタイムでの法律執行監視、違法行為の即急な調査・処分を実現し、海上災害性突発事件への応急処置能力を高める。海洋監察チームの發展面では、海洋監察法律執行の装備力を全面的に高め、各レベル海洋監察機構の近海における法律執行装備のニーズに応える。技術保障面では、海上法律執行の情報化、立体化、行動力迅速化、方策化学科を実現し、ハイテクによる海洋權益法律執行管理体系、海上突発事件への即急な対応体系、物証検査鑑定体系の3つの技術サポート体系を構築する。

「計画」では發展目標を実現するため、權益保護の法律執行、行政法律執行、制度建設と理論研究、チーム建設、法律執行装備、技術保障の各項目において、具体的な任務を細分化するとともに、4つの実施措置を示した。すなわち、①中国海洋監察の發展計画を直ちに国家發展計画の中に盛り込むこと、②中国海洋監察チームは本計画に基づき、各項目の専門計画、区域計画を定め、中国海洋監察發展計画体系を形成すること、③マスコミ、媒体等を利用し、海洋監察の社会的影響力を拡大すること、④国際的交流と協力を推し進め、中国海洋監察事業の發展スピードを高めること、などである。

資料8 (海洋政策研究財団 訳) *

(中国)2010年海島管理公報

* 翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。

2010年海島管理公報

1. 概 術

2010年3月1日は「海島保護法」の実施日であり、全国各レベルの海洋行政主管部門は「海島保護法」の重点を実行し、海島保護政策法規の公布、海島保護計画の策定、海島法律執行の展開などを通じて、海島の開発、建設、保護と管理業務を全面的に推し進めた。

海島政策法規の建設は大きな成果を収めており、初歩的な「海島保護法」の制度体系を構築し、海島管理業務の秩序ある展開を保障した。

海島計画体系の建設は順調に展開し、「全国海島保護計画」はすでに国务院の審査・許可を得ており、省レベルの海島保護計画の策定作業も順調に進められている。

海島生態の保護は確実に展開している。国家海島生態の修復モデル事業は、国家海島生態修復事業の全面的展開に貴重な実践経験を提供し、5つの省レベルにおける海島の修復整備及び保護関係の事業において初めての効果が現れている。

無人海島の開発利用事業は全面的に始まっている。無人海島の有償使用制度を構築しており、第1期海島リストの組織、報告、審査・許可等を始めている。

全国海域海島の地名管理業務は、段階的成果を得ている。海島名称管理制度を初歩的に構築し、15ヶ所のモデル地点における外業調査と5301ヶ所の海島地理実体現場調査を完了している。

無人海島の監督検査年度業務を徐々に展開している。中国海洋監察の各レベル機関は、広範な内容、多様な形式の海島法律執行検査行動を展開した。

海島管理能力は、著しい進歩を見せている。国家は、専門的な海島管理・法律執行機関と技術サポート機関を設立し、海島監察業務を安定的に推し進めている。

2. 海島政策法規

2010年3月1日に「海島保護法」が正式に施行され、わが国海島管理の新しいスタートとなった。「海島保護法」を徹底的に実施するため、国家海洋局は関連政策、制度と基準を策定し、より整った管理体系を作り上げた。

2010年6月7日に、財政部、国家海洋局は「無人海島使用金徴収使用管理方法」を共同で発表し、無人海島使用金の最低価格制度と評価制度を確定するとともに、無人海島使用金の徴収、減免、使用、監督検査と法律責任を明らかにし、無人海島の有償制度を実行するための根拠を提供した。



中华人民共和国 海岛保护法

中国法制出版社



無人海島開発利用の管理を規範化するため、「無人海島使用項目の審査業務に関する意見」を公布し、国家と省における無人海島開発利用の審査・許可業務のプロセスを明らかにした。「無人海島使用項目の評価・審査業務に関する意見」、「無人海島使用項目の第1期専門家評価・審査委員会の設立に関する通知」を發表し、無人海島使用項目の評価・審査業務を規範化した。それと同時に、「無人海島開発利用の具体的方案の編制方法」の發表に関する通知、「無人海島使用の申請書等様式の發表に関する通知」、「無人海島海域使用の論証機関リストの公布に関する通知」を發表し、無人海島の申告資料に関する業務を規範化した。

「無人海島使用权の登記方法」と「無人海島使用权証書の管理方法」を發表し、無人海島使用权の登記と証書の管理を規範化し、無人海島使用权者の合法的権利を保障した。

沿海省、自治区、直轄市の海洋主管部門は、積極的に省レベルの海島保護政策法規の策定を進めている。例えば、福建省では「福建省無人海島使用金徴収使用管理方法」を發表しており、浙江省、福建省では無人海島使用項目の審査・許可委員会を設立し、「海島保護法」のより徹底的な実施に制度的保障を提供している。

「海島保護法」の関連制度表

No	類 型	名 称
1	開発と保護	「無人海島使用の論証機関リストの公布に関する通知」
2		「無人海島使用申請書等様式の発表に関する通知」
3		「無人海島使用項目の第1期専門家評価・審査委員会の設置に関する通知」
4		「海域海島沿岸の修復整備の実施に関する意見」
5		「無人海島開発利用の具体的方案の策定方法」
6		「第1期無人海島開発利用のリストの公布に関する通知」
7		「無人海島使用項目の評価・審査に関する意見」
8		「無人海島使用項目の審理業務に関する意見」
9		「無人海島海域使用の論証機関リストの公布に関する通知」
10	有償使用	「無人海島使用金徴収使用管理方法」
11	海島計画	「省レベル海島保護計画の策定管理方法」
12		「全国海島保護計画委員会及び専門家審査委員会の設置に関する通知」
13		「海島保護計画の策定技術機関推薦リストに関する通知」
14	登記管理	「無人海島使用权登記方法」
15		「無人海島使用权証書の管理方法」
16	名称管理	「海島名称管理方法」
17		「海島境界画定と数量統計方法」

3. 海島保護計画

「全国海島保護計画」は、海島資源の保護と合理的利用を導くための綱領たるものであり、海島保護と利用活動に従事する根拠となる。わが国海島保護の現状と情勢を述べ、海島保護計画の指導思想、基本原則を明らかにするとともに、有人海島、無人海島と特殊用途の海島において分類、分区の保護を実行し、海島保護の十大重点工程を設立した。



写真 全国海島保護計画の座談会

国は、数多くの調査研究、研究討論、意見収集などを展開し、20 数部に及ぶ海島保護計画関連の研究報告を作成するとともに、「全国海島保護計画」を編制し、国务院の審査・許可を申し込んでいる。



写真 長海県南坨子島の海島計画調査研究実景

地方海島保護計画の指導のため、「省レベルにおける海島保護計画の策定管理方法」及び関連編制要求を発表し、省レベルの海島保護計画の主要内容、編制プロセスと審査・許可申請プロセス等を規範化し、「全国海島保護計画委員会及び専門家審査委員会の設置に関する通知」と「海島保護計画の策定技術機関推薦リストに関する通知」を発表した。現在、浙江、福建、広東と広西の4つのモデル地区において省レベルの海島保護計画が編制作業を完了しており、その他の沿海省（市）における海島保護計画の編制も始められている。

4. 海島生態保護

海島生態保護は「海島保護法」の主な内容であり、海島の持続的利用を実現するための根本的手段である。国は、舟山市桥梁山島、烟台市小黑山島、威海市楮島において、海島生態修復のモデル事業を展開し、初歩的効果を得ており、国家海島生態修復事業の全面的展開に基礎を提供している。これに基づき、国は、錦州市筆架山連島坝、唐山市唐山湾「三島」、上海市佘山島、宁波市韭山列島漁山列島と深圳市小铲島の 5 地区において、異なったタイプの省レベル海島の修復整備及び保護タイプの事業を許可しており、海島生態の保護を全面的に展開している。

省レベルの修復整備及び保護タイプの事業管理を強めるため、国は「海域海島沿岸の修復保護の展開に関する意見」を發表し、省レベル海洋主管部門に「海域海島沿岸の修復保護計画」及び関連計画の編制を求め、海島修復整備と保護事業が規範的、健康的、持続的な展開を保障している。



写真 桥梁山修復整備前



桥梁山修復整備後



写真 小黑山島鼠尾藻種苗まき



小黑山島藻場修復整備効果

5. 海島利用管理

海洋経済の著しい発展は、無人海島の開発ブームを引き起こしており、巨大な市場ニーズが形成されている。このような状況のなか、無人海島の開発活動を正確に導き、規範化することは、海島を保護する最も重要な手段となっている。2010年10月20日、国家海洋局は「第1期無人海島開発利用のリストの公布に関する通知」を發表し、第1期無人海島開発利用のリスト（以下、「第1期リスト」）に関する組織、報告、審査・許可等に関する業務を始めた。現在、遼寧省、山東省、江蘇省、浙江省、福建省、広東省、広西壮族自治区と海南省の人民政府において、本省における第1期リストを批准している。



写真 浙江省台州市開発予定の海島—南排山

無人海島の有償使用制度を確実に実施するため、「無人海島使用金徴収使用管理方法」に基づき、無人海島使用金評価規定と無人海島使用測量規範を策定した。2010年下半期、河北省唐山市菩提島、山東省即墨市驴島において実地測量と評価を行うとともに、実際の評価と測量に基づき、発見された問題点の修正・改善を行った。

6. 海域海島の地名管理

2010年4月、国家海洋局は全国海域海島の地名の全面調査を始めた。「海島名称管理方法」を發表し、海島命名、改名、名称取消し、名称登記と標示設置に規定を行った。国家と省レベルの指導者グループを立ち上げ、全面調査を実施管理を行った；国家と各省の海域海島地名の調査実施方案を策定し、全面調査の目標、役割分担、手配、経費保障等を明確にした；全面調査業務の情報流通制度を作った。

「海島境界決定と数量統計方法」、「全国海域地名調査手引き」、「全国海島地名調査手引き」、「全国海域海島のその他地理実態地名調査手引き」、「海島地名リモート・センシング調査手

引き」などの基準・規範を策定した；6 期にわたる調査業務の養成トレーニングを行い、累計 400 人ほどの管理人員と技術者を養成するとともに、210 セットの全国海域海島地名調査のシステムソフトと 3000 枚ほどの 1:10,000 の標準ベースマップ及び関連データを整備している。



写真 全国海島地名調査の第 1 期トレーニング班

全国海域地理の実体調査業務を完了し、沿海 8 省・市における港、航路、停泊地等その他地理実体調査と現場調査を展開した。天津、上海など 15 カ所の海島地名調査点の外業調査業務を行い、5301 カ所における海島地理実体現場調査を完了している。



写真 海島外業調査実景

7. 海島法律執行監察

「海島及び周辺海域の生態系を保護し、海島開発利用の秩序を規範化し、わが国の海洋權益を保護する」の職務を履行するため、中国海洋監察の各レベル機関では多様な形式の海島保護法律執行行動を展開しており、航空巡查、船舶巡航と海島上陸検査など、わが国の大半の海島において、初の大規模な法律執行検査を行った。



写真 福建省無人海島法律執行行動のスタート式 法律執行人員の両兄弟岬における検査

北海総隊は、3 か月に及ぶ北海区海島における保護聯合法律執行の監督検査行動を展開し、北海区の 528 カ所の海島において検査を行った。それによって北海区海島の開発利用状況を基本的に把握し、系統的な海島巡査アーカイブを作り上げた；東シナ海総隊では、本管轄区の領海基点所在島嶼と一部の無人海島の基本状況を把握し；南シナ海総隊では、実地検査を通じて南シナ海 1931 カ所の海島分布図を作成するとともに、海島の分類を行った。各レベルの海洋監察機関は、1 年の海島法律執行において海洋監察飛行機 141 機、船舶 1000 余回、法律執行人員 11000 余人を派出しており、検査した海島の数が 4137 カ所、検査した回数が 8390 回、発見した違法行為が 30 件に及んでいる。海島の監督検査を通じて、全社会に向け海島の合法的保護、合法的開発利用の法律理念を宣伝し、国民の合法的海島使用に関する意識を強化するとともに、「海島保護法」の社会的影響力を拡大した；海空聯合、空中先行、全島の巡航と島上陸検査の結合、法律執行検査と法律宣伝の結合など、有効な海島法律執行モデルを探索し、構築した。

8. 海島能力建設

海島管理を強化し、各レベルの海洋管理機関の管理職務を明確にするため、2010 年 7 月 21 日、国家海洋局は「海島管理組織機関建設の強化に関する通知」を発表し、海島管理オフィスを立ち上げ、海島総合処、海島保護処と海島使用処の三つの部署を設置した。主な職務としては、海島開発、保護と管理政策と技術規範の起草、海島保護計画の策定・実施；海島保護リスト作成；無人海島使用項目の審査・許可、使用権登記、証書公布と使用金徴収などの業務；無人海島建築物、施設登記と管理；海域と海島地名の管理；領海基点の海島の保護；海島使用論証と評価；環境保護司と協力し、海島関連の海洋生態系の保護；海島の監視観測と管理情報システムの構築；海島統計調査公報の公布などがある。

国家海洋局の北海、東シナ海、南シナ海支局と沿海各レベルの海洋主管部門は、「海島保護法」の供給に基づき、海島管理と監督検査機能を追加し；中国海洋監察総隊では海島法律執行保護処を設置し、海島法律執行業務の統一、協調、海島の監督検査を強化した。

国家海洋局は、国家海洋局の1、2、3研究所において、それぞれ国家海島・沿岸域研究センター、国家海島開発・管理研究センター、国家海島計画・保護研究センターを設立し、国家海洋情報センターと国家海洋技術センターにおいても海島研究室を設置し、海島技術的サポート体系を初歩的に構築している。

海島監視観測システムの建設方案の策定業務を完了しており、既存するネットワークを利用し国家海島監視観測業務体系を構築し、全国海島の動態的監察管理を実現するとともに、社会に向け海島情報サービスを提供している；海島歴史データ、908項目の海島とリモート・センシング調査データ、海島関連項目、海島政策法規等の各種資料を整理・整頓しており、海島のデータベースをより改善し、海島情報製品の快速制作とサービス能力を初歩的に形成している。



写真 国家海島監視観測システム

附録 名詞解釈

海島：四面が海に囲まれ、高潮時に水面より高く自然的に形成された陸地区域を指し、有人海島と無人海島を含む。

無人海島：住民戸籍管理の住所登録地に属しない海島を指す。

海島及び周辺海域生態系：海島が存在する島体、海岸線、植被、淡水と周辺海域等の生物群落と非生物環境からなる有機複合体を指す。

海島保護：海島及び周辺海域生態系の保護、無人海島の自然資源保護と特殊用途海島の保護を指す。

資料9 (海洋政策研究財団 訳) *

(中国) 2011年海島管理の要点

* 翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。

2011年海島管理の要点

2011年における全国海島管理の全体構想は、科学的発展観を徹底的に実行し、海島の開発、建設、保護・管理を統一し、「海島保護法」を全面的実施するとともに、海島の計画、保護、無人海島使用管理の制度整備を中心に、海島の修復・保護、地名調査、監視観測システムの構築などを積極的に推進し、海島保護業務能力を高め、海島管理メカニズムを創造構築することである。海島の居住環境を改善し、海島地区の持続可能な発展を促進する。

1. 政策研究を展開し、海島の新たな発展モデルを探索する

海島の経済社会発展を促進する政策研究を展開し、海島地区の基礎施設と社会事業建設を推進する。海島と領海基点に所在する海島へのサポート体制を強化し、海島の住民が「以島為家（島を以て家とする）、守島为国（国のために島を守る）」することを鼓舞する。海島生態建設の実験基地と無人海島開発利用のモデル基地を建設する。

2. 制度建設を加速し、海島法律体系を改善する

「海島保護法」体系を改善し、地方における海島立法過程を加速する。沿海の各省市では実際の状況に基づき、海島の制度整備を地方人民大会と政府立法計画に盛り込む。既存の地方法規と規範等について整理を行い、「海島保護法」及び国家海島政策の規定等に符合しないものの改正・廃止を行い、より完備された海島の開発、保護、管理制度体系を構築する。

3. 計画の策定を完成し、海島の開発保護を統一する

「全国海島保護計画」の審査・許可を積極的に推進し、浙江、福建、広東、広西等省（区）における海島保護計画のモデル事業を継続的に実行するとともに、その他の省市における海島保護計画の編制、審査・許可、記録等を全面的に展開する。沿海市県においても無人海島保護・利用計画を策定する。海島保護計画体系を構築・改善し、全国海島の開発と保護を統一する。

4. 地名調査を推進し、名称管理制度を構築する

国務院の部署と「全国海域海島の地名調査の実施方案」の要求に基づき、海島地名現場調査、海島名称標準化処理作業を加速し、海島名称標示の設置を展開する。海島の名称管理業務を強化し、海島の命名、改名、名称取り消しと名称登記作業を展開する。

5. 修復整備を実施し、海島生態環境を改善する

海島修復整備と保護計画を策定し、プロジェクトライブラリーの建設とプロジェクト申告業務を推進する。「海島の修復整備保護業務の強化に関する意見」を発表し、海島の修復

整備技術ガイドラインを作成するとともに、海島の修復整備業務を指導・推進し、海島の修復整備保護の内容、監察管理、引渡し業務プロセスなどを規範化する。中央財政海域使用金が補助する海島修復整備保護事業の完成状況への監督検査を強化する。

6. 使用秩序を規範化し、海島の合理的利用を引導する

無人海島の使用申請の審査・許可、セリ・入札及び監察管理方法を制定し、無人海島使用測量、開発利用の具体方案、事業論証報告と使用金評価等の標準規範を編制する。第1期無人海島の開発利用リストを公布し、無人海島使用权の審査・許可、登記と権利確定証書発行業務を始め、海島資源の合理的開発利用を推進する。

7. 能力建設を強化し、海島管理レベルを高める

海島の監視観測システム建設を始め、航空のリモート・センシング、衛星のリモート・センシング、船舶巡航と島上陸調査を手段として、全国統一の海島データベースと監視観測体系を構築し、全国海島の動態監察管理を実現するとともに、国民に海島情報サービスを提供する。

8. 宣伝・トレーニングを展開し、良好な雰囲気を作る

「海島保護法」の実施一周年を契機に宣伝・普及活動を展開し、全社会の海島への関心、海島の保護、合理的な開発利用を引導する。海島業務のトレーニングを展開し、各レベル海島管理人員と技術者の管理能力と技術力を高める。海島業務中のクリーンな政治建設を強化し、公衆の意見を幅広く取り入れ、公衆の監督を自覚的に受け入れる。

資料10 (海洋政策研究財団 訳) *

2010年中国海洋行政法律執行公報

* 翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。

2010年中国海洋行政法律執行公報

1. 總 述

2010年において、各レベルの海洋行政主管部門及び海洋監察機關は、「中華人民共和國領海及び接続水域法」、「中華人民共和國排他的經濟水域と大陸棚法」、「中華人民共和國海域使用管理法」、「中華人民共和國海洋環境保護法」、「中華人民共和國海島保護法」、「中華人民共和國海外關連海洋科学研究管理規定」等の法律法規に基づき、わが国の管轄海域における海洋權益保護の法律執行、海域使用管理の法律執行、海洋環境保護の法律執行、海島保護の法律執行などの業務を全面的に展開した。それと同時に、監督検査の強化、海洋行政法律執行プロセスの更なる規範化、法律執行能力の継続的強化などの面で、一定の効果を取得した。

また、日常の法律執行業務を確実に行うとともに、海洋權益保護の法律執行では重点海域における巡航と特定項目の法律執行行動を強化しており、沿海各省の海洋監察機關においても海洋權益保護の巡航法律執行業務を徐々に展開した；海域使用の法律執行面では、「海盾 2010」という特定項目行動を実施し、海域使用秩序を規範化した；海洋環境保護の法律執行面では、「碧海 2010」という特定項目行動と「渤海石油調査開発活動の定期巡航」を実施し、海洋環境の汚染行為、海洋生態系の破壊行為等を制止した；海島保護の法律執行面では、法律の普及・宣伝活動、海島巡查、海島保護の法律執行のモデル事業等を実施した。

2010年において、海洋法律執行では海洋監察の飛行機 1068 機、船舶 13337 隻を派出しており、行政処罰 1379 件、罰金総額 75664.21 万元となっている。

2010年海洋權益保護の法律執行の基本状況

派出法律執行力量			監視目標			写真 (枚)	撮影 (分)	呼掛け (回)
船舶 (隻回)	飛行機 (機回)	車両 (台回)	船舶 (隻回)	飛行機 (機回)	其他 (回)			
188	523	943	1303	214	43	57332	6921	124

2010年海域使用管理の法律執行、海洋環境保護の法律執行、海島保護の法律執行基本状況

法律執行領域	検査項目 (件)	検査回数 (回)	違法行為 (件)	行政処罰 (件)
海域使用	29176	72233	1836	826
海外関連海洋科学研究	53	80	0	0
海底ケーブル保護	190	3010	202	11
海洋工程建設事業	5719	23633	321	231
海洋投棄	1401	8119	184	145
海洋生態保護	546	3690	294	166
海島保護	4137	8390	30	0
総計	41222	119155	2867	1379



注：本公報における全国統計データには、香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区を含まない。

2. 海洋行政法律執行

1) 海洋權益保護の法律執行

2010年において、中国海洋監察の各レベル海洋監察機関は、関連部門の指示と指導の下でわが国の管轄海域における定期巡航法律執行を全面的に展開し、特定項目の權益保護法律執行を積極的に実施するとともに、関連部門との協調・協力を深めており、省レベルの海洋監察機関においても權益保護巡航力度を高め、海洋權益保護業務において大きな成果

を得ている。2010年では、海洋監察船舶188航回、航程211428海里、海洋監察飛行機523機回、航程538480Kmにわたって出動しており、わが国の全海域をカバーしている。中国の管轄海域に進入した外国船舶1303隻回、飛行機214機回、その他の目標43回を監視しており、監視写真57332枚、動画資料6921分を撮影している。また、その他の違法行為7回を発見し、呼掛け124回を行っており、国家の海洋権益を保護した。

南シナ海の某海域における海洋調査作業の護衛行動を実施し、行動実施の中某外国の干渉船228隻回を遮り止め、その他の通過商船、漁船への警報40隻回を行い、調査作業の順調な実施を保障した。東シナ海の某油田の権益保護、南シナ海某海域の海上掘削作業の権益保護等の特定項目の行動を実施し、関連海洋作業のスムーズな進行を保障した。

上海万博期間、広州アジアゲーム期間の海底ケーブルの巡視保護行動を実施し、海底ケーブルの安全を保障した。そのほか、わが国の有人潜水器の深海調査を護衛した。



東海の某油田区域の巡航



南海の某海域の干渉船の遮り止め

2) 海域使用管理の法律執行

2010年において、中国海洋監察は海域使用秩序の規範化を目的に、沿岸海域における定期巡査と特定項目の法律執行行動を展開し、大型の違法埋立て行為と養殖海域使用行為を重点的に調査・処分した。それと同時に、「海盾2010」という特定項目法律執行行動を継続して実施し、海域使用領域の重大案件を調査・処分した。



砂利採取船の検査

また、無秩序な砂利採取を抑制するため、遼寧省、山東省、福建省、広東省等の地区において特定項目行動を展開し、違法砂利採取行為を法律に従い処罰した。

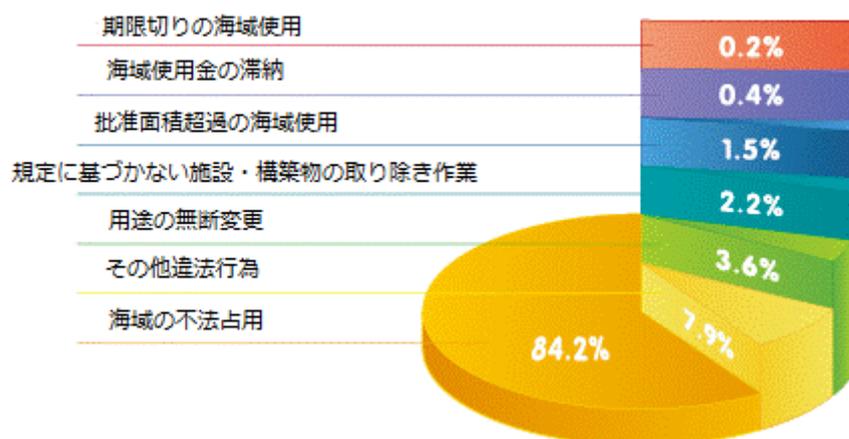
海域使用管理の法律執行面では 2010 年において、検査した海域使用項目 29176 件、検査回数 72233 回、発見した違法行為 1836 件、処罰決定件数 826 件に及んでいる。

海域使用管理の法律執行統計

海域使用類型	検査項目	検査回数	違法行為	行政処罰
	(件)	(回)	(件)	(件)
漁業	19725	39949	1023	355
工業	2437	6022	232	179
交通運輸	2293	7173	98	37
レジャー	654	5626	40	12
海底プロジェクト	140	793	0	0
海洋投棄	510	1668	36	14
土地形成プロジェクト	2731	8804	278	159
特殊用途	151	666	22	5
その他用途	535	1532	107	65
合計	29176	72233	1836	826

発見された違法行為の中には、主に海域の違法占用（84.2%、漁業、土地造成と工業などの海域使用を含む）、海域用途の無断変更及び規定に基づかない施設・構築部の取り除き作業などがある。

海域使用の違法行為別割合



3) 海洋環境保護の法律執行

2010年では、海洋環境保護の法律執行を全面的に展開した。重大な海洋環境違法行為への監督検査を促進するため、「碧海2010」という特定項目行動を実施し、海洋環境影響評価を行わずに建設工事を始めた海洋プロジェクト、無断海洋投棄、海洋自然保護区の核心区と緩衝区における生産経営施設の建設などの重大な海洋環境違法行為を調査・処分した。

「渤海石油調査開発活動の定期巡航法律執行検査」を展開し、渤海石油調査開発活動の違法行為の巡査力度を重点的に強化した。

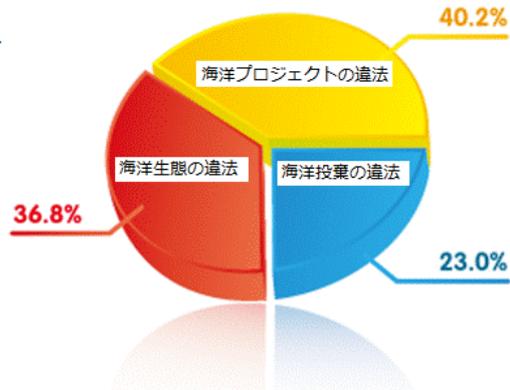
全国各レベルの海洋監察機関は、海洋プロジェクト建設事業の環境監督検査を23633回にわたって実施し、321件の違法行為の発見、231件の行政処罰を行った；海洋投棄の監督検査を8119回にわたって実施し、184件の違法行為の発見、145件の行政処罰を行った；海洋生態保護の監督検査を3690回にわたって実施し、294件の違法行為の発見、166件の行政処罰を行った。



海洋投棄船の検査

海洋環境違法行為別割合

- 海洋工程違法
- 海洋生態違法
- 海洋傾廃違法



4) 海島保護の法律執行

「中華人民共和国海島保護法」は3月1日に正式に実施されており、中国海洋監察は法律が賦与した職務を履行するため、基礎的業務を行うとともに、法律執行のモデル事業を展開した。北海、東シナ海海区及び遼寧、山東、福建、広東シナ海南等の地区において特定項目業務を実施し、区域内の海島の法律執行巡査を行うとともに、海島の現状調査と法律執行基礎情報の記録を作成した。

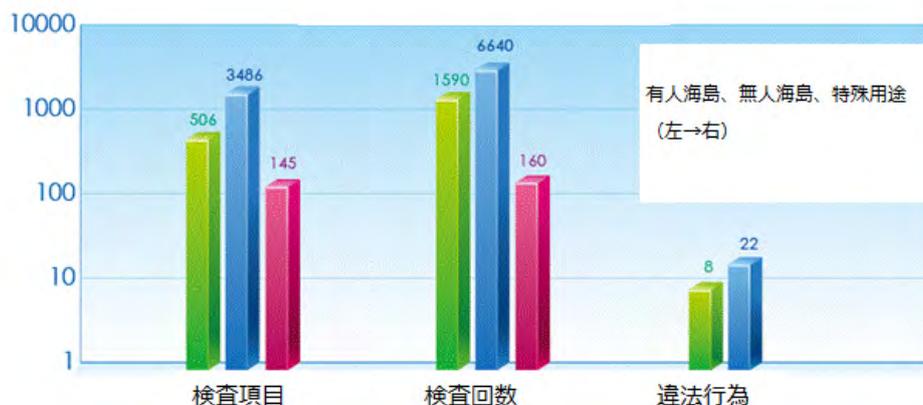
2010年において、海島保護の監督検査を8390回にわたって実施しており、検査項目が4137件、違法行為の発見数が30件に及んでいる。



海島の上陸巡査

海島保護の監督検査法律執行統計

海域使用類型	検査項目 (个)	検査回数 (次)	違法行為 (起)	行政処罰 (件)
有人海島	506	1590	8	0
無人海島	3486	6640	22	0
特殊用途海島	145	160	0	0
合計	4137	8390	30	0



3. 法律執行能力の建設

1) 機関建設

中国海洋監察では、6件の分遣隊レベルの機関を新設しており、中には中国海洋監察第10分遣隊（駐海南省海口市）、中国海洋監察西南中沙法律執行分遣隊が含まれる；1件の大隊レベルの機関を新設している。

2) 教育・養成トレーニング

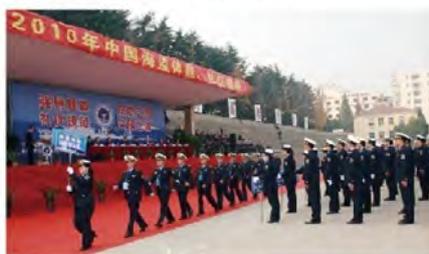
多様なトレーニングを実施し、リーダー、幹部類の養成班では総隊長、政治委員等91人、業務類の養成班では法律執行幹事234人、初任海洋監察員類の養成班では新人74人を養成している。

3) 法律執行装備の建設

2010年において、中国海洋監察は法律執行船3隻、法律執行ヘリ1機を増加している。法律執行理論及び技術研究を展開し、船舶搭載専用の法律執行装備を試験的に導入している。



全国海洋監察クリーン政治業務會議



体力親善コンテスト



中国海監23号

4. その他

1) 「中国海洋監察中長期發展計画」の公布

「計画」は、海洋監察チームの2010年～2012年における發展目標と主要任務を明確にし、各項使命任務と実施措置を示している。「計画」実施後、監察管理の立体化、法律執行の規範化、管理情報化の海洋法律執行体系が基本的に形成される。

2) 海底ケーブル保護の特定行動

5月～12月において、国家海洋局と工業・情報化部の共同通知である「2010年上海万博期間における海底ケーブル保護の強化に関する通知」に基づき、中国海洋監察の各海区及び遼寧、山東、江蘇、上海、浙江、広東、広西、海南等地区的海洋監察機関では「国際海底ケーブル保護の特定行動」を実施し、わが国管轄海域内の40か所余りの国際、国内海底ケーブルの特定巡査保護を行った。1600隻回の船舶を出勤するとともに、各類の海上作業船舶10300隻回を検査・遮り止め、海底ケーブルの安全を確保した。



ケーブル巡査保護特定行動のスタート式

3) 南シナ海の島礁における巡航

4月において、中国海洋監察と関連機関人員は「中国海監81」号、「中国海監83」号にそれぞれ乗船し、黄岩島、南シナ海南部、西沙諸島西部、北部湾湾口などの重点海域において調査・考察を行うとともに、曾母暗沙（南沙諸島南方の、マレーシアの排他的經濟水域内に位置する、サンゴ礁性の暗礁）に中華人民共和国の主権碑を設置した。

4) 法律執行の協力と交流

中国海洋監察総隊と韓国海洋警察庁は、各自の管轄海域における海上油流出等の突発性海洋汚染事件発生時の即急な対応や、海洋環境保護の法律執行領域の技術研究協力などの面で、認識を共有している。

中国海洋監察関連機関と台湾海巡署関連機関は、海洋法律執行の協力連絡窓口を設置している。

中国海洋監察とわが国の関連法律執行機関は、ロシアなどの6カ国が開催した北太平洋地区の海岸警備法律執行機関フォーラム（NPCGF）や「2010年海上安保の多角的演習・訓練」に参加した。



2010年海上安保の多角的演習・訓練 記念撮影

資料 1 1 (海洋政策研究財団 訳) *

各国および国際機関の海洋政策ウェブサイト集

資料 11 各国および国際機関の海洋政策ウェブサイト集

日本 :

総合海洋政策本部

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/index.html>

東京大学海洋アライアンス

<http://www.oa.u-tokyo.ac.jp/>

海洋技術フォーラム

<http://blog.canpan.info/mt-forum/>

日本財団

<http://www.nippon-foundation.or.jp/>

米国 :

国家海洋会議 (National Ocean Council)

<http://www.whitehouse.gov/administration/eop/oceans>

Joint Ocean Commission Initiative

<http://www.jointoceancommission.org/>

欧州連合 :

欧州委員会 DG MARE(海洋政策関連)

<http://ec.europa.eu/maritimeaffairs/>

英国 :

環境・食糧・農村地域省 (英国海洋及び沿岸アクセス法制定関連)

<http://www.defra.gov.uk/environment/marine/legislation/mcaa/index.htm>

海洋管理機関 (沿岸アクセス関連)

<http://www.marinemangement.org.uk/>

フランス :

Grenelle de la Mer

<http://www.legrenelle-mer.gouv.fr/>

Secrétariat général de la mer

<http://www.sgmer.gouv.fr/>

IFREMER

<http://www.ifremer.fr/francais/index.php>

ロシア :

ロシア連邦政府海洋協議会

<http://government.ru/gov/agencies/135/>

ロスモルポルト

<http://www.rosmorport.ru/>

オーストラリア :

Department of the Environment, Water, Heritage and the Arts

<http://www.environment.gov.au/>

ANCORS

<http://www.ancors.uow.edu.au/>

中国 :

中華人民共和国国土海洋局

<http://www.soa.gov.cn/soa/index.htm>

中華人民共和国海洋法規

<http://www.cme.gov.cn/hyfg/>

中国海洋情報ネットワーク (China Oceanic Information Network)

<http://www.coi.gov.cn/>

国家海洋局海洋發展研究所

<http://www.cima.gov.cn/>

国家海洋情報センター

<http://www.nmdis.gov.cn/>

中国科学院海洋研究所

<http://www.qdio.cas.cn/>

中国海洋デジタル(China Digital Ocean, 中国数学海洋)

<http://www.iocean.net.cn>

韓国 :

大韓民国国土海洋部

<http://www.mltm.go.kr/portal.do>

国土海洋部沿岸ポータル

<http://www.coast.kr/>

国立水産科学院

http://www.nfrdi.re.kr/page?id=kr_index

韓国海洋水産開発院

<http://www.kmi.re.kr/>

韓国海洋科学技術振興院

<http://www.kimst.re.kr/>

韓国海洋研究院

<http://www.kordi.re.kr/>

海洋水産研究情報ポータル

http://portal.nfrdi.re.kr/page?id=pr_index



この報告書は、ボートレースの交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。

平成23年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究
各国および国際社会の海洋政策の動向 報告書

平成24年3月発行

発行 海洋政策研究財団(財団法人シップ・アント・オーシャン財団)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-16 海洋船舶ビル
TEL 03-3502-1828 FAX 03-3502-2033
<http://www.sof.or.jp> E-mail : info@sof.or.jp

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。

ISBN978-4-88404-274-5